内閣委員会報告書

【第五号参照】

請願に関する報告書

恩給法臨時特例改正に関する請願（請願者　山口県玖珂郡日積村五十七番地重村精磨外二百五十名）（佐藤榮作君紹介）（第一〇八号）、同（請願者　兵庫県氷上郡上久下村篠場村上英夫外二百三十名）（有田喜一君紹介）（第一〇九号）、同（請願者　兵庫県赤穂町木生谷百一番地木村徳雄外十名）（大上司君紹介）（第一一〇号）、同（請願者　名古屋市中川区西日置町高田恒治郎）（山崎好文君紹介）（第一七〇号）、同（請願者　島根県安濃郡川合村大字川合三浦フサ）（山本利壽君紹介）（第一七一号）、同（請願者　愛知県西春日井郡新川町大字須ケ口七十九番地安藤彦三郎外百五十八名）（多武良哲三君紹介）（第一七三号）、同（請願者　千葉県汐見丘町二番地佐久間尚外二百十五名）（片岡伊三郎君紹介）（第四〇三号）、同（請願者　愛知県碧海郡安城町大字山崎字大手四十七番地後藤喜一外百九十五名）（三宅則義君紹介）（第四〇四号）、同（請願者　富山市神通町千四十九番地富山労働会館内長谷美壽井外八百七十七名）（鍛冶良作君外一名紹介）（第四〇五号）、同（請願者　横浜市保土ケ谷区月見台百七十八番地齋藤元近外二千六百八十九名）（岩本信行君外九名紹介）（第四〇六号）、同（請願者　島根県松江市殿町八番地関理藏外千七百三十八名）（大橋武夫君紹介）（第四一九号）、同（請願者　兵庫県津名郡中田村中田五〇二脇喜一郎外二百五十一名）（塩田賀四郎君紹介）（第四二〇号）、同（請願者　愛知県渥美郡杉山村六連一本木十二番地杉田留生外百八十八名）（福井勇君紹介）（第四九四号）、同（請願者　仙台市北七番町百二十七番地鳥海亥太郎外二千五百八十一名）（千葉三郎君外一名紹介）（第五六〇号）、同（請願者　愛知県宇廻郡金生町大字下分千六百三十一番地森川好春外二千五百二十名）（関谷勝利君外七名紹介）（第五七〇号）、同（請願者　愛知県岡崎市非田町字山王三番地福若壽一外百二十七名）（千賀康治君外一名紹介）（第五七一号）、同（請願者　石川県金沢市櫻町六番町一丁目五番地ノ二表彌三郎外二千六百六十二名）（坂田英一君外一名紹介）（第五七二号）、同（請願者　兵庫県美方郡射添村川会百二十五番地谷信太郎外六名）（有田喜一君紹介）（第五七三号）、同（請願者　岩手県盛岡市大沢川原小路八十八番地三田地勘治郎外六百七十一名）（山本猛夫君紹介）（第五七八号）、同（請願者　仙台市北六番町九十番地岡崎榮松外二千五百八十一名）（佐々木更三君紹介）（第六〇八号）、同（請願者　仙台市福室字松堂十番地三浦りう外二千五百八十一名）（安部俊吾君外四名紹介）（第六〇九号）、同（請願者　宮崎県北諸県郡志和村大字下水流三百六十三番地イ永吉嘉六外三十二名）（瀬戸山三男君外一名紹介）（第六一〇号）、同（請願者　山形県庁社会課内末野義四郎外八名）（志田義信君紹介）（第六一一号）、同（請願者　静岡市大岩宮下六十四番地実藤豊吉外千二百六十九名）（神田博君外九名紹介）（第六一二号）、同（請願者　愛知県葉栗郡木曾川町宇佐美重義外百二十五名）（江崎眞澄君紹介）（第六六五号）、同（請願者　兵庫県加東郡社町田中三百二十三番地堀内喜代治外二百名）（岡田五郎君紹介）（第六六六号）、同（請願者　宮崎市船塚町二百三十八番地外川福男外二千九百九名）（川野芳滿君外四名紹介）（第六六七号）、同（請願者　山口県大島郡和田村千六十番地尾儀熊一外千二百九名）（佐藤榮作君外二名紹介）（第六六八号）、同（請願者　山口県下関市大字水田郷四八ノ一番地冷泉護外六百六十六名）（周東英雄君外二名紹介）（第六六九号）、同（請願者　島根県邇摩郡久利村大字久利松原源次郎外四百二十三名）（山本利壽君紹介）（第六九二号）、同（請願者　香川県高松市幸町百二十一番地香川大学学芸部内牧俳五郎外千七百三十三名）（島田末信君紹介）（第六九三号）、同（請願者　鹿兒島県鹿兒島郡谷山町塩屋四百九十番地荒武政治外千七百八十名）（中馬辰猪君外二名紹介）（第七一三号）、同外一件（請願者　佐賀県三養基郡中原村大字原古賀六千六百七十七番地平野憲八外千九百名）（三池信君外二名紹介）（第七一六号）、同（請願者　兵庫県赤穂郡高田村中野福井行三外十五名）（大上司君紹介）（第七八八号）、同（請願者　愛知県瀬戸市場町伊藤濱吉外三十名）（早稻田柳右エ門君紹介）（第七八九号）、同（請願者　山形県西田川郡加茂町大字加茂二十九番地小関太元外七百六十六名）（圖司安正君外三名紹介）（第七九〇号）、同（請願者　鳥取県米子市角盤町一丁目九十九番地菱谷ちよ外五百四名）（稻田直道君紹介）（第七九一号）、同（請願者　山形県東置賜郡高畠町千三十五番地石川操輔外千二百十名）（松浦東介君外三名紹介）（第七九二号）、同外一件（請願者　和歌山県新宮市新宮一千十五番地山口ゑい外七百八十名）（田中織之進君紹介）（第七九三号）、同（請願者　福井市葵町福井県教育協会内小辻千太郎外二千二百五十六名）（坪川信三君外三名紹介）（第九三九号）、同（請願者　豊川市野口町前野四十五番地寺部倍吉外百名）（福井勇君紹介）（第九四〇号）、同（請願者　兵庫県美嚢郡三木町福井黒田三次外八十名）（吉田省三君紹介）（第九四四号）、同（請願者　長野県飯田市大王路町小林宣）（今村忠助君紹介）（第一一〇七号）、同（請願者　豊橋市和田町字的場二丁目一番地佐原省之外二百名）（八木一郎君紹介）（第一一〇八号）、同（請願者　愛知県半田市字北大股町四十六番地鈴木順治郎外百三十六名）（久野忠治君紹介）（第一一〇九号）、同（請願者　三重県桑名郡長島村大字高座　伊藤幸太郎外三千二十三

名）（水谷昇君外三名紹介）（第一一一〇号）及び恩給増額の請願（請願者　愛知県寶飯郡塩津村大字竹谷松尾幸治郎外二百十名）（福井勇君紹介）（第三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに、恩給法臨時特例の改正によつて、恩給が増額支給されたが、インフレの昂進は、なお、止まるところなく、受給者の生活は困窮の一途をたどりつつある現状にかんがみ、公務員の給與の改正に伴つて恩給を増額支給する法的措置を講ずるとともに、改正恩給法臨時特例においてもなお、退職期日によつて、不合理の点があるので、これを是正されたいというのである。

一、請願の議決理由

最近の物価事情にかんがみ、恩給及び扶助料を相当額増加するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長　幣原喜重郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　東京都労働組合連合会執行委員長重盛壽治）（並木芳雄君紹介）（第四九五号）、同（請願者同前）（松岡駒吉君紹介）（第六一三号）、同（請願者　同前）（中島守利君紹介）（第七九四号）及び同（請願者　同前）（門司亮君紹介）（第七九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都においては、都制施行の際または施行後都の官吏に任用せられ、地方自治法の施行に伴い、再び都の有給吏員となつた者は、引続き都の有給吏員であつた者に比して、恩給が著しく不利益になつているから、恩給法附則（昭和二十二年法律第七十七号）第十條の規定に特例を設け、都條例によつてこれを定めるよう改正せられたいというのである。

一、請願の議決理由

東京都制（昭和十八年法律第八十九号）施行の特殊性にかんがみ、東京都については、恩給法附則（昭和二十二年法律第七十七号）第十條の規定に関し、特例を設けるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長　幣原喜重郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　長崎市立伊良林小学校長坂本守道外九名）（岡西明貞君紹介）（第九四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小学校中学校等の教育職員で、都道府県の視学、教育委員会の指導主事等に転補せられ、後再び前記学校に復帰した者は、引続きこれらの学校に勤務した者に比して、恩給待遇上非常に悪い條件となる。ついては、少くとも同じ待遇を與えられるよう、恩給法の一部を改正せられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小学校等の教育職員が、その永年在職の中間において、都道府県の視学等に転補せられたために、著しく恩給待遇上の不利益をこうむることのないよう、恩給法の改正を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長　幣原喜重郎殿

人事委員会報告書

【第七号参照】

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

従前、給與に関する基礎的部分は人事院が担当し、これが運用及び実施面は新給與実施本部が担当しておつたのであるが、人事院の機構の整備に伴い、給與行政を一元化するため、新給與実施本部を廃止して、その権限を人事院に移さんとするのが本法案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

人事院の機構整備の上は、政府職員の給與に関する行政を人事院のもとに一元化する必要があると認め、本案を可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

人事委員長一星島　二郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十号参照】

特別職の職員の給與に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

特別職の職員の給與については、従来特別職の職員の俸給等に関する法律によつて規定されていたが、その後新たに特別職に加えられたものが相当にあり、またそのあるものは、給與に関する法的根拠を全くもたないものがあるので、特別職の職員の給與について、その適用を受けるべきものの範囲、給與の種類、額、支給條件、支給方法等に関する規定を整備せんとするのが本法案の目的であり、その内容の主なる点は次の通りである。

（一）国家公務員法に規定する特別職の職員をその職務の性質、勤務の形態等に著眼して、内閣総理大臣等、地方自治委員等、待従及び連合国軍労務者等の四つに分類し、その各々につき給與の種類、額、支給方法等を別箇に規定した。

（二）給與の支給方法として新たに加えられた規定は、重複給與の調整に関する規定で、特別職の職員が他の国家公務員の職を兼ねるときの給與について所要の調整を加えた。

（三）なお、この法案は、現行の特別職の職員だけを適用範囲としている関係上、国会閉会中新たに特別職の職員になつた者の給與については、その後法律の改正があるまで、政令で定めることができるよう附則中に規定してある。

二、議案の可決理由

特別職の職員の給與について、その適用をうけるべき者の範囲、給與の種類、額、支給條件、支給方法等に関する規定を整備することは必要且つ妥当と認める。よつて本法案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十一号参照】

請願に関する報告書

政令第二百六十四号の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内三ノ一佐藤安政）（中原健次君紹介）（第七二一号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内三ノ一佐藤安政）（小川平二君紹介）（第一一二三号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内三ノ一佐藤安政）（井出一太郎君紹介）（第一一二四号）及び同（請願者　東京都千代田区丸の内一ノ三佐藤安政）（田万廣文君外一名紹介）（第一一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政令第二百六十四号によれば退職

手当に十年以上勤務者とそれ以下のものとに差別があるが、これを撤廃して一律にし、又恩給や共済組合給付を受けている者から退職金を差し引くことは不合理であるから廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

妻木町の地域給引上げに関する請願（請願者　岐阜県土岐郡妻木町長水野鷲三外四名）（加藤鐐造君紹介）（第四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡妻木町は隣接する下石町とは同一盆地にあつて、生活條件も産業條件もなんら異ることがないにかかわらず、今回の地域給の順位発表によると下石町と十位以上の差異があるのは、はなはだ不合理である。ついては、妻木町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

該町の地域給を引き上げるのは妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

寒冷地給、石炭手当支給に関する請願（請願者　厚生省職員組合長大久保晴正）（岡田春夫君外二名紹介）（第一一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

前国会において寒冷地、積雪地給及び石炭手当支給の法律が成立し、人事院も政府に対し細目の勧告をなしたが、いまだに実施されないため、寒冷地在勤職員の生活は破たんにひんし越年も覚束ない実情であるから、すみやかに該手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

寒冷地手当支給促進に関する請願（請願者　長野県全官労働組合協議会委員長藤澤初外三千三百二十四名）（松澤兼人君外五名紹介）（第一一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国会において寒冷地、積雪地給及び石炭手当支給の法律が成立し、人事院も政府に対し細目の勧告をなしたが、いまだに実施されないため、寒冷地在勤職員の生活は破たんにひんし、越年も覚束ない実情であるから、すみやかに該手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

寒冷地、積雪地給及び石炭手当支給促進に関する請願（請願者　全逓信労働組合中央執行委員長山口寛治）（江崎一治君外三名紹介）（第一〇九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国会において寒冷地、積雪地給及び石炭手当支給の法律が成立し、人事院も政府に対し細目の勧告をなしたが、いまだに実施されないため、寒冷地在勤職員の生活は破たんにひんし、越年も覚束ない実情であるから、左記事項をすみやかに実施されたいというのである。

（一）本年一月からの該手当を実働時間通り完全に支給すること。これがために現行の超過勤務予算の二倍を追加すること。

（二）超過勤務手当を支給期日には必ず支給すること。

二、請願の議決理由

超過勤務手当を実働時間通り完全支給することこれがために現行の超過勤務予算の二倍を追加すること及び超過勤務手当を支給期日には必ず支給することは妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

超過勤務手当完全支給に関する請願（請願者　東京都千代田区霞ヶ関、厚生省職員組合長大久保晴正）（伊藤憲一君外一名紹介）（第一一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

厚生省職員の超過勤務手当は実働時間通り支給されないため、職員は生活苦にあへぎ、債権を有しながら支給されずに退職する者も生じている実情であるから、左記事項をすみやかに実施されたいというのである。

（一）本年一月からの該手当を実働時間通り完全に支給すること。これがために現行の超過勤務予算の二倍を追加すること。

（二）超過勤務手当を支給期日には必ず支給すること。

二、請願の議決理由

超過勤務手当を実働時間通り完全支給することこれがために現行の超過勤務予算の二倍を追加すること及び超過勤務手当を支給期日には必ず支給することは妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

伊豆七島の勤務地手当地域給を特地域に引上げの請願（請願者　東京都大島元村濱田繁次郎）（菊池義郎君紹介）（第九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆七島の勤務地手当地域給を特地給に引上げの請願は、すでに第五国会の採択を得、人事院においても東京都庁に対し諮問もあり、各支庁管下に調査官が派遣された。また現在伊豆七島所在の東京都に属する各庁職員及び学校教職員は、地域給特地と同率の特別給與を受けている事実は、伊豆七島の生活実態を知られ、その給與が妥当と認められたと信ずるから、該島所在の各官公庁職員に対する勤務地手当地域給引上げを促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的の如く伊豆七島の勤務地手当地域給を特地域に引き上げるのは妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

生郷村の勤務地手当地域給を乙地域に引上げの請願（請願者　兵庫県氷上郡生郷村議会議長荻野辰夫）（佐々木盛雄君紹介）（第六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡生郷村は氷上郡の中央に位し、福知山線石生駅の所在地であつて、交通の要衝に当り、物価も氷上郡中最高といわれる程である。しかも隣村は乙地級となつており不均衡も甚しい、ついては勤務地手当地域給を乙地域に引上げられたというのである。

二、請願の議決理由
前項要旨の如く兵庫県氷上郡生郷村の勤務地手当地域給を乙地域に引き上げるのは妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

特殊勤務手当支給に関する請願（請願者　東京都千代田区霞ヶ関和田義人ほか赤松勇君紹介）（第六一号）及び同（請願者　東京都千代田区霞ヶ関一ノ二清水正夫外一名ほか加藤充君紹介）（第九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
建設省職員中危険作業、防災作業、不健康地作業等の作業に従事している職員を「政府職員の特殊勤務手当に関する政令」から除外されているのは、建設院当時の事務取扱粗漏のため支給すべきにかかわらず放置されている。ついてはその差別待遇を是正され、すみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
建設省職員中特殊作業に従事する職員が「政府職員の特殊勤務手当に関する政令」の適用から除外されているのは不当であるから、これを是正し、実施するのが妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方行政委員会報告書

【第十一号参照】

地方行政調査委員会議設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案は、地方自治を充実強化して、国政の民主化を推進するため、地方自治を基底とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整に関する計画につき、調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して、国会に対して勧告する権限を有する臨時的の委員会議を総理府の機関として設置しようとするものである。

二、議案の可決理由
本案は、その内容において適当なものであり、市町村及び都道府県の自治事務の範囲を明瞭にし、且つそれぞれ地方財源を確保して一層地方自治を刷新するために、本案の所期する如き強力なる委員会議を設置することは極めて必要であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十二号参照】

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本年四月、国、地方を通ずる総合均衡予算編成の要請に基き、地方配付税の大幅削減が行われ、これに伴い地方配付税の特例に関する法律が制定せられて、配付税の法定率三三・一四％が一六・二九％に切下げられたのであるが、このため地方財政の運営は極度の困難に陥り、加うるに各種の災害が相次いで起る等の事情により、到底地方財政の均衡が保持されなくなつたので、政府も配付税の増額の必要を認め、今回の補正予算において九十億円の増額を決定したのである。しかして、これに伴い本改正案によつて、昭和二十四年度に限り、配付税額が所得税及び法人税の徴収額の一六・二九％とあつたのを、当該徴収額のうち六百六十六億八千七百五十一万八千円に改めようとするものである。

二、議案の可決理由
今回の配付税補正額九十億の内には、当初予算後増加した経費として、地方公務員の石炭手当、寒冷地手当、恩給金増額その他特定費途を予定するもの約三十六億円が含まれており、従つて配付税の純増加と認められるものは五十億程度に過ぎず、地方財政の窮乏を緩和するには、もとより不充分であるが、政府もその点を認め、見返資金、預金部資金などの運用を通じて地方財政を潤おす方策を研究中であり、また地方起債の枠を拡大することもほぼ決定している等の実情にかんがみ、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十三号参照】

地方財政法等の一部を改正する法律案（上林山榮吉君外十名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本法律案は、従来都道府県並びに五大都市に対して、公共事業の財源に充てる必要のため認められていた当せん金附証票の発売権を、新たに「戦災による財政上の特別の必要を勘案して内閣総理大臣が指定した市」に対しても認めることに改正することを目的とするものである。このため、地方財政法、当せん金附証票法並びに地方自治庁設置法の各一部にそれぞれ所要の改正を加えることを内容とする。提案の理由は、戦災による痛手から復興せんと努力している市に対しその財源調達を容易ならしめようとするにあることは申すまでもない。

二、議案の可決理由
本法案に対しては、総理大臣の指定を要する点、当せん金附証票のとばく性などが問題となつたが、結局戦災都市の復興の一方法として妥当なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十二号参照】

請願に関する報告書

町村吏員恩給組合に対する国庫補助の請願外四十二件（請願者　愛知県碧海郡高岡村長石川勇外八百五十名）（川本末治君紹介）（第二七号）、同（請願者　長野県更級郡中津村長小出一男外五百二名）（倉石忠雄君紹介）（第二八号）、同（請願者　静岡県小笠郡朝比奈村河原崎忠平外六十名）（砂間一良君紹介）（第一二八号）、同（請願者　愛知県海部郡南陽町長坂野義信外十五名）（江崎眞澄君紹介）（第一一九号）、同外一件（請願者　兵庫県津名郡由良町長生子芳郎外四十六名）（佐竹晴記君紹介）（第一七二号）、同（請願者　長野県諏訪郡湖東村長篠原喜久治外七百九十一名）（吉川久衛君紹介）（第四〇二号）、同（請願者　長野県上伊那郡西春近村唐木爲中外二千五百名）（吉川久衛君紹介）（第四二一号）、同（請願者　岐阜県大野郡清見村保木口泰造ほか二名）（岡村利右ェ門君紹介）（第四二二号）、同外一件（請願者　愛知県新城町字町並百四十二番地中島光太郎外六十名ほか二名）（河野金昇君紹介）（第四二三号）、同外九件（請願者　愛知県北設楽郡田口町長正木浦四郎外百名）（早稲田柳右ェ

門君紹介）（第四二四号）、同外十八件（請願者　愛知県葉栗郡北方村長岡田甲午郎外五百名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第四九二号）、同外五件（請願者　愛知県南設楽郡長篠村長丸山彭外五十名）（川本末治君紹介）（第四九三号）、同外二十二件（請願者　愛知県南設楽郡作手村長佐宗史昱外四百十五名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第六九四号）、同（請願者　鳥取市東町九十九番地千代西尾泰章）（米原昶君外二名紹介）（第七七一号）、同（請願者　北海道空知郡美唄町字美唄藤井正雄）（岡田春夫君紹介）（第七七二号）、同（請願者　熊本県宇土郡網津村長原田文雄外十九名）（坂本泰良君紹介）（第八〇〇号）、同（請願者　長野県北佐久郡横鳥村長吉村敏外五十三名）（井出一太郎君紹介）（第八〇一号）、同（請願者　愛知県東加茂郡加茂村長塚田稔外六十名）（田島ひで君外二名紹介）（第八八一号）、同（請願者　兵庫県武庫郡鳴尾村長井上貢藏外五十名）（立花敏男君外一名紹介）（第九四六号）、同（請願者　愛知県知多郡大高町長近藤爲義外八十名）（田島ひで君外二名紹介）（第九四七号）及び同外三十三件（請願者　兵庫県有馬郡八多村長辻下弥三郎外百五十名）（井之口正雄君外二名紹介）（第一一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年の急激なる物価暴騰により町村吏員の恩給を大幅に増額すべき必要に迫られている。ついては、町村吏員にも他の官公吏、教職員同様の恩給増額を昭和二十三年七月から実施し、町村吏員恩給組合に対する国庫補助金を増額できるよう町村吏員恩給費の負担に関する法律を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村吏員の恩給を他の官公吏、教職員と同様に増額すべきことはもとより当然のことであって、これが為には国庫の補助金を増額することは必要と認められるので、本請願は、これを会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方自治法の一部改正に関する請願（請願者　北海道議会議長坂東秀太郎）（柄澤きよ子君紹介）（第一二〇五号）、同（請願者　福島県議会議長大竹作藏）（谷口善太郎君外一名紹介）（第一二〇六号）及び同（請願者　青森県議会議長櫻田清芽）（立花敏男君紹介）（第一二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法実施に伴い地方議会は飛躍的に権限を拡充され、議会独自の事務は多忙を極めつつある実情にかんがみ、各都道府県は事務局を設置したが、今後地方自治の健全なる発達と議会事務の円滑な運営を期するには、事務局に法的根拠を持たせ、その機能を完全に発揮させることが必要であるから、該事務局の法制化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は充分考究すべき問題であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方自治権の確立のため地方議会の円滑な運営は極めて重要であり、従つてその事務局の拡充強化を求める本請願の要旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方公共団体の従業員を地方公務員法適用除外の請願（請願者　大阪市役所内小西長一外一名）（川上貫一君外一名紹介）（第一一八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公共団体の監督下において、土木、清掃、港湾等の業務に従事している単純労働者は単純な労務を提供するもので、従つて地方公務員としての責任と地位を保証されていないにもかかわらず、一般公吏と同一の規律を適用されることは、立場の弱い単純労務者の労働條件の低下をもたらすものである。即ち、公務員に対する人事院規則の政治活動に関する禁止條項が地方公務員法成立後は地方公務員にも適用されることになるから、この単純労務員に対しては地方公務員法の適用を除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

新しく市制を施行した碧南市としては経費多端であつて、財政上収入を以てしては急速に新規施設事業を遂行することは困難であるから、起債認可を要望することは妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国有林所在市町村交付金の引上げに関する請願（請願者　北海道網走支庁管内町村会長近野吉次外一名）（松田鐵藏君外三名紹介）（第一一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有林野所在市町村交付金は、平均賃貸価格の千分の百二十の範囲内において交付されているが、現在市町村の地租附加税の実態は、賃貸価格の倍乃至十倍を超えていて、現在の実情に即さないから、現行賃貸価格の七十倍程度に引上げて本年度より交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林野所在市町村交付金は市町村地租附加税と平均賃貸価格と比率が平衡を失しているから、その増額を要望することは妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方議会事務局の法制化並びに予算独立に関する請願（請願者　山口県議会議長清水爲吉）（田中堯平君紹介）（第一一九三号）及び同（請願者　鹿児島県議会議長有馬純）（谷口善太郎君紹介）（第一一九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法の改正に当つては、地方議会の権限拡充に伴い該事務は飛躍的に増大したが法的根拠がないので機能を十分発揮しえないから地方

議会事務局の法制化をはかり、且つ議会に属する予算執行権の独立化を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方議会の権限拡充に伴い事務局の地位を確立するため、これに法制的根拠を與えることは必要であると認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方議会事務局の法制化に関する請願（請願者　秋田市土手長町中丁秋田県議会議長京野孝之助）（立花敏男君紹介）（第一〇三七号）、同（請願者　愛知県議会議長大見爲次）（田島ひで君紹介）（第一一九五号）、同（請願者　福岡県議会議長稲員稔）（田代文久君紹介）（第一一九六号）及び同（請願者　高知県議会議長横山徳郎）（谷口善太郎君紹介）（第一一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法実施に伴い地方議会は飛躍的に権限を拡充され議会独自の事務は多忙を極めつつある実情にかんがみ、各都道府県は事務局を設置したが、今後地方自治の健全なる発達と議会事務の円滑なる運営を期するには、事務局に法的根拠を持たせ、その機能を完全に発揮させることが必要であるから、該事務局の法制化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方自治権の確立のため地方議会の円滑な運営は極めて重要であり、従つてその事務局の拡充強化を求める本請願の要旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

原始産業に対する事業税撤廃の請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（渕通義君外四名紹介）（第一〇一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

シャウプ勧告による税制改革案の主旨によつて、現行第二種事業税の課税客体たる漁業及び林産業の他の原始産業に対しても、農業同様全面的に事業税の廃止を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業及び林産業等の原始産業に対しても農業同様に事業税の廃止を要望することは、産業の性格に照らして妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

遊興飲食税の免税点設定に関する請願（請願者　盛岡市生姜町七十六番地松井彌兵衛）（山本猛夫君紹介）（第九七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来飲食税は、外食券食堂に限り非課税であり、他に二割の課税があり、明年度の改正案も従来と大差なきようであるが、これは全く無謀な大衆課税であるから、外食券食堂及び純喫茶店においての食事は、百円までは免税とするよう免税点を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

外食券食堂及び純喫茶店においての食事は、これを遊興飲食と見るは妥当とはいいえない。よつてこれらの食堂における食事については、百円程度の免税点を定めることは妥当であると認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

砂川、新十津川間町村道を地方費道に昇格の請願（請願者　北海道空知郡砂川町長森利雄外二名）（篠田弘作君紹介）（第九〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

砂川町北本町より石狩川渡舟を経て、新十津川村字下徳富にいたる両町村道は、近年緊密な関係を有し、諸物資の交流、交通量の増大等により、その維持について町村財政窮乏のため多大の支障をきたしている。ついては、該区間町村道を地方費道に昇格、実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

右請願の主旨を見るに、その地元関係者が、道路の修築等財政の負担上町村道路としての維持に堪えず、これを地方費道に昇格を要望するは妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

自治体消防機構の強化に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自治体消防設置のため、その整備拡充を指示されているが、財政の裏付けなくしては、消防強化は期することができない現状であるから、消防組織法第二十五條の補加金の項を急速に明文化されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政窮乏の折柄、特に戰災都市復興の急務なるにかんがみ、請願の趣旨妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

消防機構の強化は目下の急務であるにかんがみ、本請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

戰災都市復興事業費の起債復活に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰災都市は財政窮乏のため、復興都市事業の地元負担金には、起債をもつて、充当していたが、その取止めにより事業遂行に多大の支障となつている。ついては、該事業費の起債をすみやかに復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回地方税法の改正により、電気、ガス会社に対しその收益金の百分の一が課税されるが、そのため電気及びガス会社側では、消費者に負担させるため、料金の引上改訂を決定したが、不当であるから地方税法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

新税法制定に際し考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

警察法の一部改正に関する請願外一件（請願者　東京都特別区公安委員会委員長小畑惟清外二十名）（大矢省三君紹介）（第八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現警察法は国家地方警察と自治体警察との連絡運営上幾多の疑点、不備があり、安全なる業務の遂行ができない。ついては、国家警察に比して不備の点多き自治警察の改善をはかり、両者の緊密不離の活動ができるように警察制度の一部を改正せられたいというのである。

二、請願の議決理由

国家地方警察と自治体警察とを二分した新警察制度は、実施上なお幾多の支障があることは事実であつて、両警察の連絡上一層の工夫を要するものと認められるから、その主旨によつて警察法の改善を要望することは妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

山間地方の許可、認可手続簡易化に関する請願（請願者　長野県下伊那郡下條村熊谷四郎外四十六名）（八百板正君紹介）（第八五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

各種許可、認可の手続等は全国一律に大都市を標準として、山間地方の小規模の各種出願に対してはほとんど不必要と思われる事項の記入または図面の添付を求められている。よつて、「山間地方においては予め地方長官において適当と認める簡易規定を設けることができる」との例外規定を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

所轄官庁の許可、認可を要する事項について、その手続が繁さでありかつ全国一律に大都市を標準として定められたものは、山間地方の小規模の出願については、必ずしも適切でないものがある。よつてこの種のものに対しては、簡易手続を定めることを要望することは妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

医業に対する特別所得税撤廃の請願（請願者　宮崎県宮崎郡清武村山野良明外三名）（渕通義君外二名紹介）（第八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医師、歯科医師、獣医、助産婦等の衞生業務に従事するものに対して課税される附加価値税（特別所得税）は、業務の性質上当然他の営利事業と区別しこれを廃すべきであるが、このままでは、斯業の維持に困難を来たし国民保健の向上振興にも悪影響を及ぼすから、特別所得税を全廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

医業の如き国民衞生に関係ある業務に対して、重税を課することは国民保健の為にも好ましくないことは当然であるから、附加価値税を廃止するよう要望することは妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

入場税軽減に関する請願（請願者　東京都中央区築地三丁目六番地渡邊錦藏外一名）（野村專太郎君紹介）（第七六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

シャウプ勧告によると、入場税は十割と示されているが、映画、演劇等が真の文化財として向上発展し、又健全な大衆娯楽として育成されるには十割以上の軽減が必要であり、興行経営上も七割五分以下が最も妥当と見られる。ついては、勧告案以上の軽減を計られ、且つ、税率改正を十二月一日より実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

入場税の軽減の要は万人が認める所であり、請願の趣旨は誠に妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方配付税制度改善に関する請願（請願者　鳥取市東町九十九番地千代西尾泰章）（米原昶君外二名紹介）（第七七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近く地方税財政制度改革が行われようとしているが、地方配付税については、次の事項につき考慮されたいというのである。（一）配付率の復活（二）町村に対する配付率を増加すること等。

二、請願の議決理由

地方平衡交付金制度の制定に当り、本請願の趣旨は充分考慮せられるべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

浴場業者に対する事業税免除の請願（請願者　全国浴場連合会本間治一郎外八名）（佐藤榮作君外二名紹介）（第六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

浴場業者は利潤の追求もできず、公衆の保健上大きい寄與をしているが、これに対して一般営業者と同等の税を負担させ、加えて不動産税の増徴も必至であるように思われるのは不当である。ついては、今般の税制改革に当つて、浴場に対する事業税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

浴場業の特殊性を考慮すべきものと認め、本請願は、これを議除の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方税制改革に関する請願（請願者　鹿児島県庁内鹿児島県町村会長高附榮次郎）（岩川與助君紹介）（第六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

シャウプ勧告に基いて地方自治の確立のため地方財政の根本的な改革が行われるに当り、次の事項について要望するというのである。

（一）住民税は個人ばかりでなく現行通り法人にも賦課すること

（二）災害復旧費は地方経営にかかる公共事業全部にわたり、シャウプ勧告通り全額国庫負担とすること

（三）平衡交付金は千五百億円に増額されたいこと

（四）地方税中雑税は市町村七十億円、都道府県五十億円として、都道府県と市町村間に適当に分けて課税するようシャウプ勧告にあるにかかわらず、課税の困難を理由に都道府県に七十数億円、市町村に四十数億円を與えることをしないで市町村に七十億円を與えること

二、請願の議決理由

新税制確立の際参考とすべき意見と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方税制改革に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太〇江崎眞澄君紹介）（第五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

シャウプ勧告案によれば、入場税、事業税、遊興飲食税等は、廃止されることとなるが、都市においては重要な財源であり、その廃止は都市財政の歳入欠陥となり、重大なる影響をもたらすものであるにかんがみ、これらを市町村の独立税として移譲されたいというのである。

二、請願の議決理由

新税法において考慮すべき問題と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

東京都特別区の自主的財政制度確立に関する請願（請願者　東京都目黒区長廣瀬俊吾〇野村專太郎君紹介）（第六二五号）及び同（請願者　東京都千代田区長村瀬清〇徳田球一君紹介）（第一二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都特別区財政の自主性を確立するため、地方税制の改革に際しては、右の通り法的措置を講ぜられたいというのである。

（一）特別区に対しては課税権を付與すること

（二）特別区税の一部を東京都税として賦課できる制度を設けること

（三）特別区が連合して負担する経費については第二項と同様の制度を設けること

（四）前記第二項及び第三項の各内閣係者をもつて構成する委員会を設け、その議決を経ること

東京都條例設定については、都

二、請願の議決理由

特別区の自主性を確立する見地から、妥当な請願と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

自治体警察吏員の退職手当金支給に関する請願（請願者　山形県公安委員連絡協議会長矢吹清外三名）（志田義信君紹介）（第六〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家地方警察に勤務する職員の退職金は、在職の全期間にわたつて支給されているにもかかわらず、自治体警察に転じた者には、政府が予算措置を講じないため、支給されていない。本県には自治体警察発足以来、三十二名の退職者があるが、国家地方警察官との待遇にこのような不公平があつてはならないから、すみやかに善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

警察吏員の士気の点からも、本件は速急解決を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方自治法の一部改正に関する請願（請願者　大阪市中之島大阪市役所北浦純一外八名）（川本末治君紹介）（第八三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法の一部を改正するに当つて、現行地方自治法では、都道府県のみ監査委員を必要機関とし、大都市においては他の市町村と同様に、任意機関とされているが、大都市における監査委員制度の重要性も、都道府県のそれに異なるところはないから、大都市においても都道府県同様、監査委員を必要機関とされたいというのである。

二、請願の議決理由

大都市はこの組織規模において府県と近似したものがあるから、監査委員の任務も府県におけると同様に重要であると認められる。よつて府県同様に大都市もこれを必要機関とするよう要望することは妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

接收土地家屋に対する地租家屋税減免の請願（請願者　福岡県庁前天満ビル内福岡地区接收家屋組合理事長三瀬幸三郎〇守島伍郎君外一名紹介）（第四八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡地区における土地家屋接收は、所有者の承諾なしに一方的に決定されたにかかわらず、課税上の対象としては、所有権を自由に行使できる他の一般土地家屋と少しも変るところはない。ついては、昨年来当局に接收土地家屋の地租家屋税減免方を陳情しているが、該税減免の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

願（請願者　一宮市議会議長中西竹太〇江崎眞澄君紹介〇第五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法第百九十六條第一項では、監査委員は普通地方団体の長が議会の同意をえて、議員及び学識経験を有するものから選任しなければならないと規定しているが、議員から選任するものについては、議会において互選で行うよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

その趣旨妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方自治法の一部改正に関する請

その趣旨妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

府県衛生部存置の請願（請願者　塩竈市長櫻井辰治外六十名ノ川本末治君紹介）（第四四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般行政機構改革に伴い、政府は各府県衛生部廃止の意向であると聞くが、戦後急速に向上した公衆衛生の成果を認められ、衛生行政の重要性にかんがみて、該部を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

衛生行政の重要性にかんがみ、検討すべき問題と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

広島市警察吏員の定員増加に関する請願（請願者　廣島市長濱井信三外三名）（川西清君紹介）（第四三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島市警察吏員の定員は、現在五百七十八名であるが、警察法施行令に基き、昭和二十一年四百五十名増員され、その後削減され現在に及んでいるが、最近該市は人口の増加いちじるしくその上特殊都市としての重要性にかんがみ、廣島市を特別市として警察吏員の定員を八百八十八名に増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

警察定員の再検討は緊急の問題と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方自治法の一部改正に関する請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉ノ石原圓吉君紹介）（第三七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法第五章第二節のうち、解散及び解職の請求は、有権者総数の三分の一以上の連署を要することに規定してあるが、これを二分の一以上と改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

リコール制の濫用せられ勝ちな実状に照らし、本請願の趣旨は考究すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方起債の大幅許可と償還期限延長並びに利率引下げの請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（第三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財源こ渇の現状において、地方公共団体の事業は、ほとんど国、県費補助及び起債によるほかないが、近来預金部を始めとし融資額はとみにその幅を縮少し、利率を引上げ且つ償還期間を短縮したため、地方自治体財政は破たんの直前にある。ついては、起債の大幅許可と償還期限の延長並びに利率引下げの方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政窮乏の折柄きわめて妥当な請願と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

市町村独立税の税目拡充に関する請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村税として課すことができる税目は地方税法により九種に限定され、その賦課に当つては、法定外独立税として課さねばならぬため、相当慎重を要することとなる。ついては、課税上適当とする税種のすべてはこれを法定種目として列挙し、これが選択は市町村の任意として課税の弾力性を維持するよう地方税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

新税制においてもこの趣旨は考慮する要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

消防団員の災害補償制度制定の請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉ノ石原圓吉君紹介ノ第三六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消防団員が、公務に従事中、災害をこうむつた場合、これに対する補償が現在完全に行われていないから、適当な制度を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

消防吏員の士気の点からも補償制度の設置は必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

養ほう（蜂）業者に対する地方独立税免除の請願（請願者　日本養蜂協会長加村正直）（神田博君紹介）（第二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

転地養蜂業は、農作物の増收に多大の利益を與えているのに、業者に課せられている税が、国税及び地方税にわたり数種類あり、その上納税先も全国十数箇所にまたがり査定課税されて、とうていその生産事業に專念できないから、地方独立税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

新税法においてその趣旨を參酌すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

住民税の賦課期日及び課税方法改正の請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉ノ石原圓吉君紹介ノ第二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

住民税の賦課期日の八月一日は事業税その他と重複し徴税上困難をきわめているから、住民税の賦課期日

を六月一日と改正し、また住民税の調査に多数吏員を従事させているが、これは課税内容に無理があるから、賦課方法の簡素化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

徴税の円滑化のため極めて有益な意見と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方自治法の一部改正に関する請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年七月法律第百七十九号附則第二條中、第二項の「三分の一」とあるを「二分の一」に第五項の有効投票の「過半数」とあるを「三分の二以上」に、また投票総数が有権者数の「四分の三」以上なければ無効とすると改正され、本改正法律施行前において従前の第二條第五項により帰属投票を行つたものについては、改正後の法定数がないものは無効とするか、または、再投票される途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

町村分離問題の解決について参考意見として取り上ぐべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方自治法の一部改正に関する請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第二四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

同時選挙は、現行法規では、合理的選挙方法とはいえず、例えば昭和二十三年秋県の議会の議員及び教育委員の同時選挙の実例に照しても、投票者の記載欄の記入をあやまり、多大の支障をきたしている。また開票事務については、実に目に余るものがある。ついては、同時選挙方法を今後も続けるならば、選挙民が比較的わかり易く、事務の簡素にできるよう、すみやかに地方自治法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

選挙事務簡素化のため妥当な請願と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市民税の異議申立及びその決定は地方税法第二十一條の規定により市長の権限に属しているが、個人の課税額は市議会の議決で決定したものについても異議の申立が生じた場合は、当然議決権が與えられるものと信ずる。ついては、議会が議決したものの異議申立の処理は、市長は議会にはかつてこれを決定するよう地方税法第二十一條を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

府県衛生部存置の請願（請願者　廣島県製薬協会理事長井上靜夫）（宮原幸三郎君紹介）（第一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般行政機構改革に伴い、政府は各府県衛生部廃止の意向であると聞くが、戰後急速に向上した公衆衛生の成果を認められ衛生行政の重要性にかんがみて該部を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

保健衛生上考慮すべき問題であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

警察法の一部を改正する請願外一件（請願者　東京都特別区公安委員長小畑雅清外二十二名）（前田種男君紹介）（第一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

警察法を左記の事項につき改正されたいというのである。

（一）市町村財政の極度に窮乏している現在、自治体警察は、その管理上重大なる危機に会つているから、同法第四十二條に「但し、特別の場合には国庫の補助を受けることができる」と規定すること

（二）国家地方警察及び自治体警察の警察官は、他の都道府県公安委員会または市町村公安委員会の管理の下に、その職権を行うことができると規定すること

（三）都道府県警察長と都道府県内の市町村警察長とは相互に緊密で積極的な連絡を保たなければならないと規定すること

（四）自治警察吏員全員の配分の調整を図ること

（五）警察電話の独立統一を実現すること。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、考究を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

京都府衛生部存置に関する請願（請願者　京都府会衛生委員長久保元〆大石ヨシエ君紹介）（第一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰後全国都道府県に衛生部が設置され、伝染病の予防及び撲滅、栄養と食品衛生の指導、改善、麻薬取締、保健所の拡充等衛生上大変革を来した功績は大なるものがある。しかるに、今回これが本格的活動を開始せんとする矢先、廃止もしくは統合を見るようなことがあれば、保健衛生行政に一大支障をきたし、しかして京都府においては、これが事業は複雑重大であつて他部門に担当させることは不可能であるから、地方の実情を考慮して、存置拡充を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

保険衛生上考慮を要する問題と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

琴浦町警察署に対する特別捜査費国庫負担の請願（請願者　岡山県兒島郡琴浦町長小郷惠四郎ノ星島二郎君外二名紹介）（第六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回岡山県地方検察庁の指揮のもとに琴浦自治警察署を本部として密輸事件の捜査を開始しているが、現在までこの事件に要した経費は百万円以上に及び、今後なお三十万円の経費を要する見込でとうてい現下の地方自治体の財政ではその負担にたえられないところである。ついては、これが特別捜査費を国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

警察機能の発揮と地方財政との関連については幾多の考慮すべき問題があり何等かの措置を必要とするものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方配付税配付率復活の請願（請願者　盛岡市役所盛岡市議会議長北太郎）（山本猛夫君紹介）（第一二号）同（請願者　長野県更級郡中津村長小出一男外五百名）ノ倉石忠雄君紹介ノ（第一三二号）、同（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第三七二号）、同（請願者　長野県諏訪郡下諏訪町長永田昌一外七百八十一名）（吉川久衞君紹介）（第三九九号）、同（請願者　長野県上伊那郡中箕輪町長笠原昌之進外千四百名）（吉川久衞君紹介）（第四二七号）及び同（請願者　長野県北佐久郡横烏村長吉村敏外五十三名）（井出一太郎君紹介）ノ（第八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般地方配付税の改正により、地方分與税の配付率がきわめて低められたため、地方公共団体の支出の増加にかかわらず、事実上、これら財源だけによつては、とうてい賄うことができないから、地方配付税配付率を復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方公共団体の財政の現状にかんがみ、地方配付税の配付率の復元は喫緊の要務と認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

法令制定に地方事情を配慮の請願（請願者　盛岡市役所盛岡市議会議長北太郎）ノ山本猛夫君紹介ノ（第一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在法令を制定するに当つては、五大都市を対象として行われている傾向にあるが、それでは、地方事情に副わない点が多く、たとえば、飲食営業臨時規整法において、同一の場所にあつては飲食営業の二種類以上を許可されないことになつているが、これでは、地方にあつては、とうてい営業が成り立たない。ついては、法令の制定に当つては、地方事情を配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方自治の精神よりみて、地方の実情を尊重すべきことが至当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

自治体警察吏員に対する退職手当支給に関する請願（請願者　京都市公安委員会委員長田畑忍外二名）ノ川本末治君紹介）（第八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

警察法の施行によつて警察機構が改革され、自治体職員となつたものは一応府県から身分が離脱したため、退職手当が支給されることになつたが、国警本部における人事装備課長会議においてこれらのものに対しては、最終退職時に府県在職年数を通算して、退職手当を支給されることになつたにかかわらず、現在に至るもなんらの指示なく、いまだ未支給のままになつている。このようなことは、全国自治体吏員の士気に関する重大問題である。ついては、すみやかに退職手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

警察吏員の士気の点から見ても捨ておきがたい問題であるので、速かに支給すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

治安維持に関する請願（請願者　東京都千代田区有楽町三丁目一番地全国官庁労働組合連合会佐藤安政外七名）ノ加藤充君紹介ノ（第一〇二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

十一月八日吉田総理大臣は施政演説の中で国内治安維持の問題につき、「過激なる思想を誘致し、国家を破壊と混乱におとし入れんとする暴力的、破壊的な一部分子が治安を乱している」と声明し、政府の無策と悪政に対する全人民の生活防衛のための反政府闘争を暴徒と言明し、弾圧すると言明しているが、日本の民主主義化の徹底と平和擁護のため、かかる弾圧政策に反対の決議をされ、現政府のとりつつある多くの弾圧を中止するように指示されたいというのである。

二、請願の議決理由

内閣総理大臣の施政演説に反対し、その中の一部について反対の見解の下に、治安維持方策の弾圧政策であるから、反対の決議をなし現政府のとりつつある弾圧を中止するよう指示せよとの要望は妥当と認めがたい、よつて、本請願は、議院の会議に付して不採択となすべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長　幣原喜重郎殿

法務委員会報告書

【第六号参照】

少年法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

少年法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十八号）は、本年一月一日施行されたが、同法第二條は少年とは二十歳に満たない者を規定している。旧少年法は、十八歳未満の者を少年としたのに、新法はこれを二十歳に引上げたので、この規定通り実施すると旧法時代に比し少年事件は、約二倍以上に増加することが、予想されたのである。

ところが、本法施行当時における家庭裁判所、少年院、少年観護所及び同鑑別所等少年事件取扱機関の人的物的の設備の実情と犯罪者予防更生法がその後五月に施行される予定であつたことよりこの激増する少年事件に対する受入れ態勢が極めて不

充分であつたのである。そこで少年法第六十八條により、同法施行後一年間は、少年法は旧法同様十八歳未満の者とするということとし、この一年間に二十歳未満に引上げる場合の受入れ態勢の整備に努めることとしたのである。

しかるに、すでに同法施行後十一箇月になるが、この受入態勢の整備工作の進展が裁判所側、法務府側とも充分でなく、今日では昭和二十五年一月一日から少年の年令を新法の常則通り二十歳未満に引き上げた場合には、到底激増する少年事件を滞りなく処理し得ないものと思われるので、更に、一年間新少年法の常則に則ることを延期し、その受入態勢の整備をなし、少年事件の処理に遺憾なからんことを期したいというのが、本案の要旨である。

二、議案の可決理由

国家財政の現状及び少年事件処理機関整備の実情を考慮し、今回の措置はやむを得ざるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月十七日

法務委員長　花村四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十一号参照】

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

裁判官の報酬等に関する法律は、昨年六月第二回国会において成立し、その後第四回国会においてその一部が改正せられ今日に及んでいるのであるが、これはいわゆる月收五千三百三十円をベースとする一般政府職員の給與に関する法律案の例に準じて改正立案せられたものである。しかるに、裁判官報酬法の成立後政府職員の給與ベースは六千三百七円に改められ本年一月一日から施行されている。

そこで、裁判官の報酬についても、同法第十條の規定に従い、一般政府職員の例にならいその基準を引上げる必要がある。

但し、国家財政の関係上、今回の改正は判事補及び簡易裁判所三号判事以下のみにとどめた、以上が本案の要旨である。

二、議案の可決理由

一般政府職員がすでに十箇月前から昇給しているのに、裁判官に対して今に到つて六千三百七円ベースに増額するのは遅きに失する。予算的措置上、すべての裁判官の報酬改正ができないのは遺憾であるが、今回の処置は当然のものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

法務委員長　花村四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十二号参照】

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

検察官の俸給等に関する法律は、昨年六月第二回国会において成立し、その後第四回国会においてその一部が改正せられ今日に及んでいるのであるが、これはいわゆる月收五千三百三十円をベースとする一般政府職員の給與に関する法律案の例に準じて改正立案せられたものである。しかるに、その後政府職員の給與ベースは六千三百七円に改められ、本年一月一日から施行されている。そこで、検察官の俸給についても、一般政府職員の例にならい、その基準を引上げる必要がある。但し、国家財政の関係上、今回の改正は五号検事以下及び副検事のみにとどめた。

以上が本案の要旨である。

二、議案の可決理由

待遇問題については、裁判官に準じて取扱わるべき検察官の俸給改正に対し、予算的措置上、すべての検察官に及ぼすことのできないのは遺憾であるが、今回の処置は当然のものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

法務委員長　花村四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十四号参照】

刑事補償法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

新憲法第四十條を基調として刑事補償制を設ける必要がある。これが本法案の目的である。

新憲法は第四十條において「何人も抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。」と規定している。この規定はもし刑事司法機関が誤に陥つたときは、国に対する補償請求権を認め、もつて事前事後の両面相まつての人身の自由を保障せんとしているのである。しかるに現行刑事補償法は旧憲法時代に制定されたものであつて、新憲法のもとにおいては、多多改正すべき点がある。その改正をしたのが本法案であつて、その内容は次の通りである。

第一に、刑事補償法の本質は、国家賠償法の本質と違いないという構想をもつて、本案は規定されている。ただ両法の違いは、国家構関の故意過失があるか、否かと、補償金額が定型化されているところにあるだけである。

第二に、補償原因を拡張している。即ち刑事補償を刑事手続上のすべての抑留及び拘禁、刑の執行並びにこれに伴う抑留及び拘禁のすべてから、少年法、経済調査庁法の規定による抑留及び拘禁にも適用することにしている。

第三に、補償金額を引き上げている。即ち現行法では、一日五円となつているのを、新法案では、一日二百円以上四百円以内とし、死刑の場合には、現行法では、一万円となつているのを、新法案では五十万円以内と規定している。

以上が政府原案の要旨である。

二、議案の修正議決理由

本委員会は、十一月十日より審議を開始し、質疑応答の結果、次のような結論に達した。

第一に、無罪の判決を得てえん罪に泣く者に対し、新憲法による刑事補償を一日も早く與える必要がある。

第二に、憲法に定める無罪の裁判の中に公訴棄却の判決、決定や免訴の判決を含むという議論もあるが、委員会としては外国の立法例にかんがみ、わが国財政の現状から考えて無罪の判決に限定することもやむを得ない。

次に、十一月二十九日各派共同提案にて修正案が提出された。修正案の要旨は次の通りである。

その一は、刑事補償と国家賠償との関係を調節し、これを明確な用語で表現すること、

その二は、補償請求権の差押禁止をも規定すること、

その三は、補償請求権は新憲法施行後、本法施行前の総てのえん罪に泣く者が行使できるように、「三箇月」でなく、「一箇年」内と改めること、

右の修正理由は、その一は、国家賠償法の第五條の解釈上、これと刑事補償法の適用との関係を明確に規定しておく方がよいということである。その二は、刑事補償請求権は市場にて売買されるには適当しない権利であるから、譲渡禁止だけでなく、差押禁止までこれを規定しておく方がよいということである。その三は、刑事補償請求権の行使は、新憲法施行日まで遡るので、えん罪に泣く者をしてできるだけ多く行使せしめたいということである。

右の如き理由をもつて、委員会は全会一致にて別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日
法務委員長　花村　四郎
衆議院議長　幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

刑事補償法案の一部を次のように修正する。

刑事補償法

（補償の要件）

第一條　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）による通常手続又は再審若しくは非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が同法、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）又は経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）によって未決の抑留又は拘禁を受けた場合には、その者は、国に対して、抑留又は拘禁による補償を請求することができる。

2　上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が原判決によってすでに刑の執行を受け、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第十一條第二項の規定による拘置を受けた場合には、その者は、国に対して、刑の執行又は拘置による補償を請求することができる。

3　刑事訴訟法第四百八十四條から第四百八十六條まで（同法第五百五條において準用する場合を含む。）の收監状による抑留及び同法第四百八十一條第二項（同法第五百五條において準用する場合を含む。）の規定による留置並びに犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第四十五條の引致状による抑留及び留置は、前項の規定の適用については、刑の執行又は拘置とみなす。

（相続人による補償の請求）

第二條　前條の規定により補償の請求をすることのできる者がその請求をしないで死亡した場合には、補償の請求は、相続人からすることができる。

2　死亡した者について再審又は非常上告の手続において無罪の裁判があつた場合には、補償の請求については、死亡の時に無罪の裁判があつたものとみなす。

（補償をしないことができる場合）

第三條　左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。

一　本人が、捜査又は審判を誤まらせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作為することにより、起訴、未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至つたものと認められる場合

二　一個の裁判によって併合罪の一部について無罪の裁判を受けても、他の部分について有罪の裁判を受けた場合

（補償の内容）

第四條　抑留又は拘禁による補償については、前條及び次條○に規定する場合を除いては、その日数に応じて、一日二百円以上四百円以下の割合による額の補償金を交付する。懲役、禁こ若しくは拘留の執行又は拘置による補償においても、同様である。

2　裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。

3　死刑の執行による補償においては、五十万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。但し、本人の死亡によって現に生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に五十万円を加算した額の範囲内とする。

4　裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、同項但書の証明された損失額の外、本人の年齢、健康状態、收入能力その他の事情を考慮しなければならない。

5　罰金又は科料の執行による補償においては、すでに徴收した罰金又は科料の額に、これに対する徴收の日の翌日から補償の決定の日までの期間に応じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。労役場留置の執行をしたときは、第一項の規定を準用する。

6　没收の執行による補償においては、第一項の規定を準用する。

（損害賠償との関係）

第五條　補償を受けるべき者が同一の原因について他の法律によって損害賠償を受けた場合において、その損害賠償の額がこの法律によって受けるべき補償金の額に等しいか、又はこれを越える場合には、補償をしない。その損害賠償の額がこの法律によって受けるべき補償金の額より少いときは、損害賠償の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

2　前項の場合には、請求をした者以外の相続人は、共同請求人として手続に参加することができる。

（同順位相続人に対する通知）

第十一條　裁判所は、相続人から補償の請求を受けた場合において、他に同順位の相続人があることを知つたときは、すみやかにその同順位の相続人に対し補償の請求のあつた旨を通知しなければならない。

（同順位相続人の補償請求の取消）

第十二條　補償の請求をすることのできる同順位の相続人が数人ある場合には、補償の請求をした者は、他の全員の同意がなければ、請求を取り消すことができない。

（補償請求の取消の効果）

第十三條　補償の請求をした者が請求を取り消したときは、その取消をした者は、さらに補償の請求をすることができない。

（補償請求に対する裁判）

第十四條　補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人の意見を聞き、決定をしなければならない。決定の謄本は、検察官及び請求人に送達しなければならない。

（補償請求却下の決定）

第十五條　補償請求の手続が法令上の方式に違反し、補正することができないとき、若しくは請求人が裁判所から補正を命ぜられてこれに応じないとき、又は補償の請求が第七條の期間の経過後にされたときは、請求を却下○する決定をしなければならない。

（補償又は請求棄却の決定）

第十六條　補償の請求が理由のあるときは、補償の決定をしなければならない。理由がないときは、請求を棄却○する決定をしなければならない。

（同順位相続人に対する決定の効果）

第十七條　補償の請求をすることのできる同順位の相続人が数人ある場合には、その一人に対してした前條の決定は、同順位者全員に対してしたものとみなす。

（補償請求手続の中断及び受継）

第十八條　補償の請求をした者が請求の手続中死亡し、又は相続人たる身分を失つた場合において、他に請求人がないときは、請求の手続は、中断する。この場合において、請求をした者の相続人及び請求をした者と同順位の相続人は、二箇月以内に請求の手続を受け継ぐことができる。

2　裁判所は、前項の規定により手続を受け継ぐことのできる者で裁判所に知れているものに対しては、同項の期間内に請求の手続を受け継ぐことができる旨を通知しなければならない。

3　第一項の期間内に手続を受け継ぐ旨の申立がないときは、裁判所は、決定で請求を却下しなければならない。

（即時抗告又は異議の申立）

第十九條　第十六條の決定に対しては、請求人及びこれと同順位の相続人は、即時抗告をすることができる。但し、その決定をした裁判所が高等裁判所であるときは、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。

2　前項の即時抗告及び異議の申立についての決定に対しては、刑事訴訟法第四百五條各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3　第九條から第十五條まで、第十七條及び前條の規定は、前二項の場合に準用する。

（補償拂渡の請求）

第二十條　補償の拂渡は、補償の決定をした裁判所に請求しなければならない。

2　補償の拂渡を受けることのできる者が数人ある場合には、その一人のした補償拂渡の請求は、補償の決定を受けた者全員のためその全部につきしたものとみなす。

3　第十一條の規定は、裁判所が補償拂渡の請求を受けた場合に準用する。

（補償拂渡の効果）

第二十一條　補償の拂渡を受けることのできる者が数人ある場合には、その一人に対する補償の拂渡は、その全員に対してしたものとみなす。

（請求権の譲渡及び差押の禁止）

第二十二條　補償の請求権は、○これを譲り渡し、又は差し押えることができない。補償拂渡の請求権も、同様である。

（準用規定）

第二十三條　この法律の決定、即時抗告、異議の申立及び第十九條第二項の抗告については、この法律に特別の定のある場合を除いては、刑事訴訟法を準用する。期間についても、同様である。

（補償決定の公示）

第二十四條　裁判所は、補償の決定が確定したときは、その決定を受けた者の申立により、すみやかに決定の要旨を、官報及び新聞紙に掲載して公示しなければならない。

2　前項の申立は、補償の決定が確定した後二箇月以内にしなければならない。

3　第一項の公示があつたときは、さらに同項の申立をすることはできない。

4　前三項の規定は、第五條○第二項前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した場合に準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、昭和二十五年三月三十一日以前に補償の決定又は第五條○第二項前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した事件については、第二十四條の公示は、同條の規定にかかわらず、官報だけで行うものとする。

2　刑事補償法（昭和六年法律第六十号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3　この法律は、この法律に特別の定のある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。

4　日本国憲法施行後この法律施行前に無罪の裁判を受けた者に係る補償については、この法律施行後三箇月以内に、この法律の規定により補償の請求をすることができる。

5　この法律施行前補償の決定があつた事項について前項の規定による補償の請求があつた場合には、裁判所は、前にした補償の決定による補償金の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

6　旧法の規定により補償をした旨が官報に掲載されたときは、第四項の請求に対し補償の決定又は第五條○第二項前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定があつた場合でも、第二十四條の規定による申立をすることはできない。

7　前四項の規定の適用については、旧刑事訴訟法（大正十一年法律第七十五号）又は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号。以下「応急措置法」という。）の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

8　応急措置法第十七條の上告において無罪の言渡を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法第十一條第二項の規定による拘置を受けた場合には、その刑の執行及び拘置は、この法律の適用については、第一條第二項の規定による刑の執行又は拘置とみなす。

9　刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二條の規定により旧刑事訴訟法及び応急措置法による場合において、これらの法律の規定による事項で刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、この法律の適用については、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

【第十一号参照】

請願に関する報告書

戸籍事務費全額国庫負担に関する請願（請願者　盛岡市長小泉多三郎）（山本猛夫君紹介）（第六号）、同（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第二四三号）、同（請願者　岡山県上房郡高梁町町長山村久兵衛外十四名）（橋本龍伍君紹介）（第六八〇号）、同（請願者　長崎市長大橋博）（岡西明貞君紹介）（第九六八号）、及び同（請願者　鳥取市長森中豊治）（米原昶君紹介）（第一一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新憲法の施行以来、戸籍事務は繁雑を極め、これに伴う諸経費も著しく増加している状態にかんがみ、政府は戸籍事務職員増加等に要する経費として地方分與税の形式で市町村一般財源に繰り入れたが、市町村に対する割当額が明確を欠くため、ほとんどこれを戸籍事務の整備に充当することができない状態である。ついては、戸籍事務費として別箇に全額国庫負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

戸籍事務は、国民各自の身分に関する重要な事務であるが、その事務費の処理方法については二つの主義がある。一つは、戸籍事務は法律による国家事務を市町村に委任されているものであるから、市町村は国庫よりその経費の全額を支弁さるべきである。戸籍事務の担当者も公吏でなくて、官吏であるべきであるという意見がある。この意見は今国会の

みならず前の数国会において、しばしば請願、陳情されている。本委員会としても司法財政逼迫の折からその実費にも足らざる戸籍手数料を徴して、戸籍事務の面において、赤字を出している実情をよく認めている。他の意見は、戸籍事務は、地元現住民のために行うものであるから、戸籍手数料額は、それぞれの市町村において、これを定め、以て地方財政の均衡がとれるように、処置すべきである。戸籍事務員の身分はあくまで、公吏であるべきであるという意見である。この意見の請願、陳情は比較的少いけれども、現地市町村長の戸籍事務運営上の方法として陳べるところである。本委員会としては、戸籍事務費を全額国庫負担とすべきであるとの見解の下に、政府の善処を要望し、地方財政の負担を軽減すべき必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

戸籍事務を国の委任事務として地方財政法に明示の請願（請願者　大阪市長近藤博夫外二八六名）（西村栄一君紹介）（第二六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政は、今やまったく行詰りの状態にあり、これが対策について各市町村があらゆる努力をしているとはいうまでもない。この際地方財政の円滑な運営を期するため、戸籍事務が国の委任事務であることを地方財政法に明示されたいというのである。

二、請願の議決理由

戸籍事務運営を全国的に統一することは至極妥当と認められるも、今直ちに戸籍事務を国の委任事務として地方財政法に明示することは、なお、十分研究の余地あり、殊に戸籍事務取扱職員の身分保障として公吏を官吏にすることは、ぼう大な国庫負担となる、のみならず現在の公務員制度における系列の点に問題がある。しかしながら戸籍公吏が官吏と同じく身分保障その他において安心感を得ると共に、戸籍事務運営上の資材獲得等において全国統一のため本請願の趣旨の線に進む必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

中津簡易裁判所に岐阜地方裁判所及び家庭裁判所の支部を併置の請願（請願者　岐阜県惠那郡福岡村長大野豊松）（岡村利右衛門君紹介）（第四三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県惠那郡は、人口では県下第一位、面積では第二位を占めているので、民事、刑事事件が多いにもかかわらず、中津簡易裁判所で扱うことができるものは少なく、関係者は遠く多治見市まで行かなければならない実状であるから、中津簡易裁判所に岐阜地方裁判所及び家庭裁判所の支部を併設されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願のごとき不便は充分諒とせられる。更に実情を調査し、予算その他司法事務の状況等考慮の上最高裁判所とも連絡し、なるべく速かに実現に努力する旨政府の答弁あり、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

岐阜地方裁判所大垣支部の昇格並びに定員増加の請願（請願者　岐阜県大垣市長川井一次加藤鐐造君紹介）（第八九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜地方裁判所大垣支部は、大垣簡易裁判所と岐阜家庭裁判所とが併置されたもので、その受理取扱事件数は名古屋管内における首位を占めるのに、その定員は判事二名である。かかる状態では事件の審理に支障を来し、判事の健康上憂うべきものがあり、ひいては裁判所の威信にかかわるから、速かに甲号支部に昇格し判事定員を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は本請願の趣旨を認め、最高裁判所とも十分協議の上、国家財政の許す限り希望に応じて最近の機会に善処したき答弁あり、本委員会としては、司法行政の円滑なる運営を期するため、岐阜地方裁判所大垣支部の昇格並びに判事定員の増加は妥当なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

戸籍法の一部改正の請願（請願者　東京都澁谷区原宿二丁目二百六十六番地河村郁次吉田省三君紹介）（第九九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戸籍法第二節、出生第四十九條の三項「医師、助産婦、又はその他の者は出産に立ち会つた場合には（中略）そのうちの一人が命令の定める所によつて作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。（下略）」という法文中の、「その他の者」は、弊害があるから削除して医師、助産婦と限定されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府の意見としては、本規定は出生の際医師、助産婦の立会なく、従つてそれ等の者の証明書を得ることができない場合があることを予想し、この場合にも出生届の正確を期するために医師、助産婦以外の者の証明書を添付せしめようとする趣旨であつて、医師、助産婦を必要とする場合に、本規定があるため、敢えてその立会を拒否するというような例が多数あると思われない故、目下のところ今にわかに本規定の改正を考慮していない、とのことであつたが、当委員会としては、本規定の運用において、弊害ある事例も予想せらるる故、政府としては実情調査の上、本請願の趣旨に添うよう善処する必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十二号参照】

碧南市に簡易裁判所並びに検察庁設置の請願（請願者　碧南市長中村庄太郎外二名）（中野四郎君紹介）（第三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに愛知県碧海郡安城町に簡易裁判所並びに検察庁が設置され、碧南市、高浜町及び明治村はその管轄区域に編入されたが、碧南市の市制が実施された今日においては、碧南市に設置した方が種々な点で利便が大きいから、これが実現を要望するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は至極妥当なりと思われる。政府においても国家財政の許す限り、最高裁判所とも協議の上、実現に努力したしとの説明あり、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

吉田町に簡易裁判所設置の請願（請願者　廣島県高田郡吉田町長徳山一雄外三十五名）（山本久雄君紹介）（第一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島県吉田町は高田郡の行政の中心地であるが、該地方の犯罪は逐日増加の傾向にある。しかるに現在管轄となつている三次裁判所までは、遠路かつ交通の便極めて悪く、そのため捜査及び逮捕上多大の支障をきたしている。ついては、速かに吉田町に簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易裁判所は初め一警察署に一つの割合で設置する方針であつたが、国家財政等に制約されて二警察署に一つという割合になつており、今後増設の必要がある。吉田町は適当の地と思われるが、更に実状を調査してなるべく速かに設置すべきものと思われる。もとより簡易裁判所の設置は最高裁判所の所管であるが、請願の趣旨を最高裁判所に伝達するという政府の説明を諒とし、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

地方法務局及びその支局の独立庁舎建設の請願（請願者　静岡県濱名郡雄踏町藤原治男）（中村幸八君紹介）（第三〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

法務局及び地方法務局は、法律に関する政府の最高顧問官庁として、法務行政の全般を統轄する法務府の外局として設置されたものであるが、新憲法により、司法と行政とは、あきらかに分離されてすでに二年余を経過したのに、いまだに裁判所庁舎の一室に仮居している現状で事務上多大の不利不便を忍んでいるから、速かに地方法務局及びその支局の独立庁舎を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府の意見としては、予算の関係上、早急の実現は困難とのことであるが、司法行政の円滑なる運営を期するため、国家財政の許す限り、最近の機会において善処すべき必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと決議した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

長野地方裁判所諏訪支部並びに長野家庭裁判所支部昇格の請願（請願者　諏訪市長塚原葦穂外七名）（林百郎君紹介）（第三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野地方裁判所諏訪支部の管轄区域は、地域は広く、全国屈指の生糸の生産地帯及び観光地を控えているので、近来とみに人口が増加しており、そのため各種事件等が急激に増大しているが、取扱事件は乙号支部としての事件以下で上訴事件の取扱ができず、上訴事件、重罪犯等の刑事事件等は、長野地方裁判所または同松本支部で取扱われる関係上、事件関係者及び警察員の不便はこの上もない。ついては、長野地方裁判所諏訪支部並びに長野家庭裁判所諏訪支部を甲号支部に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府においては、司法行政の円滑なる運営を期するため、本請願の趣旨は至極妥当なりと思われるので実情調査の上、この趣旨を最高裁判所にも伝達し最近の機会において善処したき答弁があつた。本委員会においてはこれを諒とし、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

未成年女子刑務所設置の請願（請願者　栃木市倭町栃木刑務所丸山治平外一名）（山口好一君紹介）（第三五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の未成年女子刑務所は、大部分成人刑務所に附随的に設置されているが、年少女子に対しては成人女子と分離して独立施設で適切な教育訓練等を実施する必要がある。ついては、全国を地域的に二箇所ないし三箇所に区分し、各地区毎に未成年女子刑務所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府の意見としては、本請願の趣旨は極めて妥当ではあるが、予算その他の関係上、早急の実現は困難とのことであつたが、本委員会としては国家財政の許す限り、これが実現に努力すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

小湊町に国立少年院設置の請願（請願者　青森県東津軽郡小湊町大字田茂水蛯君藤松外四名）（笹森順造君外七名紹介）（第五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北六県中、青森県ばかりが少年院の設置なく、全国においても、教養程度が低く、県下青少年の犯罪量は飛躍的に激増している現状であるが、その収容兒は経済的その他の事情により保護徹底を欠き、多大の影響を與えている。ついては、速かに立地的好條件にある小湊町に国立少年院を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

青少年の犯罪は現在全国的に激増の傾向にあり、政府としても本請願の趣旨を認め、予算の関係上及び他所との均衡上、十分調査し、国家財政の許す限り、最近の機会において善処したき旨の答弁あり、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

釧路地方裁判所網走支部を地方裁判所に昇格の請願（請願者　北海道網走市長吉田榮吉外一名）（林好次君紹介）（第五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釧路地方裁判所網走支部は、大正七年に設置され現在甲号支部として

運営されているが、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の四郡にまたがり、二市二十一町村の広区域に及び、設置当時に比して該地方は各種産業が急速に発展し、取扱件数も増加した。従つて、さらに昨年設置された管下五簡易裁判所からの控訴事件も多数に上り、遠隔の釧路地方裁判所で執行するには時間的、経済的に不利であるから、該支部を地方裁判所に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在北海道には札幌、函館、旭川、釧路に地方裁判所あり、最近北見市、帯広市からも設置の要求がなされている。政府としては本請願の趣旨を認めて、最高裁判所にも伝達し、国家財政の許す限り、最近の機会に善処したき答弁あり、本委員会としては、釧路地方裁判所網走支部を地方裁判所に昇格することは、政治上、経済上、交通上及び裁判事件の数を考慮して至極妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

秋田地方法務局能代支局焼失に伴う復旧事業費全額国庫負担の請願（請願者　秋田県山本郡町村会長成田謙輔外一名）（宮腰喜助君紹介×第九三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年二月の能代市大火により、秋田地方法務局能代支局は類焼し、郡市民の戸籍帳簿その他一切の重要書類は焼失したので、各町村は戸籍簿の副本を能代支局より要求されているが、各町村とも事務繁忙であるし財政的予算もないから、当事務に要した諸経費の全額は、国庫において全額負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府においては本請願の趣旨に添うべく、至急実情を調査し関係各方面とも緊密なる連絡をとる旨の説明があつたので、これを諒とし、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

静岡市に高等裁判所支部設置の請願（請願者　静岡市追手町越崎昇太郎×猪俣浩三君紹介×第一〇一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

裁判所法の施行に伴い、地方裁判の民刑第一審判決に対する控訴は高等裁判所において審理せられることになり、静岡地方裁判所の判決に対する控訴事件はすべて東京高等裁判所の所管となるが、実際問題として地理的時間的及び経済的制約のため、控訴権の行使が不可能、又は著しく困難となつていることは、新憲法の趣旨にもとる由々しき問題である。一面東京高等裁判所においても管内各地方裁判所の第一審判決に対する控訴と、同第二審判決に対する上告を全部本庁で扱うことは困難であるから、静岡市に東京高等裁判所支部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府としては本請願の趣旨を認め、最高裁判所にも伝達し、国家財政の許す限り希望に応じて、最近の機会に善処したき答弁あり、本委員会としては、静岡市に高等裁判所支部を設置することは、政治上、経済上、交通上及び裁判事件の数を考慮して緊急を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長　幣原喜重郎殿

外務委員会報告書

【第五号参照】

請願に関する報告書

在外同胞引揚促進の請願（請願者　滋賀県議会議長小林郁×河原伊三郎君紹介×第一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今年度の引揚については万難を排して一日も早く引揚を再開し、且つ本年中に全同胞の帰国を完遂するよう関係方面に接衝せらるるとともに、留守家族の援護厚生対策についても、万幅の努力を傾注されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、終戦後既に四年余、今なお、引揚の完了を見ないのは誠に遺憾とするところで、未帰還者の苦痛及び留守家族の状態を思いやるとき、同情に堪えぬものがあるので、請願の趣旨を妥当なるものと認め、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十一日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長　幣原喜重郎殿

在外同胞引揚促進の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平×鈴木善幸君紹介×第五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今年度の引揚については万難を排して一日も早く引揚を再開し、且つ本年中に全同胞の帰国を完遂するよう関係方面に接衝せらるるとともに、留守家族の援護厚生対策についても、万幅の努力を傾注されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、終戦後既に四年余、今なお、引揚の完了を見ないのは誠に遺憾とするところで、未帰還者の苦痛及び留守家族の状態を思いやるとき、同情に堪えぬものがあるので、請願の趣旨を妥当なるものと認め、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十一日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長　幣原喜重郎殿

在外同胞引揚促進の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平×鈴木善幸君紹介×第五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

発表によれば、未引揚者数は期待されていた数とはいちじるしい差異があつて、留守家族はじめ国民ひとしく一まつの不安をぬぐい去ることができないのは極めて遺憾である。ついては、この数字の相違を解明するとともに、これら同胞の引揚促進を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は国民ひとしく切望するところであるので、政府においてすみやかに適当なる処置を講ずべきものと認め、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十一日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第六号参照】

元小笠原島住民の帰還促進に関する請願（請願者　東京都港区芝海岸通一丁目十一番地菊池虎彦外六名×菊池義郎君外一名紹介×第九二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争中強制疎開により本土に移住した元小笠原島住民は、いまだに帰島を許されず今日に至つているが、不許可の理由として、同島は北緯三十度以南にあるためと伝えられているも、沖縄、大東島への帰島は、既に許されておる関係もあるにつき、元小笠原島住民に対しても、帰島の希望がすみやかに実現するよう最善の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、両島の住民は命によつて永住の地を離れ本土に疎開し、終戦以来帰郷の熱烈なる希望を有するも許可せられおらざる実情にして、これら住民の心情を思うとき誠に同情に堪えぬところである。故に政府において住民の希望達成について執り得る最善の措置を講ずべきを妥当と認め、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、

議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長　幣原喜重郎殿

北鮮残留者引揚促進の請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内仲十二号館六号同和協会内瀧本輝外十名）（船田享二君紹介）（第九七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北鮮からの同胞引揚は、一応完了となつているが、実際には残留者がおるにもかかわらず北鮮よりの引揚問題が等閑視されていることは遺憾である。全残留者の数を明かにすることはできないが、強制的に留められた技術者十七名及び「悪質前職罪」と判決された在監中の十六名の残留は明確である。しかるに昨年春以来通信も絶え、これら同胞が現在何処に、如何なる状態にあるかも不明にして、家族一同悲嘆にくれている実情なるにつき、一日も早くこれら同胞が帰国できるよう最善の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、消息をたたれた父や夫の安否を気づかいつつ、ひたすら帰国の日を待ちわびている家族の心情を思うとき誠に同情に堪えざるものがあるので、政府においては、本請願の趣旨達成のため、この上とも善処すべきものと認め、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長　幣原喜重郎殿

在外同胞引揚促進の請願（請願者　北海道後志国余市郡大江村大字仁木村本保弥代ノ小川原政信君紹介ノ第一〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦以来五年目の冬を迎えんとする際、ソ連地区及び中共地区にいまだ多数の未復員者のあることは誠に遺憾とするところであつて、異郷にあつて強制労働に服している未復員者の困苦及びこれらの留守家族の窮状を想察せられ、あらゆる方法を講じて一日も早く未復員者の送還を完了するよう尽力されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて切実な国民の要望するところであるので、政府においてすみやかに善処すべきを妥当と認め、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお議決において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大蔵委員会報告書

〔第二号参照〕

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

今回改正される主なる点は次の五点である。

第一点は、失業保険料を、失業保険印紙をもつて納付することができるような例外規定であつて、この点について、現行法では、印紙をもつて、租税その他の国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならないことになつているので、但書をもつて、この例外規定を設けることとしている。

第二点は、失業保険印紙の形式についてであるが、この形式は、大蔵大臣が定めることとしている。

第三点は、失業保険印紙の売さばき事務に関するものであつて、この点については、郵政大臣が労働大臣に協議して指定する郵便局において行わせることとしている。

第四点は、失業保険印紙の売さばき代金の経理に関するものであつて、この点については、失業保険特別会計法中の歳入は、新たに、郵政事業特別会計からも受入れることとし、同時に、郵政事業特別会計法中の他会計への繰り入れは、失業保険印紙に係るものは、失業保険特別会計に繰り入れることとしている。

第五点は、厚生保険特別会計のうち、健康勘定の積立金に関するものであつて、この点については、現行法では、健康勘定の積立金は、健康保険事業の福祉施設費にのみ使用できることとなつているので、新たに、追加規定を設けて、健康保険事業経営上の財源に充てるため、必要あるときは当分の間、予算の定むる金額を限り、これを使用することができることとしている。

二、議案の可決理由

日雇労働者に関する失業保険料を、失業保険印紙をもつて納付することができるように改正することは、失業保険法の規定からみて必要であり、又厚生保険特別会計のうち健康勘定の積立金を健康保険事業経営上の財源に充てることは、目下の経済情勢において必要であるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十月二十八日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第四号参照】

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

わが国現下の食糧事情にかんがみ、米麦等の主要食糧に対する輸入税は、なお一年間免除する必要があると考えられるとともに、現在輸入税を免除している、茶及び重炭酸曹達に対しては、もはやこれを免除する必要がないという見解よりして、これに関する現行法に、所要の改正を行おうとするものである。

この趣旨に基いて、この法案では、次のような二点について改正を行おうとしている。

第一は、米麦等の主要食糧に対する輸入税を、なお一年間免除することに関するものであつて、この点については、現行法で、輸入税免除の有効期限が「本年十二月三十一日まで」となつているのを「昭和二十五年十二月三十一日まで」に改正しようとしている。

第二は、茶及び重炭酸曹達に対する輸入税免除を、廃止することに関するものであつて、この点については、現行法で、輸入税を免除する品名が掲げられている別表から、この二品目を削除しようとしている。

二、議案の可決理由

本案は、現下の食糧事情並びに茶及び重炭酸曹達の需給状況から考えて適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十月三十一日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十三号参照】

日本専売公社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

今回改正される主なる点は次の六点である。

第一点は、日本専売公社の予算の執行につき、企業の予算としての性格上、ある程度の弾力性を與えることとしている。

第二点は、たばこ、塩及びしょう脳の三専売事業の、独立採算制の趣旨を明らかにするために、日本専売公社の損益計算は、この三つの勘定に区分して、各々損益を明らかにすることとしている。

第三点は、日本專売公社の決算について、その年度において、固定資産、無形資産及び棚卸資産の額の合計額が増加したときには、これを積立金として留保することとして、その経理取扱を合理化することとしている。

第四点は、日本專売公社は、その業務に係る現金は、これを国庫に預託しなければならないのであるが、ただ例外的に、現金を安全に取り扱うために、日本銀行を簡便に利用することができない場合には、郵便局又は市中銀行に預金をすることができることとしている。

第五点は、日本專売公社は、その重要な財産を譲渡、又は交換しようとするときには、国会の議決を要することとしている。

第六点は、日本專売公社は、その役員及び職員に対して支給する給與について、給與準則を定めることを要することとしているが、その給與準則は、国会の議決を経た予算の中で、給與の額として定められた額を超えてはならないこととしている。

二、議案の可決理由

本案は、公社として弾力性を持たせるため、專売局から專売公社への移行に伴つて当然改正すべき手続法を定めたものであつて、公社の能率的な経理を運営するために適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月十九日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十七号参照】

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

郵政事業特別会計の本年度郵政事業収入においては、本年五月行われた郵便料金値上げに伴う利用減が著しく、ために当初の見積りよりも相当多額の収入減となり、四億一千二百七十一万七千円の職員に対する石炭、寒冷地手当支給に要する財源の余裕がないので、その分を一般会計から繰入れようとするものである。

二、議案の可決理由

職員に対する石炭、寒冷地手当支給に要する財源の余裕がないので、その分を一般会計から繰入れることは適切であると認められる。よつて本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十八号参照】

未復員者給與法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

未復員者に係る給與については、現在、未復員者給與法によつて処理されているが、それによると扶養手当は配偶者は月額六〇〇円、その他の扶養親族は一人につき月額四〇〇円であつて、政府職員の扶養手当が配偶者及び十八歳未満の子のうち一人については月額六〇〇円となつているのと比較して権衡を失しているので、昨今の物価事情にもかんがみ、未復員者に対して政府職員と同額の扶養手当を支給するように所要の改正を加えようとするものである。

二、議案の可決理由

未復員者に対する扶養手当を政府職員と同額に引上げて権衡を保つことは時宜に適した措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十九号参照】

外国為替特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農業共済再保険特別会計の農業勘定において、異常災害発生のために、本年度産麦の再保険金支拂が増加し、これに対する支拂財源が四億四千六十六万四千円不足するので、これを一般会計からする繰入金をもつて補てんしようとするものである。

二、議案の可決理由

本年度産麦の再保険金支拂財源として四億四千六十六万四千円を一般会計から繰入金をもつて補てんすることは必要適切であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

等を拡充するとともに、資本金十三億円を十八億円に増加し、且つ、政府から公庫の予算に定められた金額の借入金をすることができることとするものである。

なお、右の外、公庫の役職員は、公庫の事業の特殊な性質に省みて、一般職の国家公務員に対する給與の外、その俸給総額の百分の十に相当する金額の範囲内において、特別手当を支給することができるようにするものである。

二、議案の可決理由

国民金融公庫が国民大衆の生活再建を図るために必要な資金を供給する使命にかんがみて五億円の増資をすることは適切であり、且つ公庫の役職員に対して特別手当支給に関する規定を設けることも適切であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十六号参照】

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

国民金融公庫は、一般の金融機関から資金の供給を受けることが困難な国民大衆に対して、その生活の再建を図るために必要な資金を供給するため、本年六月発足したものであるが、何分にもその資金量が不充分なので、充分資金需要に応じ難い。従つて、今回、国民金融公庫の資金

現在貿易特別会計に設置されている外国為替資金を廃止して、この資金の運用として行つている外国為替、外国通貨等の売買及びこれに伴う取引に関する経理を一層明確にするために、新たに外国為替特別会計を設置しようとするものである。

二、議案の可決理由

新たに外国為替特別会計を設置することは、外国為替、外国通貨等の売買及びこれに伴う取引に関する経理を一層明確にするために必要適切であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十七日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第二十号参照】

旧軍関係債権の処理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

この法案で旧軍関係債権とは、旧陸軍省、海軍省及び軍需省関係の債権で、「物品の製造契約等に対して、前金拂又は概算拂をしたため拂い過ぎとなつたもの」、「軍需品の拂下代金」、「間違つて支拂つたもの」、などで、未回収になつている債権であるが、その金額は約十六億四千万円、件数にして約八千八百件ある。

これらの債権の迅速な徴収及び整理を図るため、延納又は分納を許し、あるいは催告及び督促を行つた上、滯納処分の手段をとり、又債務者の住所居所不明のため徴収不可能と認められる場合には、その債務を免除するなどの処置をとろうとするものである。

二、議案の修正議決理由

本案は、債権の迅速な取立並びに整理の進捗を図るために必要な規定を設けたもので概ね妥当と認められるが、なお、（一）旧軍関係債権とは何であるかを明定し、（二）「大蔵大臣が定める利息」とあるのを「大蔵大臣が市場金利を考慮して定める基準による利息」と改め、（三）「債権が確定されても、債務者の住所又は居所が不明である間は滯納処分をしないことができる。」と修正することを適切と認め、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

旧軍関係債権の処理に関する法律案の一部を次のように修正する。

（納付期限の延期、分割納付及び繰上げ徴収）

第一條　この法律施行の際現に存する旧陸軍省、海軍省及び軍需省に係る〇左に掲げる〇国の債権（以下「旧軍関係債権」という。）で、その債務者の資力の状況により直ちに当該債権に係る収入金を納付させることが著しく困難であるものについては、主務大臣は、收納上有利であると認められる場合に限り、三年をこえない期限をもつて、その納付期限を延期し、又は適宜分割して納付させる特約をすることができる。

一　法令により前金拂又は概算拂をなしたもので過拂となつた金額の返還請求権

二　拂下財産の代金請求権

三　誤拂による返還請求権

四　その他前三号に掲げる債権に準ずる債権

2　前項の規定により納付期限を延期し、又は分割して納付させる特約をさせる場合には、確実な担保を提供させ、及び大蔵大臣が市場金利を考慮して定める利息を附さなければならない。但し、同一人に対する旧軍関係債権の総額が一万円以下の場合には、担保の提供を免除することができる。

3　第一項の規定により分割して納付させる特約をした場合において、債務者がその分納金を滯納したときは、主務大臣は、その債務残額の繰上げ徴収をすることができる。

（徴収処分）

第七條　債務者が前條第一項の規定による督促を受け、同項の期限内に完納しないときは、主務大臣又はその委任を受けた職員は、部下の職員をして国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三章（滯納処分）（第十三條、第十九條及び第二十八條を除く。）に規定する手続に準じて当該債権に係る収入金の徴収の処分をさせることができる。この場合において、同法中「收税官吏」とあるのは「当該職員」と、「延滯金」とあるのは「遅延損害金」と、「税金」とあるのは「收入金（利息を含む。）」と、同法第二十六條中「税務ニ関スル官吏、公吏、雇員」とあるのは「旧軍関係債権に係る收入金の徴收の処分に従事する職員」と読み替えるものとする。

2　前項の規定は、旧軍関係債権について、他の債権に優先する弁済順位を認めるものではなく、又、破産法（大正十一年法律第七十一号）第四十七條（財団債権の範囲）、第七十一條第一項（滯納処分に対する破産宣告の効力）その他国税徴收若しくは国税滯納処分の例によつて徴收することができる債権又は国税徴收の例による滯納処分に関して特別の取扱を規定する他の法令の規定の適用を認めるものでもない。

3　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十三條、和議法（大正十一年法律第七十二号）第四十條その他の法令中強制執行の禁止、中止若しくは停止又はその効力の消滅に関する規定がある場合には、第一項の徴收の処分は、強制執行とみなして、当該規定を適用する。

4　第一項の規定により徴收の処分をする場合における物件の売却代金その他の処分金に対する他の債権者の配当要求及び当該処分金の配当に関する手続については、強制執行の場合の手続に準じて政令で定める。

5　旧軍関係債権中第五條第三項及び第五項の規定により確定したものについては、その債務者の住所又は居所が不明である間、第一項の規定は、適用しないことができる。但し、この法律の規定による徴收処分を免れる目的をもつてその住所又は居所を不明にしたものについては、この限りでない。

所得税法の臨時特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

昭和二十五年一月一日より三月三十一日までの支給に係る給與に対する所得税の源泉徴收について、暫定的に軽減を行う特例を設けんとするものである。

これがため給與の金額及び扶養親族の有無並びに数に応じて源泉徴收表に掲げる税額から一定額を控除せんとするものである。又課税の適正化を図るため、正確な帳簿の記載に基く青色申告書の制度の実施を考え、その準備として、法人又は事業所得を有する個人の所得の計算に関して、政府が記載事項を定めることとし、右の帳簿を備え付けるものは、昭和二十五年一月三十一日までに政府に届け出るべき旨を定めんとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、給與所得に対する所得税の源泉徴收について、シャウプ勧告による控除及び税率を基準として、取敢ず明年一月から三月に至る間の暫定的軽減を行わんとするものであつて適切妥当な措置と認められる。よつて本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

物品税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

課税物品相互間の権衡を考慮して、必需品的物品及び主として事務用に供せられる物品等に対する課税を廃止し、奢侈的性質の少ない物品は税率を引下げ、又現在余りに高率に過ぎると認められる第一種甲類及び乙類の税率を相当程度引下げ、更に清涼飲料税を物品税に統合して税率を引下げるとともに、他面じゆうたん、窓飾り等の高級装飾用調度用繊維製品を課税物品として追加せん

とするものである。

二、議案の可決理由

課税物品相互間の権衡を考慮して各種物品の税率を相当程度引下げ、且つ、其他面高級製品を課税物品として追加することは適切であると考えられる。よつて本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

織物消費税法等を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

織物消費税及び取引高税は、その性質及び歳出の状況等にかんがみて、明年一月一日より廃止するとともに、清涼飲料税も物品税中に統合するために廃止することを規定せんとするものである。

二、議案の可決理由

織物消費税、取引高税及び清涼飲料税を廃止することは最も時宜に適した措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

復興金融金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

新規業務停止に伴つて、不要となる未拂込資本金が、昭和二十五年三月末現在において、約二百五十億円にのぼる見込となるので、これだけの金額を、昭和二十四年度の決算時において、現在の資本金より減資するとともに、同収金が、国庫に納付された場合には、更にその納付金額に相当する金額の減資を行うこととしようとするものである。

二、議案の可決理由

復興金融金庫が資本金を減資することは、新規業務の停止に伴つて未拂込資本金が不要となるので当然の措置と考えられる。よつて本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

復興金融金庫においては、本年十月以降、新規業務を一切停止することとなつたので、今後の回収金については、新たなる貸付等に転用することなく、この回収金額から、必要経費を差引いた残額を、国庫に納付させることとしようとするものである。

二、議案の可決理由

復興金融金庫は新規業務を一切停止することとなつたので、今後の回収金については、この回収金額から必要経費を差引いた残額を国庫に納付させることは当然と考えられる。よつて本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第二十一号参照】

国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

国の所有に属する物品の売拂代金の納付について、第一に延納の特約のできる場合の規定を整備し、第二に延納に対する利息を付けないことができるように改め、第三にこの法律を公団等にも準用することとしようとするものである。

二、議案の可決理由

国の所有に属する物品の売拂代金の納付について所要の改正を行うことは現下の事情において必要なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

食糧証券及び借入金等の限度額は、現在千五百億円となつていて、これは昭和二十三年産米の生産者価格を四千百九円と見込んで計算されたものであつたが、今般昭和二十四年産米の政府買入価格を四千四百円程度と見込み、更に輸入食糧の増加等によつて、食糧証券の発行高は、昭和二十五年一月末においては約千六百七十億円に達するものと見込まれる。

従つて、この会計の運営を円滑にするため、法定限度額千五百億円を千七百億円まで引上げようとするものである。

又食糧証券の、この年度末残高を前年度末残高と同額の千百八十億に据え置き、消費者価格は、今年十二月末まで現行価格に据え置くので、この会計の歳入不足を補てんするため一般会計から百七十億九千三百万円をこの会計に繰り入れようとするものである。

二、議案の可決理由

食糧証券及び借入金等の法定限度額を千五百億円より千七百億円まで引上げることは会計の運営を円滑にするため必要であり、又この会計の歳入不足を補てんするため一般会計から百七十億九千三百万円繰り入れることも適切な処置であると認められる。よつて本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第二十三号参照】

未復員者給與法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

未復員者に支給する俸給月額百円を三百円に、帰郷旅費千円を郷里までの距離に応じ、千円から三千円までに、遺骨の引取に要する経費死亡者一人当り千五百円を千七百円に、それぞれ引上げ、復員患者の療養期間二年を三年に延長しようとするものである。

二、議案の可決理由

現下の経済諸事情から考えて所要の改正は時宜に適したものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲及び中国本土（主務大臣の指定する地域を除く。）の地域内において、ソ連の地域内の未復員者と同様の実情にある一般邦人に対しても特別未帰還者として未復員者に準じた給與支給の途を開こうとするものである。

二、議案の可決理由

特別未帰還者に対して未復員者に準じた給與支給の道を開くことは適切なることと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第二十四号参照】

請願に関する報告書

山林関係税制に関する請願（請願

者　奈良市奈良県庁内清水潔ノ前田正男君紹介）（第二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山林の所得税について左の通り要望するというのである。（一）山林収入は間断的であるから伐期の純収入を伐期年数で割つた金額に該税率を乗じ、これを伐期年齢倍すること、（二）山林の相続税の納入は、相当期間の延納と物納を認め、かつ所得税との不合理な二重課税を是正すること、（三）林業に対する附加価値は、軽減率を適用し、地租等についても特別の措置を講ずること、（四）木材引取税その他の地方税を廃止すること。

二、請願の議決理由

山林に対しては、課税上なお不合理が認められるので、本請願の趣旨を諒とし、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

山林に対する課税に関する請願（請願者　奈良市東向中町八番地奈良県森林組合連合会会長岡橋清左衛門外一名）（前田正男君紹介）（第二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山林の所得税について左の通り要望するというのである。（一）山林収入は間断的であるから、伐期の純収入を伐期年数で割つた金額に該税率を乗じ、これを伐期年齢倍すること、（二）山林の相続税の納入は、相当期間の延納と物納を認め、かつ所得税との不合理な二重課税を是正すること、（三）林業に対する附加価値は、軽減率を適用し、地租等についても特別の措置を講ずること、（四）木材引取税その他の地方税を廃止すること。

二、請願の議決理由

山林に対しては、課税上なお不合理が認められるので、本請願の趣旨を諒とし、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

戦災未亡人に対する課税軽減の請願（請願者　長野県下伊那郡下條村四千七百八十番地仲川亀一外百十五名）（林百郎君外一名紹介）（第六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年五月十四日衆議院で可決された遺族援護に関する決議事項を急速に実現されたいというのである。

（一）所得税徴収に当り世帯主である未亡人を扶養家族として認めること

（二）未亡人世帯に対する事業税軽減の特例を設けること

二、請願の議決理由

未亡人の生活実態にかんがみ、適当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

運動用品に対する物品税撤廃の請願（請願者　全国運動用品商工連合会代表松井繁雄外七名）（川野芳満君紹介）（第六八二号）及び同（請願者　東京都港区芝虎ノ門六番地松井繁雄外七名）（宮幡靖君紹介）（第八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

平和的文化国家建設には、スポーツ振興こそまず第一に取り上げねばならぬ重要な問題である。しかし施設や、器具、器材を失つた現在では、昔のスポーツ界に復帰させることは容易なことではない。しかも更にそれを困難にしているのは三割の物品税を運動用品に課せられていることである。ついては、一日も早くかかる不妥当な税を撤廃して、健全なるスポーツを楽しめるような措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健並びに娯楽上の見地より、本請願は、大体において妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国家公務員共済組合法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地佐藤安政外十一名）（河田賢治君外二名紹介）（第七〇九号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地佐藤安政）（小川平二君紹介）（第一一二六号）及び同（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地佐藤安政）（三宅正一君外一名紹介）（第一一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は公務員に対し保障制度の確立、住宅その他福利厚生施設の充実の責任を有するから、その主旨に副うように現国家公務員共済組合法を改正し、国庫負担金の増額、各種給付金の引上げ、給付範囲の拡充及び制限の撤廃、該組合運営の民主化、長期給付と恩給との差別待遇撤廃等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

公務員の福利厚生施設の充実を図る見地より妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国分町に刻たばこ製造工場設置の請願（請願者　鹿児島県姶良郡国分町長吉満三次郎外十五名）（中馬辰猪君紹介）（第七一二号）及び同（請願者　鹿児島県姶良郡国分町長吉満三次郎外十五名）（床次徳二君紹介）（第一一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本専売公社鹿児島地方局たばこ製造工場は、戦災のため両切工場だけを残してあとは焼失し、刻工場は全国十一ヶ所の内九州には大分県臼杵工場のみで、葉たばこを他府県に移出して製品は四国又は中国より逆移入している現況であるが、国分はあらゆる点から刻たばこ製造工場に最適地と思われるから、該工場を一日も早く復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

専売益金確保の見地よりして、本請願は、大体において妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

農機具に対する取引高税免除の請願（請願者　全国農機具商業協同組合連合会理事長寺尾定治外二名）（岡村利右衛門君紹介）（第四四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農機具については、価格差補給金制もとられず三パーセントの取引高

税が徴収されているが、農家の現金収入が減退し購買力も低下しつつある今日、農家経済の大きな負担が加重になつているので、今回取引高税法の一部改正に伴つて肥料、種苗等と同様に農機具についても取引高税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より、農機具に対する取引高税は当然免除されるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

茶に対する物品税撤廃の請願（請願者　佐賀県藤津郡嬉野町橘爪儀惣太外六百名）（中村又一君紹介）（第四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

およそ農産物で、物品税を課せられているものは、茶以外になく、日常生活必需品である茶に物品税を課することは、不当であり、また茶の生産または取引面を不明朗にし、ひいては、輸出の振興も阻害するものである。ついては、茶に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

茶の生活必需品的な性質よりして、これに対する物品税には相当の考慮が拂われるべきもの認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

政府支拂促進に関する請願（請願者　日本医師会長高橋明（丸山直友君外二名紹介）（第四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近政府支拂の遅延及び不定の実情にあるが、健康保険その他社会保険について、政府の支拂責任を有するものも、いちじるしく遅延し、そのため国民医療に重大な危機を招来しているから、政府支拂の促進並びに財的強化に関し、特別なる立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民衛生保健上の見地より、本請願は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

ねん（撚）糸業者に対する課税方法改善の請願（請願者　愛知県葉栗郡淺井町大字西淺井千八十三番地伊藤新吉外百四十二名）（河野金昇君紹介）（第五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県北部のねん（撚）糸業者は、昭和二十三年の末頃から不況に陷ち入り、大部分は経営困難で休業状態である。残存業者も不況にかかわらず今年の所得税金は昨年度の決定額の三割以上という過酷の課税で困窮している。ついては課税に関しては業者の申告書を尊重して納得のできる公平な税金を課せられたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不合理があり、ねん糸業者を困窮に陷し入れるおそれがあるので、本請願の趣旨はこれを諒とし、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

めがねのわくに対する物品税免除の請願（請願者　福井市昭和町七番地木村菊次郎）（坪川信三君紹介）（第六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国においては、視力障害によるめがねの需要者数が年々増加し、とくに男女青年間にその傾向がいちじるしいことは、日本再建のために由々しい問題である。このような実情下にあるわが国において、現在レンズはその必要性を認められ非課税品としての取扱をうけているが、これと不可分の関係にあるめがねわくに三割の物品税を課せられていることは、不合理である。ついては、国民の視力保全のため、めがねわくを医療器具として、これが物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の視力保全の見地より、めがねわくに対する物品税は当然免除されるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

所得税の賦課に関する請願（請願者　鹿児島県知事重成格外七名）（岩川與助君紹介）（第六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

零細農業を主とする鹿児島県は、大部分が農家であつて、最近家庭工業の発達はいちじるしく、県外からの仕入販売をする中小業者が大部分を占めるが、農家経済の盛衰は、購買力に影響して、本年の風水害のため、業者は不振に陷つている。しかるに昭和二十三年所得税決定実績を見ると、他都府県と同県とを比べて、農村及びその関連都市は大都市より高率の賦課を受けているものが多く、これは税務職員のかんに由来する失態であつて、やがては、これが産業の衰微を招くこととなるから、適正な賦課をするよう要望するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、大体において適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

そろばんに対する物品税撤廃の請願（請願者　兵庫県加東郡小野町垂井藤原一雄外六十七名）（岡田五郎君紹介）（第一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

そろばんは、一般経済事務上及び国民生活上最も実用的な計算用具であるが、現行の高率な課税は、その購買力を圧迫し、売行きを悪くし、売価の低下を来しつつある、このままでは企業の衰滅は時間の問題である。ついては、すみやかにそろばんに対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

そろばんの必要度よりして、これが物品税に対しては相当の考慮を拂われるべきものと思われるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

文房具及び紙製品に対する物品税撤廃の請願（請願者　中部文具工業協同組合理事長舟橋金造外十一名）（田嶋好文君紹介）（第二〇八号）及び同（請願者　名古屋市中区魚町一丁目二番地舟橋金造外六名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文房具及び紙製品は、その用途の対象が、学校用品、事務用品であるだけに、利じゅんにも一定の制約を加えられているのに、課税されることは、業界を壊滅に追い込むことになるから、国民生活及び政治経済活動の源泉である、文房具及び紙製品の物品税をすみやかに撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は税制改正に際しては特に考慮せらるるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

清涼飲料税撤廃の請願（請願者　東京都中央区日本橋堀留町一丁目四番地西田儀八）（塚田十一郎君紹介）（第二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

清涼飲料税は、シャウプ勧告に示された通り、アルコール飲料と競争するものではなく、菓子類と競争するもので、これら競争品に適当に課税することはできないから、清涼飲料には特別に課税する理由はないから、清涼飲料税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、税制改正の際には特に考慮せられるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

はち蜜に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都豊島区西巣鴨四丁目二百八十六番地加村正直）（神田博君紹介）（第二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

転地養ほう（蜂）業者に対する税の中、はち蜜の物品税を次の理由により廃止されたいというのである。

（一）食糧増産のため養ほう（蜂）を振興するため

（二）はち蜜は、はち飼いへの報酬物資であるため

（三）はち蜜は、貴重な国民栄養ざいであり、且つ輸出品であるから

（四）はち蜜は、生産品、すなわち飼料であるから

（五）はち飼いが生産に専念できないから

二、請願の議決理由

最近の需用にかんがみこの税率を軽減することは必要と認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

電気配線器具に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都港区芝新橋二丁目一番地天野次雄）（三宅則義君紹介）（第二〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電線、電球、電動機等は必需品として非課税となつているにかかわらず、これとともに使用する配線器具のみに物品税を課していることは、はなはだ不合理である。ついては、すみやかに電気配線器具に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、税制改正の際には特に考慮せられるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

主食の超過供出並びに桑園所得に対する課税撤廃の請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧増産を期待する超過供出に対し課税することは、農家の生産意欲を阻害し、さらに食糧増産の上からも、まことに遺憾である。また繭の生産に対しても、桑園所得と繭の生産所得の双方に課税し、生産者にとつて二重負担となつているため、生産の減退をきたし、多大の支障をきたしている。ついては、すみやかに食糧の超過供出並びに桑園所得に対し課税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より特に考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

綿、スフ織機復元のための復金借入金に関する請願（請願者　静岡県浜名郡入野村入野二百六十八番地竹村啓太郎外四十九名）（中村幸八君外三名紹介）（第二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

綿織物復元工場は、繊維再建計画の一環として復興金融金庫から特別融資を受けているが、経済九原則一連の措置によつてきびしい環境に追いこまれ、さらに国際市場の需要の減退によつて破たんの一歩手前にある状態である。復元工場はスタートしたばかりで企業としては安定せずまた蓄積資本も少いので、特別融資の償還の現行一箇年据置四箇年賦を一箇年据置十箇年賦に、また金利現行日歩二銭九厘を二銭に引下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

所得税の同居家族合算申告制廃止に関する請願（請願者　婦人経済連盟理事長竹内壽惠外七名）（山口シヅエ君紹介）（第八五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

所得税の納税に当つて同居家族の合算申告制度により、婦人の収入は世帯主と合算し、累進加税となつて徴収されている。夫婦の場合は、夫一人分よりもその税金は非常に多額となり、働く妻の必要とする交際費、交通費を計上すると、働かない方が

得策という結果になり、婦人の社会的進出意欲を阻んでいる。ついては、妻の場合をも含めて、合算申告制の全面的廃止を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、税制改正に際しては特に考慮せらるるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

つり針に対する物品税免除の請願（請願者　東京都港区麻布飯倉片町十六番地小林絹治）（吉田省三君紹介）（第二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

つり針は大部分が漁業用であり、しやし品と同様物品税の課税対象とするのは不合理であり、その税額もきわめて少額であつて徴税費にさえ満たぬくらいであるから、つり針に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、税制改正の際に考慮せらるるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

化粧品に対する物品税減免等に関する請願（請願者　東京都千代田区富士見町三丁目一番地井田友平外二十三名）（木村公平君外一名紹介）（第八四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

化粧品は日用必需品であるから、シャンプー及び洗粉は無税に、クリーム、ポマード類は一割に、その他の化粧品は二割に税率を引下げ、また物品税は業者が消費者の支拂うべきものを過重の立換拂いをしているから、現行の納期を回収に要する約九十日に延期されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、税制改正の際に考慮せらるるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

密造酒防止対策に関する請願（請願者　若松市大和町七番地新城猪之吉）（青家喜六君紹介）（第八四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近酒の密造が盛んに行われているが、この原因は清酒類の絶体量不足によるものである、ついては、密造防止対策として清酒の大増石し、酒価を引下げるか、あるいは米と酒を還元配給するかどちらかの方法を採用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、財源確保等の見地より考慮すべきを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

ラジオ受信機類に対する物品税軽減の請願外一件（請願者　東京都新宿区新小川町二ノ一〇番地渡邊斌衡外二名）（前尾繁三郎君紹介）（第一二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ラジオが生活必需品として、又産業、教育上必要なことは今更いうまでもないが、ラジオ受信機、拡声機、電気蓄音器及びこれに関連する諸機器に対する高率の物品税はラジオ普及を阻害するものであるから、該物品税を免除及は最低税率十%迄軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

ラジオ受信機類の最近における必要度よりして、本請願は、大体において妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

共済組合の長期給付に関する請願（請願者　東京都千代田区霞ヶ關、厚生省職員組合長大久保晴正）（中原健次君外二名紹介）（第一一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

共済組合中左記事項を施行されたいというのである。

（一）共済組合の甲種組合員に対する退職一時金の給付は、政令第二百六十四号により控除額があるため、実質的に減少し不合理を生じているから改正されたい。

（二）共済組合の甲種組合員に対する長期給付の掛金率は俸給の四・五パーセントで官吏の恩給納金二パーセントに比し高く、しかも恩典は三分の二にすぎない。よつて、政令第二百六十四号第三項第三号の規定を削除すること。

（三）共済組合長期給付掛金を二パーセントとすること。

二、請願の議決理由

最近における共済組合の実状にかんがみ、本請願は、大体において適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

北海道における清酒生産増石の請願（請願者　日本清酒株式会社社長柴田衛治外五名）（佐々木秀世君紹介）（第一一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戰後北海道の人口は急激に増加し、したがつてその生産品の供出に対する報奨酒も順次数量を増し、道産酒のみで不足を生ずるので内地他府県より移入している状況である。前年度の移入酒は合計一万二千三百石以上であるが、これは道内醸造業者で容易に生産し得る数量であり、なおその設備もあり、輸送上にも便利であるから、次酒造年度には生産増石をされたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道における清酒の生産実績よりして、本請願は大体において適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

徴税における目標割当制廃止の請願（請願者　全国財務労働組合委員長杉村鉄夫）（風早八十二君紹介）（第一一三八号）に関する報告書

一、本請願の要旨及び目的
　まじめな第一線の下級税務官吏は、天下り的な徴税目標額に苦しんでいるが、この天下り割当制廃止の勧告と共に、良心的納税業務を遂行したいのであるが、いまだなんらの措置をも行われずにいる。ついては、速かにこの目標割当制を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
　徴税における目標割当制は、請願の通り、是非共撤廃されるべきものであり、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月二日
　大蔵委員長　川野　芳満
衆議院議長　幣原喜重郎殿

映写機類に対する物品税軽減の請願（請願者　光学精機工業会長、長岡正男外一名）（坂田道太君紹介）（第一一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　映写機、同部分品に対する現行物品税はあまりに高率であるために映写機製造工業の輸出産業への発展を阻止し、文化施設の充実向上を妨げ、さらに映写機製造工業は経営困難をきたし、さらに又税増収を妨げかえつて減収になる傾向が予想されるから、物品税率を二割乃至三割程度に改正されたいというのである。
二、請願の議決理由
　最近における映写機製造工業の現況よりして、本請願は大体において適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月二日
　大蔵委員長　川野　芳満
衆議院議長　幣原喜重郎殿

公務員の厚生福利施設拡充に関する請願（請願者　全逓信労働組合委員長山口寛治）（江崎一治君外三名紹介）（第一〇九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　現在公務員の厚生福利施設は独身者の住宅問題をはじめとして種々の困難と、不備とがある。ついては、無住宅者への住宅料支援、医療施設の拡充、とくに女子従事者に対する托兒所設置等、厚生福利施設を早急に拡充完備せられたいというのである。
二、請願の議決理由
　最近における公務員の生活実情にかんがみ、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月二日
　大蔵委員長　川野　芳満
衆議院議長　幣原喜重郎殿

衛生陶器の物品税改正に関する請願（請願者　愛知県瀬戸市瀬戸商工会議所長谷川正博外一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第一〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　物品税法中左記の点を改正し、衛生陶器の物品税を撤廃されたいというのである。
（一）物品税課税品目中第一種丁類第四十九号「土木建築用ノモノ」中に衛生陶器を含むものとして取扱うこと。
（二）同第四十九号中第二項の但書に衛生陶器を加えること。
二、請願の議決理由
　国民の保健衛生上の見地より、本請願は大体において適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月二日
　大蔵委員長　川野　芳満
衆議院議長　幣原喜重郎殿

電気アイロンに対する物品税軽減の請願（請願者　東京都台東区西町十二番地島岡捨吉）（天野公義君紹介）（第九六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　電気アイロンは、衣料生活上必需品であるのに、ぜいい沢品として五割の物品税が課せられているため、需要者の支障はきわめて大きい。ついては、電気アイロンに対し物品税をすみやかに軽減されたいというのである。
二、請願の議決理由
　最近におけるアイロンの必要度よりして、本請願は、適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月二日
　大蔵委員長　川野　芳満
衆議院議長　幣原喜重郎殿

農家用鉄びんに対する物品税免除の請願（請願者　川口市金山町百二十三番地片桐銀蔵外九名）（大泉寛三君紹介）（第三二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　川口市は昔からなべ、かま、鉄びん等の国民生活必需品を生産しているが、戦後これらの需要増加しつつあるので農家の必需品である鉄びんに対する物品税を免除されたいというのである。
二、請願の議決理由
　農家用の鉄びんは生活必需品であり、この物品税を免除されたいという本請願の要旨は、適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月二日
　大蔵委員長　川野　芳満
衆議院議長　幣原喜重郎殿

かつお節に対する物品税撤廃の請願（請願者　静岡県志太郡焼津町城橋村松正之助外一名）（神田博君紹介）（第九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　かつお節に対する物品税は、戦時統制下に課税されたものであり、これが統制が廃止された今日においては、不合理なものであつて、しかも過重な負担と不公平な課税は業界を不明朗なものとし、かつお節の生産は破滅の外ない実情である。ついては、かつお節に対する物品税を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
　かつお節は生活必需品であるので当然考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月二日
　大蔵委員長　川野　芳満
衆議院議長　幣原喜重郎殿

ぼうしに対する物品税軽減の請願（請願者　日本ぼうし連絡協議会長増見好文）（岡野清豪君紹介）（第三五八号）及び同（請願者　東京都台東区浅草向柳原町二丁目一番地高橋清藏外十二名）（坂田道太君紹介）（第一一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　現在ぼうしの物品税は価格三百円を免税点として三割を課税されているが、織物と同様生活必需品であ

り、また物品税の納期は、倉出しの翌月となつており、信用取引の増加した現在、生産者の立替拂となつているので、資金面で困窮しているから、ぼうしに対する物品税を撤廃されたいが、若し一劃でも課税されるときには、税金の納期につき考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

ぼうしの物品税については、本請願の要旨を諒とし、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

浴そうに対する物品税撤廃の請願

（請願者　東京都江戸川区東小松川三丁目三千二十八番地倉前伊勢吉外六名ノ島村一郎君紹介ノ第九一八号）及び同（請願者　名古屋市中村区則武本通り三丁目三十五番地島居健太郎）（今村忠助君紹介ノ第一一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆風ろはひじように混雑を極め、非衛生でまた入浴料も高いが、家庭風ろは現在は燃料も自由に入手でき、二、三人の入浴料で一家中使用することができ、また全国の農家では、ほとんど公衆浴場の設備は皆無の状態である。しかるに、浴そうには百分の三十の物品税が加税されており種々のあい路となつているから、この税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

浴そうの物品税は、当然廃止されるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

乾のりに対する物品税撤廃の請願

（請願者　愛知県碧海郡高濱町糟谷安清外八名ノ中野四郎君紹介）（第一九五号）、同（請願者　愛知県知多郡上野町伊藤正夫外七名）（久野忠治君紹介ノ第一九六号）、同（請願者　愛知県知多県豐濱町山本松之外八名ノ早稻田柳右エ門君紹介ノ第四七〇号）、同（請願者　名古屋市熱田区森後町二丁目三番地駒澤昌外一名）（河野金昇君紹介ノ第五三一号）、同（請願者　愛知県幡豆郡吉田町大字吉田　加藤清治外六名ノ三宅則義君紹介ノ第九二三号）及び同（請願者　愛知県碧海郡高濱町漁業会糟谷安清外十名ノ千賀康治君外一名紹介ノ第一一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

乾のりは国民の必需品でぜい沢品でないのに、他種加工品と同率に課税されているのは、まことに不合理である。乾のりが価格と配給の面で統制を撤廃された現在、その徴税方法が源泉課税であるので、二割の物品税が漁民の負担となつている。その上今年のように不作のときには生産者は、不安と苦境に追い込まれること必至である。ついては、沿岸漁村の自立を図るため、乾のりに対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

乾のりについては、他の物品等との均衡等を考慮して、なお不合理なる点があると思われるので、本請願の趣旨を諒とし、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

乾のりに対する物品税撤廃促進の請願（請願者　名古屋市熱田区森後町二丁目三番地駒澤昌外八名）（江崎眞澄君紹介ノ第五五号）及び同（請願者　愛知県知多郡上野町伊藤正夫外七名）（川本末治君紹介ノ第三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

乾のりが価格と配給の面で統制を撤廃された現在、その徴税方法が源泉課税であるので、二割の物品税が漁民の負担となつており、業者は非常な苦境に追い込まれている。ついては、乾のりに対する物品税の撤廃を促進して欲しいというのである。

二、請願の議決理由

乾のりの物品税については、他の物品等との均衡等を考慮して、なお不合理なる点があると思われるので、本請願の主旨を諒とし、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

洋かさに対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都台東区向柳原一丁目十三番地志村三次ノ仲内憲治君紹介ノ第三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

洋かさは大衆の絶対必需品であるにもかかわらず物品税を課税しているのは、はなはだ不合理である。また生産原価に物品税を加算すれば販売困難となるため、生産業者負担となる結果、業界は破滅の一途をたどつている。ついては、洋かさの物品税を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

生活必需品たる洋かさに対する物品税は、当然撤廃されるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

かさに対する物品税廃止の請願（請願者　京都府和がさ商工業協同組合理事長坪倉猛ノ大石ヨシエ君紹介）（第一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

かさは大衆の絶対必需品であるにもかかわらず物品税を課税しているのは、はなはだ不合理である。また生産原価に物品税を加算すれば販売困難となるため、生産業者負担となる結果、業界は破滅の一途をたどつている。ついては、かさの物品税を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

生活必需品たるかさに対する物品税は、当然撤廃されるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

紙に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内二丁目十番地、紙パルプ連合日本洋紙会内田村文吉外二名ノ塚田十一郎君紹介）（第二〇三号）、同（請願者　九州製紙工業会長高島貞治）（島村一郎君紹介）（第一〇四九号）、同（請願者　九州製紙工業会長高島貞治）（塚田十一郎君紹介）（第一〇五〇号）、同（請願者　鳥

取県和紙商工業協同組合連合会理事長加藤哲男外二百十六名）（稲田直道君紹介）（第一〇八五号）及び同（請願者　鹿児島県和紙商工業協同組合連合会理事長崎山三省）（床次徳二君紹介）（第一二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

紙は教育、学術、美術等の書籍をはじめ、一般事務用紙、包装その他政治経済等あらゆる文化面において、主食同様きわめて重要な物資であるにかかわらず、現在二割の物品税が課せられているのは、文化国家の建設の国是に反し、生産意欲をさまたげるものである。ついては、紙に対する物品税をすみやかに撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、税制改正に際しては特に考慮せらるるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

たばこ民営反対に関する請願外四件（請願者　廣島県神石郡小畠村大字小畠古屋木　清造外千二十六名）（森戸辰男君紹介）（第一八六号）、同外三件（請願者　廣島県神石郡豊松村三原才一外九百四十七名）（森戸辰男君紹介）（第二一一号）、同（請願者　宮崎県たばこ耕作連合会長甲斐善平）（川野芳満君外一名紹介）（第六七三号）、同（請願者　宮崎県手すき紙製造業者代表黒木常磐外五百四十二名）（小山長規君外一名紹介）（第六七四号）、同（請願者　福井県大野郡勝山町大字猪野口帰山長右衛門外二千七百六十四名）（坪川信三君外一名紹介）（第七一八号）、同（請願者　宮崎県庁内三輪貞治）（渕通義君外二名紹介）（第八〇五号）、同（請願者　滋賀県たばこ耕作組合連合会長小梶三郎）（今井耕君紹介）（第八〇六号）、同（請願者　熊本市南千反畑町煙草耕作組合連合会北利民）（原田雪松君外二名紹介）（第九六〇号）、同（請願者　福井市福井県庁内久保三郎）（福田一君紹介）（第九六一号）、同（請願者　米子市勝田町鳥取県煙草民営反対同盟会）（米原昶君紹介）（第九六二号）、同（請願者　熊本市清水町北利民）（寺本齋君外二名紹介）（第一一二一号）及び同（請願者　山形県煙草耕作組合連合会長太田徹外八十四名）（志田義信君紹介）（第一一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回たばこ官営を廃止し、民営にすると聞くが、民営となっても、現在のたばこ益金千二百億円の外になお相当の利益を確保しなければならないため、たばこの価格が下るとも考えられず、その上外国葉煙草の輸入により優秀な技術と設備とをもつ工場ができれば、内地産たばこは重大な打撃を受けることは必至である。ついては、現行の専売法の存続を要望し、たばこ民営に反対するというのである。

二、請願の議決理由

たばこ民営は、時期早尚であるとの見地より考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

漁業に対する課税軽減に関する請願（請願者　松江市朝日町四百七十五番地九川久俊）（鈴木善幸君紹介）（第三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年八月十五日に開催された島根県水産大会の決議で、所得税の対象は、過去三箇年を平均したものとし、漁業経費の算定は、漁業の実態に即して行い、漁業経済に精通した徴税官吏を任命されたい。また漁獲物は統制供出物であるから、米麦のように第二種事業税を免除、または軽減されたい。さらに漁業権税は、島根県では、市町村附加税を加えて六分であるが、これを三分位に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は税制改正に際しては、特に考慮せらるるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

漁業に対する課税改善の請願（請願者　東京都港区芝海岸通一丁目二十番地日本施網漁業協会長春日信市外六名）（小高熹郎君紹介）（第七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業に対する課税について、次の事項を改善されたいというのである。

(一)　徴税目標を達成するための割当課税方法を改めること

(二)　不漁の場合の課税保護の制度を設けること

(三)　三年ないし五年の通算制を認めること

(四)　漁業経営費の決定に当つて予め漁業者側の意見も入れて作成された漁業経営費算定規準のようなものによること

(五)　自家労働による分の対価を経費として認めること

(六)　漁夫歩合は事業所得ではないから勤労所得税一本で課税すること

(七)　地方税である事業税、第二種事業税は撤廃すること。

二、請願の議決理由

本請願は税制改正に際しては特に考慮せらるるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

織物消費税並びにメリヤスの物品税引下げに関する請願（請願者　日本既製服協会長原一郎外七名）（川野芳満君外二名紹介）（第六八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

シャウプ税制勧告案が発表されてから、購買力はいちじるしく減退し、取引高はほとんど停滞し、このまま明年の引下時まで放任しておけば、ゆゆしい結果を招くに至るであろうから、織物消費税メリヤス物品税の引下げを速かに実施され、また在庫品の損失補償のための措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

要旨に述べている如く、業界の混乱等も懸念されるので、適当なる措置をとる必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長　幣原喜重郎殿

美術品に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都港区新橋七丁目十二番地東京美術商商業協同組合理事長齋藤利助外百八十五名）（江田斗米吉君外一名紹介）（第七四七号）、同（請願者　東京都世田谷区玉川町千六百三番地齋藤利助外二名）（平井義一君紹介）（第八八二号）及び同（請願者　東京都港区芝新橋七丁目十二番地齋藤利助外

二名）（佐藤重遠君紹介）（第一一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

美術品は取引数量が少く、単価が高額であるため、取引毎に課税するときは著しく価格が高くなつて、物品税を消費者に転嫁することは不可能となり、多くの場合美術商の負担に帰し、脱税行為が行われ易くなる。又生産品でない美術品に該税を課することは不合理であるから現行の二割の物品税を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不合理を是正する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

ぼうしに対する物品税撤廃の請願（帝国製帽株式会社長松島保平）（中村幸八君紹介）（第二〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在ぼうしの物品税は価格三百円を免税点として三割を課税されているが、織物と同様生活必需品であり、また物品税の納期は、倉出しの翌月となつており、信用取引の増加した現在、生産者の立替拂となつているので、資金面で困窮しているから、ぼうしに対する物品税を撤廃されたいが、若し一割でも課税されるときには、税金の納期につき考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不合理を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

物品税及び酒税の改正に関する請願（請願者　静岡市南町二丁目三番地池谷寅藏）（西村直巳君紹介）（第六五二号）同（請願者　静岡市南町二丁目三番地池谷寅藏）（神田博君紹介）（第四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

節句飾物類は製造場移出課税となつているが、節句飾物はきわめて複雑な経路をたどつて完成品となり、大部分の業者は、小規模企業者であるため、現在のように出荷のとき、立替納税を強いられるのは、金融面より大きな負担である。また中間業者の補そくも困難のため、ほ脱行為が行われ、業界を不明朗なものとしている。ついては、節句飾物類に対しては小売課税とされたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不合理を是正する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

陶磁器に対する物品税撤廃の請願（請願者　京都陶磁器工業協同組合理事長福田松平）（高木吉之助君外二名紹介）（第二〇六号）、同（請願者　佐賀県有田町佐賀県陶磁器工業協同組合理事長中川原荒次郎）（高木吉之助君紹介）（第五九七号）及び（請願者　愛知県瀬戸市蔵所町長谷川正博）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の金詰りと売行不振により陶磁器生産業者は極度の経営難に苦しんでいるが、なかでも、物品税の三割と五割の課税は、一層業者を経営難に追込んでいる。ついては、貿易振興の見地から、陶磁器に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

大体において当を得たるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

毛織物差益金の税免除に関する請願（請願者　東京都墨田区東両国一丁目一番地渡辺喜一）（細田榮藏君紹介）（第一〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回為替レートの変更による原毛価格の引上げに伴い、毛織物の価格が発表され、梳毛服地については一・七倍、紡毛服地については一・二四倍に引上げられたが、今日の情勢においてはこれは名目上の差益であり、実際の利益ではないから、この差益は全面的に免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

委員会において慎重審議の結果、本請願の趣旨を諒としたので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

所得税調査委員制度設定の請願（請願者　三重県宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

所得税は昭和二十二年四月から申告納税制度となつたが、申告額は課税額の四十パーセントに過ぎないたい、更正決定による一方的措置によつて課税され、そのために一時に多額の税を納付しなければならぬ結果となり、滞納額の増加、強制徴収の止むなきに至るのである。ついては、納税の完遂を期するためには、適正な課税が第一であるから各税務署管轄ごとに納税者の公選による所得税調査委員を設けて決定権を與えるように関係法令を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、大体において趣旨妥当なるものと認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

養蚕業者に対する二重課税廃止の請願（請願者　愛知県養蚕販売農業協同組合連合会長八木一郎外三名）（武藤嘉一君紹介）（第六〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

養蚕業は輸出物資の大宗として外貨獲得上の重要産業であるが、蚕糸類の統制撤廃により現在繭価格の決定をも見るに至らず、繭生産費を償うことも困難で、養蚕意欲は減退し、休止するものが続出している。ついては、桑園及び繭に対する二本建課税制を廃止し、養蚕実質所得に対する一本建課税に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における養蚕業の現状にかんがみ、大体において妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

陶磁器に対する物品税改正並びに取引高税撤廃の請願（請願者　佐賀県陶磁器工業協同組合理事長中川原荒次郎外四十名）（中村又一君紹介）（第四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日用品食器類は、生活必需品であるから、公定価格も廃止された今

日、すみやかに物品税の免税点を引上げ、取引高税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

生活必需品としての陶磁器類の物品税の改正は、必要なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

漆器に対する物品税改正の請願（第四五五号）に関する報告書

（請願者　東京都中央区日本橋通り二丁目加藤ビル内漆器振興懇話会理事長西政太郎）（佐藤榮作君外一名紹介）

一、請願の要旨及び目的

漆器はわが国独特の手工業で、全国三十九都府県に五十五の協同組合があつて、再建日本の産業の一翼を担つて努力をしているが、戰時中に設定された物品税が、国民生活の必需品にも課税されている。ついては、最近の不況時に滅産の一途をたどつている業者にとつては、負担が過重であるから、現行物品税百分の三十を百分の十に税率を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、大体において当を得たるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

愛知県に税務署設置の請願（第一九一号）に関する報告書

（請願者　愛知県愛知郡町村会長水谷登吉）（川本末治君紹介）

一、請願の要旨及び目的

現在愛知県愛知郡は名古屋市熱田税務署の管轄区域に属しているが、同郡は八箇町村、面積約百九十平方キロ、人口八万五千余を有する上に熱田税務署との交通事情が悪く、徴税上にも不利不便があるので、納税成績にも影響を及ぼしている。ついては、愛知郡一円を管轄区域とする税務署を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

徴税機構の整備強化を必要とする今日、適当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

ガス用器具に対する物品税免除の請願（第一九四号）に関する報告書

（請願者　日本ガス協会長山脇正次外一名）（天野公義君紹介）

一、請願の要旨及び目的

戰後のガス使用の普及に伴い、ガス器具も都市生活上欠くことのできない実用品となり、現行の高率な物品税の課税対象となるぜい沢品でなくなつたばかりでなく、今後文化生活の維持向上を図るには低れん優秀なガス器具の普及こそ重要なことである。ついては、ガス器具に対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

ガス器具は、もはや今日においては生活必需品である。よつて本請願の要旨は当を得たるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

すだれに対する物品税軽減の請願（第二〇四号）に関する報告書

（請願者　東京都中央区神田岩本町二番地椎橋林太郎外十二名）（星島二郎君紹介）

一、請願の要旨及び目的

すだれは現在の住宅事情においては、趣好品でなく、日常生活の必需品となつているから、次のようにすだれの物品税を軽減されたいというのである。

（一）一千円以上の室内用縁附すだれは一割

（二）一千円未満の軒かけ用すだれは免税。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、大体において妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

きせるに対する物品税の免除の請願（第九六六号）に関する報告書

（請願者　新潟県燕町南波藤吉）（塚田十一郎君紹介）

一、請願の要旨及び目的

きせる業者は資材の高騰と資金の行詰りと税金の重圧と賃金の上昇のため、製品の値上げも止むをえない現況で、きせる製造原価一本金二十円以上に対し物品税を課せられることは、まことに忍ぶことができないところであるとともに、免税点設置当時から今日の諸物価を対照してみても、免税点の引上げは当然のことと信ずる。ついては、きせるに対する物品税の免税点を一本三十円まで引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

きせるの需要度、諸物価の均衡等から考慮して、本請願は当を得たものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

木製家具類に対する物品税改正の請願（第四七六号）及び同（第六五〇号）に関する報告書

（請願者　静岡市瓦場町静岡県木工家具商工業協同組合理事長前畑波平）（神田博君紹介）（請願者　静岡市瓦場町前畑波平）（西村直巳君紹介）

一、請願の要旨及び目的

木製家具類の物品税は、製造場移出課税となつているが、生産業者と、小売業者の数は同程度であり、多くの場合、末端の小売業者で完成品となる実情から見て、現在の徴税法によると、二重課税または、脫行為が避けられない。ついては木製家具類に対する物品税は撤廃せられたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不合理を改める必要があると認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

木製家具類に対する物品税撤廃の請願（第四七六号）に関する報告書

（請願者　宇都宮市商工会議所内高田鐵藏外七名）（大澤嘉平治君外一名紹介）

一、請願の要旨及び目的

木製家具類の物品税は、製造場移出課税となつているが、生産業者と、小売業者の数は同程度であり、多くの場合、末端の小売業者で完成品となる実情から見て、現在の徴税法によると、二重課税または、脫行為が避けられない。ついては、製造場移出課税を小売課税方法に改正せられたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不合理を改める必要があると認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

マッチに対する物品税軽減の請願
（請願者　神戸市生田区加納町四丁目一番地森一郎ほか一名）（第一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
マッチに対する物品税は最近業界に非常な重圧となつている、このまま推移するならば、わが国マッチ業は破滅の外はない、ついてはすみやかにマッチの物品税を減免されたいというのである。

二、請願の議決理由
生活必需品たるマッチの物品税引下げは当然必要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

マッチに対する物品税撤廃の請願
（請願者　日本マッチ工業会理事長森一郎）（首藤新八君紹介）（第八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
マッチに対する物品税は最近業界に非常な重圧となつている、このまま推移するならば、わが国マッチ業は破滅の外はない、ついては、速やかにマッチの物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
国民生活上におけるマッチの必要度よりして、大体において妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

毛織物に対する取引高税撤廃の願請（請願者　東京都墨田区東両国一丁目一番地渡邊喜一）（細田榮藏君紹介）（第一〇〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回為替レートの変更による原毛価格の引上げに伴い、毛織物の価格が発表され、梳毛服地については一・七倍、紡毛服地については一・二四倍に引上げられたが、今日の情勢においてはこれは名目上の差益であり、実際の利益ではないから、この差益は全面的に免除されたいというのである。

二、請願の議決理由
毛織物に対する取引高税はぜひとも撤廃されるべきものであり、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

マッチに対する物品税撤廃の請願（請願者　日本マッチ工業会理事長森一郎）（首藤新八君紹介）（第八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
マッチに対する物品税は最近業界に非常な重圧となつている、このまま推移するならば、わが国マッチ業は破滅の外はない、ついては、速やかにマッチの物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
国民生活上におけるマッチの必要度よりして、大体において妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

毛織物に対する取引高税撤廃の願請（請願者　東京都墨田区東両国一丁目一番地渡邊喜一）（細田榮藏君紹介）（第一〇〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回為替レートの変更による原毛価格の引上げに伴い、毛織物の価格が発表され、梳毛服地については一・七倍、紡毛服地については一・二四倍に引上げられたが、今日の情勢においてはこれは名目上の差益であり、実際の利益ではないから、この差益は全面的に免除されたいというのである。

二、請願の議決理由
毛織物に対する取引高税はぜひとも撤廃されるべきものであり、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

きせるに対する物品税の免税点引上げの請願（請願者　新潟県燕町南波藤吉外二名）（塚田十一郎君紹介）（第一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本請願の要旨は、きせる業者は資材の高騰と賃金の上昇のため、製品の値上げも止むをえない現状で、きせる製造原価一本金二十円以上に対し物品税を課せられることは、まことに忍ぶことができないところであるとともに、免税点設置当時から今日の諸物価を対照してみても、免税点の引上げは当然のことと信ずる。ついては、きせるに対する物品税の免税点を一本三十円まで引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、きせるの需要度よりして、大体において妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

手すき紙に対する物品税撤廃の請願（請願者　高知市北奉公人町三丁目二百十八番地德平元太郎外五名）（田嶋好文君紹介）（第一九二号）、同（請願者　埼玉県比企郡小川町大字小川小高友治外十三名）（阿左美廉治君紹介）（第五三五号）、同（請願者　東京都中央区日本橋人形町三丁目二番地ノ三森澤武馬外五十四名）（坪川信三君紹介）（第七一九号）及び同（請願者　新潟県南蒲原郡加茂町越後和紙商工業協同組合理事長小田島與四郎外三名）（塚田十一郎君紹介）（第七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
手すき紙は生活必需品であるのに、物品税が課せられているため、手すき紙産業は正に崩壊しようとしている。元来この物品税は税収入からいうて、微々たるものであるから、すみやかに手すき紙に対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由
手すき紙は生活必需品であるので当然考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

手すき紙に対する物品税撤廃の請願（請願者　福岡県八女郡上妻村中村嘉平外六十名）（高橋權六君紹介）（第三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
手すき紙は、現在需要と供給の均衡がとれていないで、需要ははるかに供給を下回つている。それでは、購買力に添わんとすれば、価格の引下が必要であるが、原料輸送費の値上、資金難等のためその実現は困難であり、また課税率の加重は、業界をい縮させ、その上大部分の取引が手形決済ないし集金不能の実情であるのに、物品税は取引後直ちに課せられるため、生産者の立替拂となり、今や業者は崩壊の直前にある。ついては、生活必需品である三号ちり紙、障子紙、雑魚袋半紙、こう薬紙等の手すき紙に対し物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
手すき紙は生活必需品であるので、当然考慮すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

工業専用ミシン及びミシン針に対する物品税免除の請願（請願者　大阪府ミシン工業協同組合理事長中島寅藏）（早稲田柳右エ門君紹介）（第八二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
ミシンは衣料補修用並びに更生用として欠くことのできない生産財であるにもかかわらず物品税の課税に購買力を阻止している。その上悪徳業者の脱税を誘発し、粗悪品を出現させ、業界を混乱に陥し入れている。ついては、工業専用ミシン及びミシン針に対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、税制改正に際しては特に考慮せらるるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請

願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

ミシン類に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都中央区八丁堀四丁目三番地安井正義）（小峯柳多君紹介）（第一九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ミシン類は衣料補修用並びに更生用として家庭の必需品であるばかりでなく、家庭婦人の生活に労力的、時間的また経済的に役立つため大衆の欠くことのできない生産財であるにもかかわらず物品税の課税は購買力を阻止している。その上悪徳業者の脱税を誘発し、粗悪品を出現させ、業界を混乱に陥し入れている。とくに、工業用ミシンに対しては現実には全部免税となつているので、徴税能率化の見地から、また工業用ミシン針も工業用ミシンが免税の取扱いを受けるようになつたのであるから、ミシン並びにその附属品に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、税制改正に際しては特に考慮せらるるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

ミシンに対する物品税免除の請願（請願者　東京都ミシン商工業協同組合理事長中村福次）（前田郁君紹介）（第五四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ミシンは衣料補修用並びに更生用として家庭の必需品であるばかりでなく、家庭婦人の生活に労力的、時間的また経済的に役立つため大衆の欠くことのできない生産財であるにもかかわらず物品税の課税は購買力を阻止している。その上悪徳業者の脱税を誘発し、粗悪品を出現させ、業界を混乱に陥し入れている。ついてはミシンに対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、税制改正に際しては特に考慮せらるるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長　幣原喜重郎殿

文部委員会報告書

〔第六号参照〕

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、商船大学を設置し、及び国立学校の職員の定員を行政機関職員定員法の規定に合致させる等のため、国立学校設置法の一部を改正する等について規定するものである。

商船大学の設置については、さきの第五回国会で通過した国立学校設置法に加える予定であつたが、運輸及び文部両当局の間に研究の不充分な点があつたので保留してあつた。その後研究の結果、高級海員の養成は学校教育法による大学にすべきであるとの結論に達したので、国立学校設置法の一部を改正し商船大学の設置を規定するものである。

国立学校職員の定員の一部改正については、国立学校設置法に規定する職員の定員は、行政機関職員定員法に掲げられた数と多少の相違があるのでこれを是正するものである。

同時に以上の改正に伴う関係法規の整理をするものである。

二、議案の可決理由

現下のわが国の諸情勢上商船大学の設置は適切なものであり、定員の整備も妥当なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

三、法案施行に要する費用

本法案施行に要する費用は四千七百万円余りすでに予算に計上済である。

昭和二十四年十一月十九日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十三号参照】

私立学校法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

日本の文化の発展に偉大な貢献をしてきた私立学校が、戦災その他の経済上の影響によつて今日非常に経営に苦んでいる実情にかんがみ、私立学校の健全な発達と復興が必要とされ、特に私立学校の独自な学風とその自主性とを重んずるとともに学校としての公共性を高めることが要請される。以上の目的のために、本案は、第一に、所轄庁の命令、監督等については一定の制限を與えて、できるだけ私立学校の自主性を保たしめるために私立学校審議会又は私立大学審議会を設けた。第二には、特別法人として学校法人を設けて私立学校の財政的経営面の窮状を打開しようとした。第三には、学校法人には所得税及び法人税を課さないことにしたのである。

二、議案の修正議決理由

本案の要旨及び目的は極めて妥当と認めるのであるが、

（一）本案は、私立学校の教育行政並びに財政上について独自な基礎を與えようとすることを目的とするのであるが、第二條はむしろこの目的とは相反する結果を生ずる恐れがある。

（二）本案の第二條を存置すれば、他の法律がすべて私立学校法に優先することのために、教育委員会法と本案第五條との関連に疑義が生ずる。

（三）本案と学校教育法との関連が不明確なため本案の立法の目的が明らかでない。

等の点で修正の必要を認め、別紙の通り本案を修正議決した次第である。

三、本案施行に要する費用

本案が成立施行されるにあたつて要する費用の概算は昭和二十五年度において左の額が見積られている。

一億二千五百六拾万円

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

私立学校法案の一部を次のように修正する。

第二條　私立学校に関する教育行政及び学校法人については、法律に別段の定がある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第三條　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校をいう。

2　この法律において「各種学校」とは、学校教育法第八十三條第一項に規定する各種学校をいう。

3　この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

4　この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

第三條　この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設置される法人をいう。

（所轄庁の権限）

第五條　所轄庁が学校教育法○の規定に基き私立学校について有する権限は、左の各号に掲げるものとする。

一　私立学校の設置廃止（高等学校と通常の課程、夜間において授業を行う課程及び特別の時期及び時間において授業を行う課程、大学の学部及び大学院、盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開設廃止を含む。）及び設置者の変更の認可を行うこと。

二　私立学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基く所轄庁の命令に違反したとき、又は六月以上授業を行わなかつたとき、その閉鎖を命ずること。

3　前項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財団法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財団法人の寄附行為に関する規定が為に寄附行為の変更をしないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるものとする。

4　前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることに因つて効力を生ずる。

5　前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

6　この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六十四條第四項の法人となることができる。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

8　第四條、第九條第二項、第十條第二項第一号、第十一條、第十八條第二項、第十九條第二項第一号及び第二十條の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。

9　第十條第二項第一号及び第四項、第十五條並びに第十九條第二項第一号の規定中学校法人のうちには、第二項の期間中は、財団法人を含むものとする。

10　第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財団法人が学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同條の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続いて、当該学校を設置することができる。

11　前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。

12　第五條第一号中「学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）」とあるのは、当分の間、「学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）及び第百五條」と読み替えるものとする。

13　第七條第二号に規定する教科用図書の検定に関する事務は、用紙割当制が廃止されるまでは、文部大臣が行う。

14　この法律施行後最初に任命される私立学校審議会及び私立大学審議会の委員のうち、半数（委員の定数が奇数に定められた場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）の者の任期は、第十二條第一項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、二年とする。

15　前項の規定により任期を二年とする委員は、くじで定める。

16　学校法人及び第六十四條第四項の法人が有しなければならない施設及び設備に関しては、第二十五條第二項（第六十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に学校の施設及び設備の基準に関して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。

17　この法律施行の際現にその名称中に学校法人という文字を用いている者は、第六十五條の規定にかかわらず、この法律施行後三月間は、なお従前の名称を用いることができる。

18　学校教育法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「別に法律で定める法人」を「私立学校法第三條第四項に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」に、同條第二項中「別に法律で定める法人」を「学校法人」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條　削除

第三十四條中「都道府県監督庁」を「都道府県知事」に改める。

第八十四條に次の一項を加える。

前項の都道府県監督庁は、各種学校の教育を行うものと認められるものが私人の経営に係る場合には、都道府県知事とする。

第百二條　私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園は、第二條第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。

私立学校法施行の際現に存する私立学校は、第二條第一項の規定にかかわらず、私立学校法施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることができる、

19　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号中「別に私立学校に関して規定する法律」を「私立学校法（昭和二十四年法律第　号）」に改める。

第二十四條第一項中「国語に関する事項を調査審議する」を	「国語に関する事項を調査すること。」に改める。
審議会	「国語審議会」
私立大学審議会	「私立大学審議会」

文部大臣の諮問に応じて私立大学及び私立大学を設置する学校法人に関し私立学校法に規定する事項を調査審議し、並びに文部大臣に対して重要事項を建議すること。

20　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「大日本育英会」の下に「学校法人、」を、「大日本育英会法」の下に「私立学校法」を加える。

21　地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項中「第三十四條の法人及び宗教法人」の下に「並びに私立学校法（昭和二十四年法律第　号）第三條第四項の学校法人及び同法第六十四條第四項の法人」を加える。

【第十五号参照】

請願に関する報告書

文化財保護法案の改正に関する請

願外一件（請願者　奈良市春日野町国立博物館奈良分館長黒田源次外二名）（浅香忠雄君紹介）（第一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る第五国会に参議院から提出された文化財保護法案につき、次の通り改正されたい。

（一）無形文化財保護に関しては有形文化財と同一機構内で取扱うことは無理があるから、別法を設けること

（二）文化財の維持、修理に対する補助金交付等に対しては専門審議会の決定をまつて執行し、この専門審議会に対し諮問すべき事項を本法案に明定すること

（三）国立博物館に対すると同様に地方博物館の活動を助成すること

（四）国宝その他重要文化財に対しては個人所有権がある限度国家的拘束をうけるが、同時に国家の補償として免税が考慮されるべきであること。

二、請願の議決理由

文化財保護に関する法律案は、目下研究中にして、本請願の趣旨にももつともと考える点があるので、一応考究すべきものとして、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付して現行の文化財保護行政と本請願の趣旨との関連について研究すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

旧大村海軍航空隊跡に国立学校設置の請願（請願者　大村市長柳原敏一外一名）（岡延右エ門君外二名紹介）（第一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大村市は雄大かつ優美な自然環境に囲まれ、幾多の文化的偉材を生んだ教育的伝統を有し、かつ交通の中心地である等教育上理想的諸条件を具備しているから、旧大村海軍航空隊跡等の既存施設を利用して国立学校を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧大村航空隊跡の既存施設を活用して国立大学を設置することは教育環境上適切なる方策であることと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

習字教育振興に関する請願（請願者　奈良市奈良博物館内田中英市外三十名）（有田二郎君紹介）（第九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新教育制度の実施とともに小学校で毛筆習字を課することができなくなつたが、毛筆習字は児童の心身の発達並びに精神修養に役立ち、又東洋文字の書写はやがて芸術への基礎ともなるので、その価値は多大であるから、土地状況あるいは父兄、児童の希望によつては自由に毛筆習字を課することができるよう速かに現制度を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

毛筆を用いての習字教育は、その教育的効果が大きいから、土地の状況あるいは家庭や児童の希望によつては、自由に毛筆習字を課し得るように研究すべき必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

教育予算増額並びに定員定額制廃止に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡岡山中学校ピー・テー・エー会長中村宇三郎外百六十八万八千二百名）（今井耕君紹介）（第四二号）、同（請願者　群馬県多野郡平井村大字絲野堀越早苗外二万五千八百九十八名）（今野武雄君外一名紹介）（第七二号）、同（請願者　大分県築上郡唐原村千百六十番地熊野武雄外二万六千八百二十一名）（羽田野次郎君紹介）（第七三号）、同（請願者　富山県射水郡堀田村堀岡池田信二外二千八百四十六名）（内藤友明君外二名紹介）（第七四号）、同（請願者　兵庫県氷上郡黒井町黒井塚本三郎外七千三百六十名）（有田喜一君紹介）（第七五号）、同（請願者　兵庫県有馬郡三田町九百二十四番地大原喜代一外一万八千九百七十三名）（原健三郎君紹介）（第七六号）、同（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（小田長規君紹介）（第七七号）、同（請願者　神戸市須磨区磯馴町二丁目三番地中山延二外二千三百七十三名）（松澤兼人君紹介）（第七八号）、同（請願者　千葉県八生農業高等学校P・T・A会長佐瀬林和外七百十九名）（竹尾弌君紹介）（第七九号）、同（請願者　長野県更級郡中津村大字原小出一男外五百名（倉石忠雄君紹介）（第八〇号）、同（請願者　山口県玖珂郡鳴門村遠崎平井貞夫外七名）（佐藤榮作君紹介）（第八一号）、同外一件（請願者　宇都宮市栃木県庁内栃木県教育委員会橋田長一郎外一名）（尾関義一君紹介）（第八二号）、同（請願者　千葉県長生郡鶴枝村野牛四百五十二番地千葉県教職員組合長生支部河野郁雄外三万四千七百二名）（田中豊君紹介）（第八三号）、同（請願者　群馬県桐生市美原町高橋定吉外八千五十五名）（松井豊吉君紹介）（第八四号）、同（請願者　奈良県庁内奈良県議会議長本子枝外植田周一）（前田正男君紹介）（第八五号）、同外四十二件（請願者　山形県玖珂郡由宇町上北山本枝外千二百六十七名）（高橋定一君紹介）（第八六号）、同外三件（請願者　兵庫県赤穂郡赤穂町塩屋井上道之助外七万八千五十六名）、佐々木盛雄君紹介）（第八七号）、同外五件（請願者　兵庫県多可郡黒田庄村黒田二百七番地林冨美子外十七万七千百五十六名）（岡田五郎君紹介）（第八八号）、同外七件（請願者　山口県佐波郡牟村武石勇熊外二百十九名）（受田新吉君紹介）（第八九号）、同外十一件（請願者　山口県吉敷郡大内村村田征夫外百七十七名）（青柳一郎君紹介）（第九〇号）、同外二十七件（請願者　千葉県市原郡養老村二日市場五百五十一番地野口謙爾外一万九千四百三十七名）（佐久間徹君紹介）（第九一号）、同外四十四件（請願者　山口県美禰郡久嶺町久保荒男外四百四十二名）（周東英雄君紹介）（第九二号）、同外六十六件（請願者　山口県阿武郡佐々並村中原原田謙三外千三百三十三名）（吉武惠市君紹介）（第九三号）、同外一件（請願者　千葉県木更津市貝淵百五十番地白木光郎外六万三千七百九十名）（小高熹郎君紹介）（第九五号）、同（請願者　群馬県勢多郡木瀬村駒形町千五十九番地直井武司外六万六千四百七十名）（石井鑿丸君紹介）（第九七号）、同（請願者　銚子市愛宕町渡辺万藏外一万二千名）（仲内憲治君紹介）（第一三三号）、同（請願者　兵庫県氷上郡黒井町黒井塚本三郎外一万九千六百五十六名）（有田喜一君紹介）（第一三四号）、同（請願者　大分県佐伯市長谷二千二百九十四番地疋田喜市外五万六百六十七名）（福田喜東君紹介）（第一三五号）、同外六件（請願者　山口市立湯田中学校三坂圭治外六名）（青柳一郎君紹介）（第一三六号）、同（請願者　山口県大津郡菱川町西菱川塚

部爾朗外十名）（山手滿男君紹介）
（第一三七号）、同外一件（請願者
千葉市寒川町一丁目二百五番地實
方彌外三万三千五百六十三名）〔多
田勇君紹介〕（第一三八号）、同外三
件（請願者　兵庫県芦屋市楠町十
五番地浜村和子外六万七千二百四
十四名）（原健三郎君紹介）（第一
三九号）、同（請願者　大分県直
入郡都野村石田徹藤熊男外二万六
千五百四名）（小玉治行君紹介）
（第一四〇号）、同（請願者　福島県
相馬郡大野村横山宗近外三名）〔高
木松吉君紹介〕（第一四一号）、同
外五件（請願者　宇都宮市西区小
串宮内藥郎外二千名）〔今澄勇君紹
介〕（第一四二号）、同（請願者
愛知県渥美郡赤羽根村子廣畑中村
春次外百名）（中野四郎君外五名
紹介）（第一四三号）、同（請願者
山口県豊浦町豊西村立豊西中学校
ピー・テー・エー会長亀田周一外
二百二十六名）〔周東英雄君紹介〕
（第一四四号）、同（請願者　水戸
市北三ノ丸百十九番地茨城県町村
会長宮田重文外十二名）（橋本登
美三郎君外十一名紹介）（第一四
五号）、同外一件（請願者　宮崎県
西臼杵郡高千穂町甲斐勝美外一
名）〔川野芳滿君外四名紹介〕（第一四
六号）、同（請願者　仙台市東六
矢野下小学校内澁谷榮太郎）（庄
司一郎君外五名紹介）（第一四七
号）、同（請願者　松山市北持田町
教育会館須賀虎雄）（川端佳夫君
紹介）（第一四八号）、同（請願者
群馬県碓氷郡安中町大字安中千九
百二十五番地小坂橋頼二外二万二
千一百七名）〔小峯柳多君外一名紹
介〕（第一四九号）、同（請願者
大分県別府市銀座街二丁目三百六
十五番地大野重一外二万一千八百
八十五名）〔永田節君紹介〕（第一五
〇号）、同（請願者　岩手県教育委
員会教育長山中吾郎）〔鈴木善幸君
紹介〕（第一五一号）、同（請願者
兵庫県神戸市須磨区戒町六丁目桐
村克巳外三千百名）〔首藤新八君外
三名紹介〕（第一五二号）、同（請
願者　長野県諏訪郡本郷村長小池
晴豊外七百九十名）〔吉川久衛君紹
介〕（第一五三号）、同（請願者
大分県別府市銀座街二丁目三百六
十五番地大野重一外二万一千八百
八十五名）〔永田節君紹介〕（第一五
四号）、同（請願者　岩手県教育委
員会教育長山中吾郎）〔鈴木善幸君
紹介〕（第一五五号）、同（請願者
愛知県渥美郡赤羽根村子廣畑中村
春次外百名）（中野四郎君外五名
紹介）（第一五六号）、同（請願者
山口県豊浦町豊西村立豊西中学校
ピー・テー・エー会長亀田周一外
二百二十六名）〔周東英雄君紹介〕
（第一五七号）、同（請願者　水戸
市北三ノ丸百十九番地茨城県町村
会長宮田重文外十二名）（橋本登
美三郎君外十一名紹介）（第一五
八号）、同外一件（請願者　宮崎県
西臼杵郡高千穂町甲斐勝美外一
名）〔川野芳滿君外四名紹介〕（第一五
九号）、同（請願者　仙台市東六
矢野下小学校内澁谷榮太郎）（庄
司一郎君外五名紹介）（第一六〇
号）、同（請願者　松山市北持田町
教育会館須賀虎雄）（川端佳夫君
紹介）（第一六一号）、同（請願者
群馬県碓氷郡安中町大字安中千九
百二十五番地小坂橋頼二外二万二
千一百七名）〔小峯柳多君外一名紹
介〕（第一六二号）、同（請願者
大分県別府市銀座街二丁目三百六
十五番地大野重一外二万一千八百
八十五名）〔永田節君紹介〕（第一六
三号）、同（請願者　岩手県教育委
員会教育長山中吾郎）〔鈴木善幸君
紹介〕（第一六四号）、同（請願者
兵庫県神戸市須磨区戒町六丁目桐
村克巳外三千百名）〔首藤新八君外
三名紹介〕（第一六五号）、同（請
願者　長野県諏訪郡本郷村長小池
晴豊外七百九十名）〔吉川久衛君紹
介〕（第一六六号）、同外一件（請
願者　尼崎市西長洲市営住宅三四
九中島常雄外五万四千九十名）〔吉
田吉太郎君紹介〕（第一六七号）、
同（請願者　西宮市杉原町二十番
地岩田幸吉外一万二千三百六十七
名）（原健三郎君紹介）（第一六八
号）、同（請願者　長野県上伊那
郡町村会長笠原昌之進外八百名）
（吉川久衛君紹介）（第一六九号）、
同外一件（請願者　山口県吉敷郡
東岐波村百七十二番地鈴川剛二外
二十名）（青柳一郎君紹介）（第一
七〇号）、同外三十四件（請願者
山口県大島郡蒲野村林與助外三
百名）（受田新吉君紹介）（第一七
一号）、同（請願者　名古屋市昭和
区村田町四丁目十二番地西澤長治
外千百四十名）（田島ひで君外二
名紹介）（第一七二号）、同（請願
者　富山県高岡市館川町四番地井
上幸三郎外十三万六千四百八十一
名）（土倉宗明君外五名紹介）（第一七
四五号）、同外三件（請願者　盛
岡市内丸一番地山中吾郎外四名）
（鈴木善幸君紹介）（第一七四六号）、
同外三件（請願者　山口県豊浦郡
町村長会長福田清外六十名）〔周東
英雄君紹介〕（第一七四七号）、同（請
願者　下松市久保大木勝登外十四
名）（佐藤榮作君紹介）（第一七四八
号）、同（請願者　和歌山市松江百
九十四番地松下藤雄外二十六万二
千二百名）〔田中織之進君外一名紹
介〕（第一七四九号）、同（請願者
高知県高岡郡佐川町甲千二百九十
九番地竹村源十郎外四十万一千八
十七名）（長野長廣君外一名紹介）
（第一七五〇号）、同（請願者　福島
県雙葉郡富岡町半谷六郎外一万二
千四百六十五名）（高木松吉君紹
介）（第一七五一号）、同（請願者
神戸市兵庫区会下山町三丁目三十
一番地石原琢郎外二万三千七百五
名）（首藤新八君紹介）（第一七五二
号）、外同一件（請願者　千葉県
海上郡旭町田邊忠雄外三万九千四
百十六名）〔寺島隆太郎君紹介〕〔第一七
五三号〕、同（請願者　千葉県
東葛飾郡土村長大久保七郎兵衛外
一万五千六百二名）〔澁谷雄太郎君
紹介〕〔第一七五四号〕、同（請願者
大分県切畑村大字細田川田敏雄外
千八百六十七名）（村上勇君紹介）
（第一七五五号）、同（請願者　千葉
県安房郡千倉町川口荒井もと外四
万千九百四十八名）〔水田三喜男君
紹介〕〔第一七五六号〕、同（請願者
岩手県盛岡市馬場小路一番地下橋
中学校長千田善藏）〔山本猛夫君紹
介〕（第一七五七号）、同外二件（請
願者　山口県吉敷郡東岐波村四千
九十六番地國重義雄外五十六名）
（青柳一郎君紹介）（第一七五八号）、
同（請願者　山口県須佐町神浦山
本雅義外六十六名）〔吉武惠市君紹
介〕（第一七五九号）、同（請願者
山口県山口市久保小路泉本泰外二
十六名）（田中堯平君外二名紹介）
（第一七六〇号）、同（請願者　茨城県
鹿島郡軽野村芝崎茨城教職員組合
委員長永井熙外四百六十三名）〔山
崎猛君外九名紹介〕〔第一七六一号〕、
同外二件（請願者　山口市久保小
路泉本泰外二十六名）〔青柳一郎君
紹介〕〔第一七六二号〕、同（請願者
香川県三豊郡大浜小学校三宅八郎
外十二名）（今野武雄君外一名紹
介）〔第一七六三号〕、同（請願者　香川
県三豊郡蔵門中学校藤田秀明郡）
（渡部義通君外一名紹介）〔第一七六四
号〕、同（請願者　山口県都濃郡須
金村須万平野澄世外三百名）〔田中
堯平君外一名紹介〕〔第一七六五号〕、
同（請願者　新潟市関屋八百六十
五番地山名正二外二十万三千名）
（玉井祐吉君外六名紹介）（第一七六
六号）、同（請願者　福島県石川郡
石川町字下泉六十三番地荒川義彌
外三万名）〔菅家喜六君紹介〕〔第一七六
七号〕、同外一件（請願者　香川
県三豊郡常盤村常盤小学校内梶利
一外三十二名）（渡部義通君外一
名紹介）（第一七六八号）、同外一件
（請願者　香川県三豊郡粟島中学
校内安藤秀敬外五名）〔今野武雄君
外一名紹介〕（第一七六九号）、同
（請願者　千葉県立印旛高等学校
ピー・テー・エー会長山崎時治郎
外五千三百六十名）（竹尾弋君紹
介）（第一七一四号）、同外九件（請
願者　大分県大分郡石城川村岩板
喜六外二万一千六百三十二名）〔金
光義邦君外六名紹介〕（第一七一五
号）、同（請願者　山口県防府市
野島中、小学校ピー・テー・エー
連合会長石丸清三外二十一名）（青
柳一郎君紹介）（第一七一九号）、同
外一件（請願者　福岡県築上郡千
束小学校末永道子外一名）〔風早八
十二君外二名紹介〕〔第一七二一号〕、
同外一件（請願者　香川県教職員
組合仲多度支部琴平中学校分会山
地悟外九名）（上村進君外二名紹
介）（第一七二二号）、同外一件（請
願者　香川県三豊郡二ノ宮小学校
山路実外十五名）〔今野武雄君外一
名紹介〕（第一七二三号）、同外一件
（請願者　香川県三豊郡柞田中学
校堀野一郎外十八名）〔渡部義通君
外一名紹介〕〔第一七二四号〕、同（請
願者　香川県三豊郡下高瀬村中学
校田中美智夫）〔池田峯雄君外二名
紹介〕〔第一七二五号〕、同（請願者
福岡県築上郡千束小学校吉高常
代）（加藤充君外一名紹介）（第一七
二六号）、同（請願者　福岡県築上
郡千束小学校岩本八千代）〔江崎一
治君外二名紹介〕（第一七二七号）、
同（請願者　福岡県築上郡千束小
学校浅尾タカ子）〔田代文久君外二
名紹介〕（第一七二八号）、同（請願
者　大分県南海部郡切畑村切畑小
学校山崎彦一）〔伊藤憲一君外二名
紹介〕（第一七二九号）、同（請願者
鹿児島県川邊郡笠砂町立玉林中
学校畦元作一外十七名）〔井之口政
雄君外二名紹介〕（第一七三〇号）、
同（請願者　山口県豊浦郡川棚中
学校有久善夫）〔河田賢治君外二名
紹介〕（第一七三一号）、同（請願者
山口県光市立浅江小学校田村澄
枝外二十四名）〔砂間一良君外一名
紹介〕（第一七三二号）、同（請願者

北海道空知郡奈井江村教職員組合奈井江村支部委員長小林吉二）（聽濤克巳君外三名紹介）（第七四三号）、同（請願者　北海道空知郡奈井江村住友奈井江小学校ピー・テー・エー会長水野惠三）（田島ひで君外二名紹介）（第七四四号）、同（請願者　北海道網走郡東振琴村議会議長原本亮一）（志賀義雄君外二名紹介）（第七四五号）、同（請願者　新潟市東仲通町一ノ八六新潟県教職員組合執行委員長山名正二）（林百郎君外三名紹介）（第七四六号）、同（請願者　鳥取県気高郡神戸村長山田正雄外四百八名）（米原昶君紹介）（第七四八号）、同（請願者　大分市大字津守四百三十七番地安藤百吉外二万三千二百八十四名）（西村榮一君紹介）（第七四九号）、同（請願者　廣島県教職員組合執行委員長坂田史郎外五万一千名）（平川篤雄君紹介）（第七五〇号）、同（請願者　山口県阿武郡六島村相島田中淺五郎外二十八名）（吉武惠市君紹介）（第七五一号）、同外十五件（請願者　山口県豊浦郡豊西村豊島西中学校ピー・テー・エー会長龜田周一外百三十八名）（坂本實君紹介）（第七五二号）、同（請願者　千葉市新町四十一番地椎名泰三外一万二千五百名）（竹尾弌君外一名紹介）（第七五三号）、同（請願者　船橋市立船橋小学校ピー・テー・エー会長岡本喜一外一万一千五百六十三名）（澁谷雄太郎君紹介）（第七八三号）、同（請願者　滋賀県東淺井郡田根村大字二百九十五番地橋本幸雄外八千名）（河原伊三郎君紹介）（第七八四号）、同（請願者　熊本市大江町九品寺五百三十三番地矢島三義外七千六百八十六名）（坂本泰良君紹介）（第七八五号）、同（請願者　横浜市教職員組合大島昌靜）（松尾トシ子紹介）（第七八六号）、同（請願者　長野県北佐久郡布施村長重田稱次郎外百三名）（井出一太郎君紹介）（第七八七号）、同（請願者　東京都世田谷区山崎小学校細田菊雄外八百名）（廣川弘禪君紹介）（第八六四号）、同外十三件（請願者　山口県熊毛郡田保庄村田中豊外六百八十五名）（佐藤榮作君紹介）（第八六五号）、同（請願者　山口県下松市大字山田五百九十四番地玉井芳介外十名）（受田新吉君紹介）（第八六六号）、同外三件（請願者　香川県三豊郡栗田村大西サカヱ外四十一名）（今野武雄君外一名紹介）（第八六七号）、同外五件（請願者　香川県三豊郡比地小学校土井正夫外八十三名）（渡部義通君外一名紹介）（第八六八号）、同（請願者　鳥取市東町九十九番地千代西尾泰章）（米原昶君外一名紹介）（第八六九号）、同（請願者　香川県綾部郡長炭小学長尾甫）（井之口政雄君外二名紹介）（第八七〇号）、同（請願者　香川県三豊郡吉津中学校白井利久外八名）（伊藤憲一君外二名紹介）（第八七一号）、同（請願者　香川県小豆郡豐島村唐櫃小学校長松岡美好）（江崎一治君外二名紹介）（第八七二号）、同（請願者　香川県高松市伏石町脇谷茂男）（加藤充君外二名紹介）（第八七三号）、同（請願者　香川県香川郡安原上西村西山小学校藤澤繁明外三名）（横田甚太郎君外二名紹介）（第八七四号）、同外一件（請願者　岡山県上道郡沖田村沖元百五十七番地橋本進外八千九百九十名）（若林義孝君外四名紹介）（第八七五号）、同（請願者　岡山県上道郡沖田村沖元百五十七番地橋本進外八千八百五十一名）（犬養健君外一名紹介）（第八七六号）、同（請願者　岡山県上道郡沖田村沖元百五十七番地橋本進外八千七百十四名）（中原健次君紹介）（第八七七号）、同（請願者　山形市香澄町小池九四郎外九万四千二百三十一名）（上林與一郎君紹介）（第九四八号）、同（請願者　奈良市登大路町東嘉重郎外五万二千六百五十一名）（前田正男君外三名紹介）（第九四九号）、同外二十五件（請願者　香川県三豊郡栗田小学校秋山多氣一外百名）（今野武雄君外一名紹介）（第九五〇号）、同外三件（請願者　香川県三豊郡桑山村大字岡本三千六百十六番地筒井昌訓二十七名）（渡部義通君外三名紹介）（第九五一号）、同外七件（請願者　北海道空知郡奈井江村杉本正平外九名）（柄澤セキ子君外七名紹介）（第九五二号）、同外一件（請願者　山口県豐浦郡小串町長福田清外五十二名）（坂本實君紹介）（第九五三号）、同（請願者　小倉市議会議長相良佐久郎）（池見茂隆君紹介）（第九五四号）、同（請願者　神奈川県平塚市平塚市教職員組合）（河野謙三君紹介）（第九五五号）、同（請願者　岡山県上道郡沖田村沖元百五十七番地橋本進外九千四百三十六名）（苅田アサノ君外二名紹介）（第一一〇一号）、同（請願者　岩手県下閉伊郡茂市村茂市中学校長山崎正外二百七十二名）（鈴木善幸君紹介）（第一一〇二号）、同（請願者　長野県下伊那郡和田村千三百四十七番地飯島巽外百五十名）（今村忠助君紹介）（第一一〇三号）、同（請願者　北海道空知郡奈井江村会議長杉本正平外三十六名）（今野武雄君外三名紹介）（第一一〇四号）、同（請願者　日本教職員組合中央執行委員長荒木正三郎）（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五号）、同（請願者　福島県白河市北登町二番地薄井郡外三千四百四十九名）（鈴木義男君外一名紹介）（第一一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制の発足以来すでに三年、その完全実施のための予算確保が要望されてきたが、その後建築費の全面的削除と教育予算の大幅削減は市町村民の負担を増大している。また教員の定数の大幅切下げは教員の生活を破滅に追いやり、児童や生徒の学力と体力の低下をきたしている。その上定時制高等学校国庫補助費並びに新制大学実施経費の削減は日本教育の危機を深めている。ついては、新学制実施に必要な予算を増額し、定員定額制を廃止されたいというのである。

二、本請願の議決理由

国の再建にとつて教育の重要なることはいうまでもないことであるが、諸種の事情により教育面への国庫支出が極めて少なかつた、そのために国民の私生活の経済上及び思想上に與えた影響はまことに憂うべきものがあつた、よつて本請願の趣旨はもつともと考え、また定員定額制廃止に関する本請願の趣旨は現行の定員定額制の廃止という意味であると考えるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

科学研究費増額の請願（請願者　東京都千代田区二番町東京地学協会内村越司外九名）（小金義照君紹介）（第九九号）及び同（請願者　東京都千代田区二番町二番地東京地学協会内村越司外九名）（長野長廣君外五名紹介）（第四七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化国家を建設するには、わが国にふさわしい科学と技術の発達に努力しなければならない。そして自然科学系統の科学技術の研究にあつては、そのある専門の研究が一たん中止の止むなきに立ち到るようなことがあれば、専門科学技術者と特殊技能者の離散、文献資料及び施設の分散破損等によつて、その専門研究が根絶に近い状態となり、緊要な研究の上に重大な支障を来たすことになる。しかるに昭和二十五年度十四億余円の研究経費はなお不充分であるのに、これを削減すると聞くが、こ

れては、専門科学者の特定研究の遂行に重大なる支障を生ずることは必至であるから、前記の研究費予算額を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

専門科学者の特定研究を遂行せしめ、特殊技能者をこれに直結して、高度の生産技術を将来することが緊要である。それゆえ、科学技術の研究面に対しては、能う限りの方策と費用とをもつて、その発達を助成促進せしめる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

新制中学校建設費助成に関する請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第二四五号）、同（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（川野芳滿君紹介）（第三七六号）、同（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五一一号）、同（請願者　長崎県西彼杵郡川原爲石蚊焼中学町村組合松本道雄外五十四名）（坪内八郎君紹介）（第九一九号）及び同（請願者　鳥取県氣高郡神戸村長山田正雄）（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公共事業並びに地方債は相当縮減されるように聞くが、新制中学校の建築は、未だ完成の域に達せず、目下着々建築を見つつある現状にかんがみ、これに対する国庫補助金並びに起債は、他の事業を繰延べても継続助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育である新制中学の完成のため、その校舎の建設を助成することは緊急を要する。ゆえにできうるだけ速かに国庫補助による予算的措置を講ずる必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

戰災私立学校復興援助に関する請願（請願者　名古屋市東区白壁町金城学院長市村與市外十六名）（江崎眞澄君紹介）（第六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は戰災私立学校に対し、昭和二十一年から五箇年継続事業として国庫補助の方途を講じていたが、本年度に至り突然貸付金を中止することになつたため、現在進捗中の復興計画は中止のやむなきに至つた。ついては、なんらかの方法をもつて私立学校の復興を援助されたいというのである。

二、請願の議決理由

戰災にあい復興に困難を来たしている私立学校に対しては、その復興に要する貸付金制度を復活せしめる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

育英制度強化に関する請願（請願者　兵庫県三原郡賀集村南坦外二十三名）（原健三郎君紹介）（第四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の育英制度はいちじるしく時代に即応していないため、資力のない家庭の秀才は、独立して勉学することができない状態にあるのははなはだ遺憾である。ついては、旧来の弊習を破り時代に即した制度に改善強化されたいというのである。

二、請願の議決理由

現行の育英制度を一層強化する必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

新制中学校建設費全額国庫負担の請願（請願者　岩手県九戸郡小軽米村長煙山幸太郎外二名）（山本猛夫君紹介）（第六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公共事業並びに地方債は相当縮減されるように聞くが、新制中学校の建築は、未だ完成の域に達せず、目下着々建築を見つつある現状にかんがみ、これに対する国庫補助金並びに起債は、他の事業を繰延べても継続助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育である新制中学の完成のため、その校舎の建設を助成することは緊急を要するゆえに、速かに国庫補助による予算的措置を講ずる必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

私立学校法案の撤回に関する請願（請願者　東京都新宿区戸塚町早稲田大学々生自治会加納国雄）（川崎秀二君紹介）（第一一三六号）に関する報告書

一、本請願の要旨及び目的

私立学校法案は、私学の自由性と独立性とを侵害した官僚統制強化の一方的法案である。かかる重要な法案は一部文部官僚等により起草さるべきものではない。ついては、該法案を撤回して、関係団体による民主的討議に附せられたいというのである。

二、本請願の議決理由

私立学校法案は、さきに本委員会においてこの請願と同様な趣旨を充分に考慮して審議し議院の会議に付して可決制定されたのであるから、この請願を採択する必要なしと認めて不採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

育英資金予算増額の請願（請願者　早稲田大学学生自治会鈴木雄）（今野武雄君外一名紹介）（第一〇七九号）及び同（請願者　早稲田大学、理工学部自治会小林春雄）（松本七郎君外二名紹介）（第一〇八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

育英資金の予算は、昨年の二割程度しかない。早稲田大学々生においても申込者が多いが、奨学金の殆んどは旧制大学に割当られ、新制大学にはわずかな用意しかない。ついては、本年度補正予算中に育英予算を大幅に組入れ、本年度申込者のすべてに当てはまるだけの金額を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

育英資金はできるだけこれを増額して旧制大学と同じく新制大学にも均てんさせる必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

奈良県に国立美術研究所設置の請願（請願者　奈良県議会議長辻本正律）（前田正男君外三名紹介）（第一〇二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県は日本古美術の宝庫であり、十三世紀にわたる諸様式を網らせる国宝木造建築物三百五十を有し、世界的観光地である。この優秀な古美術の研究調査に便宜を與え、更に新しい国民文化の創造によつて、世界文化の向上に寄與するために国立美術研究所を奈良市に設立されたいというのである。

二、本請願の議決理由

目下研究立案中の文化財保護法案と関連して本請願の趣旨は考慮すべきものと考え、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

嚴島大鳥居修理費国庫補助の請願（請願者　廣島県佐伯郡嚴島町野坂元定外三名）（山本久雄君外五名紹介）（第一〇〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

嚴島神社は国宝として文化財保存上の指定をうけているが、古建築のため腐朽傷損も甚しく、とくに宮島の大鳥居は風波にさらされ基礎は損傷し、朱は退色して放置すれば倒壊の虞れがあるから、国宝建造物修理の補助金を下附されたいというのである。

二、請願の議決理由

嚴島神社大鳥居の腐朽情況を調査の上、国庫補助によつて速やかに修理を加える必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大村市に国立学校設置の請願（請願者　長崎県知事杉山宗次郎外一名）（岡延右エ門君外一名紹介）（第九九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

目下遊休の状態にある大村市所在の旧海軍航空隊の施設は、放置して荒廃するにまかせているが、これは単に一大村市の損失たるに止まらず、国家的の一大損失でもあるから、同市の教育的立地條件と遊休施設の有効なる利用とを勘考の上、適当な国立教育機関を設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎県大村市の旧航空隊跡の既存施設は、これを国立大学を設置することによつて活用することは適切な方法であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

樋合島の新制中学生徒通学費国庫補助の請願（請願者　熊本県天草郡今津村長西本初記）（原田雪松君紹介）（第九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

樋合島は、今津の九州本土と海上一里余を隔て、さらに陸路三十丁余の通学距離にある。六・三制実施以前には高等科の通学生は三十数名であつたからろ船で大した支障もなかつたが、現在は通学生徒数が八十名に達するので発動機船を建造しなければならなくなつた。天草の一貧村ではその経費の負担にたえられないから、国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

熊本県天草郡今津村樋合島の学童八十名の通学費については、その実情を調査の上、できれば国庫による補助を考りよする必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

神崎神社を国宝に指定並びに保存経費国庫補助の請願（請願者　鳥取県知事西尾愛治外十一名）（稻田直道君紹介）（第八四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神崎神社は風光明びの国立公園伯耆大山の東口にあり、祭神はすさのおの尊であつて、十万の信徒は鳥取、岡山の二県をはじめ、中国全円にまたがつている。古来牛馬にゆかりのある神社なので、参詣者は増加の一路をたどつている。本殿には、精ち豊麗な彫刻が施され、これ程の社殿彫刻は近き地方にもその例を見ないが、太平洋戦争以来保存修理の手届かず荒廃しつつあるので、国宝に指定され万全な保存を期されたいというのである。

二、請願の議決理由

鳥取県所在の神崎神社は、その文化財としての価値について調査の上、これが保存について研究する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国宝月輪寺薬師堂保存に関する請願（請願者　山口県佐波郡島地村月輪寺薬師堂中村艮禪外九名）（青柳一郎君外一名紹介）（第七五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県佐波郡島地村所在の月輪寺薬師堂は、先頃国宝に指定された重要文化財であるが従来幾度か応急修理を加えているが、長年月を経ているので腐朽損傷はなはだしく建物は傾斜し国宝としての森厳を欠く恐れがある、ついては、現地調査の上、根本的修理を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

月輪寺薬師堂の腐朽情況を調査の上速急に修理を施す必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国立大学に夜間課程開設の請願（請願者　東京都文京区同心町二十番地鈴木佐市）（福井勇君紹介）（第七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

勤労階級の子弟は、晝間就職の関係上、夜間の官公立大学がほとんど無いために、月謝の高い私立の夜間学校で勉学しているが、経済的負担も重く、しかも晝間課程に比較して軽んじられている実状である。これは有能な青年学徒の道をふさぐものであるから、国立大学に夜間課程を開設して学問に対する真の機会均等を得せしめられたいというのであ

る。

二、請願の議決理由

勤労青年に勉学の機会を充分與えるため国立大学に夜間課程を設置することはきわめて適切な施策であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

東京大学農学部演習林の荒廃地復旧に関する請願（請願者　愛知県丹羽郡城東村長小島告市外二十二名）（江崎眞澄君紹介）（第六四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県丹羽郡城東村の中央にある、東京大学農学部演習林の約七十町歩の荒廃地は、地質悪く、降雨のつど、土砂が流出し、用排水路と道路の決壊、さらに溜池等の埋没により、多大の被害を受けている実状である。ついては該地復旧をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県丹羽郡城東村の東京大学農学部演習林は、その荒廃の状態を調査の上、これが復旧を要すべき実情にあるときは、適当なる復旧策を施す必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

実業教育費国庫補助復活の請願（請願者　東京都千代田区五番町五番地上原種美外一名紹介）（第六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産業を復興して生産の増進と貿易の進展を計るための基盤である実業教育は、多年国庫補助をうけていたが、今回補助金の全面的に削除されたことは、まことに遺憾である。ついては、実業教育費に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下のわが国にあつては産業貿易の発達を促進せしめることは、きわめて重要なことである。そのために実業教育補助金の制度を復活する必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

阿伏兎観音大悲閣保存に関する請願（請願者　廣島県沼隈郡千年村毛利賢良外一名紹介）（第六〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

瀬戸内海随一の絶景阿伏兎観音堂は桃山時代の建造物であつて、国宝級の文化財であるが、この観音大悲閣が白ありに犯され、暴風雨に洗われて今にも崩れ落ちんとしている。これが修理は緊急を要するにもかかわらず、県費の支出をうけることができないので、重要美術品の指定を受け、国費を以て修築し、以て日本文化財の保存と国際観光施設に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

阿伏兎観音大悲閣に関しては、その文化財としての価値を調査し、可能な修理保存の途を講ずべき必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

税制改革に伴う教育費の措置に関する請願（請願者　盛岡市内丸一番地岩手県教育委員会教育長山中吾郎）（鈴木善幸君紹介）（第五四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来政府の教育費に対する国庫負担の配分は、きわめて地方の実状に即さない憾みがあり、シャウプ勧告による税制改革に伴い、昭和二十五年度における教育費の国庫負担金は、政府平衡資金中に繰り入れられると考えられるが、地方の実情を考慮し適当な方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

教育費に対する国庫負担金の配分は、地方の実状に適合するように実施すべき必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

教育職員免許法の一部改正に関する請願（請願者　福島県西白河郡教職員育親会長佐藤榮〇圓谷光衛君紹介）（第三六四号）に関する報告書

一、本請願の要旨及び目的

教育職員免許法並びに同施行法の実施に際し、その立法精神は教職員に必要ではあるが、これが実施切替に至つては、福島県下の教員のうち、半数の検定出身者の将来に大きな影響を與えるものであるから、初訓の資格者にして勤続十六年以上にわたる者を認め、単位獲得上現法では学校経営に困難があるので、現職教養の時間を換算して、これに充当する途を講じ、また通信教育の拡充の方途を講ぜられたいというのである。

二、本請願の議決理由

教員職員の資質の向上を計つて定められた教育職員免許法並びに同施行法であるが、本請願の趣旨のように、多数の検定出身者の中にも、多年の経験と優秀な教育者の素質を有するものが相当あることが認められるので、近い将来に何等かの妥当な措置をとるべき必要ありと考えるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

宮崎大学に法、文、経各学部設置の請願（請願者　宮崎市宮崎県商工会議所連合会長日高三郎〇川野芳滿君外四名紹介）（第二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎大学は国立大学として学芸、農、工、水の各学部の構成のもとに発足することになつたが、法学、文学、経済学部の併置を見ないことは、もつとも遺憾とするところである。教育の本体は、個人の円満な常識を向上するにあつて、いわゆる技術屋の育成であつてはならないことは云うまでもない。以上の三学部を併置するには、單に校舎の僅少な増築と講師陣の整備によつて可能であるから、その実現のために県民の希望を容れられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮崎大学に法、文、経の三学部を併置するに適切な好條件を具備しているゆえ、なるべく早い機会に該三学部を設置する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決し

た。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

戦災私立学校に国庫貸付金制度復活の請願（請願者　福岡市荒戸町　釜瀬冨太外二名）（福田昌子君紹介）（第二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡市の戦災私立学校は、幾多の悪條件を克服しつつ、教育の実をあげてきたが昭和二十一年度から実施された私立学校戦災復興国庫貸付金制度の援助なしにはこの成果は考えられなかつたのである。本年度になつて突如この制度が廃止され私立学校の金融の道は全く閉され、新施設はおろか、学校の維持さえ困難となつた。ついては、戦災私立学校に対する国庫貸付金制度を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦災にあい復興に困難をしている私立学校に対しては、その復興に要すべき国庫貸付金制度を復活して貸付を行うことの必要性を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

姫路城改修並びに保護施設実施の請願（請願者　姫路市長石見元秀）（堀川恭平君紹介）（第二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

姫路城は昭和三年史蹟に、昭和六年国宝として指定せられ、その歴史的文化的価値は今さらいうまでもないが、戦災を免がれ、その国宝としての価値をさらに増大している。しかるに、今や各所に破損を生じ、その構成も崩壊にひんしつつある現状である。しかも、防火設備避雷針などの保護施設は皆無であつて、法隆寺金堂の事例もあり、まことに寒心にたえない。ついては、姫路城の補修並びに保護施設を国費を以て施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

姫路城は国宝城かくの中でも優秀なものであるが、近年相当に破損を生じているから、速急に修理及び保護の施設を加える必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国宝阿彌陀堂修理費国庫補助の請願（請願者　宮城県伊具郡西根村長佐藤正雄×庄司一郎君紹介×第二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県伊具郡西根村所在の高蔵寺の国宝阿彌陀堂は、昭和十二年国庫補助をもつて、屋根ふき替えを行い、その後一部応急修理を施したが、屋根の腐朽が全面に及び、緊急ふき替を要する状態となつた、そして、修理費四十五円を要するが、とうてい寺でこれを全額負担することは不可能であるから、そのうち、九万円は地元関係者によつて負担するから、残余の三十六万円を、国庫から補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

国宝阿彌陀堂の腐朽情況にかんがみ、地元関係者と協力の上、修理費の一部を国庫で負担する必要があることと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

暦法審議会設置に関する請願（請願者　東京都世田谷区玉川奥沢町一丁目四百九十九番地工藤隆治）（眞鍋勝君外一名紹介）（第一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の暦はわが国の季節及び農事その他民生の不調和な点が多いから、これを改正するため、暦法審議会を設置し、東西の暦法ことに世界暦及び本邦中正暦等を慎重調査し、将来の暦法改正の準備に遺憾のないようにせられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民生活に適正な暦法について研究することの妥当なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長　幣原喜重郎殿

厚生委員会報告書

【第十号参照】

身体障害者福祉法案（青柳一郎君外十名提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

新憲法下、生活保護法、児童福祉法、諸種の社会保険立法等により、すべて国民は健康にして文化的な最低限度の生活を保障されているが、戦禍、公務又は産業による災害、その他疾病等によつて身体に重大な障害を負い、苛酷な運命に苦しむ全国およそ八十万の人々に対しては、いまだなんら格別な対策が講じられていないので、国及び地方公共団体が自らの義務として身体障害者のために、各種の指導援護を行い、これを活動の世界に送り出そうとするのが、本法案の目的である。その内容の主なるものは次の通りである。

（一）身体障害者の自発的な更生への意欲を根本とし、一般人と同等の社会的活動能力を発揮させることを主眼としたこと。

（二）児童福祉法との競合をさけ、十八歳以上の労働年齢にある身体障害者の自発的な申請により、身体障害者手帳を交付し、これに基いて法上の取扱をすること。

（三）本法の実施機関は都道府県知事とし、知事の下に数名の身体障害者福祉司を置き、市町村長は知事の行政活動に協力すること。

（四）中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会を、それぞれ厚生省および都道府県において、身体障害者の福祉に関する事項の調査審議に当らせること。

（五）福祉の措置としては、身体障害者手帳を受けた者に対し、義肢、補聴器、車椅子等を交付し、更生、訓練施設や職業安定所等に紹介し、鉄道運賃の減額、たばこ小売人指定の優先扱い、盲人その他重度の者の製作したほうき、ぞうきん等の物品に対する国、地方公共団体等の購入義務を規定したこと。

二、議案の可決理由

破局的な社会経済情勢下に、精神的苦痛と身体障害のハンデイキャップをもつて呻吟しつつある身体障害者に対する福祉施策として、おおむね、妥当なるものと認め、本法案は、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

厚生委員会　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十一号参照】

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（大石武一君提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

従前大陸特に満洲方面における医師の不足に応ずるため設立された興亜医学館、東洋医学院等、医学の教習を目的とする学校の卒業生は、内地における医師としての資格を與えられていなかつたが、これらの者に将来医師たり得る途を開くため、医師国家試験予備試験を受験する資格を與えようとするのが本法案の目的である。

二、議案の可決理由

興亜医学館等の卒業生に対して、医師となる途を開き将来への希望を與えることは、現下の社会経済情勢下において時宜に適したものと認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第九号参照】

請願に関する報告書

無縁故引揚者用住宅建設費全額国庫負担の請願（請願者　北海道市長会長高田富與ノ宇野秀次郎君紹介）（第五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は今年度の無縁故引揚者用住宅建設を市町村直営工事とし建設費の負担割合を国庫八、地方二とする旨内示したが、従来該事業は全額国費の負担で実施されており、その上昭和二十四年度は、配付税が減額され地方財政は極度に窮迫しているので、この種の財源の余地はまつたく無い。ついては、該建設費を全額国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

今年度の無縁故引揚者用住宅建設に関しその費用の一部を地方負担とすることは、地方財政の極度に窮迫せる現状においては、考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

岩手山、八幡平一帯を国立公園に指定の請願（請願者　岩手県知事國分謙吉外一名）（山本猛夫君紹介）（第一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手山、八幡平一帯は、広大な山岳高原地帯で、山景、湖景、けい谷及び温泉等いずれも本邦山岳の一大せん境であり、雄大な自然の景観である。ついては、該山岳高原地帯を国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は天與の風光を具備しており、国民保健上よりもこれを国立公園に指定するを適当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

三陸海岸を国立公園に指定の請願（請願者　岩手県知事國分謙吉外一名）（山本猛夫君紹介）（第二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸海岸は、無盡蔵の林、鉱資源を包含する地域を背後に本邦屈指の漁場を控え、風光明美で、雄大なる原始景観はまことに日本の海岸風景地として代表的なものである。ついては、すみやかに三陸海岸を国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は天與の風光を具備しており、国民保健上よりも、これを国立公園に指定するを適当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国民健康保険の拡充に関する請願（請願者　茨城県国民健康保険団体連合会理事長宮田重文）（橋本登美三郎君外六名紹介）（第三四号）及び同（請願者　横浜市中区桜木町二丁目二番地重田朝光外百名）（白井佐吉君紹介）（第七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険の強化拡充のため、甲信、関東国保会議は国民健康保険法の改正並びに国庫負担の増額を次のとうり決議した。

(一)　社会保障制度の制定

(二)　国民健康保険法第二條を「市町村之を行うべし」と改める

(三)　国民健康保険の事務費全額国庫負担

(四)　療養給付費の四割を国及び都道府県で補助すること

(五)　国民健康保険事業再建費として、国庫補助等に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の重要なる一環として国民保険制度は不可欠のものであるが、利用者の激増と、市町村財政の窮乏とによりその運営上において幾多の支障を来している現状にかんがみ、所要の如き立法措置を講ずることはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

未亡人母子福祉法制定の請願（請願者　金沢市長谷川町三十五番地宮下作馬外千二百名ノ岡良一君紹介）（第四六号）及び同（請願者　岩手県庁内下飯坂元ノ山本猛夫君紹介）（第四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国の未亡人及び遺児は一家の支柱を失い、働くに職なく、住むに家なく、最低の生活にも窮し、子女の教育さえことかく有様である。よつて、職業及び住宅のあつ旋と子女の教育に対する保障を根幹とする未亡人母子に対する福祉法をすみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の如き社会経済の混乱状勢下においては、一家の支柱を失つた未亡人、母子は最も惨めな境遇におかれ、最低生活すら営み兼ねるものも少なからぬ実情にあるので、これらの者に対し、特別立法その他適当なる福祉施策を講ずることは時局下特に緊急を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

らい患者慰安費増額の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市星塚敬愛園金丸正男ノ武藤運十郎君紹介）（第五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年かららい療養所予算の中に患者慰安金費目が設定され、一人月二百円の給與の外、わずかの作業慰労金が支給されるばかりで外に收入の途のない患者は、物価の暴騰により困窮している。ついては、患者慰安金増額の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

物価騰貴の現在、病苦と闘いつつあるらい療養所の收容患者に対し慰安金の増額を行うことは時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

未亡人母子保護に関する請願（請願者　広島市広島県庁厚生課内岸田靜子）（中川俊思君紹介）（第六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰争による最大の犠牲者である未亡人、母子保護に関し左記事項を実施されたいというのである。

（一）広範囲にわたる職業補導

（二）生活保護額の引上

（三）共同住宅の増設

（四）社会諸施設の増設

（五）子女の教育資金のあつ旋

（六）課税の減免、作物供出の緩和

二、請願の議決理由

遺族援護就中戰争未亡人、母子保護に関しては、重要性にかんがみ、本院においては第五国会において満場一致をもつて「遺族援護に関する決議」を通過し、関係各方面に対して援護対策の促進を要望して来たのであるが、本施策は将来なお一層促進を図る要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

引揚者援護に関する請願（請願者　石川県金沢市役所内中島重雄）（岡良一君紹介）（第一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

引揚者の更生対策として次の事項をすみやかに実施されたいというのである。

（一）復職條件の合理化

（二）更生資金及び普通小口貸付金の増額

（三）失業保險制度の適用

（四）住宅のあつ旋

（五）更生指導機関の強化

（六）帰還者課税特別法のすみやかなる施行等。

二、請願の議決理由

引揚者の定着援護施策の拡充、強化を図ることは、これらに更生の機会を與えるため緊急を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

身体障害者福祉法制定促進の請願（請願者　愛知県有人福祉協会理事長近藤正外五十二名）（辻寛一君紹介）（第一〇二号）、同（請願者　福岡県八女郡忠見村忠見古賀幸太郎外八千七百九十九名）（受田新吉君紹介）（第四一三号）、同（請願者　静岡県浜名郡伊佐見村佐浜古橘なか外千二百十五名）（河原伊三郎君紹介）（第四一四号）、同（請願者　群馬県前橋市紅雲町國領清外三千九百三十九名）（小峯柳多君紹介）（第六六四号）及び同（請願者　栃木県下都賀郡小山町横町大塚光治外千四百二名）（小平久雄君紹介）（第八六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の社会状勢において、終戰後激増した失明その他身体障害者は、職業の安定もなく、社会的に、経済的に二重の重荷を負い、文化的にも新時代に取り残されている。新憲法の保障する勤労の権利と義務を自由平等の原則の上に、各人が果すことができるように、国又は地方公共団体が保護指導を與えられるよう身体障害者福祉法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本院においては、第六国会に各派共同提案になる身体障害者福祉法案を提出し、その通過をみておるので、本請願の内容事項はおおむね達成せられておるものと認め、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国民健康保險制度改善に関する請願（請願者　宮崎県西臼杵郡岩井川村長大村綱藏）（佐藤重遠君紹介）（第一〇三号）、同（請願者　長野県北安曇郡常盤村長清水眞虎外十五名）（井出一太郎君外二名紹介）（第二五号）、同（請願者　神奈川県国民健康保險団体連合会理事長重田朝光外千百二十七名）（小金義照君紹介）（第五五六号）、同（請願者　秋田県北秋田郡綴子村山内清一郎外六百八十五名）（石田博英君外四名紹介）（第五七四号）、同（請願者　和歌山県那賀郡安楽川村阪中倉市外六百五十名）（今村長太郎君外一名紹介）（第五七五号）、同（請願者　奈良県高市郡鴨公村長石田重成外八百七十三名）（井上信貴男君外二名紹介）（第五七六号）、同（請願者　埼玉県入間郡福岡村吉田彌作外二百七十五名）（山口六郎次君外一名紹介）（第五七七号）、同（請願者　広島県庁内永岡退藏外四名）（青柳一郎君紹介）（第六七〇号）、同（請願者　鳥取県町村会会長千代西尾泰章）（米原昶君外二名紹介）（第七七四号）、同（請願者　神奈川県中郡金目村柳川茂外一千名）（門司亮君紹介）（第八〇八号）、同（請願者　神奈川県中郡金目村北金目柳川茂外二百名）（岡崎勝男君紹介）（第九五六号）及び同外一件（請願者　長野県埴科郡埴科医師会会長松尾里治外二十名）（井出一太郎君紹介）（第八〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保險制度の必要性がますます高まりつつある現在、その運営面において左記の事項をすみやかに実現されたいというのである。

（一）保險給付費に対して、その二割を国庫支出

（二）診療所創設費に対し三分の一の補助

（三）第二條を強化すること

（四）事務費は全額国庫負担

（五）指導機関の拡充強化

（六）社会保障制度の制定。

二、請願の議決理由

社会保障制度の重要なる一環として国民保險制度は不可欠のものであるが、利用者の激増と市町村財政の窮乏とによりその運営上において幾多の支障を来している現状にかんがみ、所要の如き立法措置を講ずることはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国民健康保険事業費全額国庫負担の請願（請願者　長野県更級郡中津村長小出一男外五百名ノ（倉石忠雄君紹介）ノ第一〇四号）、同（請願者　長野県諏訪郡富士見村長太田沢人外千七百九十名ノ（吉川久衛君紹介）（第三九七号）及び同（請願者　長野県上伊那郡中箕輪町長笠原昌之進外千三百十六名ノ（吉川久衛君紹介）ノ第四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険事業の事務費並びに保健婦施設費は全額を国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の重要なる一環として国民保険制度は不可欠のものであるが、利用者の激増と市町村財政の窮乏とによりその運営上において幾多の支障を来している現状にかんがみ、所要の如き立法措置を講ずることはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

健康保険医療報酬の一部国庫負担の請願（請願者　石川県医師会長内田豊咲外九十二名ノ岡良一君紹介ノ第一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康保険事業の事務費全額国庫負担の請願（請願者　長野県更級郡中津村長小出一男外五百名ノ（倉石忠雄君紹介）ノ第一〇四号）、同（請願者　長野県諏訪郡富士見村長太田沢人外千七百九十名ノ（吉川久衛君紹介）（第三九七号）及び同（請願者　長野県上伊那郡中箕輪町長笠原昌之進外千三百十六名ノ（吉川久衛君紹介）ノ第四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険事業の事務費並びに保健婦施設費は全額を国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の重要なる一環として国民保険制度は不可欠のものであるが、利用者の激増と市町村財政の窮乏とによりその運営上において幾多の支障を来している現状にかんがみ、所要の如き立法措置を講ずることはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

健康保険医療報酬の一部国庫負担の請願（請願者　石川県医師会長内田豊咲外九十二名ノ岡良一君紹介ノ第一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康保険の収支は本年度は三十一億の赤字と推定されているが、この赤字克服のため保険料の引上げ、診療の制限、あるいは扶養家族の制限等被保険者の犠牲において行うことなく医療報酬の一部を国庫で負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

健康保険財政は、最近における国民経済事情を反映する顕著なる利用の増加により収支の均衡を失し、きわめて窮迫の状態におかれているが、この危機の打開を被保険者の犠牲増加によることなく、医療報酬の一部に対する国庫負担で行うことは、現下の社会経済情勢からいって、最も適切なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

鹿屋市に国立綜合病院設置に関する請願（請願者　鹿児島県知事重成格ノ床次徳二君紹介ノ第一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅地方は交通及び治水その他地理的の條件に災されて、保険衛生の施設が遅れているが、熊毛郡を含む地域を対象とする綜合開発計画の進行とともに同地方における医療施設設置の要望がたかまり、鹿屋市内旧海軍病院の建物を綜合病院として転用し、国立綜合病院または綜合病院の機能を有する国立療養所を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

従来地理的條件等より医療施設に恵まれざる大隅地方において綜合病院を設置することは、国民の保健衛生上より極めて適切なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国立高崎病院澁川分院の施設拡充並びに独立の請願（請願者　群馬県澁川町長西田耕作ノ小淵光平君紹介ノ第一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元前橋陸軍病院はしばしばその存立の危機を切りぬけ、二十箇町村の地元民の熱意によつて、昭和二十一年十月国立高崎病院澁川分院として発足することができたが、同地方における衛生機関の配置並びに地形、交通、診療実績から見て必要欠くべからざる施設である。医療制度改正に際しては、最少限三百床の入院施設を必要とするが、さしあたり、現在入院を希望するにもかかわらず施設不足のため自宅療養する者六十余名だけでも收療するための施設建築経費を増額されるとともに、群馬県北部唯一の綜合病院として独立の国立澁川病院とされたいというのである。

二、請願の議決理由

本県北部地方における衛生機関の配置その他の事情にかんがみ本綜合病院の設置は国民保健上適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国民健康保険法の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡水引村草道三千六百五十九番地小平時夫外七千三百四十七名ノ床次徳二君紹介ノ第一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保障制度実施を目前に控え、国民健康保険の運用に支障をきたさないよう国民健康保険法を左記の通り改正されたいというのである。

（一）本法第二條中の「市町村之を行う」を「市町村之を行わねばならぬ」と改め

（二）第四十七條「国庫は命令の定むる所に依り予算の範囲内において国民健康保険に要する費用に対し補助金を交付することを得、都道府県及市町村は国民健康保険に要する費用に対し、補助金を交付することを得」とあるを「国及都道府県は命令の定むる所に依り国民健康保険に要する費用に対し、負担金を交付する」と改め、国庫負担金規則については

（イ）事務費及保健施設費に対し国五、都道府県四の割合で負担すること

（ロ）被保険者の保険料はその二分の一に相当する額を国が負担すること

二、請願の議決理由

社会保障制度の重要なる一環として国民保険制度は不可欠のものであるが、利用者の激増市町村財政の窮乏とによりその運営上において幾多の支障を来している現状にかんがみ、所要の如き立法措置を講ずることはきわめて緊急なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

鹿児島県指宿地区を中心とする地域を国立公園に指定の請願（請願者　鹿児島県指宿郡今和泉村浜田虎熊外十三名）（上林山榮吉君紹介）（第二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県指宿を中心とする櫻島、錦江湾、佐多、屋久の一帯は規模の雄大、宏壮な景勝を有し、しかも避寒、避暑地として全国屈指の保健地である。ついては、前記の地域を国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は天與の風光を具備しており、国民保健上からもこれを国立公園に指定するを適当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国立療養所患者賄費予算増額に関する請願（請願者　岡山県早島町早島光風園朝日茂外三名）（伊藤憲一君外一名紹介）（第二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所における結核患者の必要な栄養の状態は、患者の実際摂取するカロリーが不充分で、病気の回復はおろか病状悪化しておる現状である。ついては、すみやかに患者食費の引上げを要望するというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所における結核患者に対し適当なる栄養を支給するため患者食費の引上げを行うことは現下の状勢にかんがみ、緊急の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

長期入院者に対する生活扶助基準引上げの請願（請願者　岡山県早島町国立早島光風園朝日茂外三名）（伊藤憲一君外一名紹介）（第二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長期入院者は療養所に入所して医療の保護を受け、困窮のはなはだしい者に生活扶助を給與されているが、その最低生活基準は昨年八月一日に定められたもので、その後諸物価の値上りによって現在の三百五十円では入院中の最低生活を維持することは困難で、患者賄費副食費では栄養保持には不足で補食せねばならないので、療養所における最低生活費を給與するようその生活扶助費の基準を引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

療養所に入所中の長期入院患者で生活困窮者に対しては、医療保護の他に、日常の身廻品購入のため必要な費用を裁定して生活扶助費から支給しているのであるが、その支給額は現在の経済情勢下においては、なお考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国民健康保険に対する国庫補助増額並びに国民健康保険法改正の請願（請願者　宮城県国民健康保険団体連合会理事長麻生寛道）（庄司一郎君紹介）（第二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村の財政事情は極度にひっぱくしているから、国民健康保険の療養給付費には、とくに十分の二を助成し、事務費は全額国庫補助とし、なお、本事業の未着手と任意設立のためには弊害を防ぐために、強制設立を法定され、従来の国庫補助制度はこれを負担金とし、またこの中央会を法認団体とし、さらにこの事業に対して金融的措置を立法化されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の重要なる一環として国民保険制度は不可欠のものであるが、利用者の激増と、市町村財政の窮乏とによりその運営上において幾多の支障を来している現状にかんがみ、所要の如き立法措置を講ずることは、きわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

消費生活協同組合法の一部改正に関する請願（請願者　山口県生活協同組合連合会長江熊哲翁）（岡良一君外一名紹介）（第二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消費生活協同組合は、資金の面において、困窮している。他の協同組合は、いずれも信用事業を行うことができるのに、ひとり生活協同組合ばかりがこれを行うことができないことははなはだ遺憾であるから、消費生活協同組合に信用事業の認可を與えられるよう該法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

消費生活協同組合は、勤労者の消費生活を守るものとして真に緊要な事業であり、これに対し信用事業を行わしめ一段と事業の拡充強化を図ることは現下の社会経済状勢下において十分考究の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

宮崎市大字田吉に国立療養所設置の請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（川野芳滿君外四名紹介）（第二六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県川南の国立療養所は、昭和十四年から宮崎市大字田吉に傷い軍人の結核療養所として発足し、昭和二十二年国立唐瀬原病院と統合して、今日に至ったのであるが、その施設はきわめて不完全であり、交通の便も悪く、利用価値も少いため療養所の運営には支障をきたしている。本県の結核患者は約二万、増加の一途をたどりつつあるので、宮崎市大字田吉の元国立療養所跡に国立療養所を再建されたいというのである。

二、請願の議決理由

本県における結核患者増加の趨勢と既存療養所の利用価値とにかんがみ、本国立療養所の再建は結核対策上時宜に適するものと認め、本請願ば、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国立八日市病院移転費国庫補助の請願（請願者　滋賀県神崎郡御園村国立八日市病院長杉嶋一外十七名）（堤ツルヨ君紹介）（第二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県八日市町は医療機関乏しく、全部個人開業医で病院は皆無である。若し、医療法が実施されることになれば、入院患者は八日市町から五キロも離れた交通不便な、国立八日市病院を利用しなければならなくなる。しかるに、貧弱な町村財政では、病院設立は困難であるから、国立八日市病院を八日市町に移転することになったので、その経費を国

庫で補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

医療機関に乏しき本町の現状と地方財政の窮乏事情にかんがみ、本病院移転に対し国庫補助を行うことは適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

和歌浦、紀三井寺地区を国立公園に追加指定の請願（請願者　和歌山市長高垣善一）（今村長太郎君紹介）（第二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回瀬戸内海が国立公園の指定をうけ、友ヶ島等が追加されると聞くが、和歌浦、紀三井寺地区の景勝地を除外したことは、まことに遺憾である。ついては、該地区を追加指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地区は景勝地として古来有名なものであるから、将来瀬戸内海区域を拡張する場合においては追加指定候補地として考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

櫻島、指宿、開聞及び屋久島一帯を国立公園に指定の請願（請願者　鹿児島県市町村議会議長会長岩切重秀）（床次徳二君紹介）（第二九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県櫻島から屋久島に至る一帯は、本邦の最南端に位し、唯一の亜熱帯として特異な気候に惠まれ、屋久島の森林美と溪谷美、または九州最高の宮之浦嶽を中心とする山岳の景観、硫黄島の奇観、海底火山、砂蒸温泉等国立公園としての各種條件を備えているから、該地帯を国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は天與の風光を具備しており、国民保健上からもこれを国立公園に指定するを適当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

遺族の援護対策確立に関する請願（請願者　長野県下伊那郡千代村大字千代林勝美外六百五十名）（吉川久衛君紹介）（第二九四号）、同（請願者　静岡県庵原郡袖師町字嶺長島銀藏外十七名）（青柳一郎君外一名紹介）（第四四四号）、同（請願者　大分県東國東郡南安岐村七百十三番地岡田八郎外三百名）（村上勇君紹介）（第六二八号）、同（請願者　静岡県周智郡森町藤江とよ子外四十九名）（足立篤郎君紹介）（第六九五号）、同（請願者　熊本県飽託郡三和町田山マシ外二千十三名）（坂口主税君外一名紹介）（第八〇三号）、同（請願者　岡山県議会議長小野泰次郎）（近藤鶴代君外五名紹介）（第八〇四号）、同（請願者　岡山市上之町片山仁）（逢澤寛君紹介）（第一二一二号）及び同外十件（請願者　長野県下伊那郡市田村久保田直治郎）（小川平二君紹介）（第六六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

遺族援護のため、所得税徴收に当り世帯主である未亡人を扶養家族と認め、未亡人世帯に対する事業税を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本院においては第五国会で「遺族援護に関する決議」を通過し、関係各方面に援護対策の促進を図つて来たのであるが、特に未亡人世帯については所得税、事業税等の面においてなお研討を要するものがあり、これが合理化を図ることは特に必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

身体障害者福祉法制定の請願（請願者　東京都目黒区大原町千二百二十四番地小島健二郎外一名）（青柳一郎紹介）（第三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

傷い者に対し税金の軽減、義し、盲安全杖等の製作修理の促進、生業資金の貸付機関の設置、鉄道無賃乘車証の交付、更生訓練所及び授産場の強化、住宅の確保を骨子とする傷い者福祉法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本院においては、第六国会に各派共同提案になる身体障害者福祉法案を提出し、その通過をみておるので、本請願の内容事項はおおむね達成せられておるものと認め、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

盛岡市所在の引揚戰災者仮住宅の設備改善に関する請願（請願者　盛岡市青山町十一番地新田秀一郎外三千五百九十一名）（鈴木善幸君紹介）（第三八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十一年夏以来、盛岡市所在の仮收容所に居住している引揚戰災者は、押入、炊事場、物置の設備のない板の間に、ござまたは疊表を敷き一室一世帯の悲惨な生活を営んでいるので、この設備を改善して永住するために改善費として国費二千百六十四万二千円の支弁を取り計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

終戰後応急的に設置した收容保護施設は、設備その他において不備の点が多く、收容者の実情は真に悲惨であるが、その改善補修は地方財政の窮迫によりすこぶる困難であるから、国費補助をもつてこれが実施を図る要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

看護行政の強化並びに看護業務者の福祉法制定の請願（請願者　甲府市南紺屋町十五番地日本助産婦看護婦保健婦協会山梨県支部長平井とみじ）（吉田省三君紹介）（第三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年七月に厚生省に看護課が設けられ全国各都道府県にも二、三設置されたので関係業務者はもちろん国民までも感謝していたのであるが、すでに一ケ年余を経過するも看護行政の重要性が軽視されている。ついては、看護行政の強化拡充を計られ看護業務者に対して福祉施設の樹立を計り恩給年金等適当な

る途を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

看護行政の強化拡充、並びに看護業務者に対する福祉施設の樹立は公衆衛生事業の進展を期する上において時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

恩賜財団済生会の機構改革に関する請願（請願者　東京都港区芝赤羽町一番地中山安外一名ノ福田昌子君紹介）（第四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

済生会は、国庫補助がなくなつた現在、運営上財政的に再検討を余儀なくされ、本部機構の縮小、直営病院の自主的運営等の措置を講ぜねばならないのであるが、現在の役員会では、なんら対策を講ぜず、また済生会規約も改正されず、旧態依然たる運営を続けている。ついては、新時代に即応し、社会医療施設機関としての使命を達成するため、役員の改選と運営の民主化を図るよう、協力援助されたいというのである。

二、請願の議決理由

済生会は従来、わが国の社会医療機関としてきわめて重要なる地位を占めて来たものであるが、現下の社会経済事情にかんがみ、これが運営上新時代に即応した措置を講じ、いよいよ本来の使命達成に邁進せしめる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国民健康保険法の一部改正に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険法を次の通り改正されたいというのである。国民健康保険費に対し、

（一）事務費全額国庫負担

（二）療養給付費に対し国庫負担二割、保険者負担六割

（三）診療所及び保健施設費に対し国庫負担五割、保険者負担五割。

二、請願の議決理由

社会保障制度の重要なる一環として国民保険制度は不可欠のものであるが、利用者の激増と、市町村財政の窮乏とによりその運営上において幾多の支障を来している現状にかんがみ、所要の如き立法措置を講ずることはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国立療養所特別会計制反対の請願（請願者　秋田県本荘町　国立秋田療養所内宮原政敏外二十三名ノ刈田アサノ君紹介）（第六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所は、すでに実質的に特別会計制に入つており、無料患者の有料切換えが着々として行われている。政府は今期国会で国立療養所の特別会計制を法文化するよう準備中と聞くが、この上有料切換えが、徹底すれば事実上貧困患者の療養継続は不可能となるであろうし、また、設備の不備、職員の減員、給食の悪化をきたすことも明らかであるから、特別会計制に反対するというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所はらい及び結核の患者を入所療養せしめておるが、療養所はその性質上、国立病院と異なるものがあり、将来においても病院同様特別会計制度を実施することについては相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

兵庫県立第二養老院設置に関する全額国庫負担の請願（請願者　伊丹市大鹿門前町三ノ十八番地太田佐一外一名ノ米窪満亮君紹介）（第六八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県下においては、七箇所の養老院があるが、何れも規模が小さくまた私営が多く、概当者四千六百名の内僅かに四百四十名しか収容できない。兵庫県ではさきに国庫補助によつて、県立養老院設置の準備を進めているが、これも要保護者の一割も収容できないから、さらに表記第二養老院を設置の計画を進めている。ついては、一日も等閑に付することができないから全額国庫負担によつて右施設の実施に協力されたいというのである。

二、請願の議決理由

収容保護を要するもの特に老人は現在益々増加しつつあり、養老施設の拡充強化は喫緊の要務であるが、地方財政の逼迫せる現状にかんがみ全額国庫負担によつて速急実施するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

朝鮮引揚医師及び歯科医師の受験資格に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡橘津村谷口昌久ノ田中元君紹介）（第六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

朝鮮医師試験第二部合格者は、限地開業認可の資格があつたのにも拘らず、免許を所持していないという理由で、当局から特例試験の受験を拒否せられているが、免除を得なかつた理由は、応召、出征、徴用のため外地にいた者、または終戦もしくは終戦前の混乱のため申請の機会を失つた者であるから、国家的にも救済されて当然である。ついては、引揚朝鮮医師及び歯科医師試験第二部合格者にも、予備試験に受験資格を与えられたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚朝鮮医師及び歯科医師試験第二部合格者に対し、医師国家試験予備試験の受験資格を与え、将来内地開業の希望を与えることは、現下の実情にかんがみ適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

外地引揚医師の受験資格に関する請願（請願者　高知市田淵町二十七番地坂本忠美外七十名ノ佐竹晴記君紹介）（第七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

台湾及び朝鮮総督府の医師試験に合格し、総督府の医師免許状の所有

者であつて、外地で長く開業していた引揚医師に対する試験には五ヶ年の年限の制限と受験回数の制限があるが、これら医師には高齢者が多く、臨床経験はあつても学術試験には再準備が相当に必要なため受験回数の制限を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

長く外地で開業して来た引揚医師に対し、受験回数の制限を撤廃し、その努力によつて内地においても開業できる途を開くことは、現時の社会経済情勢下において時宜に適した措置と認め、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

医薬分業反対に関する請願（請願者　静岡県沼津市千本線町二丁目十一番地荒木孝継外三十五名ノ神田博君外八名紹介）（第七二四号）

一、請願の要旨及び目的

現今の医療制度において医師は医療の主宰者であり、薬剤師、医療技術者等は医療の一分担者にすぎない。従つて、医師は患者の治療に全責任を持つもので調剤投薬が何人により行われてもその結果については医師の責任となるから、調剤は主治医の信任する薬剤師か、医師自らによるべきである。調剤が薬剤師でなければ出来ないとすればその不利益は患者にかけられ、又薬局の整備されていない山村においては医薬分業は成立しない。従つて医療に関する調剤権は医師、薬剤師の両者に與えられたというのである。

二、請願の議決理由

医薬分業問題については、従来論議の沸とうしたものであるが、理論上はともかく、現在における薬剤師の分布状態、患者の希望等に徴するときは、その実施の時期、方法等についてはなお充分の考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

妙高高原一帯を国立公園に指定の請願（請願者　高田市長関威雄）（塚田十一郎君紹介ノ第七五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

妙高高原一帯は、その風致、情緒において最も豊かな優れた景勝保健の地で、天恵的大公園である。ついては、国民の保健と外客誘致のため該地区を国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は天與の風光を具備しており、国民保健上よりも、亦外客誘致上よりもこれを国立公園に指定するを適当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国立佐倉病院の施設改善に関する請願（請願者千葉県佐倉町内藤義雄外百名）（伊藤憲一君外一名紹介ノ第七六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立佐倉病院の入院患者の大多数は、医療保護を受けている困窮者であるが、病院施設が不完全で危険な病状の患者さえも退院を余儀なくされている状態である。ついては、特別会計制の撤廃、予算並びに給食費の増額、結核病床の増設等各般にわたり、施設の改善を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

国立病院は国の医療保護機関としてきわめて重要な役割を受持つものであるから、施設その他の不完全なる点は速かにこれが改善を図り、もつて医療保護に遺憾なきを期するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

双葉住宅り災者に更生資金支給の請願（請願者　山口県光市齋藤茂夫）（田中堯平君外一名紹介）（第七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県光市にある双葉住宅は、国の保健施設として引揚者、戰災者を收容した住宅であつたが、昭和二十四年八月十二日の漏電による火災のため全燒し、戰争による被害からようやく立ち上つた居住者は、ふたたび無一物の悲運に陷ちいつた、ついては、これら悲運のり災者に更生資金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

生活困窮者の收容保護施設の災害に際しては速かに万全なる保護方途を講じ、特に更生の能力あるり災者に対してはその更生の方途を考慮するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

引揚援護庁関係機構縮少に関する請願（請願者　東京都千代田区霞ケ関、厚生省職員組合長大久保晴正ノ伊藤憲一君外一名紹介ノ第一一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

函館の引揚援護局は明年一月を以て廃止され、舞鶴の引揚援護局は明年三月人員縮少の運命にある。ついては、これら援護局勤務の職員の退職に対し左の事項を考慮されたいというのである。

（一）厚生省内に合理的に配置転換すること

（二）他官庁に優先就職の道を講ずること

（三）退職の際は退職手当を別途に二ヶ月分支給すること

二、請願の議決理由

引揚援護局は引揚業務の減少に伴い順次縮少又は廃止されているが、これら援護局勤務職員の退職に際しては引揚業務の特殊性にかんがみ充分優遇の途を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

らい患者の待遇改善に関する請願外一件（請願者　岡山県邑久郡邑久園内松本杉夫外一名ノ伊藤憲一君外一名紹介ノ第八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

らい患者の療養生活向上のために、左の事項の実現を計られたいというのである。

（一）作業謝金五割増額

（二）慰安金五割増額

（三）夫婦舍新築

（四）らいと結核の食糧費差別撤廃

二、請願の議決理由

現時の社会経済情勢下に苛酷な生

活と病気と闘うらい前患者に対して前掲の如き措置を講ずる等これが待遇改善を図ることは極めて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国立療養所菊池恵楓園患者に被服等支給の請願（請願者　熊本県菊池郡合志村国立療養所菊池恵楓園早野孝義外千十四名）（丸山直友君紹介）（第九〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本園入所患者は、戦時中はあらゆる欠乏に堪え、衣料等も持つた者が持たない者に譲り、家庭よりの仕送りを頼みとしてかろうじて肌をさらさずに過してきたが、家庭の仕送りも減少し、若干の支給物も消耗しつくし、昭和二十三年九月以降の新入患者には被服の支給は全くないから、早速に被服類を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会経済情勢下において、国民ひとしく衣料に苦しむものの、らい療養所入所者に対しては、その特殊事情にかんがみ、早急に被服類を支給するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

沼部村授産部の施設拡充に関する請願（請願者　宮城県遠田郡沼部村長只野直助ノ庄司一郎君紹介）（第九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

沼部村授産場は昭和二十三年に新設され、努力の結果収支決算においては好成績をあげたが、統制解除の今日に至つては製品のデフレに伴い販売価格の競争となり、どうしても農閑期利用の家内工業者には太刀打ちができぬし、年収にばく大な差額金を生じ運営困難であるから、事業を動力化して拡張し運営を円滑にしたいから、助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

ひろく授産場がその本来の使命を達成するためには、地方財政のひつ迫せる現状においてはこれが設備に対し対当の国庫助成を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

社会事業振興に関する請願（請願者　日本社会事業協会会長中川望ノ大石武一君外一名紹介ノ第九一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会事業は終戦後着々整備されてきたが、なお、緊要な問題が山積している。ついては、社会事業基本法の制定、国立研究所の設置、さらに関係職員の身分保証等を計り諸福祉保護法の充実改善を図り、その振興を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

終戦後における社会事業の伸展にかんがみ、これが復興を図るため基本法を制定し、又国立研究所を設置することは現下の社会情勢下において時宜を得た措置であり、又関係職員の身分についても従来の奉仕的な処遇に止まらず進んでその福祉を保証することは喫緊の要務と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

土浦市所在の引揚者住宅改善に関する請願（請願者　茨城県議会議長島津三郎ノ金塚孝君紹介ノ第九七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

「土浦住宅」は元霞ケ浦海軍第一航空廠工員宿舎で、現在は約七百世帯、三千五百人の引揚者が居住している。しかし、もともと工員宿舎なので、一般家庭生活には適当でなく、とくに保健衛生あるいは火災防止方面の施設は極めて不備であるから、この建築物を地方に無償で拂下げて、さらに改良補強工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

「土浦住宅」の建物を地方に移譲し、真に住宅に適するよう諸設備を改造補修することは、これら引揚者に住宅の安定を與える上において緊要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国立療養所菊池恵楓園の施設拡充及び改善に関する請願（請願者　熊本県菊池郡志村榮三千七百九十六番地恵楓園内増重文ノ岡西明貞君紹介ノ第九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

菊池恵楓園の施設は、創立当初以来のものが多く、らい予防対策の所期の目的を十分達成されないから、家屋、病棟を修理、復旧、拡張し、さらに衛生設備を改善するよう速かに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

病気と社会的因襲の重圧に苦しむらい患者にとり、終生の居住地たるらい療養所施設の拡張、衛生設備の改善を図ることは、らい予防対策上緊要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

医学実地修練費予算増額の請願（請願者　東京都文京区本富士町一東大附属病院内宮澤修ノ丸山直友君紹介ノ第九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医師の質の向上を目的とする実地修練制度が実施されているが、病院としては修練生の実質的に医療面を充実させていることは認めつつも経済的な負担によつて実際には無策にすぎないから、実地修練目的達成のため、修練生に対する生活保護と補助金予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

医学修練生に対する経済援助制度を確立し、彼等をして専心医療面に没頭せしめることは、実地修練制度の目的達成上適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

引揚医師国家試験施行回数増加の請願外一件（請願者　東京都港区麻布飯倉片町十二番地村上譲外二百名〆大野伴睦君紹介〆第九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

勅令第四十二号による医師国家試験は回数二回と制限されているが、引揚医師の大部分が失格者となり、学生の不合格者に比較し特令による不合格者は失望のどん底にある。よつて、この回数制限を三回に緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

長く外地で開業して来た引揚医師にとつては医師国家試験は相当な負担であり、これが受験回数が現在のように二回に制限されておるのでは、国家試験通過不可能な者は少くない現状にかんがみ、この制限を三回に緩和することは適宜の措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国立看護教員養成所設置の請願（請願者　東京都澁谷区原宿三丁目二百六十六番地河村郁〆吉田省三君紹介〆第九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健婦、助産婦、看護婦法の徹底を期するため、甲乙看護婦等学校の指導者養成のため、設備の完備している大学等に医学部と併行して看護学部を設置されるか、または看護教員養成を主たる目的とした大学程度の機関を創設されたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆衛生の第一線に活躍する保健婦、助産婦、看護婦等の教養技術を向上させることは、国民保健上きわめて緊要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

助産婦、看護婦の再教育費国庫負担の請願（請願者　東京都澁谷区原宿三丁目二百六十六番地河村郁）（吉田省三君紹介）（第九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健婦、助産婦、看護婦法にもとづいて、看護婦教育の刷新のため、国立教員養成施設を実施されたいが、その完成までの過程としての再教育を、国庫負担において施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆衛生の第一線に活躍する保健婦、助産婦、看護婦等の教育技術を高めることは最も急を要するものであるが、現下の社会経済事情にかんがみこれが再教育は国庫負担で施行するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

り病看護婦休養所設置の請願（請願者　東京都澁谷区原宿三丁目二百六十六番地河村郁〆吉田省三君紹介〆第九九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

看護婦は、国民の健康保持のために奉仕しているが、その長い勤務中には相当数の結核患者を出している。これは現在の病院の勤務制度、給与制度並びに設備の不完全に起因することが多い。長期の保養休養は、資力に乏しい看護婦には到底その負担に堪えないから、国家において、り病看護婦の休養所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆衛生の第一線で活躍しつつある看護婦の待遇は現在はなはだ貧弱であるが、特にり病の場合においては長期保養の経済的余裕は全くないものといわねばならぬので、国家がこれら、り病看護婦の休養所を設置することは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

保健婦、助産婦、看護婦法の一部改正の請願（請願者　東京都澁谷区原宿三丁目二百六十六番地河村郁）（吉田省三君紹介）（第九九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健婦、助産婦、看護婦法中に甲、乙二種の看護婦のあることは、乙種をして卑屈感を持たしめ相互の融和を欠き易いから、現在の資格既得看護婦に国家試験を課するの條項を削除し、将来わが国の看護婦に甲、乙の別をなくされるよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

保健婦、助産婦、看護婦法中における看護婦の甲、乙二種制の一本化及び資格既得看護婦に対する国家試験の免除については、本法制定当時よりしばしば要望されておるところであるが、現在における看護婦その他の実情にかんがみ、相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

添田町二又爆発り災者の救済に関する請願（請願者　福岡県田川郡添田町安藤光信〆江田斗米吉君外七名紹介〆第一〇〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県田川郡添田町二又トンネル内に貯蔵中の元軍用火薬を、終戦によつて当局立会の上焼却処分した際、大爆発を起し多数の死傷者を出し、家屋の倒壊破損等大被害を蒙り、り災者は困窮の状態にあるが、いまだに放置されているから、国庫による何等かの更生、救済策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

火薬処理のため被害を受けた者に対しては「進駐軍の事故により被害を受けた者に対する見舞金」を支給しているのであるが、り災者に対する保健更生の面については、いまだ援護の方途が講じられていないので速かにこれ等に対する保護更正の途を講ずるの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

湘南、三浦一帯を国立公園に指定の請願（請願者　横須賀市長石渡直次外六名〆永井要造君紹介〆第一〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

湘南、三浦一帯の地域は、京濱大都市を背景に控え、交通機関発達し地理的條件に惠まれ、さらに鎌倉、

江の島等の史蹟景勝に富み、休養観光地として勝れていると共に、日本の玄関たる横浜港を控えているから、湘南、三浦半島をあげて国立公園に指定され、日本再建の一端として観光諸施設を充実されたいというのである。

二、請願の議決理由

諸地帯は史蹟景勝に富み、又交通機関その他地理的條件にも恵まれており、国民保健上外客誘致上よりも、これを国立公園に指定する適当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと決議した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

授産事業法制家の請願（請願者東京都千代田区丸ノ内一丁目二番地全国授産事業連盟理事長牧野修二外三十名ノ寄柳一郎君紹介ノ第一〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民生安定のため授産事業の振興は緊急の要務であるから、左記の要件を具備した授産事業法を制定されたいというのである。

（一）授産事業運営方針の基準

（二）授産場設置並びに維持に対する経費助成

（三）法人税その他課税の対象より除外すること

（四）授産資材の優先的割当

（五）指導監督等の基準

二、請願の議決理由

授産場は本来生活に困窮する老人、婦女子が有利な條件で働き得る唯一の社会施設たるべきものであるから、その本来の使命達成を図るため、必要な要件等を規定する法律を制定することは、民生安定上喫緊の要務と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

社会保障制度確立に関する請願（請願者　東京都千代田区霞ヶ関、厚生省職員組合長大久保晴正ノ伊藤憲一君外一名紹介ノ第一一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民生活を再建するため社会保障制度を左記事項により施行されたいというのである。

（一）社会保障機構を一元化して運営の連関と簡素化を図ること

（二）医療組織の社会公共化を図ること

（三）失業対策と失業保険の強化を図ること

（四）老齢者、孤児、寡婦、不具者等の社会保障の確立すること

（五）生活保護法の強化を計ること

二、請願の議決理由

前掲の諸項に関しては現在社会保障制度審議会において慎重審議中であるが、現下の社会経済事情にかんがみこれが実現を促進することは国民生活再建のため特に緊急を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

農林委員会報告書

【第四号参照】

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

都道府県知事は、家畜伝染病の予防上危険ある場合には、家畜の隔離、殺処分、汚染物品の焼却、埋却あるいは移動禁止等必要な措置をとっているが、これに対して、所有者に「三万円」以内の国庫負担による手当金を交付することになっている。しかし現在のように家畜、諸物品等の著しい値上りでは防疫上その他徹底した措置が期しえられないから、この手当金を「九万円」以内までに引上げて適正を期したいというのである。

二、議案の可決理由

家畜伝染病による家畜の殺処分、汚染物品の焼却、埋却等に対する手当金を増額することは、農村経済の改善、有畜農業の確立、あるいは公衆衛生の向上等のために時宜に適した措置と認め、本案は、これを可決すべきものと決議した次第である。

三、費　用

本法施行のため要する経費は、昭和二十四年度一般会計予算補正において、家畜伝染病予防費の補助負担金及び交付金として七千六百二十五万七千円計上され、そのうち一千七七百三十万七千三百二十八円がこの経費である。

右報告する。

昭和二十四年十一月十四日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十三号参照】

食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第五回国会閣法第七三号）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現在わが国は、主要食糧の不足分につき専ら連合軍占領地救済基金による輸入食糧により供給せられ来っているが、昨年末以来経済の自立安定化を急速に実現すべきこととなり、且つ連合軍総司令部よりも経済九原則の趣旨に則り主要食糧の集荷に関する指令に接したので、現行の食糧確保臨時措置法に所要の改正をなさんとするもので、その主要点は主要食糧の超過供出を法律をもつて規定することである。

二、議案の可決理由

本案は、第五回国会に内閣より提出せられ、参議院において、転落農家に対する供出免除を明瞭にする等若干の修正を施して議決の上、本院に送付せられ、農林委員会において慎重なる検討を加えたるも遂に結論に達せず、閉会中の継続審査となり、今第六回国会成立とともに農林委員会付託となつた案件であつて、第五回国会当時においては、供出強化の裏付けとなるべき生産増強の諸方策の具体的実施に欠くるところがあつたが、その後の客観的條件の好転により、かかる点も大部分解決し又は解決の見透を得、又特に最近における国際食糧事情の好転が農家経済にもたらすであろうと思われる諸影響に対し調節的役割を果たすものとして、食糧需給均衡保持並びに現下の農家経済の安定上、時宜に適した措置と認め本案を可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、経済事情の変化に順応して、農業災害補償制度の円滑な運営を期するため、所要の改正を加えんとするもので、その主要なる内容は次の如くである。

(1)　蚕繭共済に係る共済掛金の一部を国庫負担とする。即ち蚕糸業者等の負担が実行困難となつたから、その負担を廃止し、これと同額を昭和二十四年度及び昭和二十五年度において一般会計から負担する。

(2)　牛馬の死亡廃用共済に係る共

済掛金の一部を国庫負担とする。即ち国家的補償と畜産振興の見地から競馬益金の一部を見合財源として、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において一般会計から負担する。

(3)　以上の措置に伴い、農業共済再保険特別会計農業勘定、家畜勘定の歳入、歳出科目に所要の変更を加えるよう農業共済再保険特別会計法の一部を改正する。

二、議案の可決理由

農業者が不慮の事故によつて受けることのある損失を補償し、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資するため、共済掛金の一部を国庫負担とすることは、現在の農村経済施策の一環として強く要請せられている。よつて、本案は時宜に適した妥当なる措置と認め、政府原案の通り可決すべきものと議決した。

三、費　用

本法施行のために要する経費は、昭和二十四年度一般会計予算補正において、農業保険費として八億八千九百七十六万一千円計上され、そのうち三億三千三百七十五万二千円がこの経費である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十四号参照】

競馬法の一部を改正する法律案（小笠原八十美君外十五名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行競馬法において、内閣総理大臣指定の戰災市町村は年二回に限つて競馬を開催することができるが、戰争による被害が甚大である横浜、名古屋、大阪及び神戸の四大都市は市財政拡充と都市復興のために年四回以内開催できるように改正したいというのである。

二、議案の可決理由

戰争による被害甚大なる横浜、名古屋、大阪及び神戸の四大都市において、競馬の開催回数を四回以内に増加することは、市財政確立のため至当なる措置であるから、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十六号参照】

肥料配給公団令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

肥料配給公団の運転資金は従来預金部資金の借入金によつて賄つてきたが、公団経理の健全性を保持するため、借入金を廃止しその基本金「五千万円」を「三十三億二千八百万円」に増額して、円滑なる運営を期したいというのである。

二、議案の可決理由

最近肥料事情は著しく好転してきたが、健全財政堅持の上から資産見合の運転資金は一般会計より支出するのが妥当であると認められ、且つ昭和二十四年度一般会計予算補正において必要な措置は講ぜられているから、公団機構の改廃は別途研究することとし取あえず公団運営の円滑化を図るため本案は可決すべきものと議決した次第である。

三、費　用

本法施行に要する経費は、昭和二十四年度一般会計予算補正において、出資及び投資金として四十二億九千四百万円計上され、そのうち三十二億七千八百万円が肥料配給公団の基本金増額分である。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

油糧配給公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

油糧配給公団の運転資金は従来預金部資金の借入金によつて賄つてきたが、公団経理の健全性を保持するため借入金を廃止し、その基本金「十五億一千万円」を「二十五億二千六百万円」に増額して、円滑なる運営を期したいというのである。

二、議案の可決理由

最近油脂原料は著しく好転してきたが、健全財政堅持の上から資産見合の運転資金は一般会計より支出するのが妥当であると認められ、且つ昭和二十四年度一般会計予算補正において必要な措置は講ぜられているから、公団機構の改廃は別途研究することとし取あえず公団運営の円滑化を図るため本案は可決すべきものと議決した次第である。

三、費　用

本法施行に要する経費は、昭和二十四年度一般会計予算補正において、出資及び投資金として四十二億九千四百万円計上され、そのうち十億一千六百万円が油糧配給公団の基本金増額分である。

右報告する。

昭和二十四年十二月二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十四号参照】

請願に関する報告書

雑穀産地帯における米穀受配並びに代替穀物供出に関する請願（請願者　長野県上水内郡北小川村長水上徳盛外一名）（倉石忠雄君紹介）（第四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県上水内郡北小川村は山間の雑穀地帯であるため、主食の受配には雑穀三十九貫を供出し、これと交替に価格差金千四百円を添えて玄米四十貫を受けているが、農村経済窮迫の折から該差金の支拂は住民にとつて多大の負担であるから、交替率を変更の上、差金の支拂を免除されたい。また従来大豆、小豆による代替供出だけが認められているが大・小豆は米と交替受配できる唯一の雑穀であるため米の供出を強要されると同様の結果となるから、大麦、小麦による代替供出を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の窮迫しつつあるとき、特に山間地帯の施策は保護的助成を要請せられている。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

単作地帯農業者の農業災害補償法強化に関する請願（請願者　宮城県農業共済組合連合会長小野寺誠毅外三名）（本間俊一君紹介）（第二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の農業災害補償法によれば、災害の回数が掛金決定の基礎となり、災害が増大すればそれに応じて掛金が高くなつてゆくようになつているため、災害が多い単作地帯の農家は自然没落し、他業に転換せざるをえない実情となつているのはなはだ不合理である。ついては、単作地帯農民の切実な要望である左記事項等を実施されたいというのである。

(一)　水稲単作地帯の農作物の最高補償限度を反収八十パーセント以上に引上げ、これに伴う掛金を増額しないこと

(二)　水稲農作物事故補償の限界を現行の三割から一割まで引下げること

(三)　共済掛金並びに賦課金を農業生産物で徴収しうるよう、別個の法的措置を講ずること

(四)　物納掛金と賦課金には免税の方途を講ずること

二、請願の議決理由

単作地帯の農村は、窮迫度も強く、加えて災害も被り易い実状にあ

るから、農業災害補償法の共済掛金も、これに順応するよう実施することは妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

亘理郡の土地改良事業助成に関する請願（請願者　宮城県亘理郡亘理町長丹野恒二郎外十名）（庄司一郎君紹介）（第二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県亘理郡は同県海岸の南端に位し、五千七百余町歩の耕地面積を有するが、地勢低濕のため少量の降雨でも田畑の冠水はなはだしく農作物の減収は多大であるから、排水施設を完備して増収を計るため、約八千万円の予算で土地改良事業を計画中であるが、窮迫した地元農民だけではとうてい負担することができない。ついては、該事業に対する国庫補助を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の国家的要請を確立するために土地改良事業の施行は不可欠条件のである。しかしながら窮迫せる農村経済の実状より、この事業は国庫補助をもつて施行するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

菓子原料の統制方式改善に関する請願（請願者　宮城県菓子商工業協同組合理事長鳥海三郎外四名）（庄司一郎君紹介）（第四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の菓子原料統制は需要者の要望に反し一部の大企業者ばかりを保護し、中小企業者の生産を不合理に圧迫し、しかもか酷な取締と過重な課税ははなはだ不当である。ついては、このような菓子原料の統制方式を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小商工業の振興は、国家建設の基盤であり、これが保護助成の措置として統制方式を改廃することは必要であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

福浦村の排水施設費全額国庫負担の請願（請願者　福島県相馬郡福浦村小畑哲外百十八名）（松井政吉君紹介）（第五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県相馬郡福浦村耳谷、蛯沢、行津、下浦地内の排水は、井田川浦公有水面に放流していたが、昭和十五年該公有水面が干拓開田となり、県道上流の排水は井田川干拓地の排水路に導き、海洋に放流していたが、戦時中に山林の濫伐によつて一朝出水すれば、八十五町の水稲は冠水し、その上こう水時には海洋の波高く自然排水困難となり被害を免がれないので、これが防止施策として七十五馬力の排水機を設置する外ないのであるが、村財源も乏しいからすみやかに、国庫の補助により、排水事業を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

排水事業を国庫補助により完成し、食糧増産と農村経済の安定を図ることは、至当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

愛知県内養魚場を未墾地買収の対象から除外の請願（請願者　名古屋市熱田区森後町二丁目三番地愛知県池中養殖特別漁業会専務理事駒澤昌外十四名）（江崎眞澄君紹介）（第六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県下各地において養魚場を未墾地買収の対象として強制買上げられようとする動向があるが、これは養魚業の伝統及び将来の発展と土地の経済的価値から見て、甚だ不合理である。又これは同県下四百名の池中養魚業者の死活問題であるから、養魚場を農地法による未墾地買収の対象から除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

養魚場の経済的価値から見て、未墾地買収の対象から除外するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

花瀬地区開拓事業促進の請願（請願者　奈良県吉野郡十津川村長古沢守外四名）前田正男君紹介）（第六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡十津川村花瀬地区は、実地踏査の結果、開拓に最適地と判定されたのであるが、土地所有権者山五林業株式会社は地元農地委員会の買収計画に応じないので、開拓は中絶されている。ついては、開拓事業は緊急の要務であるから、該事業の促進を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓適地と認定された場合は、食糧増産、営農合理化の見地からこの事業の促進をはかる必要があるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

土地改良法の一部改正に関する請願（請願者　名古屋市愛知県庁内愛知県水利組合連合会長伊藤半逸外八名）（江崎眞澄君紹介）（第七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土地改良法は現在の農業水利組合の運営では土地改良区の組織、組合費の負担等において不備欠陥がある。従つて、土地改良法及び土地改良施行法を一部改正し、土地改良区をしてますます増産に寄与できるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

農業生産増強のため土地改良事業の施行は不可欠の條件であり、これがために土地改良法及び土地改良施行法を現実に順応するよう改正することは必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

てん菜糖業助成に関する請願（請願者　北海道帯広市東三條南十丁目二番地細木澄外十一名）（岡田春

夫君外九名紹介）（第一〇七号）、同（請願者　北海道十勝国河西郡大正村遠藤太三郎外九名）（高倉定助君外七名紹介）（第二一六号）、同（請願者　日本てん菜製糖株式会社長山田貞雄）（飯田義茂君外七名紹介）（第二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後てん菜糖業は本邦唯一の砂糖給源地として一層の増産を要請されているが、農民はビートを耕作することはなんらの收益にもならないため、その耕作を避ける現状であり、わが国製糖事業に及ぼす影響が大きい。ついては、てん菜糖増産のため、

（一）　自主的供出制度の確立

（二）　農業事業税廃止

（三）　特用作物に対する農業手形の適用等を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道におけるてん菜糖栽培は当地帯における営農の特殊性にかんがみ本請願の趣旨は至当と認められるから、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

十津川、紀の川綜合開発事業施行の請願（請願者　奈良県大和高田市長名倉仙助外五十二名）（前田正男君外二名紹介）（第一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大和平野は降雨量少なくその上農業用水に乏しいので、しばしばかん害を起しているが、これが救済対策として水源きわめて豊富なる十津川並びに紀の川の綜合開発により解決する外はない。ついてはすみやかに該綜合開発を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

旱害地帯の安定化は、用水事業の施行によつて解決され、且つ綜合開発による産業全般に貢献することも、時宜に適した趣旨と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

高崎市大字寺尾の国有林拂下げの請願（請願者　高崎市大字寺尾青海秀孝外二百三十八名）（小峯柳多君紹介）（第一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高崎市大字寺尾の国有林は個人業者及び他町村に拂い下げられたり、盗伐されたため荒地同様の状態となりつつあるから、造林、牧草地の採集等をなし、あわせて該村落の燃料確保のため、前記国有林を拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

荒廃同様の国有林を関係地元農民に拂下げ、山林の高度利用を図ることは、治山治水、民生安定、延いてはわが国経済再建のため妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

高崎市乗附地区十貫山国有林拂下げの請願（請願者　高崎市大字乗附高橋孫太郎外六十名）（小峯柳多君紹介）（第一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高崎市大字乗附及び石原の農民は、ほとんど山林を保有しないので、燃料の不足に脅かされている。しかるに該部落所在の山林の大部分は国有林であるから、十貫山国有林を拂い下げられ、もつて営農資源の確保、燃料の供給、牧草地の設定、木材の生産等の道を開かれたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林の拂下げによつて、農業経営の安定、生産増強に資することは、農業経済施策上妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

荒濱町字藤平橋国有地開放に関する請願（請願者　宮城県亘理郡荒濱町字水神七十一番地武者良吉外五名）（庄司一郎君紹介）（第一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県荒濱町字藤平橋国有地は営林署の管轄下にあるが、関係民は終戦直前から賃借して製塩事業を営んでいたが、その廃止によりこれを返還するよう要求されている。しかるに該国有防潮林は幅員二百米以上もあるのでその一部を開放しても防潮上なんらの支障もないから、該国有林を拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民生活安定化の見地から国有地の一部を関係民に開放することは妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

開拓事業助成に関する請願（請願者　東京都千代田区一番町五番地田中孫平外三名）（竹山祐太郎君紹介）（第一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧増産のため献身している開拓者の生活安定と開拓事業の促進を図るため、左記事項を実施されたいというのである。

（一）　新規入植の継続実施

（二）　開拓予算中補助額の増加

（三）　開拓予算中融資金の増額

（四）　開拓用地の開放

（五）　地区開拓計画の促進

（六）　開拓地営農の確立

二、請願の議決理由

悪條件下において、食糧増産に貢献している開拓農民に対して、保護助成の諸施策は、確立する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

栄村大字高田麦の耕地整理事業費国庫補助の請願（請願者　山形県東田川郡栄村大字高田麦阿部源太郎外三十四名）（上林與市郎君紹介）（第一五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東田川郡栄村大字高田麦地内の水田四十町歩の未整理地は、用排水路並びに農業用道路が不備のため、村民は多大なる労力と支出を拂つてきたが、昭和二十三年増收を契機として、耕地整理事業に着手し、増收と一部飯米を割いて、超過供出をなし、工事費に充当した。本年度も旱場米奨励金によつて工事費の残額百三十万円に充てるように予定していたが、悪天候のため、約四割減收の見込となり、工事を強行すれば、

村民は生活さえ困難となり、このまま中止すれば、来年度は四十町歩の耕地を放棄する窮地に追いこまれたのである。そして、工事完了後は反当り平均一割五分の増収は確実であるから、該事業に国庫補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済窮迫の現状において、食糧増産のため、耕地整理等の土地改良事業を施行している地区に対して、国庫補助をなす必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

森林組合技術員の待遇改善に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡八上村森林組合長岸本權次郎外十五名ノ佐々木盛雄君紹介）（第一六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

森林組合は民有林施業案編成並びにその運用の重大な使命をもつているが、戰時中は木材、薪炭その他林産物の供出責任を課せられ、組合員の福利面については考慮されず、組合員の費用分担も成績悪く、従事する技術員は県職員としての身分も保障されず、自分らの給料は自分で得ることに努め、組合機能の大半をこれに注がなければならない現状である。ついては、森林組合本来の使命を果すため、技術員に対して国又は県費による全額負担及びその身分の保障を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

造林事業の施行が要請せられている現在、これに直接たずさわる森林組合技術員の身分保障、待遇改善は当然なさるべきことである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

女満別村所在の国有牧野拂下げの請願（請願者　北海道網走郡女満別村長杉本氏一外二名ノ松田鐵藏君紹介）（第一七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道網走郡女満別村は牛、馬、めん羊の飼育頭数が増大するに伴い、牧野施設の拡張に迫られているが、現在該牧野は国有地のため、施設その他経営上多大の支障をきたしている。ついては、すみやかに該村所在の国有牧野を拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

畜産振興、営農合理化のために、国有牧野を関係民に拂下げることは必要であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

指定農林物資検査法の一部改正に関する請願外一件（請願者　札幌市南二條西二丁目石崎金作外一名）（松田鐵藏君紹介）（第一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

指定農林物資検査法を左記のように改正されたいというのである。

（一）　指定農林物資中冷凍水産物を削除すること

（二）　農林省令第六十四号指定農林物資検査法施行規則並びに農林省告示第百九十六号指定農産物資検査法第三條の規定に基く水産物の規格中より冷凍水産物の項を削除すること

二、請願の議決理由

経済事情の変化に順応して、指定農林物資検査法中冷凍水産物を削除することが必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

郭公尾ため池築設工事継続の請願（請願者　長崎県北松浦郡新御厨町長春藤猪間吉外一名ノ岡延右エ門君外一名紹介）（第一八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年七月の豪雨により、長崎県北松浦郡新御厨町郭公尾のため池築造工事は、完成半ばで決壊したため、国庫補助をもつて一応の復旧工事の完了をみたが、昭和二十四年度においては、該工事費の国庫補助は打切られた結果、完全な工事の遂行ができず、このまま工事中止となれば、ふたたび大災害をこうむること必至である。ついては、該ため池築造工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

用水ため池の災害復旧工事の中止は、食糧増産、民生安定に至大の悪影響を及ぼすから、国庫補助によつて速かにこれが完成をする必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

松炭生産者救済に関する請願（請願者　岡山県英田郡福山村万善池本恭一外五十五名ノ深澤義守君紹介）（第一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般実施された松炭の政府買上停止並びに買上検收地点の変更は、生産者の生活に大なる打撃を與え、これが長期に継続されれば、製炭者の生活は破滅するのほかはない現状であるから、

（一）　松炭の買上げ続行

（二）　代金支拂のじん速化

（三）　滯荷の一掃

（四）　加配米のじん速配給

等の処置をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

薪炭需給調節特別会計の廃止による製炭者の打撃を救済するため、これが必要な措置は速かにとらるべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

昭和二十四年度干拓予算増額の請願（請願者　千葉県印旛郡手賀沼大津新三郎外三十六名ノ佐竹晴記君紹介）（第一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戰後緊迫した食糧事情の緩和並びに戰災者、引揚者の対策という重大使命のもとに、十万町歩の干拓事業が発足されたが、昭和二十四年度、干拓事業予算はいちじるしく、制限を加えられ、これがため実施中の事業さえも休止するの止むなきに至つていることは、国家再建上、きわめて重大である。ついては、最低限度である六十億円の干拓予算を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

本干拓事業は国家的事業として当然国家予算において施行さるべきであるから、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

網野町字下岡地内の田地所有権確認に関する請願（請願者　京都府竹野郡網野町梅田菊藏ノ大石ヨシエ君紹介ノ第二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府竹野郡網野町字下岡の地主糸井里枝は田地一町一反五畝二十六歩、畑地一反十四歩を所有していたが、網野町農地委員会によつて、不在地主と決定され、所有田地は一畝も余すところなく全部買收された、里枝は昭和十七年糸井家の相続人となり今日まで現住所に変更なく、里枝の法定後見人並びに後見監督人は同町に設定しているし、明らかに在村地主であるから、町農地委員会及び府農地委員会に訴願したが敗訴となつた。ついては、在村地主として保有限度六反歩の田地の所有権を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

農地改革法を適正に運営する見地から本請願の趣旨は至当と認められるから、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

土地改良法の一部改正に関する請願（請願者　福島県庁内福島県水利組合連合会長渡邊信任ノ志田義信君紹介ノ第二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土地改良法第二十三條第二項の規定によれば土地改良区の総代の定数が多きに過ぎて、農村では、多人数集会に適する建物もなく、人数に伴い諸経費も増大するから、土地改良区の総代の定数は最高の場合でも五十人以内にするように改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良法の施行を農村の実態に即応せしめるため、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

十六合村の耕地整理事業費国庫補助の請願（請願者　山形県東田川郡十六合村耕地整理組合長渡部利右エ門外四十名）（志田義信君紹介ノ第二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東田川郡十六合村は、純単作農村であり、農業水利が不良であつて、水、冷害を被ることが多いにもかかわらず、戰時戰後を通じて、供出割当を完納してきた。しかしながら食糧増産のためには耕地整理による農道、かん、排水路の改良によつて、地力の向上を計り、水、冷害を緩和し、裏作を可能ならしめる以外にはなく、今般耕地整理組合を設立し、工事に着手することとなつた。ついては、零細農家には反当数千円を要する工事費の全額を負担することができないから、国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、純単作農村をして裏作を可能ならしめることは真に緊急に必要とする事業であり、この耕地整理事業の着手も零細農家に対しては国庫補助を以つて行う必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

香川県の農業水利事業継続の請願（請願者　坂出市西幸町千九百番地島田末信ノ島田末信君紹介ノ第二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県営農業水利改良事業は、継続事業として四箇所、新規事業として二箇所を、施行中であるが、これが完成の暁には、四万石の増産となるのであるから、昭和二十五年度においては、全額国庫で負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業水利改良事業の必要性は、食糧増産並びに農業経営安定のため重要であるから、国庫負担を以つてこの事業を完遂する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

廣瀬村地内国有林の一部拂下促進の請願（請願者　宮城県宮城郡廣瀬村長庄子長吉外一名ノ庄司一郎君紹介ノ第二二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡廣瀬村は仙台境から山形県境に至る長さ十余里に及ぶ細長い山間の村で、県下第一の貧困な村といつてもよい。非農家は農家の数を超え、仙台に通勤又は雜業で、かろうじて生活をつづけている。昨年九月主畜農業指定地となつたが、既存農家は原野牧草地を持たず、家畜は減少しつつある状態であつて、該村の復興は国有林の拂下にまつより外は道がないのである。国有林の現在の経営は粗放であつて、村民生活に寄與するところが少いから、一日も早く国有林拂下を促進し、村民生活の向上を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

貧困農村の復興と農民生活の向上のために原野牧草地を持たない農家に国有林を拂下げることは妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

競馬法の一部改正に関する請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉ノ石原圓吉君紹介ノ第二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

競馬法の第一條により、戰災都市は、競馬施行の指定を受け、戰災復興資金の獲得に、都市再建に努力しているが、同法の第四十條によれば、この法律施行の日から、一年を経過した日まで、改廃の措置をとらなければならないことを規定しているが、戰災都市の財政枯渇の現況にかんがみ、市営競馬が存続できるように同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在枯渇せる戰災都市の財政を救済するため市営競馬による復興資金の獲得は妥当なる要望であるから、この市営競馬が存続できるような措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。な

お、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

持込配給完全実施並びに還元米配給価格引下げの請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉ノ石原圓吉君紹介ノ第二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

主食の持込配給の末端配給所においては、人員及び資材の不足を理由として、いまだに実施されず、市民食生活に多大の支障をきたしている。また産米農家の節米供米に伴い、還元米配給価格が供出価格に比し、余りにも不均衡のため、産米農家の供出意欲を阻害している現状である。ついては、持込配給完全実施並びに還元米配給価格の引下げをすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

還元米配給価格と、供出価格との不均衡は農家の供出意欲に悪影響を及ぼし、又主食の持込配給の不実施は市民生活に多大の不便をもたらすものであるから、これ等の是正を必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

鹿児島県農業災害保険金に関する請願（請願者　鹿児島県農業共済組合連合会長岩下方貞ノ床次徳二君紹介ノ第二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年数次にわたり襲来した台風及び豪雨は、鹿児島県では、過去七十年来のまれなものであり、県下農家のこうむつた被害は大きく、農家の窮状はまことに憂慮にたえない。ついては、これが打開のため、農業災害保険金を早期に支拂うとともに借入金利息の支拂は国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

風水害の被害による農家の窮状打開のため、農業災害保険金の早期支拂は農家経済の安定に資するものであり、又借入金利息の支拂を国庫をもつて補助することもこれに沿うものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

廣瀬村に用水池及び水路築設の請願（請願者　宮城県宮城郡廣瀬村長庄子長吉ノ庄司一郎君紹介ノ第二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県廣瀬村は、現在水田二百二十町歩、畑百六十町歩の耕地を有し、人口約九千である。この人口の主食を自給するためには、既耕地とあらたに五百町歩の開田を要する。しかるに既耕地水田だけでも、約百町歩しかかん水することができず、さらに開墾される畑地のかん水を考えるときは、七百町歩にかん水できる利用水量を必要とする。しかるに、村を流れる廣瀬川は、河床深く揚水が困難であるから、廣瀬川上流水源地点に必要水量のたん水ができる貯水池と水路を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業水利事業の促進は食糧増産のため不可欠な條件であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

林道開設事業に対する国庫補助費増額の請願（請願者　島根県知事原夫次郎外四名）（渕通義君紹介）（第三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県の森林地帯は、県土の七割以上を占めているため、森林は、唯一の重要資源である。しかるに戰時中の濫伐、戰後の賃金高及び薬者の利潤追求により、森林経営並びに治山治水同県下の森林は、憂慮すべき実態であるにもかかわらず、伐採期にある木材は、運搬が不便な理由で、放置されている。ついては、水害を未然に防止し、森林の復興並びに森林開発のため、林道開設事業費に対し国庫補助金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源確保のため、林道開発は速かに実現せしむべきであり、この林道開設事業に対して、国庫補助金の増額が必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

林道開設予算増額に関する請願（請願者　鳥取県知事西尾愛治外四名）（渕通義君紹介）（第三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県の県土の七割は林野であつて、林産資源は豊富であるが、里山は一帯に幼齢林であるのに、奥地は過熟の林分となつているから、これら森林開発を目的とする林道を拡充強化して平等な森林の活用を図るため、林道開設費に対する国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

森林資源の開発、活用を図るためには林道を拡充強化しなければならぬが、この林道開設費に対する国庫補助の増額が必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

不忘山林道開設工事完成促進の請願（請願者　宮城県刈田郡白石町一番地麻生寛道）（庄司一郎君紹介ノ第三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

藏王山の豊富な森林を開発するため、政府は昭和十八年以来林道の開設を企画し、同二十三年度において十八キロの工事を終り、完成にわずか余すところ二キロで国家予算の都合上二十四年度は修理したばかりで中止となつたことは、まことに遺憾である。ついては、森林資源の最も多い藏王山のうち、不忘山の林道開設工事をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

森林資源の豊富なる地域の開発は国家的事業でありこのような森林の林道開設工事を速かに完成せしめる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

稻川村の土地改良事業国庫補助継続の請願（請願者　山形県飽海郡稻川村長石垣久藏外九名ノ志田義

信君紹介）（第三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県稻川村は、月光川流域を中心とする純粋な稻作地帯であるが、戰争のため、治山治水は乱れ、かん水害は増し、地力は減退の一途をたどりつつあつて、これが対策としては、土地改良事業にまつほかはないので、昭和二十一年度から五箇年計画で該事業を実施し、二百余町歩の完成を見たが、本年度では、残り五百町歩を実施すべく着工したところ、今般国庫補助が打切りとなつた。しかし村財政の窮迫の折柄、自力による工事の完成は困難であるから、該事業に対する国庫補助を継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良事業の継続は今後の食糧増産確保のために必要であるから国庫補助をもつて速やかにこれを行う必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

本楯村地内用水改良工事施行の請願（請願者　山形県飽海県本楯村長飯塚農夫太）（志田義信君紹介）（第三三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県飽海郡荒瀬郷及び平田郷は、日向川水害予防組合の管理の水路によつて、約三千五百町歩の耕地にかんがいしているが、この水路の動脈の一部である日向川分水地と荒瀬川に注ぐ約二キロ、その西部の二百町歩の耕地は水の保持が悪く、その上水路の地底から地下水が流出し、ために稻の発育を阻害している。また同じ水脈の中、三條せきのえん堤が低く、きわめて不完全なかんがい用板しめ切は流失しがちで、そのつど多大な復旧費を要するばかりでなく、区域内の紛争の原因とさえなつている。ついては、荒瀬、平田両止の水路の改修並びに三條せきのえん堤改築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

不完全なままにある水路、えん堤等の改修、改築を施行することは、食糧確保、農業経営に対する根本的な対策であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

那須野ヶ原水利開発に関する請願（請願者　栃木県議会議長高際徳治）（森山欽司君紹介）（第三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

那須野ヶ原は、多くの有志によつて開発が計画されたが、砂れき層のため利水対策に支障を来して完成されなかつたが、那珂川上流に貯水池を築設すれば地下水位を高めて三千町歩の開田を行い、七万石の増産を計ることができる。ついては、この計画の完全な調査実施を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

未墾地開発の水利対策として貯水池の築設等は今後の食糧増産に多大の貢献をなすものであるから、この計画の調査実施を図る必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

農業災害補償法の一部改正に関する請願（請願者　福島県済組合連合会長佐藤善太外六名）（圓谷光衞君外一名紹介）（第三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

単作地帯農民は、水害、冷害及びかん害は最大の不安であつて、とくに東北、北海道地方はほとんど連続的にその何れかの災厄に見舞われ平年作に達する年は三、四年に一度もむずかしい。しかるに単作地帯農民に対する不均衡を緩和するなんらの考慮も拂われていないから、すでに再々当局に要望したように均衡ある制度を速かに確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北単作地帯農民は災害を受けることが非常に多く、速かにこの農民を救済し、不安を除去せしめる措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

川崎村所在の牧野拂下げに関する請願（請願者　橋本善靜外八十二名）（圓谷光衞君紹介）（第三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県は全国有数の馬産地で、最近らく農の発展するに伴い、牛の頭数も増加しつつあるが、川崎村所在の牧野は、畜産業の発展上唯一の財源地であるとともに、自給肥料の給源地である。しかるに農地法の改革に乘じて他部落の開拓者が、薪炭採取地として該牧野の拂下を運動しつつあるやに聞くが、そもそも該牧野は、明治初年以来、太田川部落が管理していたもので、該牧野なくしては、太田川部落の畜産業はもとより営農もできない実状にあるから、該牧野を地元民に拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

畜産業の振興のため、牧野はそれを最も必要とし且有効に利用しうる地元農民に拂い下げる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

食糧管理費並びに農業調整委員会費に対する国庫補助増額の請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧管理法に基く農家の自家保有食糧の管理並びに食糧確保臨時措置法による農業調整委員会はともに食糧供出制度の一環をなすもので、地方財政法から見れば、当然国庫補助されるべきものである。ついては、現在の交付額は余りに少額なものであるから、大幅の増額を要望するというのである。

二、請願の議決理由

農業調整委員会の経費は国の委託業務にかかるものであるから、当然国庫において支弁すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

秋保村所在の村有林と国有林との境界確認に関する請願（請願者　宮城県名取郡秋保村長秋山亮運外一名）（庄司一郎君紹介）（第四二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　宮城県名取郡秋保村新川字八森、十五番の一、十六番、十七番の一、十七番の二、十九番及び二十番は数百年来部落林であつたが、現在村有財産として管理しているが、改租当時の査定に誤りがあつて、村有林と国有林との境界線に誤差を生じている。新川部落の古老の証言によつても明らかであるから、すみやかに調査の上右境界線を確認されたいというのである。
二、請願の議決理由
　村民の村有財産に対する不安を除去するため、村有林と国有林の境界線は速かに確認する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十一月三十日
　　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

芦田川流域の農業用造林事業に国庫補助の請願（請願者　福山市長藤井正男外七十五名〆平川篤雄君紹介）（第四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　芦田川は広島県の穀倉備後平野をかんがいし、瀬戸内海に注ぐ延長七十八キロに及ぶが、その流域一帯は、花こう岩地帯である上に、林野の大部分が赤松の粗林であるため、毎年水害や干ばつに禍いされ、その惨状は目をおわしめるものである。ついては、治山治水並びに食糧増産対策として、芦田川流域の農業用造林事業に対し国庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
　農業用造林事業の施行によつて災害を防除し食糧増産を図ることは至当な措置であるから、これを国庫補助を以て促進する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十一月三十日
　　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

上賀開拓建設事業促進の請願（請願者　岐阜県吉城郡上賀村長上野一郎外十四名〆岡村利右衛門君紹介）（第四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　岐阜県吉城地方では、開拓事業が進められ、高原川に水源を求め、自然流入に導水路を開き、水田へ引水し、もつて開田畑を造成し、開拓者の自給自足を計り、また交通の便のため、開拓道路の開設を実施中であるが、経費不足によつて事業は進まない。よつて、全事業を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
　土地開拓事業の促進は、国家的緊急事業であるから、速やかに開拓道路の開設、その他全事業の促進のための措置をとる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
　なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十一月三十日
　　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

因旛せき揚水機設置費国庫補助の請願（請願者　山形県東田川郡藤島町長太田傳内〆上林與市郎君紹介）（第四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　因旛せきはかんがい面積一千五百余町歩を有し、その関係八箇町村にわたり、赤川から取入れているが、高所に築堤して引水しているため、危険地区が多くそのため用水の損失はなはだしく、下流では用水不足をきたし、稲は枯死する状況である。昭和二年からこれが防止策を講じているが、土地改良事業、農業技術の向上とともに用水不足は増大する一方で、憂慮すべき現状である。今回藤島町大字古郡地内藤島川へ揚水機を設置し、補水することとなつたが、その工費五百余万円で、関係民ばかりの負担では達成できないから、国庫で補助されたいというのである。
一、請願の議決理由
　農業水利事業の重要性にかんがみ、本請願の趣旨は至当と認められるから、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十一月三十日
　　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

廣島県下の治山事業に国庫補助増額の請願（請願者　廣島県知事楠瀬常猪外一名〆平川篤雄君紹介）（第四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　廣島県の林野面積は、約七十万五千町歩で、このうち荒廃林地は、全林重面積の約十一パーセントに当る膨大なものである。これら荒廃林地は降雨毎にその面積を拡大し、土砂流出による災禍を繰り返している。県は治山事業五箇年計画を立て、復旧実施中であるが、現在の国庫補助額では、わずかに三百四十七町歩を復旧するに過ぎない。ついては、廣島県の治山事業の国庫補助を増額せられたいというのである。
二、請願の議決理由
　本県における治山事業は災害予防、食糧増産確保上特に緊要であるから、これに国庫補助を増額して、速急に促進する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
　なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十一月三十日
　　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

廣島県下の農用造林費助成の請願（請願者　廣島県知事楠瀬常猪外一名〆平川篤雄君紹介）（第四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　廣島県の山林は、戦時中からの濫伐と、最近の開墾並びに農地開放により、従来の牧野採草地は、いちじるしく縮小され農地は地力を減退し、山林は荒廃している。なかでも最も濫伐された里山地帯の疎悪林に、県費をもつて復旧、改善を実施中であるから、すみやかに該造林費に対し助成されたいというのである。
二、請願の議決理由
　戦時中の濫伐山林の復旧、農地の地力減退の回復のため、荒廃山林の

復旧、改善は速かに実施の要がある。よつてこれを国庫をもつて助成する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

荒川及び駒込川の毒水排除に関する請願（請願者　青森県東津軽郡高田村長奥崎祐一外一名紹介）（第五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下、青森市外七ヶ村、すなわち、荒川、高田、筒井、瀧門、濱館、原別は耕作水田反別二千三百九十六町歩、荒川水系及び駒込川水系によつてかんがいされているが、荒川は昭和十五年秋から、駒込川は藩政時代から、いずれも水源地にわき出る硫化水素の悪水がかんがい水に混入して、そのために土質が酸性化して地力を弱らし、ろう水はなはだしく、収穫は減少の一途をたどりつつある現状である。ついては、すみやかにこれが根本的対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

かんがい水の毒水混入による地力の弱化、収穫の減少は今後の農業経営のため真に憂うべき事態である。速やかにこれが根本対策を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

農地委員会経費全額国庫負担の請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地委員会による農地改革の買収売渡は一応終了したが、まだ登記事務をはじめ幾多の大事業が残つている。登記事務は法規の上から見ても農地委員会が当然なすものでなく、又現在の市町村財政を以てしては、政府の要望する期間中には完成することができない。ついては、農地委員会経費は国庫で全額負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

農地改革の事業を速やかに完成せしめるため、農地委員会経費は国庫が可能な限り負担する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

競馬法の一部改正に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の競馬法による競馬の開催回数は、県が一競馬場につき四回、戦災都市が二回に限定されているが、戦災都市の窮迫した財政を援助する意味で、県同様四回に増加されるよう、競馬法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦災都市の窮迫せる財政を援助するため市営競馬の回数増加は妥当な措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

中野村に農業用水路築設の請願（請願者　福島県安積郡中野村石田四郎外一名）（八百板正君紹介）（第五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県中野村地内を流れる中地川は、水量はなはだ少なく、農民は、毎年稲作に用水不足で悩んでいるから、すみやかに中野村に農業用水路を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

稲作用水不足による収穫減少を防ぐため、速やかに農業用水路を築設する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

笹原部落の崩壊耕地復旧に関する請願（請願者　鹿児島県肝属郡大根占町長濱崎準人外四十一名）（前田郁君紹介）（第五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡大根占町字笹原部落は鹿児島湾岸から二里半の奥地にある消費部落であるが、開田耕地整理事業を計画し、昭和十三年八月完成を見たが、その面積は五十三町余歩である。その後毎年風水害によつて水路を破壊され、その修理は村の財政上困難であるから、すみやかに復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

今後の食糧確保の見地から、本請願の趣旨は至当と認められるから、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

農耕地災害復旧に関する請願（請願者　盛岡市内丸一番地村上順平）（鈴木善幸君紹介）（第五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二、三年の水害による東北地方の農耕地災害補助費の大部分が打切られ、これを立替えた地方公共団体は重大な危機にひんしている。ついては、これが助成金を全面的に復活され、なお、農耕地の水路等の公共施設に対する助成費を増額計上され、以上が予算化されるまで立替分に対する資金を融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方の大水害による農村及び地方公共団体の危機を救済するため、最大の手段をつくして資金上の助成をなす必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

食料品配給公団存置の請願（請願者　山形県西置賜郡小國町小國齋藤彌助外九名）（志田義信君紹介）（第五八三号）及び同（請願者　廣島市山口町廣島しようゆ工業協同組合連合会佐藤武夫外一名）（山本久雄君紹介）（第五八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食料品配給公団はおそくも来春三月廃止すると聞くが、みそ、しょう油の統制は撤廃されるとは思われず、来年の原料事情も悲観的であつて、再び需給が窮窟になることは予

想されるから、いたずらに機構の改廃は、反つて国民食生活に混乱をきたすものと考えられる。さらに山形県においては先きに多量の原料放出の際購入資金として県内で七千四百万円の巨資を借入中であつて、もし公団が廃止されるならば売掛金回収が不能となり、大部分の業者は破産の外はない。ついては、県民食生活の確保と業界安定のため、公団を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民食生活の確保と食料品関係業界の安定のため一応食料品配給公団の存廃は研究する要があるから、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

農業改良事業に関する請願（請願者　廣島市霞町廣島県農業改良委員会渡邊大一）（山本久雄君紹介）（第五八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都道府県農業改良委員会は、該事業の所期の目的を達成するために左の事項について措置されたいというのである。

（一）農業改良普及員、生活改良普及員及び専門技術員の定員の増員

（二）各改良普及員の待遇の改善

（三）都道府県及び地区農業改良委員会の経費を政府において考慮すること。

二、請願の議決理由

農業改良事業は今後農業施策の至標であり、その目的を達成するため、これに対して万全の助成措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

北海道のオブラート製造業者に対する原料用でん粉割当に関する請願（請願者　北海道オブラート組合理事長伊井億エ門ノ浦口鉄男君外一名紹介）（第五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道におけるオブラート製造工場は、従来五個であつたが現在十八個を数えるに至つたが、之に対する原料でん粉の配給は昭和二十三年度と同様わずかに四千余袋にすぎず、半年間の操業もできない有様である。北海道を除く各都府県の業者に対しては、各都府県の調整用でん粉の外に厚生省からも原料でん粉が配給されている。このような不公平は、すみやかに改められ北海道の業者に対しても厚生省の割当をなされるとともに、数量についても全国的同率程度を配給されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道オブラート業者の救済と業界の振興のため原料でん粉の配給は各都府県との不公平があつては妥当でないから、これを速かに改める必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

災害耕地復旧事業に国庫補助の請願（請願者　三重県議会議長石原鍋治外八名ノ松本一郎君外一名紹介）（第五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県においては、デラ台風の被害を受けた直後、再度ヘスター台風に襲われ、たちまち水路、農道、橋等を流失し、堤防の決壊によつて、美田は流失若しくは埋没した。地元農民は復旧に努力しているが、農家経済の貧困に加え、事業資金の困難な今日、高率の国庫補助なくして、耕地の復旧は不可能である。もしこのまま放置すれば、今後の出水によつて被害は増大し、取返しのつかぬ事態に追い込まれるから、所要経費を予算に計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害耕地の復旧は現在の窮迫せる農家経済と事業資金の欠乏により、この事業の促進は非常に困難が認められる。よつて国庫をもつてこれを補助する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

江刺家村地内未墾地買収計画反対の請願（請願者　岩手県九戸郡江刺家村池田勝郎外八名ノ山本猛夫君紹介）（第六〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自作農創設特別措置法により買収決定された岩手県九戸郡江刺家村地内五十二町歩は傾斜のはなはだしい場所、または水源地、かや刈場等相当の耕作不適地を含み、その上治山治水上悪影響を與える危険がある。なお目下調査中の村有開墾地百余町歩と合せ考えられ、再調査の上該地を未墾地買収計画から除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

未墾地のうち、耕作不適地を含み、又治山上治水に悪影響を及ぼす危険のある地域は当然再調査の上未墾地買収計画から除外する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

一ノ谷沼干拓事業費国庫補助の請願（請願者　茨城県猿島郡長須村長神坂平次郎外百八十名ノ鈴木明良君紹介）（第六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県猿島郡下の四箇村にまたがる一ノ谷沼干拓事業は、目下工事中であるが、資金難のため進ちよくしない。同工事、完了により沿岸八百余町歩の耕地は美田となり、食糧甘しよ検査規格の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島市役所産業課内湯田矢次郎外三名ノ岩川與助君紹介）（第六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度甘しよの検査規格の規定は甘しよの商品的価値を高めるための措置と考えるが、本年度台風による九州地方は、生育不良の実状であつて、該規格では、実施の場合は、甘しよ栽培農家の経済は、窮状に陥るから、該規格の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

台風によつて生育不良となつた甘しよの栽培農家を救済するため、甘しよ検査規格の一部を改正する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

増産に寄與できるのである。ついては、排水機、揚水機設置のため、総工費の内本年度分として二千八十万円の予算を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

今後の食糧増産に寄與すべき沼沢地干拓事業の如きは国庫をもつて補助する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

肥・飼料の配給改善並びに肥料価格に関する請願（請願者　山形県農業協同組合長会長柏倉九左衛門外一名ノ志田義信君紹介）（第六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農村における金融事情は、極度にひつ迫し、農村経済は危機に直面しているが、肥料価格差補給金の削減又は撤廃により肥料の価格の高とうが予想される。反面肥料生産はいちじるしく上昇しつつあるのに、地力維持増進の根幹たる有機質肥料は不足し、家畜の重要性を増しつつある。しかるに、現行飼料配給規則によつて農耕牛馬は配給対象家畜から除外されているので、家畜のへい死や栄養失調が多い。ついては、肥料公団はすみやかに廃止して民主的配給機構を確立せしむるよう措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方維持の根幹たる有機質肥料の不足を救うため、肥・飼料の配給は速やかに改善し、又農家の経済、金融の危機を打開するため肥料価格に対して特別の考慮を拂い、更に公団改廃については研究する要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

岩手県下の国有林一部拂下促進の請願（請願者　岩手県紫波郡水分村鷹木嘉右エ門外七名ノ野原正勝君外二名紹介）（第六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県紫波郡水分村所在の矢櫃山は、もともと地元八箇村部落農民のあらゆる生活資源を求める密接不離の山林である。ついては、同国有林の一部を関係地元民に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林にして地元民が生活資源を求める上に密接な関係のある山林は、最も有効に利用しうる関係地元民に拂下げる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

宮澤村塩ヶ澤に貯水池築設の請願（請願者　山形県宮澤村長加藤貞作）（志田義信君紹介）（第六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡宮澤村は、丹生川及びその支流のはん濫により耕地の流失がはなはだしいから、上流の砂防工事を始め護岸工事を施行して水利を調整し、また五十余町歩の開田のため塩ヶ澤に貯水池を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害予防のため、又今後の未耕地開発のためにも、農業水利事業は速やかに施行する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

鵠戸沼開発事業に対する国庫補助増額の請願（請願者　茨城県猿島郡岩井町長　大島嘉吉外千五百名ノ鈴木明良君外二名紹介）（第六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県猿島郡下の鵠戸沼干拓開発事業を促進させて、増産に資するため、同事業に対する国庫補助額を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

沼地干拓事業の促進は今後の食糧増産に資する所大である。よつてこの事業に対しては国庫補助を増額すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

赤岩山国有林拂下げの請願（請願者　群馬県多野郡八幡村長石井定雄外二十二名）（小峯柳多君紹介）（第六七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

カスリン台風、アイオン台風の復旧事業に引続き、当村としての最大施設たる六・三制新制中学校建設の遂行を余儀なくされているが、当村においては村有林はもちろん基本財産の用意すらないから、ぜひこの際地続上最も関連のある赤岩山国有林を拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の窮迫は災害復旧、その他の緊急事業施行に支障を来たしていることは遺憾とするもので、これが救済、助成策として国有林の一部を拂い下げることは至当なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付するものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

上磯町所在の排水こう切替工事促進の請願（請願者　北海道上磯郡上磯町長落合平三郎外三名ノ冨永格五郎君紹介）（第六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上磯郡上磯町所在の排水こう切替工事に関する請願は、第五回国会で採択されたが、その完成により耕地を浸水から救い、更に百六十五町歩の造田が可能となり、水稲、馬鈴しよの増産をもたらすから、昭和二十五年度には着工できるように予算化されたいというのである。

二、請願の議決理由

耕地を水害より救い、更に広面積の地域の開田を可能とするための水利事業は速やかに完成する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

東北地方の主食供出に関する請願（請願者　仙台市議会議長佐伯満雄ノ安部俊吾君外五名紹介ノ第六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方の本年度農産物の收穫は、冷害並びに数次にわたる風水害のため甚しく減收となつているの

で、次の各項につき速かに措置されたいというのである。

（一）本年度産米の減収による宮城県の要請している補正供出数量を認めること

（二）本年度産米は、台風、冷害その他のため検査不合格品が相当数量あるから検査規格を昨年のように改正すること

（三）早場米の報奨金は四等米にも適用すること

（四）本年度の米質低下に伴い、供出米の完遂を期するため五等米を特に設けること

二、請願の議決理由

東北地方の特殊性にかんがみ、これを救うため、主食の供出等に対しては格別の措置をとる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

白石町に国立こうぞ綜合研究所開設の請願（請願者　宮城県刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所長片倉信光外五名）（千葉三郎君紹介）（第七〇三号）及び同（請願者　宮城県刈田郡白石町片倉信光外五名）（庄司一郎君紹介）（第一二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

こうぞは和紙材料とのみ考えられているが、実は昔から日本の国有衣料資源として利用されてきた。わが国古来の技術資源等で何等の科学的研究調査を行われず放任されて省みられない物が多いが、こうぞもその一つである。昭和十五年から白石町に民間のこうぞ研究所を設立してきたが、資力が不十分で目的を達し難いから、国費を以てこうぞや和紙の綜合研究機関を設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国古来の技術資源を科学的に研究し、利用するための研究機関に対しては国費をもつてできるだけ援助する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

鍋田村地先の干拓工事促進に関する請願（請願者　愛知郡海部郡鍋田村長　武田收一）（河野金昇君紹介）（第七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡鍋田村地先の干拓工事は、昭和二十一年以来農林省、運輸省によつて起工されているが小額の予算で遅々として進まない。ついては、海岸堤防の危険や既設耕地の塩害を防止し、干拓地域七百町歩を獲得して、入植者約四百戸の農民が安住増産を営まれるよう、一日も早く予算を増額してこの工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

干拓事業の完成により食糧増産並びに民生安定に資するものと認められるから、速やかにこの事業に対する予算を増額して工事を完成せしめる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

呉市に治山事業施行の請願（請願者　呉市長鈴木術外一名）（宮原幸三郎君紹介）（第七六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

呉市は地形狭あい、急しゆんな山に囲まれた砂質土地で、戦中戦後の濫伐、開墾等により荒廃し、土砂崩壊、流失の被害は甚大である、ついては、該市に治山五ヶ年継続事業として適切な復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時戦後の土地荒廃から生ずる災害から地元民を救うため、治山事業として速やかに適切な復旧工事を施行する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

食糧の増産及び供出促進に関する請願（請願者　鳥取市東町九十九番地千代西尾泰章）（米原昶君紹介）（第七七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧の増産及び供出の完遂が経済再建の前提要件であることはいうまでもない。ついては、農業資材の配給の円滑化、課税の適正化等積極的措置を講ずるとともに、経済安定政策の実施に伴う各種の矛盾が地方農業町村に持ち込まれる危険のないよう万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧の増産、供出の完遂を期するため積極的措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

土地改良事業費及び災害耕地復旧費国庫補助増額の請願（請願者　福島県水利組合連合会長渡邊信任）（高田富之君紹介）（第七六七号）、同（請願者　鳥取県町村会会長千代西尾泰章）（米原昶君外一名紹介）（第七六八号）、同（請願者　岡山県議会議長小野泰次郎）（星島二郎君外五名紹介）（第八二八号）、同（請願者　滋賀県大津市東浦一番地柴田孫太郎外三名）（河原伊三郎君紹介）（第九二九号）、同（請願者　熊本県議会議長大久保勢輔）（寺本齋君外一名紹介）（第九六三号）及び同（請願者　長崎市立山町一番地県会議長岡本直行（坪内八郎君外二名紹介）（第九六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧増産の方途として、土地改良並びに耕地災害復旧は、緊急の要件であるが、今回土地改良では、一部大規模の農業水利、耕地復旧では、公共施設、その他に対しては補助を打切る由であるが、それでは、増産の阻げとなるから、国庫補助を継続するとともに、さらに増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良並びに耕地災害復旧は食糧増産の方途として緊急の要件である。しかし大規模の事業に対する国庫補助のみでは不公平であり、一般のものに対しても国庫補助を増額する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

落花生の統制撤廃促進に関する請願（請願者　神奈川県中郡二宮町中里千二百五十九番地　高橋重保）（小金澤照君紹介）（第八一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

落花生の生産は昭和二十三年度において戦前の五、六割程度に復活したが、神奈川県及び千葉県においては、配給統制し、また雑穀に編入されたから、供出される数量は極めて僅少で、いたずらにやみ取引を助長し、統制の困難な実情にあるから、落花生の統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧事情の好転に伴い、落花生の配給統制はその改廃につき研究する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

戸澤村にため池築設の請願（請願者　山形県北村山郡戸澤村長笹原數男外五十名）（國司安正君紹介）（第八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡戸澤村、大久保村を貫流する樽石川は、近年山林の濫伐により、水害には多大の被害を受け、さらに干ばつ等による農民の苦心は図り知れない。ついては、樽石川上流にため池を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害予防、干ばつによる被害の緩和等のため農業水利事業の実施を要望することは妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

非金属鉱業に対する労務加配主食基準量復活の請願（請願者　仙臺市東三番町百十五番地高田實外六名）（石田博英君紹介）（第八六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

非金属鉱業に対する労務加配主食基準量は九月から黒鉛、石こう、石綿、ほたる石、ろう石、ろ材、けい石、長石及び耐火粘土（岩手、九州のみ）等の指定鉱種に対しては、従来二、五合より二、二合に耐火粘土（岩手、九州以外）、グレー、かつ石、陶石その他に対しては従来二、五合を二合に減配されることになつた。このような措置は基準産業の重要性に対する認識不足によるものであるから、従来通りの基準量二、五合に復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

非金属鉱業等、基礎産業の重要性にかんがみ、この産業従事者に対して労務加配米を従前の基準量に復活する必要があると認められるから、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

兒島湾第七区干拓工事促進の請願（請願者　岡山県議会議長小野泰次郎）（星島二郎君外五名紹介）（第八二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兒島湾第七区干拓工事は全国第一の干拓事業で、完成後の造成耕地は千二百余町歩の予定であるが、昭和十九年着工以来、昨年漸く潮止工事が成功したが、本年度予算額減額のため一大とんざを来している。ついては、その影響するところ実に甚大であるから、本年度追加予算六千万円を計上せられて、速かにこの工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

広大な面積の干拓事業の完成した場合は食糧増産に資する所多大である。よつて速やかに予算を計上し、この工事の促進に力をつくす必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

相馬郡の干拓地排水施設費国費負担に関する請願（請願者　福島県相馬郡新地村長伊藤廣忠外八名）（松井政吉君紹介）（第八五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県相馬郡は海岸に面し干拓地の総面積約六百余町歩、耕作農家五百戸、年々約七千八百石の米を産しているが、千拓地の排水施設の不備、及び海潮の干満の差少ないため、機械排水による電力経費の負担にあえいでいる。昭和二十三年においてもこれが維持費は反当り平均五百円で、これに加えて、水害、塩害に対しても所得税の減額は認められない現状である。ついては、干拓地排水施設に要する経費は国庫負担されたく、永続的助成を法文化されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の窮乏せる農家経済をもつてしては干拓地排水施設の維持は困難であると認められるから、これを国庫をもつて負担し関係民に対し永続的に助成するを至当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

十津川及び吉野川の分水賛成、津風呂谷ため池築設反対の請願（請願者　奈良県吉野郡龍門村長山本新藏外九名）（前田正男君紹介）（第八六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県にてかねて計画中の十津川、吉野川分水については、これが実現に賛成であるが、その計画の一として、吉野郡龍門村津風呂谷に、一大ため池を築設されることは、地元の犠牲大きく、影響深刻であるから、犠牲少なき地方へ候補地を変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業用水利事業は非常に重要であるが、その計画中に地元民に対する深刻な犠牲が要求されるものがあれば、速やかにそれを変更して他の方法を考慮する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

廣島県の災害耕地復旧及び開拓事業助成の請願（請願者　廣島県知事楠瀬常猪）（山本久雄君紹介）（第八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島県の耕地は、おおむね谷間にある棚田で砂質土じようであり、河川は年のように水害をこうむり、さらに今回予算の関係により補助が打切となり大いに支障を来している。また、当県は引揚者、失業者が多く過小農県で食糧移入県であるから、ぜひ耕地復旧費に対する補助金を復活されると同時に、開拓地の共同施設に助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害耕地の復旧、開拓事業の促進は今後の農業経営を確立するための要件であるから、当然国庫をもつてこれを助成する必要があるものと認

め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月三十日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

農地改革に関する請願（請願者　新潟県刈羽郡石黒村長田中伊久）（田中角榮君外二名紹介）（第八四七号）及び同（請願者　奈良県議会議長　辻本政律）（前田正男君外三名紹介）（第八八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は昭和二十五年度の予算措置において、農地改革に要する経費の打切りを企てている由であるが、農地改革は国家事業として継続せねばならぬものであり、しかも、これによつて県農地部、農地委員が廃止されることになれば種々実施中の事業は中絶され、自作農の維持は困難となることは明らかである。ついては、このようなことなく、農地改革は継続されたいというのである。
二、請願の議決理由
農地改革の国家的大事業の完成に対して当然予算を計上して継続し、自作農の維持をはかる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月三十日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

塩ケ澤地内に貯水池築設の請願（請願者　山形県北村山郡宮澤村長加藤貞作）（圖司安正君紹介）（第八九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県北村山郡宮澤村塩ケ澤地内に貯水池を新設し、かんがい用水の利便を図ると共に、災害除去の施設を完備して、食糧増産の基盤を永久に確立されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産の基盤確立のため、速やかに水利事業を促進し、かんがい用水の便をはかるとともに、あわせて災害除去の施設を完備する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月三十日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

中海沿岸埋立事業施行の請願（請願者　島根県能義郡島田村大字黒井田九百二十二番地　石原重之助）（木村榮君紹介）（第八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中海沿岸埋立工事は、他の開拓、干拓事業に比較すると、地形的條件において、工事も容易であるし、費用も軽微であるのに、工事の進捗度と生産收益の均衡実績が確実であつて、あらゆる点において得策であるから、この埋立工事を迅速に着工されたいというのである。
二、請願の議決理由
今後の耕地獲得のため、開拓、干拓事業の促進は勿論必要であり、地形的條件の有利その他得策な点の多い地域は迅速に工事に着手する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月三十日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

松永湾に干拓事業施行の請願（請願者　廣島県知事楠瀬常猪）（山本久雄君紹介）（第九〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
廣島県瀬戸内海沿岸地域は、農家一戸当り三反歩に満たない零細農家が多く、その人口は百万を超え、しかも失業者は急激に増加しまことに憂慮すべき状態にあるから、尾道市外の三百余町歩の松永湾を干拓する県案を採用されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産確保と耕地の少い零細農家の窮状を救い又あわせて失業者救済のため、適当な干拓地がある場合は速やかに干拓事業に着手する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月三十日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

平村の木炭生産業助成に関する請願（請願者　富山県東礪波郡平村下梨二千四百六十七番地　鉢蟠二三外一名）（土倉宗明君紹介）（第九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
富山県東礪波郡平村は平野から遠ざかつた山村で、住民は全部林業、木炭を生産としているが、最近の燃料事情の好転による経済的不況に加えて、木炭統制方式の改変が製炭の最盛期に行われたため、奥地製炭の該村にとつては致命傷となつている。奥地の開発は、多大の労費を要し、運搬費が生産費の六割をしめる有様である。新規格の施行が製炭期間の中途であつたため、すでに伐採した原木が不適合となり、炭量と労力とにいちじるしい無駄を生じたのである。かかる特殊事情を考慮され、救済方法を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
最近の木炭生産業者の経済的不況を救うため、種々の特殊事情を考慮し救済の措置をとる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月三十日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

林業金庫設置に関する請願（請願者　奈良市登大路辻本政雄）（前田正男君外三名紹介）（第九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
地方農山村の発展はわが国現下の必緊事であるが、林業界の不振はいまや存滅の岐路にある。これを救済するみちは国家による強力な金融的措置があるのみである。ついては、林産金庫の如き金融機関を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
現在の林業界の不振を打開し、農山村の発展を期するため、林業金庫の如き金融機関を設置することは必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月三十日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長　幣原喜重郎殿

見沼代用水路改修費国庫補助の請願（請願者　浦和市大字三室六百三十番地増山芳郎外百二十名／青木正君外一名紹介）（第九三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

見沼代用水路のかんがい流域は、埼玉、東京両都県下に及ぶ広大な国家的大用水路であるが、全線水路の荒廃甚だしく、出水、かん害の被害がいちじるしい。ついては、国費を以て急速に改修せられたいというのである。

二、請願の議決理由

荒廃せる用水路は速やかに国費をもつて改修し、以て水害を予防し又かん害の被害を緩和する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

吉井町地内の国有林拂下げの請願（請願者　群馬県多野郡吉井町長松井金蔵外二十一名／小峯柳多君紹介）（第九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

当町の山林面積は百九十一町余であるが、他町村の所有林を除けば本町民一人当りの山林面積は僅かに一畝にすぎない。しかるに、本町には新制中学等の土木建設事業多く、かつ薪炭の採取地もなく採草地もなく困惑しているから、国有林を拂下げされたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の安定に資し、あわせて地方財政の窮迫を救済するために、国有林の拂下は妥当であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

把ノ澤、高根村境間に林道開設の請願（請願者　長野県西筑摩郡開田村長青木長治郎外十四名／増田甲子七君紹介）（第九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

開田村は木曾のチベットと称される林産資源の宝庫である。上記は数十年前から郡県道として指定されているが、それは名ばかりで施工は捨てて顧みられなかつたが、今回ようやく改修された。ついては、この郡県道をさらに岐阜県境まで連絡させ、奥地林道として林産宝庫を開発し林産業の増強に資されたいというのである。

二、請願の議決理由

奥地森林資源確保のため、林産業の増強開発に要する林道を開設する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

茨城県の土地改良事業費国庫補助の請願（請願者　茨城県議会議長鳥津三郎／金塚孝君紹介／第九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県の土地改良事業は、国庫の補助金が打切りとなつたため、農民の期待外れとなり経済的に全く破たんにひんしているから、食糧増産のため国庫の補助を継続して交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良事業の国家的重要性にかんがみ、これを国庫をもつて補助して継続し、食糧増産を期する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

供出甘しよの政府買上に関する請願（請願者　長崎県議会議長岡本直行／坪内八郎君外二名紹介／第九九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度甘しよの事前割当の際においては、政府は供出割当分はもちろん、超過供出量もこれを無制限に買上げると言明し、農民はこれを信じて増産に努力したが、もし最近伝えられるように政府の買上げに制限を加えるようなことが実際あるとすれば、農家経済に重大な影響を及ぼすから、その事前、事後の措置に万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

甘しよ買上げ措置の適否は、農家経済並びに農民の供出意欲に至大な影響を及ぼすをもつてこれが買上げには事前事後の措置に万全を期する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

主食供出に関する請願（請願者　長崎県議会議長岡本直行／坪内八郎君外二名紹介）（第九九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

米、甘しよその他の供出割当に関して、その事前割当の当初より買入れ並びに価格上の報奨措置が決定されており、農民はそれを信頼し増産に努力し来つたから、政府は供出割当の問題に関連する当初の公約は、あくまで履行させるため特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産意欲の低下を来すことのないよう、主食供出に対しては遺漏のない措置をとる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

病虫害防除用農薬費国庫負担に関する請願（請願者　長崎県壹岐郡那賀村湯岳興触四百九十五番地市山直衛／坪内八郎君二名紹介／第九九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の生命の根源である主要食糧作物に病虫害の発生した場合は、こ

れの防除用の薬品その他は、農家の資力ではとうてい負担に堪えないから、農民自らの負担を免除して、政府の出費でこれを支弁し防除実践に万全の策を施されたいというのである。

二、請願の議決理由

主要食糧に対する病虫害は全国的に毎年甚大である。しかし窮乏せる農家経済では万全を期し難いから、国庫をもつてこの防除用農薬費を負担する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国営宮崎競馬再開促進の請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（渕通義君外四名紹介）（第一〇〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎競馬場は明治十七年以来の古い歴史を有し、南九州唯一の競馬場として発達してきたが、昭和二十年以来中止された結果、軽種馬の育成が極度に圧縮され、九州地方の馬産に大なる影響を及ぼしているから、速やかに該競馬場を再開されたいというのである。

二、請願の議決理由

九州地方における馬産振興上旧宮崎競馬場を再開するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

漁業者用主食配給基準量改正の請願（請願者　島根県松江市殿町島根県水産部内室崎勝造）（山本利壽君外二名紹介）（第一〇一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東経百三十度以東の機船底ひき網漁業者に対する漁業用労務加配米は、漁業用主食配給の新改訂基準によれば定量加配一人一日当り百四十グラム、リンク加配出荷数量百貫当り五百六十グラムとせられている。島根県の漁獲実績は一人一日当り十貫としても定量加配を含めて僅かに百九十六グラムにすぎずリンク制一本制の時より甚だしく減少している。ついては、該漁業者の生産意欲をたかめるため主食配給基準量を一日当り八百五グラムに改正するか、もし不可能な場合には現行の併用加配基準量のリンク加配を出荷百貫当り二キロ八百グラムに改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業者の生産意欲をたかめるため、主食配給基準量を十分な量に改正する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

農林中央金庫宮崎出張所を支所に昇格の請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（渕通義君外四名紹介）（第一〇二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林中央金庫宮崎出張所は融資の面については殆んど権限のない出張所であるため事業資金の融資を受けようとする場合は少くとも鹿児島支所に出向かねばならぬため、その時間的、経済的不便は勿論、農林経済界に及ぼす影響は大である。ついては、農林業の発展のため、該出張所を宮崎支所に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

農林経済界の発展を期するため、資金の融資における時間的、経済的不便は速やかに除去する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

富原村地内林道開設費国庫補助の請願（請願者　岡山県眞庭郡富原村長松尾智猛外二十一名）（大村清一君紹介）（第一〇三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県眞庭郡富原村は、米の成育には適しないが、山林地帯は総面積三千八百五十七町歩を占めて良質の杉を産出するので有名である。しかるにけい谷と河川にしや断され交通不便で林産物の搬出に困難を極めているから、速かに国庫の補助によつて林道を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

林産物の搬出の困難を除き、林業の発展を期するため、林道を開設して交通の不便を除去する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

あわ、ひえ、そば粉等の統制撤廃に関する請願（請願者　盛岡市生姜町七十六番地松井彌兵衛）（山本猛夫君紹介）（第一〇三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の食生活に直接影響少いあわ、ひえ、そば等の雑穀は、一般配給食糧としての普遍性を欠き、その収穫量も少いのにかかわらずいまだに統制され、寒冷地等の零細農家に必要な食糧自給の途をふさいでいるから、速かに上記に対する統制は撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

あわ、ひえ、そば等の雑穀に対する、国民の生活及び零細農家の食糧自給等の諸事情を考慮し、これら雑穀は統制を撤廃するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

四国地方に国営競馬場設置の請願（請願者　香川県高松市天神宮町五十七番地平井太郎）（島田末信君紹介）（第一〇四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四国地方は全国的に人口密度も高く風光明びな観光地帯であるから、国営競馬場としての企業的成算も十分であり観光施設の一環的施設としても好適であるため、先に国会でも採択済みであり、地元の協力態勢も整つているから、該地方に国営競馬場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の国際的発展を期するため、観光施設の一環として適当な土地に国営競馬場を設置することは妥当であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

供出割当減額補正の請願（請願者　埼玉県議会議長中村彌太郎）阿左美廣治君紹介）（第一〇六一号）及び同（請願者　奈良市登大路一番地辻本正律外三名）（竹村奈良一君紹介）（第一〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年産米は、キテイ台風の襲来を境として、その後の気象不良によつて病虫害が全面的に発生し、近年稀に見る不良な状況で、政府の事前割当数量に対し二十五万石に及ぶ減収を予想されるから、政府におかれても上記の事情を了知の上、適正な減額補正の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本年の台風及びその後の病虫害等のため、本年産米はばく大なる減収を予想されている。よつてこの実状を把握し速やかにこれが適正な処置をとる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

農地法の不当適用排除に関する請願（請願者　宮崎県東臼杵郡富島町大字日知屋成合進外一名）（佐藤重遠君紹介）（第一一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者の耕作する三菱石油株式会社富島製油所工場用敷地は、農地として原形を有するにもかかわらず、宮崎県当局並びに富島町の農地委員会は、これを未墾の原野として買収し、他に配分耕作せしめんとしている。これは自分達にとつては生活の基本を奪われ、死活問題であるから、経過を十分審議されて、農地調整法並びに自作農創設特別措置法にもとづいて円満に解決されたいというのである。

二、請願の議決理由

耕作農民の生活を保障し、且又農地調整法の適切な運営を図るため、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

開拓者保護に関する請願（請願者　北海道常呂郡端野村字北登大和田暉集外五百名）（伊藤郷一君紹介）（第一一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道農耕地開拓者について、現行農地法は、長年の労苦と功労に報ゆるに掠奪をもつてするが如きもので、生活上多大の不安をきたしている。ついては、開拓者保護に関する所有権、買戻権その他の法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道農耕地開拓者に対しては、長年の労苦と功労を認め、農地調整法の不当な運営を排除するため、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

いも類の高度完全利用製造工業化に関する請願（請願者　東京都目黒区衾町千四百八番地加藤淳一外二名）（八木一郎君紹介）（第一一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の特産であるいもを、粉食資源として化学的に処理し、ほとんど小麦粉、米粉と同じ程度の利用価値をもたしめたる「日本粉」（仮名）の製造工業の飛躍的発展に関する措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

国内生産のはなはだ多いいも類はこれをできるだけ高度に利用するよう研究するとともに、これが助成をすることが必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

亘掠池耕地の排水施設完備に関する請願（請願者　京都府久世郡槇島村上田作次郎）（中野武雄君紹介）（第一一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

亘掠池耕地は戦時中飛行場設置により、排水計画に変動をきたし現在が二台のポンプによる排水施設ではとうてい完全なる排水が出来ない。さる七月のヘスター台風による惨害は、今後耕作放棄の続出をも予想される実情である。ついては、農家経済のひつぱくしている現状であるから、国費をもつて、排水ポンプ二台の増設を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

現在窮迫せる農家経済に加えて、台風等の災害をはなはだしく受けた農民に対しては、永続的な助成の措置をとる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

早期供出奨励金制度並びにいもの統制撤廃等に関する請願（請願者　茨城県結城郡豊田村塚本嘉一郎外三十二名）（池田峰雄君外一名紹介）（第一二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

左記の事項を実現されたいというのである。

（一）　本年度は大災害を被つたため、供米検査制度による奨励金交付の対称は三等以上となつているが、ほとんど対称外の四等級であるから、奨励金につき特別なる措置を講ずること

（二）　いもの統制をはずせば転作のできない地帯及び供出以外現金収入の途なき農家の打撃は大きいから、撤廃は時機に即して統制の合理化を図ること

（三）　政府は二十五年度産米を粒数計算だけで決定しているが、台風等により、きわめて実りが悪いため、坪刈等の実績を考慮にいれ適正なる補正を図ること

二、請願の議決理由

本年度の大災害、又いも作地の耕作事情等の諸事情を充分考慮して、供米奨励金及びいも類統制撤廃等に関しては、適正なる措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

農業災害補償法の一部改正に関する請願（請願者　福岡県田川市後藤寺農業共済組合長二場新哉外四十一名）（竹村奈良一君外一名紹介）（第一二〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農家は、経済的負担の極限に達しているから、農業共済事業の掛金を

軽減し、事務費の現行三分の二国庫負担を全額国庫負担とし、農業共済組合評価員の優遇施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の農家経済の窮状を考慮し、農業共済の掛金はできうる限り、農家の経済的負担を軽からしめる措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

高知県下の国有林拂下げに関する請願（請願者　東京都港区芝櫻田太左エ門町一二坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県は台風の進路に当り年々甚大なる災害を被り、県財政は窮乏をきわめている。又廃藩の際山内家の所有林の殆んど全部に近いものを国有林としたために他府県のように県有林は殆んどない、ついては、県財政確立のため国有林を高知県に拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政窮迫の救済策として国有林を拂い下げることは妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

奈良県下稲作の病災害対策に関する請願（請願者　奈良県議会議長辻本正律外二名）（前田正男君外三名紹介）（第五二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県の稲作は、九月中旬以後低温と降雨のため、穂稲熱が発生し始め、既発地帯は惨状目もあてられず、漸次穀倉地帯に蔓延しているから、本年の減額補正には十分の配慮を煩わされたいというのである。

二、請願の議決理由

病災害による農村の惨状をできるだけ緩和するため、政府において十分の考慮をなす必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

桑園肥料に対する補給金を継続交付の請願（請願者　全国養蚕販売農業協同組合連合会長小金澤喜與治）（平野三郎君紹介）（第二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

養蚕経営の合理化の唯一の方法は、桑園肥料の増施により、反当り收繭額を加する以外にないのであるが、万一桑園肥料に対する補給金が廃止され、その価格が引上げられるときは、繭生産額は激減し、養蚕農家の経営は困難となり、蚕糸の輸出は瓦解することは必至である。ついては、桑園肥料に対する補給金を継続されたく、若し廃止するとすれば、その代替措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出の大宗たる蚕糸を振興するため、養蚕経営の合理化を図る必要がある。このため桑園肥料に補給金を交付する等の措置が必要であるから、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

富山県の農村金融対策に関する請願（請願者　富山市表町四番地関口秀雄外百名）（内藤友明君外二名紹介）（第四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

悪天候と病虫害の発生により、本年度の富山県下の農作物は大被害をこうむつたため、農家の收入いちじるしく減じ、しかも昨年度借用した農業手形の返済期が迫つているため、県下農村財政は極度にひつ迫し、農家の経済はもちろん農業協同組合の存立も重大な危機に直面している。ついては、農業共済保険金を即時支拂うとともに再生産資金として特別融資の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農村金融ひつ迫の現状より、これが打開策として融資の途を講ずることは緊急を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月三十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長　幣原喜重郎殿

衆議院農林委員会議録第十三号中正誤

一頁二段二七行目○坂本政府委員以下四行は四段二三行目の次に挿入すべきの誤

水産委員会報告書

【第十六号参照】

漁業法案（内閣提出第五回国会閣法第一八六号）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は十章百七十五箇條からなつており、第一には漁業権及び入漁権に関する問題、第二には指定遠洋漁業に関する問題、第三には漁業調整に関する問題、第四には免許料及び許可料に関する問題、第五には漁業調整委員会及び中央漁業審議会に関する問題、第六には土地及び土地の定着物の使用に関する問題、第七には内水面漁業に関する問題、第八には罰則に関する問題を規定したものであつて、これにより水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図らんとしたものである。

二、議案の修正議決理由

漁業生産に関する基本的制度を確立し、漁業生産力の発展とあわせて漁業の民主化を期するためには、本法の制定並びに別紙の如き修正を必要且つ妥当と認めたので、本案を別紙のとうり修正議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

約　四五三、四〇四、九一一円

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

（小字及び―は修正）

漁業法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第五條）
第二章　漁業権及び入漁権（第六條―第五十一條）
第三章　指定遠洋漁業（第五十二條―第六十四條）
第四章　漁業調整（第六十五條―第七十四條）
第五章　免許料及び許可料（第七十五條―第八十一條）
第六章　漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会
　第一節　総則（第八十二條・第八十三條）
　第二節　海区漁業調整委員会（第八十四條―第百四條）
　第三節　連合海区漁業調整委員会（第百五條―第百十一條）

第四節　中央漁業調整審議会（第百十二條―第百十四條）
第五節　雑則（第百十五條―第百十九條）
第七章　土地及び土地の定着物の使用（第百二十條―第百二十六條）
第八章　内水面漁業（第百二十七條―第百三十二條）
第九章　雑則（第百三十三條―第百三十七條）
第十章　罰則（第百三十八條―第百四十五條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2　この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。

（適用範囲）

第三條　公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。

第四條　公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。

（共同申請）

第五條　この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項について二人以上共同して申請しようとするときは、そのうち一人を選定して代表者とし、これを行政庁に届け出なければならない。代表者を変更したときもまた同じである。

2　前項の届出がないときは、行政庁は、代表者を指定する。

3　代表者は、行政庁に対し、共同者を代表する。

4　前三項の規定は、二人以上共同して漁業権又はこれを目的とする抵当権若しくは入漁権を取得した場合に準用する。

第二章　漁業権及び入漁権

（漁業権の定義）

第六條　この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2　「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3　「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて左に掲げるものをいう。

一　身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十五メートル以上であるもの

二　北海道においてにしん、いわし、さけ又はます（陸封性のますを除く。）を主たる漁獲物とするもの

4　「区画漁業」とは、左に掲げる漁業をいう。

一　第一種区画漁業　一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業

二　第二種区画漁業　土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三　第三種区画漁業　一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるもの以外のもの

5　「共同漁業」とは、左に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一　第一種共同漁業　主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二　第二種共同漁業　網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業以外のもの

三　第三種共同漁業　地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業、飼付漁業、しいらづけ漁業又はつきいそ漁業

四　第四種共同漁業　寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業

五　第五種共同漁業　湖沼（主務大臣の指定するものを除く。）又は

（各自漁業を営む権利）

第八條　漁業協同組合の組合員であつて漁民（漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。）であるものは、定款の定めるところにより、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合連合会の有する共同漁業権、区画漁業権（ひび建養殖業、かき養殖業、第六條第五項第五号の規定により主務大臣の指定する湖沼以外の内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とするものに限る。）又は入漁権の範囲内において各自漁業を営む権利を有する。

（漁業権に基かない定置漁業等の禁止）

第九條　定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基くのでなければ、営んではならない。

（漁業の免許）

第十條　漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

（免許の内容等の事前決定）

第十一條　都道府県知事は、漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、申請期間並びに共同漁業についてはその関係地区をあらかじめ定めなければならない。

2　都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、申請期間又は関係地区を変更することができる。

3　海区漁業調整委員会は、前二項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

（免許をしない場合）

第十二條　左の各号の一に該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

一　申請者が第十四條に規定する適格性を有する者でない場合

二　第十一條第四項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合

三　その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る虞がある場合

四　漁業調整その他公益上必要があると認める場合

五　免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき

2　前項第五号の場合においてその者の住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定めるところにより、裁判所の許可をもつてその者の同意に代えることができる。

3　前項の許可に対する裁判に関しては

は、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

4　第一項第五号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。

5　海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により漁業の免許をすべきでない旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号の一に該当する理由を文書をもつて通知し、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

（免許についての適格性）

第十四條　定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一　漁業に関する法令の悪質な違反者であること。

二　労働に関する法令の悪質な違反者であること。

三　海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて○漁業若しくは労働に関する法令を著しく欠き、又は○漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

四　海区漁業調整委員会における投票の結果、前三号の規定により適格性を有しない者が、総委員の三分の二以上によつてもつて、どんな名目によるのであつても、○前号の規定により適格性を有しない者によつて、○実質上その申請に係る漁業の経営を支配されるに至る虞がある○こと。

2　ひび建養殖業、かき養殖業、内水面（第六條第五項第五号の規定により主務大臣の指定する湖沼を除く。以下第二十五條までにおいて同じ。）における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許については、地元地区（自然的及び社会経済的條件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。以下同じ。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合連合会であつて当該漁業権の内容たる漁業を営まないものは、前項の規定にかかわらず、左に掲げるものに限り、適格性を有する。但し、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八條第二項の規定により組合員の資格を限る漁業協同組合及びその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、適格性を有しない。

一　その組合員（漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち○地元地区内に住所を有し○当該漁業を営む者（内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。）の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二　二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち○地元地区内に住所を有し○当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

3　前項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して同項に規定する漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。

4　第二項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第二十七條第一項の規定は、適用しない。

5　前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

6　共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて左に掲げるものとする。

一　その組合員のうち○関係地区内に住所を有し○一年に三十日以上沿岸漁業（第七十五條第三項に掲げる漁業と第百二十七條に規定する内水面における漁業とを除いた漁業をいう。以下同じ。）を営む者（河川以外の第百二十七條に規定する内水面における共同漁業の免許については当該湖沼において漁業を営む者。河川における共同漁業の免許については漁業者以外の当該河川における世帯の数が関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二　二以上共同して申請した場合においてこれらの組合員のうち○関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

7　第三項から第五項までの規定は、共同漁業に準用する。この場合において、「地元地区」とあるのは「関係地区」と、「当該漁業」とあるのは「一年に三十日以上沿岸漁業」と読み替えるものとする。

8　漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と第十一條に規定する関係地区内に住所を有する漁民であつてその組合員でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第六十七條第一項の規定に従い、必要な指示をするものとする。

9　旧漁業法（明治三十四年法律第三十四号）施行前からの慣行によりこの法律施行の際現に効力を有する専用漁業権を有している市、町、村、町村組合又は財産区であつて特別の事情によりこれに免許をするのが妥当であると認められるものは、第六項の規定にかかわらず、第一種共同漁業の免許について適格性を有する。

（優先順位）

第十五條　漁業の免許は、優先順位によつてする。

（定置漁業の免許の優先順位）

第十六條　定置漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一　漁業者又は漁業従事者

二　前号に掲げる者以外の者

2　前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一　その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者

二　沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者

三　前二号に掲げる者以外の者

3　前項の規定において「経験」とは、その申請の日以前十箇年（この法律施行後主務大臣が指定する期日までの間は、昭和二十三年九月一日以前十箇年）の間において、漁業を営み又はこれに従事したことをいう。以下第十九條までにおいて同じである。

4　前三項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一　その申請に係る漁業の漁場の存する第八十四條第一項の海区（以下「当該海区」という。）において経験がある者

二　前号に掲げる者以外の者

前四項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事

は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一　労働條件

二　地元地区内に住所を有する漁民特に当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度

三　地元地区内に住所を有する漁民が当該漁業の経営に参加する程度

四　当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力

五　当該漁業にその者の経済が依存する程度

六　当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調そのその他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

6　地元地区内に住所を有する漁民七人以上によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前五項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一　漁業を営むことを主たる目的とする者であること。

二　構成員の過半数が、当該海区においてその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるか又は当該漁業の免許が他の者にされたときは従前の生業を失うに至る者であること。

三　構成員の三分の二以上がその営む事業に常時従事する者であること。

四　当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であること。

五　構成員のうちその営む事業に常時従事する者の出資額が総出資額の過半を占めていること。

六　一構成員の出資額が構成員の平均出資額の二倍に相当する額をこえず、且つ、その出資することができる額の最高限度が定められていること。

七　構成員が各自一個の議決権を有すること。

7　前項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について第五項第三号から第六号までに掲げる事項を勘案しなければならない。

8　第六項の規定は、北海道においては適用しない。

9　地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であつてその組合員（二以上共同して申請した場合にはこれらの総組合員）のうち○地元地区内に住所を有し○漁民である者の属する世帯の数が地元地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の七割以上であるもの又は地元地区内に住所を有する漁民によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前八項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一　構成員（二以上共同して申請した場合にはその総構成員）の属する世帯の数が地元地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

二　当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であるか又はその構成員と世帯を同じくする者であること。

三　構成員が各自一個の議決権を有すること。

10　地元地区の属する市町村又は市町村内の漁民の部落が孤立しており、且つ、その区域内に住所を有する者が当該漁業に高度に依存している場合においては、当該漁業については、当該市町村又は当該部落を地区とし、地区内に住所を有する者によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前九項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一　構成員の属する世帯の数が地区内の総世帯数の七割以上であること。

二　構成員のうち漁民であるものの属する世帯の数が地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の八割以上であり、且つ、構成員の属する世帯の数の七割以上であること。

三　当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であるか又はその構成員と世帯を同じくする者であること。

四　構成員が各自一個の議決権を有すること。

11　第九項の地元地区内に住所を有する漁民が同項の漁業協同組合若しくは法人に加入を申し出た場合又は前項の地区内に住所を有する者が同項の法人に加入を申し出た場合には、申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。第九項の地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は同項の地元地区内に住所を有する漁民によつて構成される法人が同項に規定する漁業協同組合又は法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合もまた同じである。

12　二人以上共同して申請した場合において、その申請者が第一項、第二項又は第四項の各号のいずれに該当するかは、各申請者のうちいずれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかによつて定める。この場合において、いずれにも該当する者も議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、その申請者は、第一項第二号、第二項第三号又は第四項第二号に該当するものとみなす。

13　二人以上共同して申請した場合において、その申請者が第六項、第九項又は第十項に規定する者に該当するかどうかは、各申請者のうち第六項、第九項又は第十項に規定する者に該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかどうかによつて定める。

14　法人が第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号に該当しない場合であつても、その構成員のうちこれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めている場合は、その法人は、これに該当するものとみなす。

15　第十二項又は前項の議決権及び出資額の過半の計算については、第二項第一号に該当する者は、同項第二号に該当する者でもあるとみなす。

16　法人以外の社団は、前十五項の規定の適用に関しては、法人とみなす。

（区画漁業の免許の優先順位）

第十七條　区画漁業（ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、内水面における漁類養殖業及び第三種区画漁業たる貝類養殖業を除く。）の免許の優先順位は、左の順序による。

一　漁業者又は漁業従事者

二　前号に掲げる者以外の者

2　前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一　漁民

二　前号に掲げる者以外の者

3　前二項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一　地元地区内に住所を有する者

二　前号に掲げる者以外の者

4　前三項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一　その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者

二　沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者

三　前二号に掲げる者以外の者

5　前四項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一　当該海区において経験がある者

二　前号に掲げる者以外の者

6　前五項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左の事項を勘案しなければならない。

一　当該漁業にその者の生計が依存

する程度
二　労働條件
三　地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度
四　地元地区内に住所を有する漁民が当該漁業の経営に参加する程度
五　当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力
六　当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

7　前六項の規定の適用に関しては、前條第十一項（十二）及び第十四項（十三）から第十六項（十五）までの規定を準用する。この場合において、第十六條第十一項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第十七條第一項第三号又は第四項第二号」と、「第一項第二号、第二項第二号、第三項第二号、第四項第三号又は第五項第二号」と、第十三項中「第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号」とあるのは「第十七條第一項第一号、第二項第一号、第三項第一号、第四項第一号若しくは第二号又は第五項第一号」と、第十四項中「第二項第一号」とあるのは「第十七條第四項第一号」と読み替えるものとする。

8　法人が地元地区内に住所を有する場合であつても、その構成員のうち地元地区内に住所を有する者が議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、第三項の規定の適用に関しては、その法人は、地元地区内に住所を有しないものとみなす。

第十八條　ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、第十四條第二項の規定により適格性を有する者を第一順位とする。

2　前項に規定する者が申請しない場合においては、前條並びに第十六條第六項（から第八項まで、第十項、第十二項及び第十五項）、第七項、第九項、第十一項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、第十六條第六項中「前五項」とあるのは「第十八條第二項において準用する第十七條」と、同條第九項中「前八項」とあるのは「第十八條第二項において準用する第十七條及び第十六條第六項、第七項」と読み替えるものとする。

第十九條　真珠養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、左の順序による。
一　漁業者又は漁業従事者
二　前号に掲げる者以外の者

2　前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。
一　真珠養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者
二　前号に掲げる者以外の者

3　第一項及び前項第二号の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。
一　地元地区内に住所を有する者
二　前号に掲げる者以外の者

4　前三項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。
一　労働條件
二　地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度。大規模の経営の場合にあつては、特に、当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度
三　当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力。特に当該漁業に関する進歩的企画の程度
四　当該漁業にその者の経済が依存する程度
五　当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

5　前四項の規定の適用に関しては、第十六條第十一（十二）項、第十四（十三）項、第十六（十五）項及び第十七條第八項の規定を準用する。

（共同漁業の免許の優先順位）
第二十條　第一種共同漁業の免許の優先順位は、左の順序による。
一　第十四條第六項の規定により適格性を有する者
二　同條第九項の規定により適格性を有する者

（漁業権の存続期間）
第二十一條　漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、定置漁業権又は区画漁業権にあつては五年、共同漁業権にあつては十年とする。

2　区画漁業権については、前項の期間は、その満了の際、漁業権者の申請により、延長することができる。

3　前項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、第三十七條（第三十八條、第三十九條第一項若しくは第二項又は第四十條）までの規定による漁業権又は免許の取消事由がある場合を除いて、期間延長の免許をしなければならない。

4　第三項の規定により延長する期間は五年とする。但し、再延長を妨げない。

5　都道府県知事は、漁業調整のため必要な限度において第一項又は前項の期間より短い期間を定めることができる。

（漁業権の分割又は変更）
第二十二條　漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

2　前項の場合においては、第十二條（海区漁業調整委員会への諮問）及び第十三條（免許をしない場合）の規定を準用する。

（漁業権の性質）
第二十三條　漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第二編第八章（先取特権）及び第九章（質権）の規定は定置漁業権及び区画漁業権（ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するもの及び共同漁業権を除く。第二十四條から第二十八條までにおいて同じ）に、第八章から第十章まで（先取特権、質権及び抵当権）の規定はひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するもの及び共同漁業権にいずれも適用しない。

（抵当権の設定）
第二十四條　定置漁業権又は区画漁業権について抵当権を設定した場合においては、その漁場に定着した工作物は、民法第三百七十條（抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲）の規定の準用に関しては、漁業権に附加してこれと一体を成す物とみなす。定置漁業権又は区画漁業権が先取特権の目的である場合もまた同じである。

2　定置漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、抵当権の目的となることができない。

3　都道府県知事は、定置漁業権を目的とする抵当権の設定が、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ないと認められる場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

4　第二項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（区画漁業権の譲渡により○先取特権又は○抵当権が消滅する場合）
第二十五條　ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権について抵当権が設定されている場合において、これを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に譲渡するには、漁業権者は、○先取特権者又は○抵当権者の同意を得なければならない。

2　抵当権者は、正当な事由がなければ、前項の同意を拒むことができない。

3　第一項の譲渡があつたときは、○先取特権又は○抵当権は、消滅する。

（漁業権の移転の制限又は禁止）
第二十六條　区画漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、移転（譲渡、滞納処分、強制執行

○並びに先取特権
○及び抵当権の実行による移転をいう。第二項、第二十七條第一項及び附則第五項において同じ。）の目的となることができない。

2　都道府県知事は、第十四條第一項又は第二項に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

3　前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第二十七條　区画漁業権以外の漁業権は、移転の目的となることができない。但し、定置漁業権については、
○先取特権又は
○抵当権の実行による場合及び第二十八條第二項の譲渡の場合は、この限りでない。

2　前項但書の規定による定置漁業権の移転には、前條の規定を準用する。

（相続によつて取得した定置漁業権又は区画漁業権）

第二十八條　相続によつて定置漁業権又は区画漁業権を取得した者は、取得の日から二箇月以内に都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、前項の者が第十四條第一項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。

（水面使用の権利義務）

第二十九條　漁業権者の有する水面使用に関する権利義務
○（当該漁業権者が当該漁業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）
○は、漁業権の処分に従う。

（貸付の禁止）

第三十條　漁業権は、貸付の目的となることができない。

（登録した権利者の同意）

第三十一條　漁業権は、第五十條の規定により登録した権利者の同意を得なければ、分割し、変更し、又は放棄することができない。

2　第十三條第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定は、前項の同意に準用する。

（漁業権の共有）

第三十二條　漁業権の各共有者は、他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ、その持分を処分することができない。

2　第十三條第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定は、前項の同意に準用する。

第三十三條　漁業権の各共有者がその共有に属する漁業権又は入漁権を変更するために他の共有者の同意を得ようとする場合においては、第十三條第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定を準用する。

（漁業権の制限又は條件）

第三十四條　都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は條件を付けることができる。

2　前項の制限又は條件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は條件を付けることができる。

4　海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該漁業者に制限又は條件を付ける理由を文書をもつて通知し、当該漁業権者又はその代理人が公開の聽聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

（休業の届出）

第三十五條　漁業権者が一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

（休業中の漁業許可）

第三十六條　前條の休業期間中は、第十四條第一項に規定する適格性を有する者は、第九條の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

2　前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の許可を受けた者に対して、当該漁業権の免許料の全部又は一部を負担すべきことを命ずることができる。

4　第一項の許可については、第十三條第一項第四号
○第五項
○（免許をしない場合）、第三十四條（漁業権の制限又は條件）、第三十五條（休業の届出）、第三十七條、第三十八條第一項、第二項、
○第五項
○第三十九條（漁業権の取消）及び第四十條（錯誤によつてした免許の取消）の規定を準用する。この場合において、第三十八條等一項中「第十四條」とあるのは「第十四條第一項」と読み替えるものとする。

5　前四項の規定は、第三十九條第二項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。

（休業による漁業権の取消）

第三十七條　免許を受けた日から一年間、又は引き続き二年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる。

2　漁業権者の責に帰すべき事由による場合を除き、第三十九條第一項の規定に基く処分、第六十五條第一項の規定に基く命令、第六十七條第一項の規定に基く指示又は同條第七項の規定に基く命令により漁業権の行使を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3　第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

4　前項の場合には、第三十四條第四項（聽聞）の規定を準用する。

（適格性の喪失等による漁業権の取消）

第三十八條　漁業の免許を受けた後に、漁業権者が第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。

2　前項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3　漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しており、且つ、その者には第十五條から第二十條まで（優先順位）の規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかであると認めて、海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを申請したときは、都道府県知事は、漁業権を取り消すことができる。

4　前項の規定の適用については、漁業権者たる漁業協同組合が他の者の出資を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営む場合において、当該出資額が出資総額の過半を占めていることをもつてその他の者が実質上当該漁業の経営を支配していると解釈してはならない。

5　第二項及び第三項の場合には、第三十四條第四項（聽聞）の規定を準用する。

（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）

第三十九條　漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

2　漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前項に同じである。

3　前二項の規定による処分をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

4　前項の場合には、第三十四條第四項（聽聞）の規定を準用する。

5　政府は、第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

6　前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

7　第五項の補償金額は、都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて決定する。

8 前項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

9 前項の訴においては、国を被告とする。

10 第一項の規定により取り消された漁業権の上に先取特権又は抵当があるときは、当該先取特権者又は抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、政府は、その補償金を供託しなければならない。

11 前項の先取特権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

12 第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府県知事は、その者に対し、第五項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。

13 前項の場合には、第八項、第九項、第三十四条第二項、第四項（漁業権の制限又は條件）及び第七十七項から第八十一條まで（免許料又は許可料の徴収）の規定を準用する。この場合において、第八項中「増額」とあるのは「減額」と読み替えるものとする。

（錯誤によつてした免許の取消）

第四十條　錯誤により免許をした場合においてこれを取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（抵当権者の保護）

第四十一條　漁業権を取り消したときは、都道府県知事は、直ちに、登録した（先取特権者又は抵当権者）にその旨を通知しなければならない。

2　前項の権利者は、通知を受けた日から三十日以内に漁業権の競売を請求することができる。但し、第三十九條第一項の規定による取消（又は錯誤によつてした免許の取消）の場合は、この限りでない。

3　漁業権は、前項の期間内又は競売の手続完結の日まで、競売の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

4　競売による売得金は、競売の費用及び第一項の権利者に対する債務の弁済に充て、その残金は国庫に帰属する。

5　競落を許す決定が確定したときは、漁業権の取消はその効力を生じなかつたものとみなす。

（漁場に定着した工作物の買取）

第四十二條　漁場に定着する工作物を設置して漁業権の価値を増大せしめた漁業権者は、その漁業権が消滅したときは、当該工作物の利用によつて利益を受ける漁業の免許を受けた者に対し、時価をもつて当該工作物を買い取るべきことを請求することができる。但し、漁業に関する法令の違反、適格性の喪失その他その者の責に帰すべき事由によつて漁業権が消滅したときは、この限りでない。

（入漁権の性質）

第四十三條　入漁権は、物権とみなす。

2　入漁権は、相続及び譲渡の目的となる外、権利の目的となることができない。

3　入漁権は、漁業権者の同意を得なければ、譲渡することができない。

（入漁権の内容の書面化）

第四十四條　入漁権については、書面により左に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　入漁すべき区域

二　入漁すべき漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業時期

三　存続期間の定があるときはその期間

四　入漁料の定があるときはその事項

五　漁業の方法について定があるときはその事項

六　漁船、漁具又は漁業者の数について定があるときはその事項

七　入漁者の資格について定があるときはその事項

八　その他入漁の内容

（裁定による入漁権の設定、変更及び消滅）

第四十五條　入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないと認めてその変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

2　前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、相手方にその旨を通知し、且つ、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

3　第一項の規定による裁定の申請の相手方は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。

4　海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。

5　裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

6　裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合はその内容及び設定の時期

二　入漁権の変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期

三　入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる場合は消滅の時期

7　海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を裁定の申請の相手方に通知し、且つ、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

8　前項の公示があつたときは、その時に、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

（入漁権の存続期間）

第四十六條　存続期間について別段の定がない入漁権は、その目的たる漁業権の存続期間中存続するものとみなす。但し、入漁権者は、何時でもその権利を放棄することができる。

（入漁権の共有）

第四十七條　第三十二條及び第三十三條（漁業権の共有）の規定は、入漁権を共有する場合に準用する。

（入漁料の不拂等）

第四十八條　入漁権者が入漁料の支拂を怠つたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができる。

2　入漁権者が引き続き二年以上入漁料の支拂を怠り、又は破産の宣告を受けたときは、漁業権者は、入漁権の消滅を請求することができる。

第四十九條　入漁料は、入漁しないときは、支拂わなくてもよい。

（登録）

第五十條　漁業権、これを目的とする（先取特権、抵当権及び）入漁権の設定、保存、移転、変更、消滅及び処分の制並びに第三十九條第一項又は第二項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業原簿に限登録する。

2　前項の登録は、登記に代るものとする。

3　前二項に規定するもの外、登録に関して必要な規定は、命令で定める。

（裁判所の管轄）

第五十一條　裁判所の土地の管轄が不動産所在地によつて定まる場合には、漁場に最も近い沿岸の属する市町村を不動産所在地とみなす。

第三章　指定遠洋漁業

（指定遠洋漁業）

第五十二條　大型捕鯨業、以西トロール漁業、以西機船底びき網漁業又は遠洋かつお・まぐろ漁業（以下「指定遠洋漁業」と総称する。）は、船舶ごとに、主務大臣の許可を受けなければ、営んではならない。

2　「大型捕鯨業」とは、スクリューを備える船舶によりもりづつを使用して鯨をとる漁業であつてミンクを除くひげ鯨又はまつこう鯨を目的とするものをいい、「以西トロール漁業」とは、トロール漁業（スクリューを備える船舶によりオッタートロール又はビームトロールを使用して営む漁業をいう。）であつて北緯二十五度以北、東経百三十度以西の海面（但し、北緯三十六度以北の日本海を除く。）において営むものをいい、「以西機船底びき網漁業」とは、トロール漁業及び主務大臣の指定する漁業

を除く外、総トン数五十トン以上のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して営む漁業であつて北緯二十五度以北、東経百三十度以西の海面（但し、北緯三十六度以北の日本海を除く。）において営むものをいい、「遠洋かつお・まぐろ漁業」とは、総トン数百トン以上のスクリューを備える船舶により釣はうきはえなわを使用してかつお、まぐろ、かじき又はさめをとる漁業をいう。但し、母船式漁業（製造、冷蔵その他の処理設備を有する母船又はその附属漁船により営む漁業をいう。）を除く。

（許可の定数）

第五十三條　主務大臣は、指定遠洋漁業の種類ごとに、許可を受けてこれに従事することができる船舶の定数を定めなければならない。

2　前項の定数は、中央漁業調整審議会の意見をきき、資源量、当該漁業を現に営み、又は営もうとする者の数その他自然的及び社会経済的條件を総合的に考察して定めなければならない。その変更についてもまた同じである。

3　主務大臣は、第一項の定数を定め、又はこれを変更したときは、これを告示する。

（起業の認可）

第五十四條　指定遠洋漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けなければならない。

第五十五條　起業の認可を受けた者がその起業の認可に基いて指定遠洋漁業の許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2　起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から主務大臣の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第五十六條　左の各号の一に該当する場合は、主務大臣は、指定遠洋漁業の許可又は起業の許可をしてはならない。

一　申請者が第五十七條に規定する適格性を有する者でない場合

二　その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る虞がある場合

三　漁業調整その他公益上必要があると認める場合

2　主務大臣は、前項の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

（許可についての適格性）

第五十七條　指定遠洋漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一　漁業に関する法令の悪質な違反者であること。

二　労働に関する法令の悪質な違反者であること。

三　許可を受けようとする船舶が主務大臣の定める條件をみたさないこと。

四　その申請に係る漁業を営むに足る資本を有しないこと。

五　第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至る虞があること。

2　主務大臣は、前項第三号の條件を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

（新規許可）

第五十八條　主務大臣は、毎年、第五十三條第一項の定数と現に指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けている数とを勘案し、当該指定遠洋漁業の現況を総合的に考察して新たに許可又は起業の認可（第五十五條第一項の規定による許可及び第五十九條の規定による許可又は起業の認可を除く。）をすべき数を定め、その数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公告しなければならない。

2　前項の申請期間は、六箇月を下ることができない。

3　第一項の期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

4　前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない数が第一項の規定により定めた数をこえる場合においては、主務大臣は、許可又は起業の認可をしなければならない者を二以上の組に分け、各組ごとに許可又は起業の認可すべき数を割り当ててくじびきを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。但し、主務大臣は、二以上の組に分ける必要がないと認めるときは、これを分けずにくじびきを行うことができる。

5　前項の組を分け、及びこれに割り当てるべき許可又は起業の認可の数を定めるには、左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一　その申請に係る漁業を営んだ経験があるかどうか。

二　前号の経験がある場合においては、現に他に当該漁業の許可又は起業の認可を受けているかどうか及び受けていない場合はその事由、受けている場合はその数。

三　第一号の経験がない場合においては、当該漁業に従事した経験があるかどうか。

四　第一号及び前号の経験がない場合においては、遠洋漁業、当該漁業と同種の水産動物を目的とする漁業その他当該漁業と類似の漁業を営み又はこれに従事した経験があるかどうか。

五　第一号及び前二号の経験がない場合においては、漁民であるかどうか。

六　漁民である場合においては、漁業を営み又はこれに従事することが本業であるか副業であるか。

七　漁民でない場合においては、永続的に漁業を営もうとする者であるかどうか。

6　前五項の規定は、大型捕鯨業には、適用しない。

（継続許可）

第五十九條　左の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、指定遠洋漁業の許可又は起業の許可をしなければならない。

一　指定遠洋漁業の許可を受けた者が許可の期間の満了により更に許可を申請した場合

二　指定遠洋漁業の許可を受けた者がその許可を受けた船舶による漁業を廃止し、他の船舶について許可又は起業の申請を申請した場合

三　指定遠洋漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に他の船舶について許可又は起業の許可を申請した場合

四　指定遠洋漁業の許可を受けた者からその許可を受けた船舶を相続によつて取得し、譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他その船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、その船舶について許可又は起業の許可を申請した場合

五　指定遠洋漁業の起業の許可を受けた者が死亡した場合において、その相続人が起業の許可を申請した場合。但し、相続人が二人以上ある場合には全員が共同して申請した場合又はその全員が協議して指定遠洋漁業を営むべき者を定めその者が申請した場合に限る。

六　指定遠洋漁業の許可又は起業の許可を受けた法人が合併した場合において、合併後存続する法人又

は合併によつて成立した法人が許可又は起業の許可を申請した場合

（許可の有効期間）

第六十條　指定遠洋漁業の許可の期間は、五年とする。但し、前條第四号又は第六号の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2　主務大臣は、漁業調整のため必要な限度において前項の期間より短い期間を定めることができる。

（許可の内容の変更）

第六十一條　指定遠洋漁業の許可又は起業の許可を受けた者が船舶総トン数若しくは機関の馬力を増加し、又は漁獲物陸揚港、操業区域その他命令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

（許可又は起業の許可の失効）

第六十二條　指定遠洋漁業の許可又は起業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その許可又は起業の許可は、その効力を失う。但し、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人が第五十九條第四号から第六号までの規定によつて指定遠洋漁業の許可又は起業の許可を申請したときは、これに対する許可若しくは起業の認可又は申請の却下があるまでの間は、被相続人又は合併によつて解散した法人に対してした許可又は起業の許可は、その者に対してしたものとみなす。

2　左の各号の一に該当する場合は、指定遠洋漁業の許可は、その効力を失う。

一　指定遠洋漁業の許可を受けた船舶について指定遠洋漁業を廃止したとき。

二　指定遠洋漁業の許可を受けた船舶が滅失し、沈没し、解撤し、又は国籍を失つたとき。

三　指定遠洋漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

（準用規定）

第六十三條　指定遠洋漁業の許可又は起業の認可については、第三十四條第一項○（漁業権の制限又は條件）、第三十五條（休業の届出）、第三十七條第一項、第二項、○第四項、○第五項、第三十九條第一項及び第三十九條第一項○（漁業権の取消）の規定を準用する。この場合において○「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第三十四條第一項中「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、」と、○第四項○（第四項から第十三項まで○漁業権の取消）○同條第四項（第三十七條第四項、第三十八條第五項及び第三十九條第四項、第十三項において準用する場合を含む。）中「海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは、」とあるのは、主務大臣は、第一項の処分をしようとするときは、」と、○第三十九條第七項中「都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて」とあるのは「主務大臣が」と同條第十三條中「第三十四條第二項、第四項」とあるのは「第三十四條第四項」と

（許可の定数の減少）

第六十四條　第五十三條第一項の定数を減少したため現に当該指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けている数が定数をこえるに至つたときは、主務大臣は、そのこえる数の許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2　前項の規定により許可又は起業の認可を取り消すには、左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一　現にその者が受けている当該指定遠洋漁業の認可又は起業の認可の数及びこれと他の者が当該指定遠洋漁業について受けている許可又は起業の認可の数との比較

二　当該指定遠洋漁業にその者の経済が依存する程度

三　労働條件

四　経営状況

3　第一項の場合には、第三十四條第四項（聴聞及び第三十九條第五項から第十一項まで（損失補償）の規定を準用する。この場合において、第三十四條第四項中「海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは、」とあるのは「主務大臣は、第六十四條第一項の規定による取消をしようとするときは、」と、第三十九條第七項中「都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて」とあるのは「主務大臣が」と読み替えるものとする。

第四章　漁業調整

（漁業調整に関する命令）

第六十五條　主務大臣又は都道府県知事は、水産動植物の繁殖保護、漁業取締その他漁業調整のため、左に掲げる事項に関して必要な省令又は規則を定めることができる。

一　水産動植物の採捕に関する制限又は禁止

二　水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三　漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四　漁業者の数又は資格に関する制限

五　水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつに関する制限又は禁止

六　水産動植物の繁殖保護に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止

七　水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2　前項の規定による省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

3　前項の罰則に規定することができる罰は、省令にあつては二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料、規則にあつては六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料とする。

4　第一項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船、漁具及び同項第七号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

5　主務大臣は、第一項の省令を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

6　都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

7　都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、当該都道府県内の海区に設置された海区漁業調整委員会の委員をもつて組織する連合海区漁業調整委員会（第百二十七條に規定する内水面については内水面漁場管理委員会）の意見をきかなければならない。

（許可を受けない地びき網漁業等の禁止）

第六十六條　第六條第五項第二号から第四号までに掲げる漁業は、都道府県知事の許可を受けなければ、営んではならない。但し、共同漁業権の内容となつている場合及び都道府県知事の定める場合は、この限りでない。

2　前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（海区漁業調整委員会の指示）

第六十七條　海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁業の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2　前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

3　第一項の場合において、都道府県知事（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会のした指示については主務大臣。以下本條中同じ。）は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

4　第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

5　都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

6　前項の期間は、十五日を下ることができない。

7　第五項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第四項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

（漁法の制限）

第六十八條　爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合は、この限りでない。

第六十九條　水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用して水産動植物を採捕してはならない。

第七十條　前二條の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

（さく河魚類の保護）

第七十一條　主務大臣は、さく河魚類の通路を害する虞があると認めるときは、水面の一定区域内における工作の設置を制限し、又は禁止することができる。

2　工作物がさく河魚類の通路を害すると認めるときは、主務大臣は、その所有者又は占有者に対して、除害工事を命ずることができる。

3　前項の規定により除害工事を命じたときは、主務大臣は、工作物について権利を有する者に対して、相当の補償をしなければならない。但し、利害関係人の申請によつて除害工事を命じたときは、主務大臣の定めるところにより、申請者がこれを補償しなければならない。

4　前項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。

5　前項の訴においては、国を被告とする。但し、第三項但書の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

6　第二項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において、当該工作物の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、第三十九條第十項及び第十一項（補償金の供託）の規定を準用する。

（漁場又は漁具の標識）

第七十二條　都道府県知事は、漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ずることができる。

（公共の用に供しない水面）

第七十三條　公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第四條の水面に通ずるものには、命令をもつて第六十五條（漁業調整に関する命令）及び第六十八條から第七十一條まで（漁業の制限及びさく河魚類の保護）の規定並びにこれらに係る罰則を適用することができる。

（漁業監督公務員）

第七十四條　主務大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせる。

2　漁業監督官及び漁業監督吏員の資格について必要な事項は、命令で定める。

3　漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

4　漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

5　漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検察正と協議して指名したものは、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

第五章　免許料及び許可料

（免許料及び許可料）

第七十五條　沿岸漁業の漁業権者又はその許可を受けた者は、命令の定めるところにより、毎年、政府に免許料又は許可料を納めなければならない。

2　前項の免許料及び許可料の額は、漁業の種類又は規模、漁場の優劣等を勘案し、その合計額が左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるよう当該漁業の収益力に應じ、その年総額が、漁業法施行法（昭和二十四年法律第　号）第九條の規定による補償金のうち沿岸漁業に関する分を主務大臣の定める期間及び利率により元利均等年賦支拂の方法によつて支拂うものとした場合における年支拂額に相当する額とおおむね等しくなるように、毎年、定めなければならない。但し、免許料又は許可料の額が漁業者の負担能力をこえると認められるにおいては、免許料又は許可料の額は、その年の場合は、この限りでない。

額が年支拂額に相当する額よりも少くなるように定めてもよい。

一　漁業法施行法（昭和二十四年法律第　号）第九條の規定による補償金の交付に要する費用のうち沿岸漁業に関する分

二　漁業調整委員会、中央漁業調整審議会及び漁業権補償委員会の費用

三　前二号に掲げる費用の外、この法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用のうち沿岸漁業に関する分

3　左に掲げる漁業の許可を受けた者は、命令の定めるところにより、毎年、政府に許可料を納めなければならない。

一　母船式漁業

二　捕鯨業（母船式漁業を除く外、スクリューを備える船舶によりもりづつを使用して鯨をとる漁業をいう。）

三　トロール漁業

四　以西機船底びき網漁業

五　かつお・まぐろ漁業（母船式漁業を除く外、総トン数二十トン以上のスクリューを備える船舶により釣又はいきはえなわを使用してかつお、まぐろ、かじき又はさめをとる漁業をいう。）

4　前項の許可料の額は、漁業の種類又は規模等を勘案し、当該漁業の収益力に應じ、その年の総額が〇第一項の免許料及び許可料の年総額の合計額に主務大臣が中央漁業調整審議会の意見をきいて定める一定割合を乗じて得た額をこえないように定めなければならない。

（減免）

第七十六條　経済状況の著しい変動、不漁、天災その他やむを得ない事由により漁業者の負担能力が減退したために免許料又は許可料を納めることが著しく困難であると認められる場合において、中央漁業調整審議会がその年の免許料又は許可料の徴収を緩和すべきことを申請したときは、政府は、その年の免許料又は許可料を減免し、その納付を猶予し、その他免許料又は許可料の納付に関する負担を軽減するために必要な措置を講ずることができる。

2　漁業者は、その営む漁業につき不漁、天災その他やむを得ない事由によりその負担能力が減退したとき〇、又は漁業者の責に帰すべき事由による場合〇は、海区漁業調整委員会に対して、その納付すべき免許料又は許可料の徴収の緩和を政府に申請すべきことを申し出ることができる。

3　前項の申請があつた場合において、海区漁業調整委員会がその申請を相当と認めて政府にその徴収を緩和すべきことを申請したときは、政府は、当該漁業者の納めるべき免許料又は許可料を減免し、その納付を猶予し、その他免許料又は許可料の納付に関する負担を減軽するために必要な措置を講ずることができる。

（徴収の市町村への委任）

第七十七條　政府は、免許料又は許可

料の徴収を市町村にさせることができる。

2　市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つたときは、政府は、その責任を免除することができる。

（督促及び滞納処分）

第七十八條　免許料又は許可料の納付期限を過ぎてこれを納めない者があるときは、政府は、これを督促し、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2　免許料又は許可料並びに前項の規定による督促手数料及び延滞金は、国税滞納処分の例により処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対してその処分を請求することができる。

3　政府が前項の規定によつて市町村に対し処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合においては、政府は、徴収金額の百分の四を当該市町村に交付しなければならない。

（先取特権の順位）

第七十九條　免許料、許可料並びに前條第一項の規定による督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税の例による。

（国税徴収法の準用）

第八十條　免許料、許可料並びに第七十九條第一項の規定による督促手数料及び延滞金に関する書類の送達については、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四條ノ七（書類の送達）及び第四條ノ八（公示送達）の規定を準用する。

（委任規定）

第八十一條　前六條の規定するもの外、免許料及び許可料に関して必要な事項は、命令で定める。

第六章　漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会

第一節　総則

（漁業調整委員会）

第八十二條　漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会とする。

2　海区漁業調整委員会は主務大臣及び都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除き、主務大臣及びその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会は主務大臣の監督に属する。

（所掌事項）

第八十三條　漁業調整委員会は、その設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

第二節　海区漁業調整委員会

（設置）

第八十四條　海区漁業調整委員会は、海面（主務大臣が指定する内水面を含む。）につき主務大臣が定める海区に置く。

2　主務大臣は、前項の規定により内水面を指定し、又は海区を定めたときは、これを公示する。

（構成）

第八十五條　海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2　海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。但し、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が第三項第二号の委員の中からこれを選任する。

3　委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　第八十六條の規定により選挙権を有する者が同條の規定により被選挙権を有する者につき選挙した者七人

二　学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者二人及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者一人

4　都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

5　専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。

6　委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

（選挙権及び被選挙権）

第八十六條　海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によつて主務大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み又漁業者のため漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものは、海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

2　都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見をきいて、特定の漁業につき、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定することができる。

3　海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であつてその委員又は役員に就任する際第一項又は前項の規定による海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有していたものは、在任中行われる選挙又は退任後最初に行われる選挙については、前二項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない場合であつても、選挙権及び被選挙権を有するものとみなす。

（欠格者）

第八十七條　左の各号の一に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一　二十年未満の者

二　禁治産者及び準禁治産者

三　懲役又は禁この刑に処せられてその刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（選挙事務管理者）

第八十八條　海区漁業調整委員会の委員の選挙に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十一條に規定する都道府県の選挙管理委員会（北海道の海区漁業調整委員会にあつては同法同條に規定する市町村の選挙管理委員会）が管理する。

（選挙人名簿）

第八十九條　第八十六條第一項の市町村の選挙管理委員会は、命令の定めるところにより、申請に基いて、毎年二月一日現在で選挙人の選挙資格を調査し、海区漁業調整委員会選挙人名簿を調製しなければならない。

2　前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、選挙管理委員会は、職権で選挙人名簿に登載し、又は申請を補正することができる。

3　選挙人の年齢は、選挙人名簿確定の期日で算定する。

4　選挙人名簿には、選挙人の氏名及び生年月日（法人にあつては名称）並びに住所（当該地区内に住所がない場合には事業場）等を記載しなければならない。

5　衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第十三條から第十七條まで（選挙人名簿）の規定は、第一項の選挙人名簿に準用する。この場合において、同法第十三條中「十一月五日」とあるのは「三月二十日」と、第十七條第一項中「十二月二十日」とあるのは「五月五日」と、同條第二項中「十二月十九日」とあるのは「五月四日」と読み替えるものとする。

（投票）

第九十條　選挙は、投票によつて行う。

2　投票は、一人一票に限る。

3　投票は、選挙人が自ら投票所に行き、投票用紙に候補者一人の氏名（法人にあつては名称、以下同じ。）を自書して行わなければならない。但し、法人にあつては、その指定する者が行うものとし、この場合において必要な事項は、政令で定める。

4　投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

（投票の無効）

第九十一條　右に掲げる投票は、無効とする。

一　成規の用紙を用いないもの

二　候補者でない者の氏名を記載したもの

三　二人以上の候補者の氏名を記載したもの

四　被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの

五　候補者の氏名以外の事を記載したもの。但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

六　候補者の氏名を自書しないもの

七　どの候補者を記載したのか確認できないもの

（当選人に不足を生じた場合）

第九十二條　左に掲げる事由の一が生じた場合において、第九十四條において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。但し、その者が選挙の期日以後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができない。

一　当選人がないとき、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しないとき。

二　当選人が当選を辞したとき、又は死亡者であるとき。

三　当選人が第九十四條において準用する地方自治法第五十七條の規定により当選を失つたとき。

四　第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定による異議の申立又は訴訟の結果、当選人がなくなり、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しなくなつたとき。

五　選挙運動を総括主宰した者が選挙に関する犯罪により刑に処せられた当選人の当選が無効となつたとき。

六　当選人が選挙に関する犯罪により刑に処せられ当選が無効となつたとき。

2　前項各号に掲げる事由の一が生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができないとき、又は前項の規定により当選人を定めてもなおその数が不足するとき（第八十五條第三項第一号の委員の任期満了前二箇月以内に当選人に不足を生じ、その不足数が委員の欠員の数とあわせて二人以下である場合を除く。）は、都道府県の選挙管理委員会（北海道の海区漁業調整委員会にあつては市町村の選挙管理委員会。以下同じ。）は、選挙の期日を定めてこれを告示し、更に選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関して前項各号に掲げるその他の事由により、又は第九十三條第二項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

3　第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定による異議の申立期間、異議の決定が確定しない間又は訴訟が裁判にかかつている間は、前項の選挙は行うことができない。

4　当選人がないとき、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しないときもまた前二項に同じである。

（委員に欠員を生じた場合）

第九十三條　第八十五條第三項第一号の委員に欠員を生じた場合において、第九十四條において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。この場合においては、前條第一項但書の規定を準用する。

2　前項の委員に欠員を生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができないとき、又は前項の規定により当選人を定めてもなおその数が不足するとき（委員の任期満了前二箇月以内に委員に欠員を生じ、その数が当選人の不足数とあわせて二人以下である場合を除く。）は、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関して前條第二項〇又は第四項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

3　前條第三項の規定は、前項の選挙に準用する。

（地方自治法の準用）

第九十四條　地方自治法第十九條第四項（被選挙人の年齢の算定方法）、第二十一條（被選挙権を有しない者）、第二十四條第一項、第二項、第四項（選挙期日）、第二十八條（投票区）、第二十九條（投票管理者）、第三十條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文、第十一項（選挙立会人）、第三十一條第一項（投票用紙の様式）、第三十二條第三項（代理投票）、第三十三條（投票の拒否）、第三十四條（不在者投票）、第三十五條第一項（島等の投票箱送致の特例）、第三十六條第一項、第三項（再投票）、第三十七條（投票に関する衆議院議員選挙法の準用）、第三十八條本文（開票区）第三十九條（開票管理者）、第四十條（開票立会人）、第四十二條から第五十二條まで（開票及び選挙会）、第五十三條第一項から第三項まで、第十項、第十一項（候補者）、第五十五條（当選人の決定）、第五十七條（当選の失効）、第五十八條第一項、第三項から第六項まで（候補者が定数をこえない場合）、第五十九條から第六十一條まで（当選人が定まつた場合の措置等）、第六十四條（全委員又は全当選人が欠けた場合の総選挙）、第六十六條第一項、第三項、第四項、第七項、第六十七條、第六十八條第二項、第三項、第六十九條第七十條（争訟）、第七十二條第一項、第二項（選挙運動に関する衆議院議員選挙法の準用）及び第七十三條（罰則に関する衆議院議員選挙法の準用）〇及び第百二十八條（公共団体の役職の時期）の規定は、普通地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、地方自治法〇第十九條第四項中「前三項」とあるのは「漁業法（昭和二十四年法律第〇号）第八十七條第一号、第八十七條において準用する場合を含む。〇及び前二項とあるのは「漁業法第九十條第三項及び第四十條及び第〇〇條第一項、第二項〇」と、〇第三十四條中「第三十二條第一項、第二項」とあるのは「漁業法第九十條第三項」と、〇第四十條及び第四十七條中「第三十條」とあるのは「第三十條第一項」とあるのは「漁業法第九十條第三項中「第九十二條若しくは第百四十一條」とあるのは「漁業法第九十五條」と、第六十四條中「第六十二條第一項」とあるのは「漁業法第九十二條第一項」と、〇若しくは第四項〇第六十六條第二項〇」と、「前條第一項」とあるのは「漁業法第九十三條第二項」と、「第五十六條第一項乃至第三項」とあるのは「漁業法第九十二條第一項」と、「前條第二項」とあるのは「漁業法第九十三條第一項」と、「第六十二條第二項」とあるのは「漁業法第九十二條第三項」と、第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第百四十條第二項」とあるのは「第十章及び第百四十條第二項」と読み替えるものとする。

（兼職の禁止）

第九十五條　委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない。

（委員の辞職の制限）

第九十六條　委員は、正当な事由がなければ、その職を辞することができない。

（被選挙権の喪失による委員の失職）

第九十七條　委員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、委員が左の各号の一に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、委員会が決定する。この場合において、被選挙権を有しない旨の決定は、出席委員

の三分の二以上の多数によらなければならない。

一　禁治産者又は準禁治産者となつたとき。

二　禁こ以上の刑に処せられたとき。

三　選挙に関する犯罪により罰金の刑に処せられたとき。

2　前項の場合においては、委員は、第百二條の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関して弁明することはできるが、決定に加わることはできない。

3　第一項の規に定よる決定は、文書をもつてし、その理由をつけて本人に交付しなければならない。

4　第一項の規定による決定に不服がある者は、○前項の交付を受けた日から三十日以内に、○委員会を被告として裁判所に出訴することができる。第二項又は前項

5　委員は、第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項、第四項若しくは同法第六十八條第二項又は本條第一項若しくは第三項の規定による決定又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

（委員の任期）

第九十八條　委員の任期は、二年とする。

2　第八十五條第三項第一号の委員の任期は、総選挙の日から起算する。但し、委員の任期満了の日前に総選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3　補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

4　委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

（委員の解職の請求）

第九十九條　選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選挙管理委員会に対し、第八十五條第三項第一号の委員の解職を請求することができる。

2　前項の選挙権を有する者とは、選挙人名簿確定の日においてこれに登載された者とし、その総数の三分の一の数は、都道府県の選挙管理委員会において選挙人名簿確定後直ちに告示しなければならない。

3　第一項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表し、これを選挙権を有する者の投票に付さなければならない。

4　委員は、前項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。

5　政令で特別の定をするものを除く外、委員の選挙に関する規定は、第三項の規定による解職の投票に準用する。

（委員の解任）

第百條　都道府県知事は、特別の事由があるときは、第八十五條第三項第二号の委員を解任することができる。

（委員会の会議）

第百一條　海区漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2　議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4　会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。

第百二條　委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。但し、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

（議決の再議）

第百三條　都道府県知事は、海区漁業調整委員会の議決が法令に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、理由を示してこれを再議に付することができる。但し、議決があつた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

（解散命令）

第百四條　主務大臣は、海区漁業調整委員会が議決を怠り、又はその議決が法令に違反し、若しくは著しく不当であると認めて中央漁業調整審議会が請求したときは、海区漁業調整委員会の解散を命ずることができる。

2　前項の規定による主務大臣の解散命令を違反であるとしてその取消を求める訴は、当事者がその処分のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならない。

第三節　連合海区漁業調整委員会

（設置）

第百五條　都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、二以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

2　主務大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、連合海区漁業調整委員会を設置すべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事が第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を置こうとする場合において、その海区の一部が他の都道府県知事の管轄に属するときは、当該都道府県知事と協議しなければならない。

4　海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、他の海区漁業調整委員会と協議して、その区域と当該他海区漁業調整委員会の区域とを合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

5　前項の協議がととのわないときは、海区漁業調整委員会は、これを監督する都道府県知事に対して、これに代るべき定をすべきことを申請することができる。この場合において、各海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事が異なるときは、その協議によつて定める。

6　第三項又は前項の協議がととのわないときは、都道府県知事は、主務大臣に対して、これに代るべき定をすべきことを申請することができる。

7　前二項の規定により都道府県知事又は主務大臣が定をしたときは、その定めるところにより協議がととのつたものとみなす。

（構成）

第百六條　連合海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2　委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。但し、海区漁業調整委員会の数が第三項の規定による委員の定数をこえる場合にあつては、各海区漁業調整委員会の委員の中から一人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。

3　委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府県知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府県知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

4　前條第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した都道府県知事又は同條第四項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二項の規定により選出される委員の外、学識経験がある者の中から、その半数以下の人数を限り、委員を選任することができる。

5　前項の委員の選任については、前條第三項に規定する場合及び同條第五項後段に規定する場合にあつては、当該都道府県知事と協議しなければならない。

6　第三項の海区漁業調整委員会の協議がととのわないときは、前條第五項の規定を準用する。

7　第三項、第五項又は前項において準用する前條第五項の都道府県知事の協議がととのわないときは、前條第六項の規定を準用する。

8　前三項の場合には、前條第七項の

規定を準用する。

（委員の任期及び解任）

第百七條　前條第二項の規定により選出された委員の任期及び解任に関して必要な事項は、各委員の属する海区漁業調整委員会の定めるところによる。

（委員の失職）

第百八條　第百六條第二項の規定により選出された委員は、海区漁業調整委員会の委員でなくなつたときは、その職を失う。

（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会）

第百九條　瀬戸内海に瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を置く。

2　前項の規定において「瀬戸内海」とは、左に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。

一　和歌山県紀伊日の御岬燈台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生日御岬に至る直線

二　愛媛県佐田岬から大分県関崎燈台に至る直線

三　山口県火ノ山下船舶通航信号所から福岡県門司崎燈台に至る直線

3　瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人

二　学識経験がある者の中から主務大臣が選任した者四人

4　海区漁業調整委員会の委員は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の委員となつたときは、その職を失う。

5　委員の任期は、二年とする。

6　補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

7　第百七條（連合海区漁業調整委員会の委員の任期及び解任）の規定は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会には適用しない。

（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の指示）

第百十條　瀬戸内海においては、その区域内においてする連合海区漁業調整委員会の指示が瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

（準用規定）

第百十一條　第八十五條第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六條（委員の辞職の制限）、第九十八條第四項（任期満了の場合）及び第百條から第百四條まで（解任、会議、議決の再議及び解散命令）の規定は、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五條第二項中「第三項第二号の委員」とあるのは「委員（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては第百九條第三項第二号の委員）」と、同項及び第五項中「都道府県知事が」とあるのは「第百六條第四項の委員の選任方法に準じて（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣が）」と、第百條中「都道府県知事」とあるのは「第百六條第四項に規定する都道府県知事（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣）」と、同條中「委員を」とあるのは「委員をその選任方法に準じて（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては委員を○○と、第百三條中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣）」と読み替えるものとする。

第四節　中央漁業調整審議会

（設置及び権限）

第百十二條　この法律の施行に関する重要事項を審議するために中央漁業調整審議会を置く。

2　中央漁業調整審議会は、主務大臣の監督に属し、この法律その他の法令によりその権限に属させた事項を処理する。

（構成）

第百十三條　中央漁業調整審議会は、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は、主務大臣をもつて充てる。

3　委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　漁業者及び漁業従事者の代表者十人

二　学識経験がある者五人

4　委員は、主務大臣の申出により、内閣総理大臣が命ずる。

（準用規定）

第百十四條　第八十五條第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の専門委員及び書記又は補助員）、第九十六條（委員の辞職の制限）、第九十八條第一項、第三項、第四項（任期）及び第百條から第百三條まで（解任、会議及び議決の再議）の規定は、中央漁業調整審議会に準用する。この場合において、第八十五條第四項及び第五項○中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第百條中「都道府県知事は、」とあるのは「内閣総理大臣は、主務大臣の申出により、」と読み替えるものとする。

第五節　雑則

（選挙管理委員会の監督）

第百十五條　都道府県の選挙管理委員会は、この法律により市町村の選挙管理委員会の権限に属させた事項につき市町村の選挙管理委員会を指揮監督する。

2　農林大臣及び全国選挙管理委員会は、この法律により都道府県の選挙管理委員会の権限に属させた事項につき都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。

3　地方自治法第百五十一條第一項（都道府県知事の取消権）の規定は、前二項の場合に準用する。

（報告徴収等）

第百十六條　漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会は、第八十三條又は第百十二條に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして漁場、○（船舶）、○事業場又は事務所について所要の調査をさせることができる。

2　漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会は、第八十三條又は第百十二條に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、その委員又は委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させることができる。但し、これによつて生じた損失は、補償しなければならない。

3　前項の場合には、第三十九條第五項から第十一項まで（損失補償）の規定を準用する。この場合において、同條第七項中「都道府県知事が海区漁業調整委員会」とあるのは「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会にあつては主務大臣がその委員会又は審議会の意見をきき、その他の場合にあつては都道府県知事が海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

（漁業調整委員会等に対する行政庁の監督）

第百十七條　主務大臣は、漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会に対し、都道府県知事は、漁業調整委員会○（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除く。）に対し、監督上必要な命令又は処分をすることができる。（以下第百十八條までにおいて同じ。）

（漁業調整委員会の費用）

第百十八條　国は、漁業調整委員会に関する（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除く。以下本條中同じ。）に関する費用については、第七十五條第二項の規定による免許料及び許可料の額の決定の際基礎とした当該費用の全額を負担する。

2　都道府県は、漁業調整委員会に関する費用については、前項の規定による負担金の額をこえてはこれを支出する義務を負わない。

3　瀬戸内海連合海区漁業調整委員会に関するものを除く外、都道府県が支出する。但し、その海区が二以上の都道府県の管轄に属するものについては、当該都道府県が等しい割合において支出する。

（委任規定）

第百十九條　本章に規定するもの外、漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会に関して必要な事項は、政令で定める。

第七章　土地及び土地の定着物の使用

（土地の使用及び立入等）

第百二十條　漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、左に掲げる目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することができる。

一　漁場の標識の建設

二　魚見若しくは漁業に関する信号又はこれに必要な設備の建設

三　漁業に必要な目標の保存又は建設

第百二十一條　漁業者は、必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない他人の土地に立ち入つて漁業を営むことができる。

第百二十二條　漁業に関する測量、実地調査又は前二條の目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木竹を伐採し、その他障害物を除去することができる。

第百二十三條　前三條の行為をする者は、あらかじめその旨を土地の所有者又は占有者に通知し、且つ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

2　前項の場合には、第三十九條第六項、第十項及び第十一項（損失補償）の規定を準用する。

（土地及び土地の定着物の使用）

第百二十四條　漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、土地又は土地の定着物が海草乾場、船揚場、漁舎その他漁業上の施設として利用することが必要且つ適当であつて他のものをもつて代えることが著しく困難であるときは、都道府県知事の認可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に対し、これを使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。

2　前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、同項の土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者、同項の認可を受けようとする者及び海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知しなければならない。

4　前項の通知を受けた後は、土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは收去することができない。但し、その協議がととのわない場合において、第百二十五條第一項但書の期間内に同項の裁決の申請がないときは、この限りでない。

5　前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（使用権設定の裁定）

第百二十五條　前條第一項の場合において、協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の認可を受けた者は、使用権の設定に関する海区漁業調整委員会の裁定を申請することができる。但し、同項の認可を受けた日から二箇月を経過したときは、この限りでない。

2　前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、当該申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者にその旨を通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3　第一項の規定による裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。

4　裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者は、前項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、当該土地若しくは当該定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は当該土地若しくは当該定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合には、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をすべきことを申請することができる。

5　裁定の申請に係る土地の上に定着物を有する者は、第三項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合には当該工作物の移転料に関する裁定をすべきことを申請することができる。但し、当該工作物が前條第三項の通知があつた後に設置されたものであるときは、この限りでない。

6　海区漁業調整委員会は、第三項の期間前項の期日を経過した後に審議を開始しなければならない。

7　裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

8　海区漁業調整委員会は、土地若しくは土地の定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合において第四項の申請があつたときは、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をしなければならない。

9　海区漁業調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において第五項の申請があつたときは、当該工作物の移転料に関する裁定をしなければならない。

10　使用権を設定すべき旨の裁定又は買い取るべき旨の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　使用権を設定すべき土地若しくは土地の定着物並びに設定すべき使用権の内容及び存続期間又は買い取るべき土地若しくは土地の定着物

二　対価並びにその支拂の方法及び時期

三　土地又は土地の定着物の引渡の時期

四　使用開始の時期

五　第五項の申請があつた場合においては移転料並びにその支拂方法及び時期

11　海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

12　前項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

13　民法第六百十二條（賃借権の譲渡等の禁止）の規定は、前項の場合には適用しない。

14　第一項若しくは第四項又は第五項の裁定において定める使用権の設定若しくは買取の対価又は移轉料の額に不服がある者は、第十一項の公示の日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。

15　前項の訴においては、申請者又は当該土地若しくは当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者を被告とする。

（土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定）

第百二十六條　漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第百二十四條第一項に規定する土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付を受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

2　前項の申請があつた場合には、前條第二項、第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

3　第一項の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　変更に関する裁定の申請の場合にあつては変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期

二　解除に関する裁定の申請の場合にあつては、解除するかどうか、解除する場合は解除の時期

4　前項の裁定があつた場合には、前条第十一項及び第十二項○第十四項及び第十五項の規定を準用する。

第八章　内水面漁業

（内水面における○第五種共同漁業の免許）

第百二十七条　内水面（第八十四条第一項の規定により主務大臣が指定する湖沼内水面を除く。以下同じ。）における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許はしない。但し、湖沼においては、区画漁業以外の漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

（料金）

第百二十八条　都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖を怠つていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従つて水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2　前項の規定による命令を受けた者がその命令に従はないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

3　前項の場合には、第三十九条第三項及び第四項（公益上の必要による漁業権変更、取消又は使用の停止）の規定を準用する。

4　主務大臣は、内水面における水産動植物の保護増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定による命令をすべきことを命じ、又は当該命令にかかる増殖計画を変更すべきことを命ずることができる。

（免許料及び許可料）

第百二十九条　内水面における漁業の免許又は許可を受けた者は、毎年、政府に免許料又は許可料を納めなければならない。

2　政府は、毎年、政府に納めるべき前項の免許料又は許可料の総額が左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるように、定めなければならない。

一　漁業法施行法第九条の規定による補償金の交付に要する費用のうち内水面における漁業に関する分

二　政府の行う内水面における増殖事業に要する費用

三　内水面漁場管理委員会の費用

四　前三号に掲げる費用の外、この法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用のうち内水面における漁業に関する分

3　前項の免許料及び許可料に関しては、第七十五条第二項（免許料及び許可料の額）及び第七十六条から第八十一条まで（免許料及び許可料の徴収）の規定は、前項の料金の徴収に準用する。この場合において、第七十五条第二項中「沿岸漁業」とあるのは「内水面漁業」と読み替えるものとする。

（内水面漁場管理委員会）

第百三十条　都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

2　内水面漁場管理委員会は、主務大臣及び都道府県知事の監督に属する。

3　内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

4　この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

（構成）

第百三十一条　内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

2　委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもつて充てる。

3　前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。但し、主務大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

（準用規定）

第百三十二条　第八十五条第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六条（委員の辞職の制限）、第九十八条第一項、第三項、第四項（任期）、第百条から第百三条まで（解任、会議及び議決の再議）及び第百十六条から第百十九条まで（報告徴収等、監督、費用及び委任規定）の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第百十九条中「本章」とあるのは「第百三十条から第百三十二条まで」と読み替えるものとする。

第九章　雑則

（漁業手数料）

第百三十三条　この法律又はこの法律に基く命令の規定により漁業に関して申請をする者は、命令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2　前項の手数料の額は、十円をこえない範囲内において、命令で定める。

（報告徴収等）

第百三十四条　主務大臣又は都道府県知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該官吏吏員をして漁場、○船舶、事業場又は事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　主務大臣又は都道府県知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該官吏吏員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。但し、これによつて生じた損失は、補償しなければならない。

3　前二項の規定により当該官吏吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

4　第二項の場合には、第百十六条第三項（損失補償）の規定を準用する。

（訴願）

第百三十五条　この法律又はこの法律に基く命令の規定による免許、許可又は認可の申請に対する許否その他行政庁の処分に不服がある者は、訴願を提起することができる。

（管轄の特例）

第百三十六条　漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、主務大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。

第百三十七条　この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、特別市にあつては特別市又は特別市の長に、市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第百五十五条第二項の市にあつては区に、特別市にあつては行政区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に適用する。

第十章　罰則

第百三十八条　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第九条の規定に違反した者

二　漁業権、第三十六条の規定による漁業の許可又は指定遠洋漁業の許可に付した制限又は条件に違反して漁業を営んだ者

三　定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営み、又は指定遠洋漁業若しくは第三十六条の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営んだ者

四　第五十二条第一項の規定に違反した者

五　指定遠洋漁業の許可を受けた者であつて第六十一条の規定に違反

した者
六　第六十八條、第六十九條又は第七十條の規定に違反した者
第百三十九條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。
一　第六十六條第一項の規定に違反した者
二　第六十七條第七項の規定に基く命令に違反した者
三　第七十一條第一項の規定による制限若しくは禁止又は同條第二項の規定に基く命令に違反した者
第百四十條　第百三十八條又は前條の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、没収することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。
第百四十一條　左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一　第二十四條第二項の規定に違反して定置漁業権を抵当権の目的とした者
二　第二十六條第一項（第二十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して区画漁業権（第二十七條第二項において準用する場合は定置漁業権）を譲渡の目的とした者
三　第二十七條第一項の規定に違反して区画漁業権以外の漁業権を譲渡の目的とした者
四　第三十條の規定に違反して漁業権を貸付の目的とした者
五　第七十四條第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
六　第百二十四條第四項の規定に違反した者
七　第百三十四條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
八　第百三十四條第二項の規定による当該官吏吏員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者
第百四十二條　第百三十八條、第百三十九條又は前條第一号から第四号までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
第百四十三條　漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、二万円以下の罰金に処する。
2　前項の罪は告訴を待つて論ずる。
第百四十四條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一　第三十五條（第三十六條第四項及び第六十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二　第七十二條の規定に基く命令に違反した者
三　漁場若しくは漁具の標識を移転し、汚損し、又はこわした者
第百四十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第百三十八條、第百三十九條、第百四十一條、第百四十三條第一項又は前條第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。
附　則
1　この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。
2　漁業法（明治四十三年法律第五十八号）は、廃止する。
3　この法律施行後二年間は、漁業の免許はしない。但し、漁業法施行法第一條第二項の規定により期日の指定があつたときは、当該地区及び当該種類については、この限りでない。
4　第二十一條第二項から第四項まで（区画漁業権の存続期間の延長）の規定は、当分の間は適用しない。
5　この法律によつて免許された定置漁業権又は区画漁業権は、当分の間は、移転又は抵当権の目的となることができない。但し、第二十八條第二項の譲渡の場合は、この限りでない。
6　前項の規定に違反して定置漁業権又は区画漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
7　前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
8　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、第六項の罰金刑を科する。
9　第七十五條（及び第百二十九條）（免許料及び許可料）の規定は、許可料に関しては、この法律施行後二年以内において政令で定める期日までの間は適用しない。
10　この法律施行後最初に行う海区漁業調整委員会の委員の選挙の期日は、政令で定める。
11　前項の規定による選挙に必要な選挙人名簿に関して第八十九條に規定する期日又は期間によることができないときは、同條の規定にかかわらず、政令で定める期日又は期間によることができる。
12　この法律施行後最初に選挙され又は選任された海区漁業調整委員会、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、中央漁業調整審議会及び内水面漁場管理委員会の委員の任期は、第九十八條第一項（第百十四條及び第百三十二條において準用する場合を含む。）又は第百九條第五項の規定にかかわらず、政令で定める期間とすることができる。
13　第百二十八條（内水面漁業の料金）の規定は、この法律施行後二年以内において政令で定める期日までの間は適用しない。
14　この法律施行後海区漁業調整委員会が設置されるまでの間は、第百二十五條（使用権設定の裁定）及び第百二十六條（土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定）の規定による海区漁業調整委員会の権限は、都道府県知事が行う。

漁業法施行法案（内閣提出、第五回国会閣法第一八七号）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案は、二十六箇條からなつており、第一には現存漁業権の消滅に関する問題、第二には、消滅する漁業権の補償に関する問題、第三には新法施行までの二年間の漁業権等の措置に関する問題、第四には漁場の制度改革と許可漁業に関する問題を規定したものであつて、これにより漁業法の実施を円滑ならしめるよう措置したものである。

二、議案の修正議決理由
漁業制度の改革をなし、漁業法の実施を円滑ならしめるためには、本法の制定並びに別紙の如き修正を必要且つ妥当と認めたので本案を別紙のとうり修正議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十八日
水産委員長　石原圓吉
衆議院議長　幣原喜重郎殿

漁業法施行法案を次のように修正する。
（現存漁業権の存続）
第一條　漁業法（昭和二十四年法律第　号。以下「新法」という。）施行の際現に存する漁業権（以下単に

「漁業権」という。）及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、同法施行後二年間は、同法の規定にかかわらず、漁業法（明治四十三年法律第五十八号。以下「旧法」という。）の規定は、なおその効力を有する。但し、新法第六十七條の規定及び同條に係る罰則の適用を妨げない。

3　漁業権について政令で地区及び漁業権の種類を定めて期日を指定したときは、その期日以後は、当該漁業権については、前項の規定は、適用しない。

3　漁業権は、新法施行後その存続期間が満了するものであつても、その存続期間は、満了しないものとする。

（漁業権の変更の不許可）

第二條　漁業権の変更は、許可しない。

（漁業権の譲渡等の制限）

第三條　漁業権は、都道府県知事の認可（地先水面専用の漁業権については、主務大臣の認可）を受けた場合を除き、譲渡又は抵当権（現に存する抵当権を除く。）の目的となることができない。

2　前項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（漁業権の貸付契約の解除等の制限）

第四條　漁業権の貸付契約であつて新法施行の際現に存するものについては、借受人が賃貸料を滞納する等信義に反する行為がある場合、一時的に貸し付けた場合、貸付契約の内容が事情の変更によつて妥当でなくなつた場合その他正当の事由がある場合を除き、その解除若しくは解約（合意解約を含む。）をし、又は更新を拒むことができない。

2　前項の貸付契約の解除若しくは解約（合意解約を含む。）をし、又は更新を拒もうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3　前項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

4　前三項の規定は、新法施行の際現に存する入漁権を消滅させ、又はその更新を拒む場合に準用する。

（漁業協同組合による漁業権の取得等）

第五條　漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、河川における漁業権を取得し、若しくはその貸付を受け、又はこれについて現に存する入漁権を取得し、若しくは新たに入漁権を設定することができる。

（旧法に基く許可その他の処分の効力）

第六條　漁業の免許を除き、旧法の規定に基いてした許可その他の行政庁の処分であつて新法施行の際現に効力を有するものは、当該行政庁が新法の規定に基いてすることができるものに限り、これに基いてしたものとみなす。

2　前項の規定により新法に基いてしたものとみなされた処分の有効期間については、漁業調整のため必要な限度において命令で特別の定をすることができる。別に命令で特別の定をおいて命令でその期間を短縮。

（旧法に基く指定遠洋漁業の許可又は起業の認可）

第七條　主務大臣は、その定める期間内に、新法施行の際現に旧法第三十四條第二項（主務大臣の取締規則）の規定に基く命令又は第三十五條第一項（汽船トロール漁業等の許可）の規定に基いて新法第五十二條第一項に規定する指定遠洋漁業について許可又は起業の認可を受けている者につき、中央漁業調整審議会の意見をきいて、その者が新法第五十六條（許可又は起業の認可をしない場合）各号の一に該当するかどうかを審査し、該当する場合にはその者の受けている許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

（旧法に基く訴願）

第八條　新法施行前にした訴願については、なお従前の例による。

（漁業権者等に対する補償金の交付）

第九條　政府は、漁業権又はこれを目的とする入漁権、賃借権若しくは使用貸借による借主の権利（以下「漁業権等」と総称する。）を第一條の規定による漁業権の消滅の時に有している者に対して、この法律の定めるところにより補償金を交付する。

（漁業権等補償計画及び補償金額の算定）

第十條　補償金の交付は、漁業権補償委員会が補償すべき漁業権ごとに定める漁業権等補償計画に従つてしなければならない。

2　漁業権等補償計画においては、補償金額を定めなければならない。

3　前項の補償金額は、左の各号に掲げる額の範囲内において定める。

一　昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日まで（以下「基準年度」という。）の全漁期間貸し付けられていた漁業権については、基準年度の賃貸料（使用貸の場合にあつては漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の賃貸料を参しやくして定める額）の、専用漁業権以外のものにあつては十一倍、専用漁業権にあつては十一倍に相当する額

二　基準年度の全漁期間貸し付けられていなかつた漁業権であつて専用漁業権以外のものについては、漁業権補償委員会が基準年度につき近傍類似の漁業権の賃貸料を参しやくして定める推定賃貸料の十三倍に相当する額

三　専用漁業権であつて基準年度の全漁業期間貸し付けられていなかつたもの又は入漁権については、基準年度の当該権利による漁獲金額

四　基準年度において貸し付けられていた漁期と貸し付けられていなかつた漁期とがある漁業権については、その各々の期間についての第一号に掲げる額と第二号又は前号に掲げる額の十三分の十一に相当する額とを平均した額の十一分の十三に相当する額

五　賃借権又は使用貸借による借主の権利については、その目的たる漁業権の補償金額の二割に相当する額

六　特別の事由により前各号に掲げる額によることができない場合又は著しく不適当であると認められる場合にあつては、主務大臣が定める基準によつて算出した額

4　前項の賃貸料及び漁獲金額は、漁業権調査規則（昭和二十三年農林省令第五十二号）に基いて報告した額による。但し、賃貸料については、漁業会がその会員に賃貸していたため賃貸料が著しく低い場合、事情の変更によつてその賃貸料によることが著しく不適当である場合その他特別の事由がある場合においては、賃貸料によらず、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の賃貸料を参しやくして定める額を賃貸料とし、漁獲金額については、基準年度の不漁、天災等により漁獲金額が著しく少い場合その他特別の事由がある場合においては、その漁獲金額によらず、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の漁獲金額を参しやくして定める額を漁獲金額とする。

5　漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、公告の日から二十日間、補償すべき漁業権の漁場に最も近い沿岸の属する市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供するとともに、公告の日から十日以内に、前條に規定する者であつて知れているものに対して当該漁業権等補償計画について通知を発しなければならない。

一　補償すべき漁業権等を有する者の氏名又は名称及び住所

二　補償すべき漁業権等

三　補償金額

（異議の申立及び訴願）

第十一條　第九條に規定する者又はその承継人は、前條の規定による当該漁業権等補償計画について異議があるときは、漁業権補償委員会に対して異議を申し立てることができる。但し、同條第五項の縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

2　漁業権補償委員会は、前項の申立を受けたときは、同項の異議申立期間満了後二箇月以内に決定しなければならない。

3　前項の決定に対して不服がある申立人は、都道府県知事に訴願することができる。但し、同項の期間満了後二十日を経過したときは、この限りでない。

4　都道府県知事は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二箇月以内に裁決しなければならない。

（知事による補償計画の承認等）

第十二條　前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてこれについて同條第二項の規定による決定があり、且つ、同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてこれについて同條第四項の規定による裁決があつたときは、漁業権補償委員会は、遅滞なく当該漁業権等補償計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

2　都道府県知事が前項の承認をしようとする場合において、主務大臣は、当該漁業権等補償計画が他都道府県の漁業権等補償計画と均衡を失し、その他不当であると認めるときは、都道府県知事に対して承認をしてはならないことを命ずることができる。

3　都道府県知事が第一項の承認を拒んだときは、漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を作成し直さなければならない。

4　漁業権補償委員会が前項の規定により漁業権等補償計画を作成し直さないときは、都道府県知事は、漁業権補償委員会に代つてこれを作成し直すことができる。

5　前項の場合においては、第十條第五項（漁業権等補償計画の公告等）及び前條の規定を準用する。この場合においては、前條第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定による承認を受けたときは、漁業権補償委員会は、遅滞なくその旨を公告し、且つ、第九條に規定する者であつて知れているものに対して通知しなければならない。

7　前項の規定は、都道府県知事が第四項の規定により漁業権等補償計画を作成した場合においてこれについて前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてこれについて同條第二項の規定による決定があり、且つ、同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてこれについて同條第四項の規定による裁決があつたときに準用する。

（承継人に対する効力）

第十三條　前三條の規定によりした手続その他の行為は、第九條に規定する者の承継人に対してもその効力を有する。

（補償金の供託）

第十四條　第九條の規定により補償金を交付すべき漁業権等（その属する漁業財団を含む。）について先取特権又は抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、政府は、その補償金を供託しなければならない。

2　前項の漁業権等（その属する漁業財団を含む。）について先取特権又は抵当権を有する者は、前項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

（補償金増額請求の訴）

第十五條　第九條の規定による漁業権等の補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、第十二條第六項（同條第七項において準用する場合を含む。）の通知を受けた後一箇月を経過したときは、この限りでない。

2　前項の訴においては、国を被告とする。

（漁業権証券）

第十六條　第九條の規定による補償金は、三十年以内に償還すべき証券で交付することができる。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として証券を発行することができる。

3　前二項の規定により交付する証券の交付価額は、時価を参しやくして大蔵大臣が定める。

4　第二項の証券に関して必要な事項は、命令で定める。

（漁業権補償委員会）

第十七條　都道府県に漁業権補償委員会を置く。

2　漁業権補償委員会は、主務大臣及び都道府県知事の監督に属し、その設置された都道府県の区域内に存する漁業権等の補償に関する事項を処理する。

3　漁業権補償委員会は、委員をもつて組織する。

4　委員は、都道府県知事が漁業者及び漁業従事者の中から選任した者七人及び学識経験がある者の中から選任した者三人をもつて充てる。

5　主務大臣は、必要があると認めるときは、特定の漁業権補償委員会について前項の委員の定数と異なる定数を定めることができる。

6　委員の任期は、第九條の規定による漁業権の補償金の交付の事務が終了するまでとする。

7　新法第八十五條第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十五條（兼職の禁止）、第九十六條（委員の辞職の制限）、九十八條第三項（補欠委員の任期）、第百條から第百三條まで（解任、会議及び議決の再議）及び第百十六條から第百十九條まで（報告徴収等、監督、費用及び委任規定）の規定は、漁業権補償委員会に準用する。この場合において、第百十九條中「本章」とあるのは「漁業法施行法第十七條」と読み替えるものとする。

（日光養魚場の所管換）

第十八條　農林大臣が日光養魚場の用に供されている国有財産の所管換を受ける場合には、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五條（異なる会計間の所管換等）の規定にかかわらず、無償とする。

（水産庁設置法の一部改正）

第十九條　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の六を次のように改める。

（その他の附属機関）

第七條の六　左の上欄に掲げる機関は、水産庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
水産物規格審議会	水産物の規格の審査その他指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）に規定する権限を行うこと。
漁船保険審査会	漁船保険法（昭和十二年法律第一一十三号）により政府の行う再保険に関する事項を審査すること。
中央漁業調整審議会	漁業法（昭和二十四年法律第　号）の施行に関する重要事項を審議すること。
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会	瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

2　水産物規格審議会については指定農林物資検査法、漁船保険審査会については漁船保険法、中央漁業調整審議会及び瀬戸内海連合海区漁業調整委員会については漁業法の定めるところによる。

第七條の六の次に次の一條を加える。

（瀬戸内海漁業調整事務局）

第七條の七　瀬戸内海における水産動植物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締その他漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法の施行に関する事務の一部を分掌させるため、瀬戸内海漁業調整事務局を置く。

2　瀬戸内海漁業調整事務局は、神戸市に置く。

3　前二項に規定するもの外、瀬戸

内海漁業調整事務局について必要な事項は、政令で定める。

第八條第一項中「漁業法（明治四十三年法律第五十八号）の施行」を「漁業の許可（瀬戸内海漁業調整事務局の所掌に属するものを除く。）」に改める。

（漁業財団抵当法の一部改正）

第十九條　漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「漁業権若ハ其ノ登録シタル賃借権」を「定置漁業権若ハ区画漁業権（ヒビ建養殖業、カキ養殖業、漁業法（昭和二十四年法律第　号）第六條第五項第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ケル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権ニ付漁業財団ヲ設定シタル場合ニ於テ之ヲ漁業協同組合又ハ漁業協同組合連合会ニ譲渡セントスルトキハ漁業権者ハ抵当権者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

抵当権者ハ正当ノ事由ニ因ルニ非ザレバ前項ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ズ

第一項ノ譲渡アリタルトキハ抵当権ハ消滅ス

2　新法施行後同法附則第五項の規定により定置漁業権又は区画漁業権が抵当権の目的となることができない期間中は、定置漁業権又は区画漁業権を有する者は、これについて抵当権の目的とするため漁業財団を設けることができない。

3　第一項の規定施行の際現に漁業権又はその登録した賃借権について抵当権の目的とするため設けられている漁業財団については、なお従前の例による。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二十條　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項を次のように改める。

第十九條第一項の規定により組合員に出資させ、且つその営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の三分の二以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者である組合は、第十一條に規定する事業の外、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができる。

第十七條第一項の次に次の一項を加え、第二項を第三項とし、同項中「前項」を「第一項」に改める。

2　前項の規定により漁業協同組合が漁業を営むには、組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とする。

第十八條第一項に次の但書を加える。

但し、河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合にあつては、組合の地区内に住所を有し、且つ水産動植物の採捕又は養殖をする者（遊漁者を除く。）であつて、採捕又は養殖に従事する日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえるものも組合員たる資格を有する。

第十八條第二項に次の但書を加える。

但し、前項但書に規定する組合については、この限りでない。

第四十二條第二項中「第十七條の規定による漁業及びこれに附帯する事業を営まない組合の組合員名簿には第五号の事項を」及び第五号を削る。

第八十條、第八十一條及び第八十二條第三項中「従事する者」を「常時従事する者」に改める。

第八十四條第二項第一号中「第一号及び第三号から第五号まで」を「第一号、第三号及び第四号」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者でないときはその旨

（水産協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の一部改正

第二十一條　水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十三條第六項中「財産」を「財産（漁業権、これを使用する権利若しくは入漁権又はこれらの権利に基いて当該水産業団体の取得した財産を除く。以下本條中同じ。）」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（漁業権管理委員会）

第十三條の二　漁業法施行法（昭和二十四年法律第　号）施行の際現に存する漁業権で漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有しているものは、同法施行後二箇月以内に総会を招集しなければならない。

2　前項の総会には、第十二條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、「会員」とあるのは「水産業協同組合法第十條第二項に規定する漁民（同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。）たる会員」と読み替えるものとする。

3　第一項の総会においては、漁業権管理委員会の委員を選挙しなければならない。

4　前項の委員の選挙は、水産業協同組合法第十條第二項に規定する漁民たる者を含む。）たる会員の無記名投票によつて行う。

5　第三項の委員の定数は、五人から九人までとし、その全部が水産業協同組合法第十八條第一項に規定する漁民でなければならない。

6　漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に係る理事の権限は、漁業権管理委員会が行う。

7　第一項の漁業会の清算人は、漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に基いて当該漁業会が取得した財産の処分については、漁業権管理委員会の意見をきき、これに従わなければならない。但し、漁業権管理委員会の意見が総会の議決に反する場合は、この限りでない。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二十二條　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「漁業協同組合、漁業生産組合、」を「漁業協同組合、漁業生産組合、」に改める。

（旧法の罰則の適用）

第二十三條　新法施行前（この法律第一條に規定する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、同條の規定により効力を有する旧法の失効前）にした行為の処罰については、新法附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則）

第二十四條　左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第三條第一項の規定に違反して

漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者

二　第四條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第二十五條　前條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十六條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二十四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、新法施行の日から施行する。

2　この法律施行後海区漁業調整委員会が設置されるまでの間は、都道府県知事は、第三條第二項又は第四條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、海区漁業調整委員会の意見をきくことを要しない。

【第十七号参照】

請願に関する報告書

漁港法制定に関する請願（請願者　千葉県漁港協会長小谷三之助）（小高熹郎君紹介）（第三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県における県費支弁港は十港、船だまりは八十九港に及び近年、港勢の急激な発展に伴い、その管理、工事の施行、費用の負担については法的になんらの根拠なく、そのつど協議または実施により処理しているが、事業進展上、多大の支障をきたしている。ついては、すみやかに漁港法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性を充分に認められるので本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

漁港法制定に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地漁港協会長井出正孝）鈴木善幸君紹介）（第七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁港に関する諸施策を強力に実施運営し、漁港の法制的組織を確立し漁業生産の増強に万全を期するため、第六国会において漁港法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性を充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

漁業金融に関する請願（請願者　東京都港区芝海岸通一丁目二十番地日本旋網漁業協会長春日信市外六名）（小高熹郎君紹介）（第七七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年七月八日農林省制定の漁業共済基金制度要綱並びに漁業手形制度要綱及び漁業手形つなぎ融資要綱につき、次の措置を講ぜられたいというのである。

（一）　この三段制による制度要綱の法制化をはかること

（二）　共済基金に免税措置を講ずること

（三）　事務手続の簡素化をはかること

（四）　漁業金融のための独立の金融機関または特定の金融機関の設置をはかり漁民側の自主的行動を反映せしめるようにすること

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性を充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

久遠船入ま拡張工事施行の請願（請願者　北海道久遠郡久遠村長吉田角三外二名）（富永格五郎君紹介）（第六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

久遠船入まは昭和七年以来合計六十八万四千円の経費を以て工事を施行したが、工費少額のため総体的に欠陥不備の点多く、しけの際の波浪浸入甚しく船舶の出入危険のみならず、収容力を減殺する等船入まとしての真価を発揮し得ない実情にある。ついては、近海は優良な漁場であり漁業上重要な港であるから、さらに本船入まの拡張整備をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

追直濱に船入ま築設の請願（請願者　室蘭市長熊谷綾雄外一名）（篠田弘作君紹介）（第九〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近活動いちじるしい発動機漁船およびその他の漁船は、現在追直濱に船入まの設備なきため、わざ〳〵数哩を航行して室蘭市港に至つており、これに要する費用と労苦は甚大であるから、追直濱に船入まを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議会の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

久慈港に船だまり築設の請願（請願者　岩手県九戸郡久慈町長山内堯文）（鈴木善幸君紹介）（第五四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県久慈港沖合一帯は、本邦屈指の三陸漁場であるが、該港に基本施設である船だまりを欠いているため、漁獲物に遠く離れた宮古港、または八戸港に水揚げされ、その上しけに会えば漁船は他の港に避難しなければならない実情にあるから、すみやかに該港に船だまりを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大浜湾に船だまり築設促進の請願（請願者　宮城県知事佐々木家藏

治外十九名〆内海安吉君紹介〆第六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡宮戸村大浜湾は、金華山漁場三陸方面への船舶の避難港であり、荒天時の高浪による船舶及び漁具の被害を未然に防ぐため、大浜湾に船だまりを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

志和岐浦に船だまり築設の請願（請願者　徳島県海部郡三岐田町志和岐浦森脇豊吉外九十三名〆岡田勢一君外四名紹介）（第七二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県海部郡三岐田町志和岐浦は四国の南東端、紀伊水道に突出している蒲生田岬の南西数海里の一漁村で住民の九割が漁業によつて生活しているが、海辺は砂浜と岩しようのため船だまりなく出漁、入漁に際して多大の労力を要している。又そのために附近の港湾をも、漁村に比較して三分の一程度の出漁であり、しかも無動力の小型船であるから、沖合遠く出ることも出来ず、漁場として優れた紀伊水道にあり乍ら、十分にその成果をあげることが出来ないから、該浦に船だまりを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

室蘭市に北海道水産試験場支場設置の請願（請願者　室蘭市長熊谷綾雄〆篠田弘作君紹介〆第九〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の太平洋岸は、寒暖潮流による天與の好漁場であつたが、海流の変化または一部の濫獲のため、近年いちじるしく漁獲の減少を来しているから、余市町の水産試験場の支場を室蘭市に設置して、水産漁業の振興を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

魚族資源の維持培養に関する請願（請願者　東京都港区芝海岸通一丁目二十番地春日信市外六名〆小高熹郎君紹介）（第七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の漁業不振と漁場の荒廃は、戰時、戰後を通じて、盲目的食糧増産により、漁業の危機を招来したが、その復興再建の基本的要件として漁民生活の確保を図るとともに海産資源の国費による徹底的調査、発表及び魚族資源の維持培養について、法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

茂生港船入ま修築の請願（請願者　北海道濱益郡濱益村長星野菊太郎〆苫米地英俊君紹介）〆第九八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本村の船入まは、昭和十八年以来漁業に輸送に寄與する所が多いが、にしん漁業の最盛期には最大入港船舶一日百隻を算するが、ま内の收容力は二十トン以下の発動機船二十隻程度の貧弱さであり、また本村海域は遭難船が多く、それらに対処する重大な使命を負荷されているにもかかわらず規模があまりに狭小であるから、速かに国費をもつて茂生港を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

汐吹船入ま築設工事促進の請願（請願者　北海道檜山郡上ノ國村長澤村才藏外一名〆富永格五郎君紹介）（第一〇〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道檜山郡上ノ國村汐吹部落は豊富な未開発漁田に面しているので漁船の出入がひんぱんであるが船入まなく、とくに盛漁期には波浪激しく出漁困難で漁業発展を阻害しているので、道費補助で船入ま築設に着工したが、工費の関係上完成はおぼつかない。ついては、国庫補助により該工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

青谷港防波堤築設に関する請願（請願者　鳥取県気高郡青谷町長大谷一佐外千六百二十四名〆稲田直道君紹介）（第一〇八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県青谷港は、海水の逆流による塩害を防ぐため、二十数年前導流堤と防砂堤とを築造したが、昭和九年の大風水に欠潰し以来河川を改修しているが、これが今年限りで工事打切りとなつた。青谷川はこう水の際には、上流からの水と海水とが相戰い水位は異常に高まり、沿岸の田畑人家に浸水するから、この災害を防ぐため一文字防波堤を築造されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

瀬崎漁港施設災害復旧の請願（請願者　京都府舞鶴市字瀬崎奥西時

次外三十二名）（大石ヨシエ君紹介）（第一一二八号）に関する報告書）

一、請願の要旨及び目的

瀬崎漁港は舞鶴湾口の要衝にあり、漁業根拠地として知られているが、本年の大暴風により甚大の災害を被り該港発展に支障をきたしている現状である。ついては、該港施設災害復旧をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

豊岬漁港築設の請願（請願者　北海道苫前郡初山別村長前田廣紀）（主管信一君紹介）（第一一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡初山別村豊岬漁港は、北海道西北部海岸魚田開発の枢要地として、すでに道庁の実測、設計も完成している。ついては、すみやかに該漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

吉里吉里港修築工事継続の請願（請願者　岩手県上閉伊郡大槌町大字吉里吉里四丁目二十四番地ノ一堀合七之丞外百五十四名）（鈴木善幸君紹介）（第一一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県吉里吉里港は、三陸漁場の中枢部にある漁港であるが、港湾設備が不備なるため、関係諸庁の認承を得、三ヶ年継続工事として昭和二十三年度より修築工事に着手したが、昭和二十五年度においても継続して綜合設備の修築実現を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

越喜来村崎濱の防波堤延長並びに物揚場築設の請願（請願者　岩手県気仙郡越喜来村村長熊谷留之助外三百五十七名）（鈴木善幸君紹介）（第一一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県気仙郡越喜来村崎濱は、定置漁場を有し沿岸漁業の中心地でありながら、漁港施設が不備のため、漁業生産と経済上に至大の不便不利をこうむつている。ついては、崎濱に政府の助成金を以て防波堤の延長及び物揚場を急速に築設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

根白漁港修築促進の請願（請願者　岩手県気仙郡吉濱村長白木澤純三外三百五十五名）（鈴木善幸君紹介）（第一一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県気仙郡吉濱村根白漁港は、財政難のため、荒廃に委せ、その維持改良が行われず生産能率を低下させている。ついては、国庫補助を増額して、すみやかに、修築工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

小濱港に船揚場施設工事促進の請願（請願者　岩手県下閉伊郡小本村長八重樫良雄外三百十三名）（鈴木善幸君紹介）（第一一五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下閉伊郡小本村小濱は三陸沿岸屈指の大漁場をひかえているにもかかわらず、沿岸地帯は港湾に恵まれず、些少の風波にも出漁不能の場合多く、日常の不便はなはだしい状態である。先年、船ひき場が施設されたが、僅か十数せきの小漁舟を収容しうるにすぎず、風波強き場合は、船付困難であるから、小本村小浜港に船揚施設改良工事を国庫補助にて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

磯鶏漁港修築の請願（請願者　岩手県宮古市長關口義隆外三十七名）（鈴木善幸君紹介）（第一一五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県宮古港は数次の埋立工事と昨今増加しつつある外来大型船舶の入港により、中小漁船けい泊水面積がせまくなり、漁船の安全な泊地たり得ない状態である。一方閉伊川岩壁のけい留場も上流から流出される土砂のため河口が埋積され、中小漁船の航行にも支障を来し、カザリン、アイオン両台風の災害により一千余隻の漁船を失つた。ついては、宮古

市磯鶏港を修築して漁船の避難港とし、増産の実をあげしめるよう、配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

野田港に漁港並びに避難港の施設実施の請願（請願者　岩手県九戸郡野田村長川原文作外九百八十九名）（鈴木善幸君紹介）（第一一六〇号）に関せる報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸は屈指の大漁場をひかえているにもかかわらず、宮古港以北には八戸港に至るまで良港なく、野田港には避難港としての施設がないため、海上が荒れる時は漁船は宮古又は八戸港に避難しなければならぬ。その労力の空費損失は多大なものである。昭和二十二年野田村長根濱の船たまり場の修築が認められたのであるがこの機会に野田港を避難設備を兼ねた漁港とするように認められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

田老漁港修築の請願（請願者　岩手県下閉伊郡田老町長久保利七外八百四十六名）（鈴木善幸君紹介）（第一一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岸手県下閉伊郡田老港は、宮古市から北方六浬の地点にあり、三陸漁場の中心にありながら明治二十九年と昭和八年の二度のつなみにより漁港は破壊され、地元漁民は辛じて小型動力船と無動力船で雑魚、海藻等の漁業により生計をたてている。ついては、該港に防波堤ならびに船揚場の築設を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大槌漁港修築継続の請願（請願者　岩手県上閉伊郡大槌町長金崎節郎外三十四名）（鈴木善幸君紹介）（第一一六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下における漁港、船たまり、船揚場等は貧弱であつて、多年荒廃にまかせ、自力のみによつては整備改善は困難である。上閉伊郡大槌町においても大槌港及び吉里吉里港は昭和二十五年度防波堤修築工事を主務省苑に申請中であるから、現行国庫補助率を引上げ、また漁港等の整備拡充を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

水産金庫設置に関する請願（請願者　松江市朝日町四百七十五番地丸川久俊）（鈴木善幸君紹介）（第三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁区の制限による漁獲高の減少、輸入資材のこういう等に加え金融が逼迫して、水産業に致命的打撃を與えている。水産業は危険な企業であり、かつ漁師に貯蓄思想が無いという従来の考えよりして一般の金融機関の協力を望むことは無理なことである。ついては、水産に理解の深い専門の金融機関として、水産金庫を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

沖の島漁港築設費国庫補助の請願（請願者　福岡県知事杉本勝次外四名）（平井龍一君紹介）（第三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

沖の島は、対馬、壱岐、山口県沿岸に至る回遊魚の主流の中心にあつて、従来操業はその施設の関係により、対馬、壱岐を根拠として沖の島附近に出漁していたものであるが、沿岸からの距離に制約されて、漁場の高度利用までに至らない現状である。今般沖の島に漁港が築設されることとなつたが、これにより、出漁半径の増大、操業時間の延長、燃油の節約等の利益をもたらし、漁場の最高度の開拓並びに沿岸漁民の福利増進となるから、該漁港の築設費に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

羽幌漁港修築促進の請願（請願者　北海道苫前郡羽幌町長渡部賢次郎外一名）（王盥信一君外一名紹介）（第二六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩国羽幌町は、沿岸唯一の海、陸物産の豊富な地で、食糧の増産並びに輸送のため、漁港の完成は一日もゆるがせにすることができない。ついては、すみやかに羽幌漁港修築工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

師崎漁港改修の請願（請願者　愛知県知多郡師崎町長大松逸郎）（久野忠治君紹介）（第一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

師崎港は知多半島のせん端にある商、漁港として港勢いちじるしく発展し、さらに近海の連絡並びに仲継港として近年その重要性は急激に増大しているが、設備不完全のため、一朝暴風雨に会えば、船舶の損害は大きい。ついては、該港改修工事をすみやかに施行されたいというので

ある。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

南串山村字京泊に船だまり築設の請願（請願者　長崎県南高來郡南串山村長寺田善吉外七名）（第一八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県南高來郡南串山村は、農、山、漁村であつて、甘しよの差額は、県下の首位を占め、いわしの漁獲高も橘湾第一位にあるが、船舶に完全なる港湾がないため、一朝暴風雨に際会すれば、人命の損失及び船舶の破損多く、水産業の発展を阻害している。ついては、すみやかに該港に船だまりを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

網地浜に防波堤築設の請願（請願者　宮城県牡鹿郡鮎川町字網地浜阿部利三郎外九名）（庄司一郎君紹介）（第一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県牡鹿郡鮎川町字網地浜は、五方里の小島であるが、八十隻内外の漁船を有し、年間平均二億五千万円の漁獲高がある漁村であるが、船だまりに防波堤がないため、漁船の出入及びでい泊に困難をきたし、主食糧の輸送にも多大の支障を及ぼしている現状である。ついては、水産物の増産並びに島民の福利増進のため、網地浜に防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本議願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

萩漁港修築の請願（請願者　萩市長安村正人外四名）（吉武惠市君紹介）（第四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

萩市は日本海西部漁港の中心地に位し、遠洋及び沿岸漁業の根拠地を占め、漁船は日を追うて激増し、港勢とみに進展している現状である。しかるに漁港は旧藩時代毛利公の修築以来ほとんど修築されないでおり、近代的施設がなく、漁船のでい泊にもきわめて不適当である。ついては、萩漁港の重要性を考慮して、すみやかに修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

尾札部村川汲に船入ま築設の請願（請願者　北海道茅部郡尾札部村川汲加我金藏外十二名）（川村善八郎君外二名紹介）（第三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡尾札部村川汲は最近漁業の発展に伴い漁船の出入が多くその総数千隻を超える状態にあるが、これが收容力は現在わずかに五十隻に過ぎないので、一朝暴風雨があれば、船舶の破損するもの多く、あるいは遠く避難せねばならぬ不利不便を忍んでおり、生産面に多大の損害を受けている現況である。ついては、すみやかに尾札部村川汲に船入まを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

柳井漁港施設拡充の請願（請願者　山口県玖珂郡柳井町長窪田秀夫）（佐藤榮作君外三名紹介）（第三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

柳井漁港は海陸交通の要衝にあつて、漁船、漁獲物等がふくそうしているが、一朝暴風雨があれば被害は大きく、戰争のため、港湾の改修を放置されたままで、その施設の不備により輸送上の能率をはなはだしく阻害されている。ついては、すみやかに柳井漁港の施設を拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

漁業災害補償制度設定に関する請願（請願者　盛岡市岩手県議会内村上順平外一名）（鈴木善幸君紹介）（第三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業関係法規の改正に当り、不漁共済制度の法制化を中核として漁業保険の効果を十分に発揮できるよう漁業災害補償制度を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分認められるので本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

漁船法並びに漁船船員法制定に関する請願（請願者　東京都港区芝海岸通一丁目二十番地春日信市外六名）（小高熹郎君紹介）（第七八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁船及び漁船乗組員に関する行政は、現行制度上多元的取扱いを受け、水産行政の綜合性も自主性も全然無視されている現状にかんがみ、新漁業制度と併行し、漁船法並びに漁船船員法をそれぞれ單行法として制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

徳島県下の漁港修築に国庫補助の請願（請願者　徳島県知事阿部五郎外六名）（岡田勢一君外四名紹介）（第五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県下牟岐港のほか、三十数港は、いまだに自然の地形を利用している状態であり、一朝台風または高浪に会えば、漁船は他地に避難している現状であるから、牟岐港外各漁港の修築費に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

萩漁港修築の請願（請願者　山口県知事田中龍夫外一名〇佐藤榮作君外五名紹介）（第五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

萩市は日本海西部漁場の中心地に位して最も枢要な地点にあるが、現在使用中の漁港は、旧藩時代から改修されず小規模な施設が分散して綜合的な近代漁港としては不適当である。ついては、同港を中心として集散する漁船は日を追うて激増してゆくから、農林省指定陸揚地に即応するように萩漁港を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

長洲漁港修築の請願（請願者　大分県知事細田徳壽）（永田節君紹介〇第六二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長洲港は大分県北部における有数の漁港としてまた商港として同県の経済発達に寄与するところ大であるが、河口港である関係上、近年港湾施設埋没し、その機能を喪失する悲運にある。ついては、すみやかに該港の修築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

漁港施策に関する請願（請願者　岩手県盛岡市内丸岩手県漁港協会会長鈴木善幸）（鈴木善幸君紹介）（第五四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の保健上水産物の増産は、刻下の急務であるが、岩手県の漁港施設は多年荒廃にまかせて能率が低下している。ついては、その増産の基本的施設である漁港、船だまり、船揚場及びしゅんせつ施設等の整備と充実のために国庫から助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

三厩村漁港拡張工事促進の請願（請願者　青森県東津軽郡三厩村長牧野嶋五郎外五名〇山崎岩男君紹介〇第四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県三厩村漁港は、青森県最北端に位し、天然の良港であり、昭和二十三年県費支弁港に、本年六月指定港に昇格し、避難港、漁業基地となったが、最近漁業の振興とともに船舶の出入数が増加し、収容能力を超過して、避難船舶は暴風の際には災害をこうむり、漁業の振興上多大の支障をきたしている。該港は漁業基地として将来性があり、北海道の連絡港としても重要な地点にあるから、拡張工事の実施を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

増毛漁港拡張工事施行の請願（請願者　北海道増毛郡増毛町長東尾淡逸外二名〇佐々木秀世君外一名紹介）（第八一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

増毛港は自然的、地理的好漁場であるが、施設狭小のため、一朝荒天には多大の損害を被むつて漁港としての使命が達成できない実状である。ついては、該港の拡張工事をすみやかに実施されたいというのである。

一、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

様似漁港等築設費全額国庫負担の請願（請願者　北海道様似郡様似村長留目四郎外一名〇篠田弘作君紹介）（第九〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道様似郡様似附近は世界三大漁場の一つとして漁業開発上重要地帯であるが、適当な港湾施設、船入まが無くて船舶漁船に多大の不利不便をおよぼし、漁業の発展を阻害している。ついては、様似漁港の築設、および、各島、鵜苫に船入まを全額国庫負担により築設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

木直船入ま築設の請願（請願者　北海道茅部郡尾札部村長杉谷梅一〇田中元君紹介）（第五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道尾札部村字木直は、漁業上枢要の部落であるが、現在船入まがないために、出漁のつど、巻上げを

余儀なくされ、生産に大きな支障を来しているから、すみやかに該船入まを新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

赤岡町に漁港築設の請願（請願者　東京都港区芝櫻田太左エ門町三番地　坪倉宗春）（長野　長廣君紹介）（第一二〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

赤岡町には現在原始的な船だまりがあるだけで漁民の不利不便はなはだしい。ついては、農林省の調査も終了しているから、香宗川川口附近に新たに漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性は充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長　幣原喜重郎殿

通商産業委員会報告書

【第九号参照】

輸出品取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

現行の輸出品取締法は、わが国輸出品の品質の改善と海外における声価の向上を図るため昨年七月制定せられ、本年三月より実施せられているのであるが、現今の輸出品質中クレーム、キャンセル等の処理等の問題が生じている現状であり、更に世界的なドルの不足、ポンドの切下等に伴つて、今後ますますその烈化が予想せられ、国際市場における競争に対処して、わが国輸出貿易の進展を図るためには、価格の適正であるということは勿論であり、この品質の点においても改善を一段と図り、わが国商品の海外における声価を恒久的に維持向上せしめるということが必要となつたのである。

以上が本法律案の目的である。

二、議案の要旨

（一）輸出品の海外における声価の維持向上及び品質の改善を図るため、特に必要がある場合は、主務大臣が輸出品を指定し、通常の用法において正常の機能を果さないような輸出品の輸出を防止するために、輸出の最低の標準又は包装條件を設定し得るようにすること

（一）等級表示の責任者は、現在輸出業者のみとなつているが、これを輸出業者のみに限定せず、実情に応じて生産業者をもその責任者となり得るようにすること

（一）等級表示の励行確保を図るため、臨時検査に関する規定を新たに設けること

三、議案の可決理由

従来の法には判然と等級表示の責任者が一部分業者のみであつた不明瞭の点をはつきりと表示し、その他包装條件を設定していることは現今の貿易現状にかんがみ、適正妥当なる時宜を得たものと認め、本案は政府原案の通り、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月十七日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十一号参照】

帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案（参議院送付、内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

帝国石油株式会社に対する政府の出資義務を解除して、政府所有の株式を処分し、もつて政府の財政収入の増加を図ろうとするものである。

二、議案の要旨

本法律案は、帝国石油株式会社（以下帝石と略称する。）に対する政府の出資義務を規定した帝石法第三條を削除し、政府所有株式を換価処分しうる途を開き、もつて、均衡予算達成の一助となし、同時に帝石法第二條を削除したが、今後帝石の増資については、帝石法第十九條により、これを承認すれば足りることとし、現在の規定の重複を避けようとするものである。

三、議案の可決理由

政府の財政収入の増加を確保する見地よりみて、本法律案は時宜を得たものと認め、多数をもつて、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十三日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律案（参議院送付、内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

帝国燃料興業株式会社は、帝国燃料興業株式会社法に基き、主として人造石油製造事業に対する投資をなす目的をもつて昭和十三年一月十九日資本金一億円で設立され、政府は同社の資本金に対し、その半額を出資して、同法による強力な監督と助成を行つた。その後同社の事業も漸次拡大され、投資事業と並行して直接人造石油製造事業も営んだのであるが、終戦後は海外資産の喪失や政府補償の打切等甚大なる影響をうけ、特別損失額は八億円に達したので、特別経理会社に指定されたのである。

しかし同社は、残存施設を利用して硫安製造用原料ガスの製造等を行う三会社を作り、これらを第二会社として同社は解散する整備計画を提出したところ、本年四月二十六日認可され、同年七月七日に解散したので、同社が解散した以上、本法は廃止する必要があるというのが、本法案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

帝国燃料興業株式会社が廃止された以上、本法の廃止は当然なる措置と認め、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十三日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律案（参議院送付、内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、帝国鉱業開発株式会社（以下鉱発と略称する。）に対する政府の出資義務その他鉱発の資本金に関する規定である鉱発法第三條を削除して、政府所有株式を換価処分しうる途を開き、もつて政府の財政収入の増加を図ろうとするものである。

二、議案の可決理由

政府の財政収入の増加を確保する見地よりみて、本法律案は時宜を得たものと認め、多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十三日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案（参議院送付、内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本法律案は、日本製鉄株式会社に対する、政府の出資義務を規定した日本製鉄株式会社法第五條を削除して、政府所有株式を換価処分しうる途を開き、もつて政府の財政収入の増加を図ろうとするものである。
二、議案の可決理由
政府の財政収入の増加を確保する見地よりみて、本法律案は妥当なるものと認め、多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十三日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長　幣原喜重郎殿

産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案（参議院送付、内閣提出）に関する報告書
一、議案の目的
産業設備営団及び交易営団は、すでに閉鎖機関に指定せられているが、両営団法はいまだ廃止せられておらず、形式的にはなお存続しているので、両営団の廃止に至るまでの法律関係を明確にせんとするものである。
二、議案の要旨
産業設備営団及び交易営団は、それぞれ昭和二十一年十二月十八日及び昭和二十二年二月二十日閉鎖機関に指定せられ、閉鎖機関令の規定に従つて解散し、現在大蔵大臣監督の下に閉鎖機関整理委員会が特殊清算人としてその清算に当つているが、この際
1　両営団の特殊清算の事務の進行状況とにらみ合せ、両営団法の失効の時期をあらかじめ明確にしておくこと
2　両営団法は特殊清算を行うに必要な範囲以外のいかなる業務も行い得ないこと
3　両営団法に基き、新たに、産業設備営団又は交易営団は設立してはならぬこと
の三点につき規定を設け、もつて両営団の廃止に至るまでの法律関係を明確にしたものである。
二、議案の可決理由
形式的にはなお存続している両営団の廃止に至るまでの法律関係を明確にすることは、きわめて妥当なることと認め、全会一致をもつて、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十三日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十八号参照】
請願に関する報告書
十津川村電化事業費国庫補助の請願（請願者　奈良県吉野郡十津川村長吉澤守）（前田　正男　君外一名紹介）（第五四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県吉野郡十津川村は戸数二千三百を有するが、そのうち電気の恩恵に浴するのはわずか五百戸にすぎず、しかも最近石油の配給が少量であるため、たいまつを利用する等きわめて非衛生的生活を余儀なくされている、また該村民の生業である山林伐採も電力設備がないため、木材を製造することができず、原木価格で販売するため村民は経済的に窮状に追い込まれている。ついては、これが打開を図るため、現在施行中の本村電化事業に対し国庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
未点灯部落の電化については、隣接部落からの配電線の延長によつてその目的が達せられ、不利不便を除き且つ生産に好影響を與えることになるから、本請願の如きは、当然実施すべきである。しかし国庫補助の点は、国家財政上困難と思われるのでこの点につき、研究を重ねることにして、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長　幣原喜重郎殿

上椎葉の電源開発促進に関する請願（請願者　福岡県知事杉本勝次）（上林山榮吉君紹介）（第七〇六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
九州の電力事情は電源が極めて貧弱で休停電がひん発して復興に大きな支障を與えているが、今回中央において企図されている上椎葉の水力電気発電所は九州産業界の進展に寄與するところ大であり、失業者並びに引揚者を吸収して失業対策の一助ともなるから、この事業を五ケ年の継続工事として速かに着工されたいというのである。
二、請願の議決理由
九州地方の電力事情悪化にかんがみ、同地方の電力増強を図るため、火力に代る大貯水池式発電所の建設は極めて必要なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長　幣原喜重郎殿

自動車産業に対する月賦販売資金融通の請願（請願者　全日本自動車産業労働組合新堂熏男〇春日正一君一名紹介）（第一〇七四号）、同（請願者　全日本自動車産業労働組合中村秀彌）（田中　織之進君外一名紹介）（第一〇七五号）及び同（請願者　愛知県西加茂郡擧母町トヨダ自動車会社弓削誠〇三宅則義君紹介）（第一二二一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
輸送計画確保のため毎年自動車の更新生産が必要であるが、新車購入資金の調達は困難なるため、輸送業者その他は多大の支障をきたしている。ついては、該産業に対し月賦販売資金を融資されたいというのである。
二、請願の議決理由
「金づまり」の現在、本請願の趣旨は妥当と認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長　幣原喜重郎殿

夜間学校を緊急停電措置から除外の請願（請願者　東京都文京区同心町二十番地全国夜間高等学校教育連盟委員長鈴木佐市〇福井勇君紹介）（第七〇五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
さきに東京都公私立夜間学校教職員連盟及び神奈川県夜間学校協会の連名で緊急停電に関し請願し国会の採択を得たが、資材難、予算難に禍されて実現を見ていないため、本年もまた緊急停電に遭遇して夜間学徒は重大事態に直面している。ついては、夜間学校に連合軍用線もしくは無停電の特別線を利用し得る方途を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
教育振興の見地よりしても本請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長　幣原喜重郎殿

炭鉱向け電力割当に関する請願（請願者　東京都千代田区神保町三丁目武藤武雄ノ岡田春夫君外二名紹介）（第七〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

炭鉱向け電力の本年度第三・四半期政府割当によると、約五千八百万キロワットアワーの不足となり、大幅の出炭制限を余儀なくされる。これは電力の面から出炭抑制を強行し、炭鉱労働不安を醸成する重大問題である。ついては、電力割当を増加し、基礎産業の石炭生産に不安のないよう措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

基礎産業の石炭生産増強の見地からも、電力割当の重要性を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

瀬田川の発電計画に関する請願（請願者　滋賀県議会議長小林郁）（河原伊三郎君紹介）（第一八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

琵琶湖の水量と、瀬田川の流水利用による発電計画案には、新宇治案と日発案の二案がたてられたが、この二計画案のうち、日発案を採用するときは、地方財政確立に寄与するところが大きいとともに企業に伴う諸補償をも解決せしめるため、これを地方公共団体の公営事業として施行せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

現在瀬田川発電につき経済安定本部河川綜合開発協議会で関係各省により比較検討中であり、電源開発の重要なことは申すまでもないのであつて、本請願の趣旨は適当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

瀬戸市に電気試験設備設置の請願（請願者　愛知県瀬戸市蔵所町電磁器協会委員長長谷川正博ノ早稲田柳右エ門君紹介）（第四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

瀬戸地方において生産されるがい(碍)子は、国鉄、通信、配電会社その他基礎産業にとつて必需品であり、最近ではオーストラリア、印度、フイリピン等海外への輸出も増加している。がい(碍)子製品はつねに物理的電気的諸條件を具備しなければ商品的価値はないという特異性を有しているため、この製品の性能には科学的検査を要し、電気試験設備を有しない瀬戸市の業者は、肉眼検査によるより他に術なき現状であり、このことは輸出産業として憂慮すべき難点となつている。ついては、該事業救済のため、瀬戸市に電気試験設備を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

瀬戸地方における種々特殊産業特に輸出品の振興発展のためにも科学技術を必要とすることは勿論であつて、これらの産業の特異性を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

上水道供給用電力割当制度改正の請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太ノ江崎眞澄君紹介）（第五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行上水道供給用電力の割当は、前年の実績を基礎として割当されているが、前年度の実績によることは給水戸数の増加その他による現実と一致しないから、現実に応じた申請としての全額量を割当られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当なりと認め、その実情を調査し適当な措置をなすこととして、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

開拓地の電気導入施設費国庫補助の請願（請願者　岡山県議会議長小野泰治郎ノ若林義孝君外五名紹介）（第八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新しき開拓地入植者は開拓地が大部分へき遠の地であるため、文化施設から見離されている計りでなく、日常生活に欠くべからざる燈火にさえ苦しんでいる状態であるから、開拓地に燈火の恩恵に浴せしむるよう電気を導入するために国庫より補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓地の電化については、隣接部落より配電線の延長によりその目的は達せられる。この電化により民生の安定は勿論種々産業上にも好影響があるのにかんがみ、本請願の主旨は妥当と認められるが、開拓地電化に要する費用の国庫補助は国家財政上から困難と考えられる。この点についても研究をすることとして、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

中小企業の金融対策に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業の金融難打開策として、従来の大都市偏重あるいは大企業重点の融資方法では、地方中小企業には、なんらの恩恵もない。ついては、健全なる中小企業に確実に融資されるよう地方金融機関を指導し、円滑なる金融対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興育成は、中小企業振興対策の核心であり、資金の地方還流はこれが裏付として不可欠なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

寒冷地に対する衣料等特配の請願（請願者　山形県婦人連盟理事長三浦コト）（牧野寛索君紹介）（第八二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

衣料等の配給は、中国、四国、九州等の比較的温暖の地も、約半年の間も雪に埋もれている東北、北海道の如き寒冷の地も、全く同じである事は、事実を無視した悪平等であるから、これを改正して寒冷地には衣料の特配をされたいというのである。

二、請願の議決理由

特紡製品その他の統制外繊維製品も相当多量にあるので、寒冷地の一般消費者も自由に購入しうることが出来るが、しかし寒冷地には特定の衣料が必要であるにかんがみ、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

九州の電力危機緩和に関する請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（川野芳満君紹介）（第二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全九州の電力危機突破策として左記事項の法的措置を講ぜられたいというのである。

（一）休止中の全九州の炭坑その他の自家用発電設備を総動員すること

（二）総動員に際しては従来の日発補償を改めて自家用発電業者に対する直接国家補償による健全運営を行うこと

二、請願の議決理由

九州地区の電力危機を緩和することは、全産業に及ぼす影響はすこぶる重大なるにかんがみ、本請願の主旨は適切なるものと認めるが、自家用火力発電所の運転経費を当該企業に負担せしめるか、電気事業に負担せしめるかあるいは又国家補償によるかについては、種々困難な点があるので、研究を続けることとして、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

廣畑製鉄所再開促進の請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内二丁目二番地緒方孝男）（河本敏夫君紹介）（第一一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣畑製鉄所の再開は輸出振興、造船計画完遂等日本産業再建上緊急を要するから、該製鉄所の早期再開を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

廣畑製鉄所の再開は、既に本年度せん鉄生産計画に織込み十二月頃から動の予定であつたが、鉄くず配合率の変更により延期されたままになつているが、来年度の鉄鋼生産計画の策定に当つては、くず鉄の不足からせん鉄の増産はどうしても必要であり、新しく高炉に火入れしなければならぬ訳である。この際あらゆる條件より勘案して、廣畑製鉄所を優先的に火入れすることはきわめて望ましいし、日本産業再建の見地よりみても緊急を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した次第である。なお、本請願は、これを議院において、採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

度量衡法の一部改正に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来市町村長は度量衡法施行令第十四條により当該官吏の補助として地方長官の命を受けて取締を行つてきたのであるが、その職権が薄弱であるため、取締上充分の効果をあげることができないから、市町村長にも度量衡の定期検査並びに取締の権限を附与されるよう、該法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

度量衡器及び度量衡の計画の取締の執行機関は、度量衡法施行令第十四條により、都道府県知事が行い、都道府県知事は市町村長をしてこれが取締の執行を補助せしめることができることに定められているが、これが規定は最近の実状に適合せぬように考えられるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

荒尾市周辺の鉱害地復旧促進の請願（請願者　荒尾市長寺田佐平外一名）（寺本齋君外三名紹介）（第二九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県荒尾市一帯は、戦時中の増産政策のため、坑道の維持と処置の不備によつて地盤は一メートルないし二メートル沈下し、市街地は危険にさらされ、河川海岸もその機能を低下し、侵水の危険があり、耕地は不毛となつている。とくに大島川右岸並びに海岸堤防は最も危険であつて、一朝堤防決壊すれば、荒尾市の市街地は海水によつて侵害されるのである。ついては、昭和二十四年度復旧工事、とくに緊急を要する大島川右岸と海岸堤防の復旧工事を至急施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

公共の福祉を確保するためにも、かかる特別の鉱害を急速に復旧することは、必要であり、できるだけ速かに復旧工事を実施すべきであるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

松尾鉱山の鉱毒対策費国庫補助の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（山本猛夫君紹介）（第一〇三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県の鉄、硫化鉱の産出は本邦随一とせられ、わが国経済再建に重要な役割を果している。しかるに、これらの鉱山の発展に伴つて鉱毒水の流出も増大し農作物、魚族に及ぼす被害も年々顕著になり、とくに松尾鉱山の流出する鉱毒の被害は北上川本支流に甚大を極めているから、さく井による地下浸透の施設を国庫補助によつて実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

松尾鉱山の流出する鉱害については、既に鉱業権者により適当の賠償を行つているが、鉱毒防止のための施設費を全額国庫より支出することは困難であろうが、その被害のきわめて大なることは十分認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

見立鉱山の鉱毒防止に関する請願（請願者　宮崎県東臼杵郡延岡市長仲田又次郎外二千三百八名）（佐藤重遠君紹介）（第一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十六年の大こう水以来、見立鉱山鉱さい（滓）の流出により、五ケ瀬流域二百町歩余りが鉱毒の災害をこうむつて不毛の地となつている。しかるに、該鉱山は現在廃鉱となり

鉱山一帯には数百万トンの鉱さいがなんらの設備もなく放置され、年々普通のこう水でも、魚族に脅威を與え、耕地約一千三百町歩の地力を徐徐に減退させている。若し大こう水があれば、その被害はまことに大きいことは明かであるから、鉱さい流出防止策並びに鉱毒地復旧対策を国費をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和十六年当時の鉱害については、既に鉱業者はその賠償を行つているが、鉱害防止措置をすべて国費で行うことは困難であろうが、その被害はまことに大きいことは明らかであるから、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

ネオガスロンの増産及び普及に関する請願（請願者　仙台市東三番町二十一番地菅原勝雄外三名ノ庄司一郎君紹介）（第一〇一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

目下特許出願中の特殊液体燃料「ネオガスロン」は東京陸運局の公式試験によれば、その性能はガソリンをこえ、代用燃料中最も優秀なものであり、価格も亦安価である。ガソリン不足の今日、自給体制による国家再建の意味において、「ネオガスロン」の大量生産のため、原料、資金及び普及を助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

ガソリンはその需要の大部分を、外国よりの輸入によつて、充たしている現状であり、「ネオガスロン」の大量生産は、あらゆる意味において必要であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した次第である。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

天然ガス開発事業に対する融資の請願（請願者　東京都千代田区二番町十二番地上床國夫ノ神田博君紹介）（第四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

天然ガス開発は石油資源に代る燃料の増産、輸入資金の節約等国家経済に寄與するところまことに大きい。しかるに現在の生産量は埋蔵量のわずかに〇・一パーセントに過ぎない状態で、その理由は開発には多額の固定資本の投下を要件とするが、各会社の独力ではとうてい所期の目的を達成することができない。ついては、重要な国家資源開発のため、関係各会社に資金のあつ旋を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

天然ガス鉱業は、いわゆる設備産業であつて、開発の当初に相当多額な設備資金を必要とすることは自明の理であり、将来有望な燃料資源として積極的に開発する必要がある、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

機械工業行政の一元化に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋室町一丁目七番地機械工業連盟会長佐藤武三郎外二十九名ノ小峯柳多君紹介）（第二三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

機械工業に対する行政は、現在商工省の機械局と通信機械局とのほか、運輸省並びに厚生省に分轄され、その間に有機的関係を有さず、そのために、機能の綜合性を欠き、機械工業を弱体化している。ついては機械工業行政を一元化されたいというのである。

二、請願の議決理由

機械工業行政を一元化するという見地よりみて、本請願は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

伏木港に貿易事務所設置の請願（請願者　高岡市守山町二百四十一番地橘直治ノ橘直治君紹介ノ第二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伏木港は、その背後に盛大なる紡績工業地域と富豊なる電力供給源を有する立地的好條件を具えており、近年出入物資が多いが、取引上の施設を欠くため、関係者は多大の不利不便を忍んでいる、ついては、すみやかに該港に、貿易事務所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

伏木港は戦前においては裏日本における重要な港であり、戦後においても年平均二十隻以上の貿易船が入港している。なお本年七月から当港入港水路の掃海が行われており、掃海の完了次第外国船の活ばつな入港が期待されている。加うるに本港は背後に化学及び繊維工業地帯を有し、工業立地條件にめぐまれている現況である。

今後民間貿易が活ばつに進展するにかんがみ、裏日本の伏木港に通商事務所設置は時期適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

中小企業に対する融資促進の請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第二三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業の振興は日本産業復興の基盤をなすものであるが、最近の経済状態の悪化は、中小企業経営の不振を招き、このまま放置すれば企業は破滅する虞れがある。ついては、すみやかに応急融資の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の経済構造上重要な役割を果している中小企業の多数が崩解することは、火を見るより明かであるにかんがみ、この趣旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

助産婦等に業務用必需品配給の請願（請願者　東京都澁谷区原宿三丁目二百六十六番地河村郁ノ吉田省三君紹介）（第九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

助産婦、看護婦、保健婦の業務能率向上のため、必需品としてのゴム製品及び白衣、予防衣並びに寒冷地用冬季被服類を、円滑に配給された

いというのである。

二、請願の議決理由

保健衛生上特に考慮して配給すべきであり、その配給に支障があることは誠に遺憾とするところであるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長　幣原喜重郎殿

運輸委員会報告書

【第二号参照】

船舶法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行制度下においては、船舶原簿が船舶の現状と一致していない実状にかんがみ、船舶国籍証書の検認制度を確立し、船舶原簿の正確を図らんため、船舶法の一部を改正せんとするものである。その内容の主なる点は

（一）船舶所有者は、定期的に船舶国籍証書を管海官庁に提出して、検認を受けることとし、若し検認を受けないときは、船舶国籍証書は無効とし、管海官庁において、当該船舶の登録を職権をもつて抹消すること

（二）船舶所有者の変更があつたときは、変更登録並びに船舶国籍証書の書換の申請を為した後でなければ、当該船舶を航行させてはならぬこと

（三）他の船舶の国籍証書あるいは仮船舶国籍証書を流用して船舶を航行せしめたときは、船長を懲役又は罰金に処し、場合によつては当該船舶を没収し得ること

（四）罰金の額を現下の経済事情に適応化すること等である。

二、議案の可決理由

本法案は、日本船舶の現状を明確に把握するため、有効且つ適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十月三十一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十号参照】

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、日本国有鉄道の予算の実施、資金の調達等に関する規律を定め、もつてその事業の能率的な運営を図ろうとするもので、その主なる内容は、

（一）財政法、会計法及び国有財産法等国の会計に関する法令の適用を排除したこと

（二）特定経費の流用の場合を除き、予算の繰越し、予備費の使用等については、運輸大臣の承認を要せず通知事項としたこと

（三）経営上生じた利益金はまず繰越損失の補てんに充て、なお残額あるときは、予算の定める場合を除き、国庫に納付すること

（四）業務に係る現金は、原則として国庫に預け入れる外、政令の定める範囲内で郵便局又は市中銀行は預け入れることができることとしたこと

（五）資金の調達については、政府からの借入金の外、鉄道債券を発行し、民間資金の調達をなし得ることとしたこと、

（六）会計規程を定め、その基本事項について、運輸大臣の認可を受けなければならないこととしたこと

（七）役員及び職員に対する給与については、予算の定める範囲内において、給与準則を定めなければならないこととしたこと

（八）営業線及びこれに準ずる重要な財産は、法律によらなければ譲渡し、交換し、又は担保に供することができないこととしたこと

等である。

二、議案の可決理由

本法案は、日本国有鉄道の事業の高能率な運営を図るために現段階においては妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十二号参照】

道路運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、地方自治強化のため陸運局分室廃止に伴い、道路運送法に基く運輸大臣の職権の一部を都道府県知事に委任し得ることとしようとするものである。

二、議案の可決理由

本法案は、地方自治の強化、関係事業者の便益を図るため、やむを得ないものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十三号参照】

日本通運株式会社法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、通運事業の公正なる競争を保障するために、日本通運株式会社を通常の商事会社にしようとするものである。

二、議案の可決理由

本法案は、日本通運株式会社の特殊会社としての性格を拂しよくし、通運事業を公正なる競争のもとに発達させるため適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十六日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

通運事業法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、現行の小運送業法を廃止し、新たなる規律のもとに通運事業の公正な競争を保障し、通運に関する秩序の確立と鉄道による物品運送の効率の向上を図り、公共の福祉を増進しようとするものであつて、その内容の主なる点は、

（一）現行の「小運送」の名称を「通運」に改めて明確に定義づけ、業態を五つに分類したこと

（二）通運事業に関する免許等の基準を定め、その基準に適合するものは免許する建前をとり、公正な競争が行われるようにしたこと

（三）通運約款、荷主に対する責任等に関して規定を設け、通運行為の法律関係を明らかにしたこと

（四）通運計算事業を認可制度とし、その事業の運営、料金等について規定したこと

（五）貨物自動車運送事業の免許を有する者が、取扱駅の指定を受けたときは、本法による集貨配達の事業の免許を受けたものとみなし、又新たに通運事業の免許を受け、又は自動車を使用していない通運事業者が新たに自動車を使用することにつき認可を受けたときは、貨物自動車運送事業の免許を受けたものとみなす等、道路運送法との調整を図つたこと

（六）運輸大臣が本法によつて免許、許可、認可等の処分を行うときは、運輸審議会に諮問し、その意見を尊重して行うこと

し、公正を期していること
等である。
二、議案の可決理由
本法案は、通運事業の健全なる発達を図り、公共の福祉を増進するため、適切且つ妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十六日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本法案は、日本国有鉄道をしてその所有地内にある日本通運株式会社等の所有する施設を譲り受け又は賃借させ、公正且つ有効な利用と通運事業の公正な競争とを確保しようとするものであつて、その主なる内容は、
（一）日本国有鉄道に対して、その所有地内にある日本通運株式会社の施設を、予算の範囲内で譲り受けるべき義務を課したこと
（二）日本国有鉄道に対して、その所有地内にある日本通運株式会社以外の通運事業者の施設を譲り受け又は賃借する義務を課したこと
（三）地方鉄道業者又は軌道経営者の所有地内にある日本通運株式会社の施設の譲渡、賃貸に関する規定を設けたこと
（四）施設の譲渡契約締結の方法について規定を設けたこと
（五）日本国有鉄道に対して、その所有する日本通運株式会社の株式を他に譲渡すべき義務を課したこと
等である。
二、議案の可決理由
本法案は、通運事業の健全な自由競争体制を確立し、公共の福祉を増進するために適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十六日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十四号参照】

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
日本国有鉄道においては、経済事情の変化その他の事情により、収入の不足が予想されるので、本法案によつて明年一月一日から貨物運賃を八割値上げして、收支の均衡を図ろうとするものである。
二、議案の可決理由
国有鉄道收支の均衡を図り、あわせて海陸輸送を調整するためには、貨物運賃の八割値上げはやむを得ないものと認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十八日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

国際観光事業の助成に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本法案は、国際観光事業の重要性にかんがみ、国際観光事業を振興させる必要があるので、対外観光宣伝、観光観念の普及等観光に関する事業を営む営利を目的としない法人に対して、政府から予算の範囲内において補助金を交付し得ることとしようとするものである。
二、議案の可決理由
国際観光事業を振興し、もつて戰後におけるわが国の経済的復興と国際親善の増進に資するには、本法案は適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十八日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第十六号参照】

請願に関する報告書

気象官署拡充に関する請願（請願者　東京都千代田区大手町一丁目七番地遠山明〆柄澤幸子君外一名紹介）（第一一八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
気象事業に対する予算の縮減は、関係官署の縮少及び廃止を余儀なくさせるため、業務は縮少し、従来でさえ困難であつた災害の予知はさらに困難となり、わが国の災害を増大する結果となる。ついては、気象官署を拡充するよう、予算的措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
気象事業の重要性にかんがみ、諸般の情勢を勘案して、請願の趣旨にそうよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

陸中黒崎に燈台設置の請願（請願者　岩手県下閉伊郡普代村長和村幸得外三百名）（鈴木善幸君紹介）（第六四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
陸中黒崎は、太田名部港の門戸にあり、三陸沿岸の良漁場であるが、海難の多い岬とされているが、とどケ崎燈台と鮫角燈台との間が七十浬も離れているのに、いまだに一つの燈台もない実状であるから、とどケ崎と鮫角燈台の中間にある陸中黒崎に燈台を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
船舶航行の安全を図る等のため、予算、資材等を勘案して燈台設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

餘部埼に燈台設置の請願（請願者　餘部村長上田庄造外十五名）（有田喜一君紹介）（第三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県城崎郡餘部村一帯は、大小の漁港を有し、遠洋出漁の大型漁船を始め、小型船は九百余隻を算しているが、近年船型がいちじるしく増大するに従い、現在の標識燈ばかりでは、安全な航路を知ることができないで、しばしば針路を誤り海難事故が生じている。ことに多期間は西日本海独特の雪を伴う季節風に難船を繰り返えしている。ついては、漁民の生命と財産を海難事故から救い、航海の安全を図るため、餘部埼に経ケ岬燈台と同格の二等燈台を設置せられたいというのである。
二、請願の議決理由
船舶航行の安全を図る等のため、予算、資材等を勘案して、燈台設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

観光事業振興対策に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一武部英治〆岡村利右衛門君紹介）（第五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
観光事業振興のため、左の事項等を実施されたいというのである。

（一）　観光道路の改修及び新設
（二）　観光施設の完備
（三）　観光事業資金の融資順位の引上
（四）　観光行政機構の一元化
（五）　観光事業審議会の設置

二、請願の議決理由

観光事業の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

自動車運転技術者養成のための燃料特配の請願（請願者　愛媛県松山市杉谷町一七増田砂夫ノ大西弘君紹介）（第三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本自動車学校は従来燃料の配分については特別の規定がないため、一般自家用とその不足分は特配によつて、今日まで運営してきたが、登録車の五割減に加えるに教育用の除外項目のなきため特配なく、技術者の養成に支障をもたらすから教育用燃料を特別に配給されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車技術者養成の実状及び燃料消費数量等に即して考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

日本通運株式会社の港湾運送業進出反対の請願（請願者　若松市本町若松港運株式会社取締役社長岡田本次郎）（前田郁君紹介）（第七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国陸上小運送の統制独占機関である日本通運株式会社は、海上運送業の面にも進出を計つているが、港湾運送業界はじん大な打撃をこうむるのみならず、大資本と全国的連絡網を利用して海陸の運送業を独占するへい害を生じるから、該社の細分化を計り、各地の港湾運送業者にも小運送免許を與え、且つ該社の海上進出を禁止されたいというのである。

二、請願の議決理由

港湾運送業の健全なる発展を図るため、請願の趣旨にそつて考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

仙台陸運局の所管区域を東北六県に変更の請願（請願者　仙台市清水小路二十八番地佐古寛一ノ庄司一郎君紹介）（第一一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台陸運局の所管区域は、青森、岩手、宮城、福島の四県のみとなつているが、東北地方はあらゆる分野において六県をブロックとして運営せられている関係上、陸運関係業者は種々の不便を痛感している。ついては、該局の所管区域を東北六県に変更せられたいというのである。

二、請願の議決理由

陸運関係従業者の利便を図るため、東北県ブロックとの関係をあわせ考慮し、請願の趣旨にそうよう考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

仙石線拂下の請願（請願者　宮城電鉄株式会社取締役社長中村梅三ノ庄司一郎君紹介）（第三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台から石巻に通ずる仙石線は、沿線に良港、観光地を擁し、将来種種の発展的要素を含んでいるが、現在該線は国営であるため、諸設備の情況はきわめて不良で非難の的になつている現状である。ついては、地方的特有事情を考慮し、本線を民有として、元経営者である宮城電気鉄道株式会社に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線は、買收後既に数年にわたつて国有鉄道の一環として運営せられ、よく輸送の重要使命を果しておるのであるから、これが拂い下げについては戰後の政治、経済情勢ともにらみ合せて輸送力確保増強等の見地から国有鉄道網全体としてこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

塩竈港の修築費国庫負担増額その他に関する請願（請願者　仙台商工会議所会頭吉田英一外七名ノ庄司一郎君外八名紹介）（第三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

塩竈港修築計画事業は、東北の玄関開発と再建日本の国土計画による重大使命を帶びるものであるにかかわらず、工事費の国庫支出は二分の一で、残額を地元県民に負わせることは、その立地條件において、横濱、港等国際港が全額国庫負担で修築されたことに照しても、実情に添わないものであるから、修築費を全額国庫負担とするか、八割を国で、残額を地方負担とされたい、また同港は、物資輸入港として利用されているが、その大部分は横濱港で通関手続をして回そうされているため、貿易実績があがらない実情にあるが、改正関税法によれば、一定額の貿易額に達しない開港は自動的に不開港となるから塩竈港の輸入物資の通関手続は、同港税関支署で取扱うようにするとともに、種がきの積込船を同港に入港させるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

塩竈港の重要性にかんがみ、予算並びに諸般の情勢を勘案して、修築費国庫負担増額等を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

塩竈港を第一種港湾に認定並びに昭和二十五年度修築工事に関する請願（請願者　仙台市東二番町二十八番地仙台商工会議所会頭吉田英一外七名）（安部俊吾外八名紹介ノ第三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

塩竈港はその重要性を認識されて、修築工事に着手しているが、昭和二十四年度予算の削減のため、その工事が遅延している。ついては、該港の重要性にかんがみ、昭和二十五年度においては、第一種重要港湾に編入の上、港内のしゆんせつ、防砂堤の高上復旧、航路標識の設置、上屋倉庫の建設及び臨港道路復旧工事

を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

塩竈港の重要性にかんがみ、予算並びに諸般の情勢を勘案して、第一種重要港湾に編入及び港湾諸施設の復旧、修築工事の実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

草軽電気鉄道株式会社線路縮小反対に関する請願（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町佐藤恒雄外四名）（小峯柳多君紹介）（第二七七号）、同（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町長佐藤恒雄外三十二名）（黒澤富次郎君外一名紹介）（第四五二号）及び同（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町草軽電気鉄道労働組合荻原忠勝外一名）（林百郎君外三名紹介）（第一一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般草軽電気鉄道会社では、全路線のうち、その七割にあたる新軽井沢、上州三原間の線路を撤去することに決定したが、同鉄道は、もともと地元民の協力と援助により、浴客の誘致と沿線地方の開発を目的として敷設されたものである。若し線路の撤去を実施すれば、多期唯一の交通機関である関係から、関係民の不便はもとより、沿線開発の阻げとなるから、地方民は、線路の撤去に反対するというのである。

二、請願の議決理由

交通事業の公共性にかんがみ、諸般の情勢をにらみあわせこれを考究し、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

上有住駅を一般駅に昇格の請願（請願者　岩手県氣仙郡町村会長鈴木文助外二名）（小澤佐重喜君外三名紹介）（第八〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上有住駅は氣仙郡における唯一の北口大玄関であり、該駅附近の林産鉱産資源の開発の中心点であり、三陸沿岸への連絡地として交通運輸の重要地点であるから、沿線の産業振興のため、該駅を一般駅に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに地方交通の利便等を図るため、地方情勢及び予算等を勘案して、該駅の普通駅への昇格につき考慮せしむるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

千代駅昇格の請願（請願者　長野県下伊那郡千代村長川手世羽）（今村忠助君紹介）（第四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飯田線千代駅は、長野県千代村の要地にあつて、ことに天竜川河床整理工事事業の従業員の乗降者多く、また観光地として好条件地であるので、将来ますます利用者が激増するものと考えられるから、該駅を昇格拡張をされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算等を勘案して、一般駅昇格を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

仙山線電化促進の請願（請願者　宮城県廣瀬村長庄子長吉外一名）（庄司一郎君紹介）（第三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙山線は仙台、山形を結ぶ東北地方中部の幹線で、旅客の往来並びに物資の交流は盛んで連日超満員の現状であるが、該線は急こう配の箇所が多く、殊に北仙台、落合間ではしばしば停車又は逆行を操り返しているので、増結は困難であり、一方該線の一部作並、山寺間だけ電化されているので、機関車の入替に長時間を要し、また目下の石炭事情から現在以上のダイヤの増加は見込み薄く、このために沿線住民の不便はもちろん、激増する観光客や貿易港塩釜との連絡、輸送にも多大の支障をきたしている。ついては、すみやかに該線の電化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の区間は、急勾配多き線区であるから、これが輸送力の増強上及びわが国石炭事情にかんがみ、諸情勢の好転をまつて電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

仙石線を複線化の請願（請願者　塩竈市議会議長岩崎喜市）（庄司一郎君外一名紹介）（第二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙塩市の発展と石巻市及び隣接町村の膨脹によつて、仙石線沿線地方の産業、経済、交通が緊密化して輸送力の増強が必要となり、現在の単線鉄道ではいちじるしく不便となつた。ついては、仙石線を複線化されたいというのである。

二、請願の議決理由

仙石線の輸送力増強を図るため、予算、資材等を勘案し、諸情勢の好転をまつて、請願線の複線化について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願に、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

一戸、沼宮内間鉄道路線変更に関する請願（請願者　一戸町長野里秀夫外十名）（山本猛夫君紹介）（第七一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線中沼宮内駅と一戸駅間は急勾配で、列車毎に補機を連結し、多量の燃料を消費する割合にけん引力無く運輸交通上多大の支障を来している。ついては、これを緩和するため、奥中山駅附近にトンネルを建設するか、平糠方面への迂回線を建設して路線を変更し、輸送力の増大を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

東北本線の重要性にかんがみ、これが輸送力の増強を図るため、資材、の予算等を勘案して、請願区間の改良工事の実施を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院におい

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

正明市、長門三隅両駅間の路線を仙崎駅経由に変更の請願（請願者山口県大津郡仙崎町長横山繁雄外二名）（第二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本海岸屈指の良港を擁する仙崎町は山陰沿線有数の経済及び観光都市であるにかかわらず、鉄道運輸の便が悪く、仙崎駅は支線であるため、正明市駅で山陰本線及び美祢線に乗換えねばならないので、一般乗客並びに観光客はもとより、貨物の積替上の不便はまことに大きい。ついては、山陰本線を正明市駅から仙崎駅を経由し、長門三隅駅に接続せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案し、諸情勢の好転をまつて、請願の趣旨にそつて考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

橋場線の復活並びに生保内まで延長の請願（請願者　岩手県岩手郡御明神村長代理藁場春治外一名）（山本猛夫君紹介）（第二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大正十一年橋場線開通以来、関係住民は物資の輸送・文化の交流に多大の利便を感じていたところ、戦時中零石駅以西は廃線となつたため、関係住民はいちぢるしい不利不便を感じている。ついては、該線を復活するとともに秋田県生保内駅まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、資材、資金等を勘案して、請願鉄道の復活及び延長を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

山田線並びに宮古港復旧の請願（請願者　宮古市市役所内宮古商工会議所会頭澤田千代吉外四名）（山本猛夫君紹介）（第一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山田線は、アイオン台風により大損傷を受けたが、いまだに放置されているため、沿線地区の山林及び地下資源さらに三陸沿岸の水産資源等の開発に多大の支障を来し、関係住民の不利不便も大きい。また宮古港の災害復旧工事がいたずらに遅延するときは、破損箇所はさらに拡大して機能を失うこととなる。ついては、すみやかに山田線並びに宮古港の復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案し、諸情勢の好転をまつて、これが復旧について、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

北陸線の増設工事継続の請願（請願者　大津市滋賀県議会議長小林郁）（河原伊三郎君紹介）（第一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北陸線の増設工事は、戦時中、物資及び労力不足等多くの難関を克服してようやくその八割程度の進ちょくを見たが、今回経済九原則の実施に伴い、該工事は予算を削減され、中絶を余儀なくされるかに聞き及んでいるのははなはだ遺憾である。ついては、北陸線の完成後にもたらす利便の大なるを考慮して該工事を継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

北陸線の輸送力増強を図るため、予算、資材等を勘案し、諸情勢の好転を俟つて、これが工事再開について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

高山線電化の請願（請願者　高山市長日下部禮一）（岡村利右衛門君紹介）（第四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県高山線は日本海岸と太平洋沿岸とを結ぶ行政上、経済上重要な幹線であるが、中部山岳地方を縦貫するため、大小六十のトンネルと千分の二十に及ぶ急こう配が幾個所もあつて輸送力、速力において他線に比していちじるしく劣弱である。ついては、同線沿線は全国屈指の電源地であるし、トンネルの改造、レールの敷設替え等の必要もないから、この際高山線を電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の区間は、急勾配多き線区であるから、これが輸送力の増強上及びわが国の石炭事情等にかんがみ、諸情勢の好転をまつて電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

只見線全通促進の請願外一件（請願者　福島県知事石原幹市郎外九名）（圓谷光衞君外八名紹介）（第五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

若松市を起点とし宮下を経て只見に至る只見線は宮下、川口間十五キロも戦時中路線の完成を見、橋りょう、レールの敷設だけで開通される状態であり、余すところ川口から只見に至る二十七キロとなつている。只見水系電源開発も、すでに本年六月から、沼澤沼、田子倉、奥只見において着工の準備が開始されている今日、本流域の林産資源の搬出路と相まつて、只見線の全通が先決問題となつているから、これが実現を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

林、鉱資源並びに水力資源の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算等を勘案して請願区間の鉄道の全通を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

野岩羽鉄道全通促進の請願（請願者　福島県耶麻郡喜多方町長穴澤喜壮次外九千六百二十二名）（大和

田義榮君紹介）（第五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県今市から福島県荒海、田島、若松、喜多方を経て、山形県米澤市を結ぶ野岩羽鉄道は東京、青森間の最短鉄路であり、文化の交流、資源の開発、交通の利便に資し、沿線地帯の発展に寄與することは多大である。未成部分は、わずかに今市、荒海間及び熱塩、米澤間であるから、全線の貫通を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通系路上並びに林、鉱資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

三陸鉄道敷設促進の請願（請願者　宮城県登米郡豊里村長佐藤省三外二十九名）（大石武一君紹介）（第一〇三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県石巻線前谷地駅から大船渡線氣仙沼駅に至る三陸鉄道敷設は、日支事変のために工事中止になり現在に至つているが、沿線地帯の住民は、この鉄道線の敷設なきために多くの時間と多額の経費を費して一方ならぬ不便を感じているから、速かに敷設工事を再開されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、資金、資材等を勘案して、諸情勢の好転をまつて、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

様似村より幌泉村を経て広尾町に至る間に鉄道敷設の請願（請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外二十六名）（篠田弘作君紹介）（第九八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日高線の終点、様似村より幌泉村を経て広尾町に至る日勝鉄道海岸線の敷設は十数年前より要望しているが、いまだ実現されていない。該路線の敷設は、附近の水産、林産、鉱産等資源の開発のためまことに重要であるから、速やかに該路線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

長崎、佐世保間に西彼杵半島経由鉄道敷設の請願（請願者　長崎市長大橋博外二十四名）（岡西明貞君紹介）（第八四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡はきわめて交通不便のため、未開発となつている実状で、産業経済、文化上多大の支障となつている。ついては、西彼杵半島経由長崎、佐世保間の鉄道を敷設されるときくが、両市及び西彼杵等の開発のため、すみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

八尾駅、堺港間に臨港鉄道敷設の請願（請願者　堺市長山口勝外五名）（小西寅松君外二名紹介）（第六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

堺港の修築工事の進行は目覚ましいが、これと不可分の陸上施設なる該臨港線が計画ばかりで放置されている実状である。ついては関西線八尾加美から阪和線杉本町に至る間に、鉄道敷設が着工されると聞くが、それを堺港まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

海陸連絡輸送の円滑を図るため、諸情勢の好転をまつて資材、予算等を勘案して、大阪臨港線の延長を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

隼人、大泊間鉄道敷設等に関する請願（請願者　鹿児島県噌唹県志布志町田中藤一）（岩川與助君紹介）（第六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅地方開発には運輸交通の完備が緊急の要件である。ついては、左の事項を実施されたいというのである。

（一）隼人、大泊間鉄道敷設

（二）鹿児島、鹿屋両港間省営連絡航路開設

（三）日豊線、志布志線、吉江線を一貫する九州東部本線開設並びに直通列車運行

（四）古江線の強化及び列車増発

（五）国営自動車路線開設

（六）南西諸島、大隅半島東岸巡航国営連絡航路開設

二、請願の議決理由

資源の開発と地方交通の利便とを図る等のため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

釧美線敷設促進の請願（請願者　北海道網走郡津別町長勢渡逞男外一名）（松田鐵藏君紹介）（第六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北見相生線を延長し釧路市に至る釧美線の敷設については、しばしば要望してきたところであるが、その結果敷設予定線に編入されたに止まり、いまだ実現を見ないのは、まことに遺憾である。ついては、すみやかに釧美線の敷設工事に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

鳴門、明石間の省営連絡航路開設並びに鳴門、讃岐相生間に鉄道敷設の請願（請願者　鳴門市長近藤尚之ほか生田和平君紹介）（第五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県から京阪神への最短連絡経路である鳴門、明石間に省営連絡航路を開設し、本土との貨客輸送の円滑を図り、また一方陸上において鳴門、相生間に海岸鉄道を敷設し、もつて現在の讃岐横断高徳線による輸送のあい路を開き、四国の資源開発のためにこれが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の便を図る等のため、請願区間の国営連絡航路については輸送の現状、民間業者との関係を考慮して研究せしめ、又請願区間の鉄道については諸情勢の好転をまつて資材、予算等を勘案して、これが敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

竹田、日の影両駅間に鉄道敷設の請願（請願者　大分県直入郡竹田町長酒井澤喜ほか羽田野次郎君外三名紹介）（第五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊肥線豊後竹田駅と日の影線日の影駅との距離は、わずかに三十二キロに過ぎないので、両駅間を全通すれば宮崎県と大分県は直結され、沿線の資源開発と産物の輸送に資するところきわめて大きいから、前記の両駅間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて資材、予算等を勘案し、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

今市、田島間鉄道敷設促進の請願（請願者　栃木県知事小平重吉外一名）（大澤嘉平治君外一名紹介）（第四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

野岩羽線の建設工事は、會津若松方面から着手されたが、その後中絶されているので、すみやかに栃木県今市町から福島県田島まで鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通系統上並びに資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしむるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

相生、西大寺両駅間に鉄道敷設促進の請願（請願者　岡山県上道郡西大寺町長家野猛之外一名）（若林義孝君外七名紹介）（第四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県相生駅から岡山線西大寺駅にいたる国有鉄道赤穂線は、今次戦争により工事が中断され、こう着状態で放任されている。ついては、地方産業開発のため、とくに陸運に恵まれない地方のために、該鉄道工事を即時再開着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

幹線輸送力の増強上及び地方産業の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

猪谷から船津上宝を経て松本に至る間に鉄道敷設の請願（請願者　岐阜県船津町長新木正夫ほか岡村利右衛門君紹介）（第四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鉄道予定線たる高山線猪谷駅から岐阜県船津町に至る区間は、鉱、林産資源等が豊富であり、水力発電所建設計画もあるが、運輸機関の不便のため、経済発展上、多大の支障となつている。ついては、地方開発のため、該区間に、すみやかに鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の開発並びに林、鉱資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

築別、遠別両駅間に鉄道敷設促進の請願（請願者　北海道留萌市長原田太八外二十三名ほか玉置信一君外一名紹介）（第二三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡築別駅から初山別村を経て遠別駅に接続する四十九キロ二分の予定線は、昭和十三年度から五箇年計画をもつて着手せられたが、終戦によつて、全面的に中絶されてしまつた。本線は北海道の西北部海陸重要資源開発のため枢要線であるばかりでなく、綜合開発事業から見ても重要であるから、本線の完通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の開発並びに資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大垣、樽見間鉄道敷設促進の請願（請願者　大垣市長川井一外二百六十六名ほか大野伴睦君紹介）（第二二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県本巣、揖斐両郡の奥地山獄地帯は、満がん、鉛、亜鉛、銅等豊富な地下資源を有しているが、輸送機関がないため、いまだに未開発のまま放置されている。ついては、日本経済再建のため現在未完成のまま放置されている大垣、樽見間鉄道敷設工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地下資源の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算等

を勧案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

三戸、毛馬内間鉄道敷設の請願（請願者　青森県三戸郡三戸町長松尾節三外二十六名〆小笠原八十美君紹介）（第四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線三戸駅より分岐し、三戸郡向村、三戸町、斗川村、秋田県鹿角郡大湯町等を経由して花輪線毛馬内駅を結ぶ路線は、青森、秋田両県をつなぐ唯一の路線であるが、東北本線並びに秋田鉄道の敷設以来、該路線沿線一帯は交通線上から遺棄され、そのため該地域の文化は遅れ、産業の発達を阻害され、不老倉鉱山外数箇所は廃鉱の止むなきに至つている。ついては、産業開発並びに地方文化発達のため、三戸、毛馬内間に鉄道を敷設されないというのである。

二、請願の議決理由

産業の開発並びに地方文化の発達を図るため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

一戸、久慈間鉄道敷設の請願（請願者　岩手県九戸郡久慈町長山内堯文外十二名）（山本猛夫君紹介）（第二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県一戸、九戸両地方は、交通機関として東北本線を有するばかりで横断線がないため、両地方の文化の交流・物資の移送及び石炭・金銀・森林資源の開発に多大の支障をきたしている。ついては、東北本線一戸駅から浪打、伊保内等の各村をへて久慈に至る間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

貨物運賃通算制実施の請願（請願者　愛知県瀬戸市議会議長加藤万吉外百五十名〆早稲田柳右エ門君紹介）（第一〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在実施されている貨物運賃併算制のため、地方業界が地方鉄道を経由して国鉄各駅に出荷するときは、過重な運賃支拂の負担を要している現状である。ついては、貨物運賃通算制を、すみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方鉄道軌道と、国有鉄道等との連絡運賃制度については、国有鉄道貨物運賃値上げ後の実状に即してこれを考究善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

私鉄貨物運賃を通算制に復帰の請願（請願者　群馬県北甘楽郡下仁田町千野孫十郎）（小峯多君紹介）（第二七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年国鉄の貨物運賃の引上げに伴い、私鉄でも、車扱貨物運賃は従来の通算制を廃し、打切制を採用したが、そのため私設鉄道における車扱運賃は、貨物等級によつてはなはだしく高率に引上げられ、同一貨物の輸送に当り、省線と社線との間に不均衡な差別的引上率が実施されたので、各種企業は取引採算上いちじるしく不利の立場に置かれるに至つたから、合理的な通算制に復帰されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方鉄道軌道と国有鉄道等との連絡運賃制度については、国有鉄道貨物運賃値上げ後の実情に即して、これを考究し、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

亜炭の鉄道運賃軽減の請願（請願者　東京都中央区槇町三の一番地燃料会館内山口六平〆野坂參三君外二名紹介）（第一〇六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自由市場価格の低下のために、亜炭の生産コストは三十五パーセント低められ、そのために生産者の手取り金額は一千円に達せざる状況で、今般の運賃八割値上実費の負担力はないから、多少なりとも石炭より鉄道運賃を降級され、又俵詰めの亜炭は薪炭と同様に取扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

国有鉄道貨物運賃の値上げに伴い、運賃負担の実情並びに関連品目との調整等を勘案して、等級の引下等を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

石灰の鉄道運賃に関する請願（請願者　埼玉県秩父町石灰工業協同組合理事長坂東啓三〆阿左美廣治君紹介）（第七五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石灰は基礎産業を初めとしてあらゆる部門に重要なる資源であるが、その需要地は全国に及び、一企業者の担当する地域極めて広く、一つとして鉄道の輸送にまたないものはない。しかるに、鉄道運賃が値上げされようとして石灰業界は死活の岐路に立つているから、運賃引き上げに際して、等級の格下げと通算制並びに営業距離を実距離に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有鉄道貨物運賃の値上げに伴い、運賃負担の実情並びに関連品目との調整等を勘案して、等級の引下げ等を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

通学運賃値下げの請願（請願者　岡山県和気郡山田村塩田村山田中学校岸本三千男外二名）（若林義孝君紹介）（第三八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡山田中学校では、通学距離の遠い生徒が多いから、鉄道運賃改正の折には、通学運賃の大幅値下げを断行し、比較的高額の私鉄の運賃に特例を設け、もつて学生の父兄の負担を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

通学運賃については、他の私鉄運賃ともあわせ考究せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国営長崎自動車区拂下反対の請願（請願者　長崎県西彼杵郡時津村長横山貞雄外四千八百七名）（岡西明貞君紹介）（第八六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国営長崎自動車区は昭和二十三年一月、西彼杵半島各町村の熱烈な要望によつて開設され、薪炭、坑木、食糧等の物資は続々として国家再建のために搬出されている。今回これを民間業者に拂下げた場合、営利本位の運営となり、本県の生産面にあるいは経済面に多大の支障を来すことは明らかである。従つて、該路線は将来共省営トラックとして運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

国営自動車路線の拂下げについては、政治経済情勢ともにらみあわせて輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

朱鞠内、羽幌間鉄道敷設促進の請願（請願者　北海道苫前郡羽幌町一線六四一ノ一渡部賢次郎外一名）（玉置信一君外一名紹介）（第三一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道朱鞠内から羽幌までの鉄道はいまだに完成されず、この沿線には多量な地下、森林資源があり、同路線は、資源開発の国策遂行に寄与するところ大きく、日本海とオホック海を結ぶ重要路線であるから、前記の区間の鉄道をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

礦、林、農資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

吾妻郡における省営自動車拂下反対の請願（請願者　群馬県吾妻郡中之條町近藤太郎外二十名）（増田連也君紹介）（第三四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県吾妻郡下における省営バスの拂下を出願したものがあるが、同郡は地域が広い割合に運輸事業が遅れているので、省営バスの運行は産業開発上必要であり、また、燃料及び資材の獲得にも有利で、乗客、貨物の輸送のため鉄道との円滑じん速なる連絡上から見ても、省営自動車の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

国営自動車路線の拂下げについては、政治経済情勢ともにらみあわせて、輸送力の増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

佐川、松山間国営自動車を別府村森まで延長の請願（請願者　東京都港区芝櫻田太左ェ門町三坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡別府村は豊富な林産、製紙原料の集散地であるから産業開発上、現在の佐川、松山間省営バスを別府村森まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間に国営自動車の運輸延長について考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

瀬戸、明知間国営自動車運輸開始の請願（請願者　愛知県西加茂郡小原村長加藤和一郎外十名）（三宅則義君紹介）（第八四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県西加茂郡小原村を中心とする藤岡村及び岐阜県惠那郡吉田村、三濃村等は陶磁器の原料である蘭硅の多産地であるが、交通機関の便がないため、未開発のまま地下に死蔵されている実情である。ついては、瀬戸駅より明知駅に通ずる県道に国営自動車の運転を開始し、沿道一帯に埋蔵されている陶磁器原料、薪炭等の開発を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

産業の開発を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは、資材、予算等を勘案して、国営自動車運輸を実施する等、輸送力の増強を図るよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国営バス運輸開始の請願（請願者　直方市長行實重十郎外十四名）（淵上房太郎君紹介）（第三〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡市以北の地方は、国内屈指の工業地帯で、豊富なる炭田をもち産業文化の中心でありながら、福岡市と筑豊地方との交通は、う回するため、時間的に不便で、その上乗客はとみに激増し、各種産業の開発上にも多大の不利不便を来している。ついては、脇田、中久原間の国営バスを運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは、資材、予算等を勘案して国営自動車運転を実施する等輸送力の増強を図るよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、議

院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

道南海運株式会社に航路補助金交付の請願（請願者　函館市仲濱町十六番地須田信之助外十二名）（第七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道南海運株式会社は北海道庁定期航路の就航会社で、とくに交通不便の離島の諸生産資源開発に輸送面から貢けんしているが、荒天しけ多きため船舶の破損おびただしく修繕費支出は膨大となり採算的に経営困難になつている。ついては、公益的使命にかんがみ相当額の補助金を交付せられたいというのである。

二、請願の議決理由

離島航路については、その公益的使命にかんがみ諸般の情勢並びに予算等を勘案して、航路補助金交付について考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

室蘭港を中心とする内地定期航路設定の請願（請願者　室蘭市長熊谷綾雄外一名）（篠田弘作君紹介）（第九一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道資源を輸出入する港湾としては、天然の良港として室蘭港は、本州と本道とを最短距離をもつて直結する地理的条件を有し、かつ北海道第二期拓植計画によるふ頭の完備と相まつて、本邦随一である機械装備の点から貿易港として指定されたのであるから、室蘭港を中心とする本道と本州を直結する定期航路の開設を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

室蘭港の貿易港としての重要性にかんがみ、旅客、貨物並びに燃料事情等を勘案して、現在行われている定期航路の増強、改善等を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大牟田、島原間航路に就航許可に関する請願（請願者　島原市長中岡秀蔵外十三名）（前田郁君紹介）（第四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島原半島は農、水産物が多く、とくにらく農製品、水産物等は、急速な輸送を必要とするもので、また雲仙国立公園地区でもあるので、鹿兒島本線に、車両を船舶によつて代用し横断的に直結せんとする大牟田、島原間航路に就航を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本航路は、地方物資の輸送並びに観光ルートとして、重要な使命を果すものと認められるから、旅客、貨物及び燃料事情等を勘案して、当該航路に就航せしめるよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

室蘭港に漁船及び機帆船けい留施設築設の請願（請願者　室蘭市長熊谷綾雄外一名）（篠田弘作君紹介）（第九一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

室蘭市小橋内地先の漁船、機帆船けい留施設の築設工事については、第二期拓植計画と併行し室蘭港修築工事の一部として進められていたが、工事の進行はその三分の一程度に止まり、利用するまでに達せず、その後未完成のままであるので波浪のため既設工事まで破損するに至つた。ついては、これの工事を促進しこの港の利用価値を高めたいというのである。

二、請願の議決理由

漁船、機帆船に対するけい留施設の完成を図り、当港の利用価値を高めるため予算、資材等を勘案して、当該地先の築設工事の促進を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

室蘭港ふ頭工事促進の請願（請願者　室蘭市長熊谷綾雄外一名）（篠田弘作君紹介）（第九一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民間貿易が再開し、室蘭港は貿易港として指定されてその使命が重要となりつつあるとき、第二期拓植計画によるふ頭だけが遅々としてその完成が遅れていることは、單に該港発展の上からばかりでなく、わが国経済再建上ゆるがせにできない問題であるので、これが工事の完成を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願港の貿易港としての重要性にかんがみ、資材、予算等を勘案して、可及的速かに埠頭工事の完成を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

室蘭港のふ頭倉庫増設の請願（請願者　室蘭市長熊谷綾雄外一名）（篠田弘作君紹介）（第九一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民間貿易再開に伴い貿易港として指定された室蘭港は、今後内外船舶の出入がひん繁となり、港湾施設の拡充強化は焦びの急務であるが、現在該港のふ頭倉庫の収容能力は総坪数が僅か九千七百三十五坪であり、その機能を充分に発揮するに困難な現状にある。ついては、国庫負担によりこれを施設し室蘭市に貸與されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願港の貿易港としての重要性にかんがみ、予算、資材等を勘案して、埠頭倉庫の増設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

甲浦港口の暗しよう除去工事施行の請願（請願者　東京都港区芝櫻田太左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一〇七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県甲浦港は港口暗しようのため、一万屯級の船舶をも收容しうる良港なるも、一千屯級の船舶も入港できない。林産物の搬出港としての使命も重大であり、運輸大臣も視察し、測量も終つているから、速かに

該港口の暗しようを除去されたいというのである。

二、請願の議決理由

海上航行の安全を期するため、予算、資材等を勘案して、暗しよう除去工事を施行するよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

河下港修築工事促進の請願（請願者　島根県簸川郡鰐淵村長荒木武信外二名）（大橋武夫君紹介）（第一一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県簸川郡河下港は全国唯一の石こう積出港として、国庫補助により修築工事がなされているが、これまでの如く、産業施設費として毎年繰り返し陳情等によるのでは工事の完成に期せられない。ついては、今後次年計画によつて継続修築工事を施行せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

河下港は、石こう積出港として、重要であるから、予算、資材等を勘案して、これが修築工事の完成を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

廣尾港修築の請願（請願者　北海道廣尾郡廣尾町四十物喜三外二名）（伊藤郷一君紹介）（第一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣尾港は本道東海岸「十勝」の南隅にある十勝唯一の港であり、近海は漁族豊富でまた近海航路の避難港でもある。しかるに、同港は長年月を経たため土砂流失し水深が浅くなつたから、港内のしゆんせつ、防波堤の延長、護岸工事を施工されたいというのである。

二、請願の議決理由

廣尾港の現状にかんがみ、予算、資材等を勘案して、港内しゆんせつ並びに修築工事実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

久美浜港修築の請願（請願者　京都府熊野郡久美浜町長岡田志郎外八名）（前尾繁三郎君紹介）（第一〇〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

久美浜港は、京都府の北西端にあり、湾内深く、泊地面積も広く農林水産物等の集出荷港として近年港勢いちじるしく発達しているが、港口狭いため多大の支障となつている。ついては、該港の修築をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶入出港の安全を期するため、請願港の修築工事実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

鳴門港改修の請願（請願者　鳴門市長近藤尚之）（生田和平君紹介）（第一〇〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳴門港は徳島県の物資集散の要衝であるが、港口は狭く、暗しようが多いため海運及び物資の交流に多大の支障となつている。ついては、該港の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶入出港の安全を期するため、請願港の改修工事実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

深浦港に防波堤築設の請願（請願者　青森県西津軽郡深浦町長廣田寛治）（山崎岩男君紹介）（第八二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

深浦港は青森県中、北海道と本州日本海沿岸を結ぶ航路にもつとも近く、湾内は広く水深があるため、本県西海岸における唯一の良港であるが、湾口に防波施設なきため冬季の強風の場合は、港内は狂らんとなつて毎年多くの難破船を生じているから、今回湾口前面に三百米の防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

碇泊船舶の海難防止等を図るため、予算並びに資材等を勘案して、請願港の防波堤築設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

尾札部港拡張工事施行の請願（請願者　北海道茅部郡尾札部村長杉谷梅一外十二名）（田中元君紹介）（第六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

尾札部港は、昭和九年国費を以て小漁港として築設されたが、その利用はその後年を追うて増大し、現今港内の混雑は言語に絶するほどで狭あいを極めている、さきに、同港改修の請願は衆参両院において昭和二十三年に採択されているが、まだ実施されないから、一日も早く拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願港の現状にかんがみ、予算、資材等を勘案して、可及的速かにこれが拡張工事実施を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

下松港修築の請願（請願者　山口県庁内山口県知事田中龍夫外一名）（佐藤榮作君外五名紹介）（第五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下松市は新興重工業都市として急速なる進展により、港勢いちじるしく、ことに対外貿易のため、大型船の出入にもかかわらず、港湾にはなんらの施設なく、工業の復興上、多大の支障となつている。ついては、すみやかに下松港の修築を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

新興重工業都市である下松市に直結する請願港の重要性にかんがみ、予算、資材等を勘案して、可及的速かにこれが修築工事実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択

の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

奈半利港築設の請願（請願者　高知県安芸郡奈半利町長藤村六郎外八名〆大西正男君外一名紹介〆第四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奈半利港は運輸省の指定港であるが、高知県東部海岸における水陸交通の要衝に当り、背後地には大美林を有し、速成農作物の主産地である。このような膨大な資源があるが、これを輸送する施設がないので、荷役作業の困難、船舶の不能率、荒天時の休業等折角の資材も滞貨し、経済上にも損失が多いから、該港の施設を早急に築設されたいというのである。
二、請願の議決理由
請願港は、海陸交通の要衝であり、且又農林産物の積出港として、重要であるから、予算、資材等を勘案して、これが諸施設の築設工事実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

青森港修築の請願（請願者　青森市長横山實〆山崎岩男君紹介〆第二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森港は日本海、太平洋の両海にまたがり、本州と北海道の交流、さらに、外国を結ぶ至近距離に位置する地理的一大重要拠点にあるにもかかわらず、いまだに港湾施設はもちろん、本船岸壁がないため、貿易、輸送上、多大の支障をきたしている現状である。ついては、すみやかに青森港の修築を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
青森港の振興を図るため、予算、資材等を勘案して、港湾諸施設の修築につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

小名浜港修築費全額国庫負担の請願（請願者　福島県石城郡小名浜町長樋口速〆大内一郎君外十一名紹介〆第六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県小名浜港は北海道と京浜地方との中継港として、また避難港として戦後活ばつに利用されるに至り、第二期継続工事の進行とともに国際港の補助港として進出を見ることとなり、該港の有する使命はますます重要性を加えている。しかるに最近の物価高騰により工事費の増加を来し、完成に至るまでなお六億円を要する見込で、その四分の一を町の財政負担とすることは現在の窮状ではとうてい負担できないところである。ついては、小名浜港修築費を全額国庫をもつて負担されたいというのである。
二、請願の議決理由
小名浜港は北海道と京浜地方との中継港として、又避難港として、ますますその重要性を加えつつある現状にかんがみ、請願の趣旨については考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

尼崎港湾施設費国庫負担増額の請願（請願者　尼崎市長六島誠之助）（吉田吉太郎君紹介〆第七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
尼崎港は工業都市尼崎市の興隆に伴い、ますますその重要性を加えている現状にかんがみ、国並びに県営による港湾区域の改修防災工事を五箇年継続工事として施行し、尼崎市最大の悩みである高潮災害の脅威を一掃し、生産復興の基礎を整えつつあるが、これが達成には市財政窮乏の折柄、今後相当の負担であるから、前記工事費に対し国庫補助を増額するとともに現在中途のまま放置されている防波堤及び臨港鉄道等の港湾施設費に対しても高率な国庫補助を要望するというのである。
二、請願の議決理由
工業都市尼崎港の重要性にかんがみ、請願の趣旨については考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

大阪港に自由港区設置の請願（請願者　大阪市北区中ノ島大阪市役所内近藤博夫外四十二名〆前田種男君外一名紹介〆第二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪港は、わが国三大貿易港の一つであるが、その港湾の復興がいちじるしく、経済の再建に寄与するところが大きい。よつて、自由港区制を制定し、すみやかに大阪港に、自由港区を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
大阪港は、貿易港として重要であるから、諸般の情勢を勘案して、該港の自由港区設置に関し考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

鉄道用炭を海上輸送継続の請願（請願者　高岡市議会議長澤井信一）（橘直治君紹介）（第三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄の独立採算制に伴う鉄道用炭の全面的陸送転換の措置は、海運関係者の生活を脅し、さらにわが国海運の衰微をもたらすものであり、その上臨港都市としての高岡市は、鉄道用炭の輸送がなくなれば、船舶の激減により伏木港に及ぼす影響は大きい。ついては、港湾産業の発展上、海・陸輸送の均衡ある運送政策をすみやかに実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
海運業の健全なる発展を図るため、請願の趣旨にそうよう考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十二月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

鉄道用炭を海上輸送復活の請願（請願者　高岡市吉久七百七番地　能松義次）（橘直治君紹介）（第四五四号）及び同（請願者　山形県知事村山道雄外三名〆池田正之輔君外三名紹介）（第八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　国鉄の独立採算制に伴う鉄道用炭の全面的陸送転換の措置は、海運関係者の生活を脅し、さらにわが国海運の衰微をもたらすものであり、その上臨港都市としての高岡市は、鉄道用炭の輸送がなくなれば、船舶の激減により伏木港に及ぼす影響は大きい。ついては、港湾産業の発展上、海・陸輸送の均衡ある運送政策をすみやかに実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
　海運業の健全なる発展を図るため、請願の趣旨にそうよう考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

要田駅の正式営業開始の請願（請願者　福島県田村郡要田村長佐藤義吉外一名）（大和田義榮君紹介）（第五五九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　磐越東線要田駅は三十余年にわたる地方民の宿望が達せられ、営業開始してから二箇月余になるが、いまだに正式営業開始を確認されていないため、不乗車区間の運賃徴収のやむなきに至つている。乗客は予想外に多く、また駅確認が実現されれば、乗車券発行とともに小貨物の取扱も可能であり、採算がとれることは確実であるから、すみやかに要田駅を確認されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方交通の利便を図る等のため、可及的速かに請願の趣旨に副うよう考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

山口線電化に関する請願（請願者　山口市長山下太郎外四名）（佐藤榮作君外二名紹介）（第九〇一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　山口市は県政の中枢地であり、教育文化の中心地であり、日に来住する数は一日一万人にも達する実情であり、さらにまた観光山口を訪れる旅客も急速に増加しつつある。しかるに、小郡駅、宮野駅間に交通機関がなく連絡に不便であるから、山口線に電車運転を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

千里丘駅に貨物取扱開始の請願（請願者　大阪府三島地方事務所長改正重延外二十四名）（田中萬逸君紹介）（第五八七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　千里丘駅は本年九月新設され、その後商店街の振興に、各種会社工場の急設によつて、乗降客がますます増加したが、該駅には貨物輸送の便がなく、関係民は多くの運搬費と労力をつかつている実情であるから、該駅に貨物取扱を開始されたいというのである。
二、請願の議決理由
　請願駅の実状にかんがみ、予算並びに予想貨物数量等を勘案して、貨物取扱開始について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

日出駅に貨物取扱開始の請願（請願者　北海道常呂郡訓子府村長谷本泰二郎外一名）（松田鐵藏君紹介）（第三〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　網走本線日出駅は臨時乗降場として旅客取扱をしてきたが、該駅附近一帯は、広大な農・林・礦産地帯として、さらに該駅東方にはチミケップ湖を有する観光地を控えているのに、貨物の取扱をしないため、その開発に多大の支障をきたしている。ついては、すみやかに日出駅に貨物取扱を開始されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方交通の利便並びに農、林、礦資源の搬出を図るため、請願駅において貨物の取扱開始を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

鉄道用品の地方調達に関する請願（請願者　盛岡市長小泉多三郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　国鉄機構の改革により、鉄道用品を中央調達に変更の方針が決定されたと聞くが、このような処置は、地方生産業者の死活の問題であり、その影響はきわめて大きい。ついては、地方経済自立の見地から、従来どおり鉄道用品の地方調達を要望するというのである。
二、請願の議決理由
　鉄道用品の中央調達制度実施後の成果について検討を加え、請願の趣旨にそうよう考慮せしめる様措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

鹿児島、門司間夜行列車運輸開始の請願（請願者　鹿児島市山下町岩切重秀）（上林山榮吉君紹介）（第二七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　鹿児島市は、わが国最南端に位し、南西貿易の起点として、重大な使命を有している。従来国鉄重要線として、鹿児島、東京間は二回の急行列車が運行されていたが、現在は一本だけで上京するには不便が多いから、鹿児島、門司間夜行列車を運転されたいというのである。
二、請願の議決理由
　旅客交通の便を図るため、車両事情等を勘案して、鹿児島、門司間夜行列車の運転を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
　昭和二十四年十二月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長　幣原喜重郎殿

湯の元駅に下り急行列車停車の請願（請願者　鹿児島県日置郡東市来町長岩下方貞外五名）（床次徳二

君紹介）（第一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島本線湯の元駅は、南九州観光の一環をなし、温泉地帯となつているが、交通不便のため、乗客の要求を満足することができない。ついては該駅に下り急行列車を停車されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の便を図るため、輸送状況に即応し、急行列車の停車を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

日の影線列車増発に関する請願（請願者　宮崎県臼杵郡北方村長末永祝蔵）（佐藤重遠君紹介）（第六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日豊線延岡駅を基点とし熊本県に連絡する日の影線は宮崎県北部唯一の幹線鉄道として運輸上の重要性は当局においても認められているところであるが、現行の列車回数は沿線の人口に比較して少なく、利用者は多大の不便をきたしている。ついては、日の影線の列車を増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の便を図るため、車両事情等を勘案して、請願区間に列車増発を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

山形市の都市計画に伴う物件移転費補償に関する請願（請願者　山形市長鈴木重屹外二名）（松浦東介君外一名紹介）（第一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都市計画街路山形駅、寵田線改修取び山形駅構内拡張工事に伴う、ライジングサン石油会社並びにスタンダートウアキユームカンパニー移転、その他物件移転には巨額の経費を必要とするので、その移転費を補償されるとともに都市計画が進行するため前記両社の移転が実現するよう図られたいというのである。

二、請願の議決理由

請願地区の鉄道工事と都市計画との実状をあわせ考究し、関係機関等と協議の上、請願の趣旨について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

日振トンネル工事継続の請願（請願者　室蘭市長熊谷綾雄）（篠田弘作君紹介）（第九一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日勝線鉄道敷設工事の一端である日振トンネル工事の完成は、単に室蘭市並びに関係市町村の交通産業上の便益でなく、わが国経済再建上重要な役割を果す北海道開発に至大な成果をもたらすが、これが実現に多大の経費と困難を伴うものであるから、速かに工事を継続促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算等を勘案して、請願区間の隧道工事の継続を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

千葉鉄道局設置の請願（請願者　千葉市長洲町一丁目百十八番地千葉県知事川口爲之助）（田中豊君外一名紹介）（第一〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄の地方機構改革にさいし、千葉管理部の廃止案があるというが、もし事実とすれば実情に即しないものであるから、二百万の県民の総意で左の理由により千葉鉄道局を設置されたいというのである。

（一）千葉県は、日本屈指の豊富な農、水産県であり、大東京の台所であつて、生鮮魚菜の輸送は迅速を要し、大量の物資の輸送を一々東京まで出向いて交渉することは不可能であること

（二）乗客の面から見て、東京に隣接する衛星都市として通勤者激増し、輸送力の強化が必要でありリクリエーション、観光地帯としての発展性もあること

（三）鉄道施設の不備の改善、電化ガスカー等により輸送の増大、産業の振興に寄与しうる余地大であること、なお、過去の成績からみて、充分に採算のとれる確信があること

二、請願の議決理由

鉄道局設置については、輸送状況並びに現地の実状に即応して、日本国有鉄道地方機構改革に際し、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

盛岡市に鉄道局設置の請願（請願者　盛岡市長小泉多三郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第一七号）及び同外一件（請願者　岩手県議会議長村上順平）（山本猛夫君紹介）（第九八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般鉄道機構の改正によつて管理部が廃止され、枢要の地に鉄道局が増設せられる方針であるとのことであるが、岩手県は広大な面積を有し、鉱、工、林産資源が豊富で、これら物資の輸送のため膨大な施設があつて、これら施設の管理と活用には鉄道局の設置を必要とするから、盛岡市に該局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

鉄道局設置については、輸送状況並びに現地の実状に即応して、日本国有鉄道地方機構改革に際し考慮せしめるを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

姫路市に鉄道局設置の請願（請願者　姫路市長石見元秀外二名）井之口政雄君外三名紹介）（第七〇七号）及び同（請願者　姫路市長石見元秀）（立花敏男君紹介）（第一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

姫路市は播磨灘一帯の工業地帯の中心に位置し、交通上も中心地で、鉄道局設置に要する諸設備も完備している。ついては、管理部の廃止が決定となつた場合は、本市に鉄道局

を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

鉄道局設置については、輸送状況並びに現地の実情に即応して、日本国有鉄道地方機構改革に際し考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

岩原駅を荷物駅として存続の請願

（請願者　東京都港区芝櫻田太左エ門町三番地坪倉宗春ノ長野長廣君紹介）（第一〇四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知、徳島両県境に位する岩原駅は、周辺村落との連絡道路がなかつたため荷物の集散が悪く、その価値を疑われ、廃止されようとしているが、目下林道を開設中で、完成の暁には諸産物の搬出が激増することは明かである。ついては、該駅を荷物駅として存続せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願駅は、今後ますます林産物等の搬出が激増するものと予想せらるるから、将来貨物取扱を廃止せざるよう考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

花斎線上有住村に新駅設置の請願

（請願者　岩手県気仙郡上有住村長鈴木文助ノ鈴木善幸君紹介ノ第一一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

有住駅設置の既定方針が変更され普通駅より信号所への格下げときくが、該地域は地理的好條件を有し、林鉱資源等の開発上多大の支障をきたしている。ついては該村に新駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、資材、予算等を勘案して、普通駅設置につき考慮せしむるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

可美村に国鉄操車場設置反対の請願（請願者　静岡県濱名郡可美村長和久田武外八名ノ中村幸八君紹介）（第七六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県濱名郡可美村耕地内に国鉄操車場設置が計画されており、該用地として全村耕地面積の四分の一にも及ぶ耕地がすでに買収となつたが、かくては村民の生計は即座に支障を来し、食糧増産をも大いに阻害することになる。ついては、該計画を中止せられたいというのである。

二、請願の議決理由

操車場設置については、当該地方の実状並びに貨物輸送量等を勘案して、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

金島村小野子に停車場設置の請願

（請願者　群馬県群馬郡小野上村長小野英多ノ小峯柳多君紹介ノ第三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野原線沿線、金島村小野子地内に停車場を設置されたい、なお、建設費は地元が負担するから、関係民多年の要望を実現するよう図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、既存の国営自動車線との関係を考慮して善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

吹田駅北出口地下道開設工事促進の請願（請願者　吹田市長岡本太郎外一名）（田中萬逸君紹介）（第五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吹田駅は駅東口横の地下道の混雑と衛生上の見地から、地元市民の要望に添い、吹田駅北出口地下道開設工事を計画し、約三分の二の進行を見たまま戦時中中止されていた。ついては、昭和二十五年度に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

吹田駅附近の混雑の緩和を図るため、予算、資材等を勘案して、地下道工事再開について、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

上野、宇都宮間及び両毛線電化促進の請願（請願者　栃木県知事小平重吉外一名）（大澤嘉平治君外一名紹介）（第四五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宇都宮及び以北の沿線は東京への通勤、通学者が多く、また両毛線は小山、栃木、佐野、足利、桐生、前橋、高崎等の機業都市を有し、産業の振興に重大な任務を帯びている、ついては、上野、宇都宮間及び両毛線の電化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の区間は、交通需要多き線区であるから、これが輸送力の増強上及びわが国石炭事情にかんがみ、石炭の節約、経営の合理化を図るため、電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

吹田駅北出口地下道開設促進の請願（請願者　吹田市長岡本太郎外一名）（小西寅松君紹介）（第三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに吹田駅に隣接する国道旧亀岡街道の混雑緩和並びに衛生上の見地から、また乗降者の利便のため、駅構内から鉄道路線下をくぐる地下道の開設に着手し、その三分の二が完成を見たが、戦争のため、中止されたまま現在に至つている。しかるに、駅東口横の地下道は、吹田市の重要な道路にあるにかかわらず、幅員わずかに六メートル、一日の通行量は、車両、人員合せて四万に及び、この六割は東口の乗降者であ

り、二万名が北部住宅地からの省線利用者で、朝夕の混雑時には一時間四千名に達する通行量である。ついては、昭和二十五年度において、吹田駅北出口地下道を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

乗降客の利便を図るため、資材、予算等を勘案して、可及的速かに請願駅北出口地下道の開設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

平野駅のホーム拡張の請願（請願者　愛媛県喜多郡平野村長平田實）（高橋英吉君紹介）（第六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

平野村は豊富なる林産地で、木材出荷数量一日平均百トンを下らないが、集荷所である平野駅ホームは狭あいのため三十トンしか集荷できず、残り七十トンは距離二十キロの長浜港に諸車を以て運搬している状態である。このため村民経済上大なる損失を来たしているから、この平野駅のホームの幅員を拡張して貰いたいというのである。

二、請願の議決理由

木材輸送の増強を図るため、予算並びに資材等を勘案して、該駅のホーム拡張について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

本楯駅に二線橋架設の請願（請願者　山形県飽海郡本楯村長飯塚農夫太外八名）（志田義信君紹介）（第三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県本楯駅は、駅開設以来、逐年乗降者が増加するので、昭和四年二線橋を架設したが、戦時中供出資材として取り除かれ現在に至っているが、危険と不便は言語に絶し、産業の発達及び通学上多大なる影響を及ぼしているから、該駅に二線橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

乗降客の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまって、資材、予算等を勘案して、請願駅に二線橋の架設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

丹波大山駅上家復旧促進に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡味間村西右佐若狭定太郎外六名）（佐々木盛雄君紹介）（第二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福知山線丹波大山駅乗降場上家は、戦時中撤去されて以来、乗降客の不便不利は見るに忍びない状態で、とくに雨雪等の場合の困難はまことに深刻なものがある。ついては、すみやかに丹波大山駅上家を復旧されたいというのである。

二、請願の議決理由

乗降客の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまって資材、予算等を勘案して、請願駅の上家の復旧を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

山形市飯塚踏切に二線橋架設の請願（請願者　山形市長鈴木重屹外一名）（松浦東介君外一名紹介）（第一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形市飯塚踏切は山形駅構内で平面交さによっているが、由来山形市西部は旧陸軍練兵場であったため、発展が阻害されてきた、しかるに終戦によりこれが開放となり西部も新市街地を形成するに到り、その交通量も膨大となった。しかも該踏切は交通幹線の要衝であるにもかかわらず一日の内三分の一はしや断されている状態である。ついては、交通の安全と産業発展上多大な影響を及ぼしているから、該踏切に二橋線を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

乗降客の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまって、資材、予算等を勘案して、請願駅の二線橋架設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大山口駅改築の請願（請願者　鳥取県西伯郡所子村長川上勝太郎外三百三十六名）（稲田直道君紹介）（第一〇八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大山口駅は国立公園大山はじめ附近の観光地の旅客の乗降客が多いが、現在の駅舎の老朽施設では、観光駅としての使命を果たすことはもちろん完全な輸送もできない。ついては、大山国立公園の綜合的開発と飛躍的地方発展のために、該駅を改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客輸送の円滑を期するため、予算並びに資材等を勘案して、該駅の改築につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

名寄線中湧別駅改築の請願（請願者　北海道紋別郡上湧村長今野和七外一名）（林好次君紹介）（第八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名寄線中湧別駅の位置は、交通産業の中心地にあるが、待合室の狭あいいちじるしく、大小荷物取扱所においては全く寸尺の余地もなく、日々乗車人員五百人余、降車人員七百人余、六百九十トンに余る貨物を処理するに支障をきたし、さらにそれ等は逐次増加の傾向であるから、是非増改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客並びに貨物輸送の円滑を期するため、予算、資材等を勘案して、該駅の増改築につき、考慮せしむるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

岐阜駅改築促進の請願（請願者　岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴

睦君紹介）（第五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜駅は昭和二十四年四月第一期改築工事を完了したが、この工事だけでは唯玄関口だけであるから、観光都市岐阜駅改築完了のため、第二期工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願駅の実状にかがんみ、予算、資材等を勘案して、これが改築について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

鶴岡、落合間に電車線敷設の請願（請願者　山形県西田川郡湯田川村長大井寛外十九名）（池田正之輔君紹介）（第八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県鶴岡市より東田川郡大泉村にいたる路線は、古川大鳥鉱山繁栄当時鉄道予定線に編入され、衆議院においても再三採択されたが、時局の関係でまだ実現されず、とくにますます近時に至つてその重要性が増してきたから、鶴岡市、落合間に電車を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便等を図るため、請願区間の電車線敷設につき、予算、資材等を勘案して、諸情勢の好転をまつて、これが実施につき考慮せしむるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大宮、宇都宮間及び大宮、高崎間並びに高崎、小山間電化促進に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡家中村中島金次郎外一名）（山口好一君外二名紹介）（第一一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄大宮、宇都宮間及び大宮、高崎間並びに高崎、小山に至る両毛線の電化問題は、今日まで数回国会に請願し採択されている。幸い電力も、やや豊富であるし、通勤上あるいは沿線の物産集散上ぜひ必要であるから、すみやかに該区間の電化実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本願請の区間は、交通需要多き線区であるから、これが輸送力の増強上及びわが国石炭事情にかんがみ、石炭の節約、経営の合理化を図るため、電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

千葉、佐倉間電化促進の請願外三件（請願者　千葉県印旛郡千代田町長清宮彦一外千名）（竹尾弐君紹介）（第一一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

総武本線千葉、佐倉間十五粁の地域は、通勤、通学者等の乗降は一日一万余人を数え朝夕は多大の混雑と支障をきたしている現状である。ついては、該区間電化工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

札幌、小樽間電化の請願（請願者　北海道札幌市本町北海道商工会議所連合会富樫長吉）（苫米地英俊君外一名紹介）（第五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

札幌、小樽間電化は両地方多年の懸案であるが、いまだ実施されていない。該線の電化は約五割の輸送力を増強し、年間四万トンの鉄道用石炭を節約し、本道枢要部の産業振興上貢献するところ大きいから、これが実施を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願線区の輸送力の増強上及びわが国の石炭事情にかんがみ、石炭の節約、経営の合理化等を図るため、電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長　幣原喜重郎殿

郵政委員会報告書

【第二号参照】

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

本案は、近来赤字に悩みつつある郵便事業の収入増を図るために、お年玉つきの郵便葉書並びに社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金を加算した郵便切手及び郵便葉書を、発売することができるようにしようとするものである。

二、議案の要旨

本案の要旨は

（一）くじびき番号つきの郵便葉書を発行し、くじびきによりお年玉として贈る金品の単価は二万円をこえてはならぬこととしたこと。

（二）お年玉の債権消滅の時効は六箇月としたこと。

（三）寄附金をうける団体の指定は、郵政大臣が郵政審議会にはかつて決定することとしたこと。

（四）寄附金をうける団体は、寄附金つき郵便切手又は郵便葉書の発行及び売りさばきのため郵政省において特に要した経費を郵政省に納付しなければならないこととしたこと。

等である。

三、議案の可決理由

お年玉つき郵便葉書等の発売は郵便事業の積極的増収対策として適切な措置であり、本案の内容をまた妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第七号参照】

郵便物運送委託法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

郵政大臣が郵便物の運送を委託する場合に関する法律としては鉄道船舶郵便法（明治三十三年法律第五十六号）があるが、同法はその規定の

対象が地方鉄道法による鉄道運送業者及び商法による船舶運送業者に限られており、自動車運送業者等に及ばないのみならず、運送を委託する場合及び委託する方法等についての規定に欠け又同法に定められている料金率も現下の状勢にそわない故、本案は委託業務の民主的、経済的運営を図るためあらゆる運送機関等の利用関係について規定すると共に運送委託の場合委託の方法及び委託の内容等についても規定しようとするものである。

二、議案の要旨

本案の要旨は

（一）委託條件　委託により業務を運営することが、郵政省の直営とするよりも経済的であり、且つ業務に支障がないこと。

（二）委託の方法　運送の委託は契約によることとし、且つその契約は競争による契約を原則とし随意契約によりうる場合を制限的に列記している。

（三）運送料金の決定　運送料金は原則として郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基準とし、その資本金を政府が全額出資する。運送事業者及び地方公共団体については運送原価のみを基準とする。しかして右基準は運輸大臣があらかじめ郵政大臣に協議の上運輸審議会にはかつて決定することとしたこと。

（四）運送の要求　郵政大臣は運送業者が契約に応じなかつた場合、特に指定した一般運送業者に対して郵便物の運送及び運送に関して最底限度の要求が出来ることとし、右運送業者に対しては運送料金の基準に基いて補償金額を決定する等正当な補償を行うこととしたこと。

（五）運送等の業務の取扱い　郵便物の安全、正確且つ迅速な運送を確保するため、取扱上守るべき義務を規定していること。

（六）右の外所要の罰則を規定し、附則において本法の施行期を定めると共にこの法律施行に際して必要な経過的措置を規定していること等である。

三、議案の可決理由

郵政大臣が郵便物の運送等を他に委託する場合に必要な事項を定め委託業務の経済的民主的運営を期することは必要且つ適当な措置であり、本案の内容も亦妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十八日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第八号参照】

請願に関する報告書

川崎市南河原郵便局復活の請願（請願者　川崎市南幸町三丁目四十九番地山本健外七十三名）（白井佐吉君紹介）（第三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

川崎市南河原地区には終戦直前まで「南河原」「柳町」の二局が置かれていたが、戦災に会い焼失した、しかるに、該地区は、復興目覚ましく、とくに最近人口増加し、急激に発展しつつあるが、いまだに、郵便局の設置なく、産業、文化上、多大の支障を来たしている。ついては、南河原地区にすみやかに郵便局を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配郵便局設置の條件を具備している。よつて財政の状況、総合置局計画の順位に照して適当の時期にこの地域に郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

野方郵便局復活に関する請願（請願者　東京都中野区議会議長伊東幸吉）（花村四郎君外一名紹介）（第三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都中野区中野郵便局は、戦災により焼失したため、野方郵便局に移転、更に今回城山町に移転することとなつたから、野方地区及び西武鉄道沿線住民の利便を図るため、移転後は直ちに野方郵便局を復活するとともに野方電報局を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

川合郵便局に集配事務開始の請願（請願者　奈良県吉野郡六川村々長植村正尚外三十六名）（前田正男君紹介）（第六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

川合郵便局は、昭和五月無集配特定局に改定され、洞川、和田両局の分岐点にあつて、きよう便区間には戸数約四百戸の外学校、公共施設、製材所等があるが、いまだに洞川局の集配区域に属しているので、そのため配達は、いちじるしく遅延し、地元民は多大の不便を感じている。ついては、すみやに該郵便局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

川合郵便局は集配事務取扱の要件を具備している。よつて予算の状況及び他との権衡をみて、適当の時期に本請願の趣旨を実現すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

此花郵便局復興促進の請願（請願者　大阪市此花区長松本正治外二十二名）（前田種男君紹介）（第一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市此花区は、人口三万五千余を数え、わが国屈指の重要工業地帯で、該区の復興は目覚しいものであるが、戦災によつて此花郵便局が焼失して以来、通信事務は隣接区所在の福島郵便局の所管となつているため、区民の不便不利は大きい。ついては、此花郵便局を復興されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、極めて適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

川崎市鹿島田に特定郵便局設置の請願（請願者　鹽見久槌外十五名）（白井佐吉君紹介）（第二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

川崎市鹿島田地区は戦時中大工業地帯として、目覚しい発展をとげ、現在に至つているが、鹿島田駅の乗降者は、一日一万余に及び、今後も増加の一途をたどる状勢にある。しかるに、郵便局の施設を欠くため、住民の不便不利がはなはだしい、ついては、すみやかに特定郵便局を設

置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している。よつて財政の状況、総合置局計画の順位に照して、適当の時期に、この地域に郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

簡易生命保険及び郵便年金の融資再開に関する請願（請願者　長野県小県郡滋野村議会議長土屋静吾）（井出一太郎君紹介）（第二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政現下の窮状を打開するただ一つの方策は、政府資金の低利且つ円滑な供給にある。ついては、簡易生命保険及び郵便年金の地方融資を再開されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現状にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用を資金地方還元の趣旨によつて、再開することは、地方財政逼迫を救済するとともに、両事業の普及発達上緊急の必要事である。なお、両事業積立金の運用は、全面的にこれを郵政大臣の管理下に置き、これと不可分の関係にある事業運営との綜合的経営を図ることは保険年金事業の本質上適当であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

川原村に特定郵便局設置の請願（請願者　長崎県西彼杵郡川原村長山口文雄外一名）（坪内八郎君紹介）（第二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡川原村は、郵便局がないため、学校、各団体等の不便多く、とくに本場及び徳道部落は、一里半も離れている隣村の郵便局でその用を弁ずる実情で、経済的、時間的浪費は大きい。ついては、川原村に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している。よつて財政の状況、総合置局計画の順位に照して、適当の時期に、この地域に郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

新庄市金沢に特定郵便局設置の請願（請願者　山形県新庄市長代理助役大場一郎外七十九名）（圖司安正君紹介）（第八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新庄市は新庄町と稲舟村とを合併して、本年四月一日より市制を実施したが、旧稲舟地域には郵便局の設置がないので地方民は非常に不便を感じている。ついては、新庄と稲舟の境界線にある長倉東に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて財政の状況、総合置局計画の順位に照して、適当の時期に、この地域に郵便局を設置すべきものと認める、よつて本請願は、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

簡易生命保険及び郵便年金の融資再開促進に関する請願（請願者　東京都港区芝公園四号地全逓信労働組合山口寛治）（江崎一治君外三名紹介）（第一〇八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第五国会において、簡易生命保険及び郵便年金の郵政省移管が決議されたが、郵政省はいまだにそれによる融資再開を実施していない。ついては、すみやかに融資の再開を計り、地方財政のひへいを救われたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易生命保険及び郵便年金積立金の郵政省による直接運用の再開は、地方財政ひつ迫を救済するとともに、両事業の再建発展のために不可欠であると認める、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

岩津町大字宮下字ヲチタに無集配郵便局設置の請願（請願者　愛知県額田郡岩津町大字川向郡界川工業会長宮嶋綱次郎外十三名）（第一一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県岩津町大字宮下字ヲチタ地区はガラ紡の発祥地として全国的に著名であるが、交通機関も岡崎市川向間に一日一往復の乗合自動車便があるのみで、郵便局の設置がないため、四百五十戸の住民は大なる不便を感じている、ついてはすみやかに特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて財政の状況、総合置局計画の順位に照して、適当の時期に、この地域に郵便局を設置すべきものと認める、よつて本請願は議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

岩津町大字宮石村外三部落地間に無集配郵便局設置の請願（請願者　愛知県額田郡岩津町長加茂得三郎外一名）（千賀康治君紹介）（第一一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県岩津町大字宮石村外三部落間はガラ紡の発祥地で、岡崎市北方四里の交通不便な僻村の部落であつて、郵便局の設置がないため、地方民は大なる不便を感じている、ついては、すみやかに特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて財政の状況、総合置局計画の順位に照して、適当の時期に、この地域に郵便局を設置すべきものと認める、よつて本請願は議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

特定郵便局における勤務時間に関する請願（請願者　東京都港区芝公園四号地全逓信労働組合山口寛治）（江崎一治君外三名紹介）（第一一六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特定郵便局における現行勤務時間は、法律第二百六十五号に違反し、不当に労働條件を悪化されている現状である。ついては、公正なる勤務條件を確立実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、特定局の現状にかんがみ、相当研究を要すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長　幣原喜重郎殿

電気通信委員会報告書

【第五号参照】

警察用電話等の処理に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

警察制度の全面的改正に伴い、国家地方警察及び地方自治体警察の電気通信施設を急速に整備強化するとともに、警察通信、公衆通信間の施設、資金、要員の総合利用による経済化を図る目的をもつて、地方公共団体が所有する警察用有線電気通信設備等を国に譲渡し、これを基幹として所要の警察通信網を構成し、これが建設保守は電気通信省においてこれに当ることとし、所有権移転の範囲、譲渡価額、代価の支拂方法、移管後における運営方法等を規定しようとするものである。

二、議案の要旨

本法律案は九條及び附則よりなつているが、その要点は

（一）公衆電気通信系に併合して使用することのできる地方公共団体所有の警察用有線電気通信設備及びその機器、素材は、屋内交換設備を除いてこれを国に譲り渡すこと

（二）国は同一電話加入区域内又は同一自治体警察の管轄区域内に終始する線路及び接続電話機を除き、その譲り受けた設備、機器、素材に対する代価を支拂うこと

（三）右代価を決定するため電気通信大臣を委員長とし、委員長及び七名の委員よりなる警察用有線電気通信設備評価審議会を設けること

（四）国は（二）の代価として昭和二十五年度から毎年その五分の一以上の額を支拂うこと

（五）国は警察通信業務が中断しないように、警察側に有線電気通信設備を専用せしめ且つ一方的に専用の取消又は停止をすることができないこと

（六）警察側においては専用料金支拂の義務を負うこと

等である。

三、議案の可決理由

公衆電気通信施設との間に施設、資金、要員の総合利用の途を開いて警察用有線電気通信施設を整備強化し、その機能の増大を図ることは適切妥当な施策と認め、本法律案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第九号参照】

請願に関する報告書

鈴鹿市の電話交換方式改善に関する請願（請願者　三重県鈴鹿市長杉本龍造）（水谷昇君紹介）（第一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿市の電話加入区域は、神戸、白子、若松、鈴鹿、楠、井田川の六局に区分され、同一市内でありながら、通話に数十分ないし、数時間を要する現状である。ついては、鈴鹿電気通信学園内設置の自動交換設備を、開放利用して、市内を一丸とする自動交換方式に改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は理由ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長　幣原喜重郎殿

宮崎電話局の復旧並びに自動式電話機設置の請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（川野芳滿君紹介）（第三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎電話局は火災後一部復旧をみただけで、いまだに、その通信機能が不完全であるため、県民の不利不便は大である。ついては、その復旧を促進するとともに、この際交換方式を自動式に改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長　幣原喜重郎殿

同一市内の市外電話地区改善に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

同一市内でありながら市外通話の取扱を受けている地区があるが、これは通信上多大の不便を伴い、地方産業の発展と市民の福利増進に影響するところ大である。ついては、これが改善を要望するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は理由ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国際無線通信士の待遇改善に関する請願（請願者　大阪市北区堂島西町大阪国際電報局内橋本光栄）（田淵光一君紹介）（第五二一号）、同（請願者　大阪市北区堂島西町大阪中央電信局内山田克已）（加藤充君紹介）（第五二二号）、同（請願者　大阪市北区堂島西町山田克已）（松澤兼人君紹介）（第六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国際通信の維持復興に日夜多大の努力を傾注している通信士に対しては、その執務時刻の特殊性、その他にかんがみ特に特別俸給を定め、管理職、非管理職を問わず、十給職まで昇進の途を開かれたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は理由ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付す

べきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
電気通信委員長　辻　寛一
衆議院議長　幣原喜重郎殿

私設電話に関する請願（請願者　東京都千代田区内幸町一丁目二番地徳田栄太郎外二十二名〆中村純一君外二名紹介）（第六九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
加入電話に直結する増設電話機、私設交換機の建設保守は、戦前においては、民間業者がこれに当り、需要者に利便をもたらしていたが昭和十八年以来、日本電話設備会社の独占となり更に最近電気通信省の直営となり、需要者にとつては、不利不便となつた。ついては、これを民間業者に開放し、自由競争によりサービスを向上するようにされたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、理由ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
電気通信委員長　辻　寛一
衆議院議長　幣原喜重郎殿

川崎市内の電話交換方式改善に関する請願（請願者　川崎市長金刺不二太郎〆白井佐吉君紹介〆第八一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在川崎市の電話は川崎局、中原局、溝ノ口局、登戸局、その他に分れ、それぞれ交換方式が異る上、各局間の通話は市外扱いとなるので長時間の待合せを要し極めて不便である。ついては、速かに同一方式直通話扱いとされたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は理由ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
電気通信委員長　辻　寛一
衆議院議長　幣原喜重郎殿

佐渡ヶ島、本土間に無線電話架設の請願（請願者　佐渡支庁長伊藤源次郎外十三名）（風間啓吉君紹介）（第九二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐渡ヶ島は本土と隔絶し、その間の連絡はわずかに不便な海上輸送と海底電信電話線に依存しているが、多季間は風浪等のため、しばしば連絡杜絶し、その不便損失ははかり知れない。ついては、速かに佐渡と本土とを直結する無線電話を架設せられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は適切妥当なりと認める。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
電気通信委員長　辻　寛一
衆議院議長　幣原喜重郎殿

都城、宮崎間電話地下ケーブル線敷設の請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（渕通義君外四名紹介）（第一〇〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県は各種産業発達の可能性多きにかかわらず、交通通信施設不備のため、発展をはばまれている。ついては、福岡より熊本経由、都城にいたる地下でケーブルを宮崎市以北に延長敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は適切妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
電気通信委員長　辻　寛一
衆議院議長　幣原喜重郎殿

仙台電話局に自動電話交換機設置の請願（請願者　仙台市東二番町十番地吉田英一）（庄司一郎君紹介）（第一〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
仙台市の復興は着々進んでいるが、ひとり電話のみは遅々として進まず、架設数も戦前に及ばず、多数の復旧、新規加入の希望があるがほとんど架設されず、商工業の発展が極度に阻害されている。ついては、交換方式を自動式に改善するとともに、電話の増設を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は適切妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
電気通信委員長　辻　寛一
衆議院議長　幣原喜重郎殿

帯広、札幌間電話回線施設増加促進に関する請願（請願者　帯広市長佐藤龍太郎外二名〆高倉定助君紹介）（第一〇五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
札幌、帯広間の電話回線は、十数年以前から四回線で、現在の輻そうせる需要を処理し得ないから、これを八回線ないし十回線に増加し、電話の利用度を大いに高め、地方経済文化を振興されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は適切妥当なりと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
電気通信委員長　辻　寛一
衆議院議長　幣原喜重郎殿

東北地方の無電通信施設拡充整備の請願（請願者　青森県会議長櫻田清芽外六名）（小笠原八十美君紹介）（第一一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北地方の通信施設は風水害のほか、雪害等により、屢々損傷し重要通信が杜絶して影響するところが大きい。ついては、これが対策並びに常時通信の増強策として、青森、室蘭間、秋田、函館間、盛岡、山形間に無線通信施設を増設整備されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は適切妥当なりと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
電気通信委員長　辻　寛一
衆議院議長　幣原喜重郎殿

碧南市に電話局設置促進の請願（請願者　愛知県碧南市議会議長奥谷市郎外二名）（千賀康治君外一名紹介）（第一一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
碧南市は昨年市制を施行した新都市で、中小商工業が盛んであるが、その通信施設は老朽であるととも

に、碧南、新川の二局に分離されているため、極めて不便である。ついては、二区域を統合する電報電話局設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は理由ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長　幣原喜重郎殿

建設委員会報告書

【第五号参照】

住宅営団法を廃止する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、住宅営団法の存続期間並びに閉鎖機関として指定されている住宅営団の業務の範囲を、明確にせんとするものである。その内容の主なる点は。

(1)　住宅営団法は、昭和二十六年四月一日又は閉鎖機関住宅営団の清算結了手続が完了した日のいずれか早い時に、その効力を失う

(2)　閉鎖機関住宅営団は、清算を行うに必要な範囲以外のいかなる業務も行うことができない等である。

二、議案の可決理由

住宅営団は、すでに閉鎖機関として指定されているので、住宅営団法も当然廃止さるべきものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第六号参照】

請願に関する報告書

川水流、黒木間の五ヶ瀬川に橋りよう架設の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡北方村林田福弥外三十四名）（佐藤重遠君紹介）（第三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在川水流、黒木間の五ヶ瀬川橋りようは、木橋で人馬ばかりが、かろうじて渡れる程度であつて、その上増水期には毎年流失するので、渇水期しか使用できない状態で、関係住民の不利不便はいちじるしい。ついては、前記の橋りようを鉄橋に架け換えられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

五ヶ瀬川改修促進の請願（請願者　延岡市長仲田又次郎外七名）（佐藤重遠君紹介）（第五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

五ヶ瀬川は、その源を遠く熊本県境より発し、岩戸、日ノ影、三ヶ所、祝子等の支川を合流しつつ太平洋に注ぐ大河で、一朝こう水となれば、流域一帯に設置されている化学工業及び繊維工業等の大工場並びに関係住民に多大なる損害を與えているので、昭和二十三、四年の両年にわたり、国直轄の河川調査を実施完了されて、すでに基本計画が進められていると聞くが、昭和二十五年から国営工事として該河川の改修を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

宮崎県の災害復興助成の請願（請願者　宮崎市宮崎県庁県議会議長会長甲斐善平外一名）（佐藤重遠君外五名紹介）（第一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は地理上、台風の通路に当り、毎年多大の被害を受け、ことに本年は前後三回の大災害によつて致命的大打撃を被るに至り、これが根本的対策は災害復興と治山治水事業の完全なる実施にある。ついては、宮崎県災害復興に対し、国庫補助を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除と復旧のため、特に国庫補助増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

天塩川河口改修工事施行の請願（請願者　北海道天塩郡天塩町長草刈直外七名）（玉置信一君紹介）（第一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道北見国境天塩岳山麓に源を発する天塩川の河口は、地質が砂土のため、波浪により水深と川幅がつねに一定するとなく、そのためと水が充分でないので、下流一帯はん濫し、被害じん大である。ついては、該川河口の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

天塩町の道路改修に関する請願（請願者　北海道天塩郡天塩町長草刈直）（玉置信一君紹介）（第一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡天塩町は、その面積の三分の一をウブシオヌプナイ原野で占められているので、交通に惠まれていないため、移住以来四十余年を過ぎた今日においてもなお未開発のまま放置されている。ついては、天塩町の道路を改修し、該地方の開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

天塩、幌延間の天塩川に架橋の請願（請願者　北海道天塩郡幌延村長赤松満太郎外一名）（玉置信一君紹介）（第一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道地方費道札幌稚内線は、本道の中央部より道北に通ずる陸路唯一の交通路線であつて、その利用度はきわめて高く、北部天塩北見一帯

の開発及び物資の輸送に重大な役割を果しているが、本路線中の天塩川にはいまだ架橋されていないため、渡船をもつてその用を便じている状態で不利不便はまことに大きい。ついては、天塩、幌延間の天塩川に架りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

村道曾木、大保下線改修の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡北方村長末長悦藏外一名）（佐藤重遠君紹介）（第二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

曾木から大保下に至る十六キロの村道は、沿線十五部落から搬出する農林産物を集結する一大幹線であるが、さらにこれを改良して自動車輸送を可能にして沿線のぼう大な林産資源を開発することは地元民多年の要望であるが、巨額な改良工事費は、とうてい地元民の負担に堪えかねるので、国庫の負担によつてこの改良工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開業のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第八号参照】

岡山県下各河川の砂防工事施行の請願外十九件（請願者　岡山県英田郡大野村長豐福鷹雄外三名）（大村清一君紹介）（第一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県下吉野川流域一帯は、降雨のつど浸しよくはなはだしく、ことにヘスター台風による橘りようの流失、道路の決壊等いちじるしく被害を被り、これが対策については、貧困なる村財政では、いかんともすることができない。ついては、すみやかに、該河川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定の見地より特に至急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

猿ヶ石川上流に堤防築設の請願（請願者　岩手県上閉伊郡遠野町長三浦榮）（山本猛夫君紹介）（第一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

アイオン台風によつて、猿ヶ石川上流堤防が決壊したまま、一部未着工となつており、毎年降雨のつど、耕地及び人家に多大の損害を與えており、産業の発展並びに民生の安定の上から、該堤防の復旧は一日もゆるがせにすることができない。ついては、すみやかに猿ヶ石川上流堤防を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大沢田川砂防工事施行の請願（請願者　岩手県九戸郡長内村長岩城惣一郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに久慈、夏井川の二河川の改修工事は完了されたが、支流の大沢田川は、いまだ未改修のまま放置されているため、毎年降雨期には流域一帯がはん濫し、耕地及び人家に多大の損害を與え、関係住民の不安焦慮は計ることができないほどである。ついては、すみやかに該河川砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

閉伊川水系各河川の砂防工事施行の請願（請願者　盛岡市長小泉多三郎）（山本猛夫君紹介）（第二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

アイオン台風による岩手県下の被害はいちじるしいものがあるが、なかでも早池峯山の土砂崩壊に基因する閉伊川のはん濫被害は言語に絶するものがある。ついては、これが根本的解決を図るため、早池峯山麓閉伊川水系各河川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国道六号線に陸橋架設促進の請願（請願者　茨城県那珂郡柳河村青柳石川汪外三百七十名）（山崎猛君紹介）（第三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県那珂川は、昭和十三年から数回にわたつて、はん濫をくり返えし、そのつど流域地那珂郡柳河村外四箇町村は耕地及び家屋の流失、人畜の死傷等まことに筆舌をもつて盡くせぬ被害をこうむり、これが復旧には、多大の人力と経費を要するが、水禍に疲れた関係住民には、とうていその資力なく、そのため農民は生業を放棄するの止むない状態に立ち至つている。その上本年対岸の水戸市の堤防工事が完成されれば、前記の地域はさらに多くの被害をうけること火を見るより明かである。ついては、水災防除の有効適切なる対策として、国道六号線に陸橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大日川上流にダム築設の請願（請願者　兵庫県三原郡賀集村南坦）（原健三郎君紹介）（第三三号）に関

する報告書

一、請願の要旨及び目的

大日川上流にダムを築設するときは、農業用水を調節するとともに流域地方の水害を防止し、さらにかんばつにはダムの活用によつて食糧増産もでき、上水道の伝染病を防止し、そのうえ水力発電による電力を渓路島住民に供給する等その利益はきわめて大きい。ついては、すみやかに大日川上流にダムを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

治水その他の総合的効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

災害復旧費増額の請願十六件（請願者　長野県更級郡中津村大字原百十七番地小出一男外八百五十名ノ倉石忠雄君紹介ノ第四〇号）及び同（請願者　長野県上伊那郡中箕輪町長笠原昌之進外千四百名）（吉川久衛君紹介）（第四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和二十四年度において災害復旧費予算を減額せられたが、地方民生安定と産業の復興促進上災害復旧は一日もゆるがせにすることができない急務であるにかんがみ、災害復旧費の増額をとり計られたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、特に早急に復旧費増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

鬼怒川に築堤並びに護岸工事施行の請願（請願者　茨城県結城郡上山川村長久保與曾松外七十二名）（鈴木明良君紹介）（第四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鬼怒川のこう水は、近年四回に及び、とくに上山川村の流域は、全く無堤防のところが多いため、出水による被害をくり返し、さらに、護岸工事の損傷が多く、人家、農作物、耕地等に多大な損害を與えている。ついては、該河川の築堤並びに護岸工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大日川護岸工事施行の請願（請願者　兵庫県三原郡広田村長立花唯一外二十九名）（原健三郎君紹介）（第五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原平野を貫流する三原川はかんがい上唯一の給水源であり、その給水面積は二千町歩に及ぶか、一朝堤防が決壊を見るときは、その災害は三原平野大半にわたり、穀倉地帯に及ぼす影響は多大なものがある。とくに該川支流である大日川はもつともはん濫の危険性が大きく、このまま放置することは憂慮にたえない。ついては、大日川の護岸工事を施行し、その災害を未然に防止されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

馬淵川改修区域延長並びに工事促進の請願（請願者　青森県三戸郡三戸町会議長熊槙潔志外二十四名ノ小笠原八十美君紹介ノ第五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上山脈中の神山に源を発する馬淵川は、全沿岸無堤防のため、わずかの降雨にもはん濫して流域農民に多大の被害を與えているので、政府は昭和十二年に馬淵川下流一部を直轄事業として河川改修工事を施行中であつたが、今日に至るも三十パーセントしか完成していない状態である。そのため毎年流域一帯は冠水による被害が増大している。ついては、現在施行されている馬淵川改修区域を県境まで約三十五粁を延長されるとともにすみやかに工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

府県道石動、羽咋線及び石動、下河合線の一部改修に関する請願（請願者　富山県石動町長片岡藤太郎外九名ノ内藤隆君紹介ノ第一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道石動羽咋線は石動町を起点とし羽咋町を終点とする富山、石川の両県にまたがり、沿線地方民の利用面積広大、地味肥よく林産物の産額が多大であり、その搬出量が大きいので、交通ひん繁でつねに事故を発生している。また石動、下河合線は県当局により、かろうじて貨物自動車が通過できる状態になつたのであるが、石動町から県境に至る間には、数箇所きわめて交通困難で危険なる箇処もある。ついては、両路線は産業開発のため最重要線であるから、すみやかにこれを改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

井野川改修工事施行の請願（請願者　群馬県群馬郡大類村長櫻井義一外十名ノ小峯柳多君紹介）（第一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

井野川は群馬県群馬郡大類村の北部を貫流しているが、毎年こう水の惨害を繰り返えし、その被害面積は田畑約二十五町歩に及んでいる。そして大類村の供出量は群馬郡では第一位にあつて、関係農民は生産意欲に燃えているが、年々の水害で、もはや治水、復旧の力を失おうとしている。ついては、食糧増産のため、すみやかに該河川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、特に早急に施行

の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

起、竹ヶ鼻間の木曾川に架橋の請願（請願者　大垣市長川井一外八十四名）（大野伴睦君紹介）（第一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の国道は一宮市から遠く岐阜市加納町まで迂回して大垣市に通ずるようになっているが、起、竹ヶ鼻間の木曾川に橋りょうが架設されれば、二十粁の路程を短縮し、一連の機業地一宮市、起町及び竹ヶ鼻町の生産品輸送に多大の利便を與えることとなる。ついては、起、竹ヶ鼻間に橋りょうを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大川橋架替に関する請願（請願者　舞鶴市長柳田秀一外九名）（大石ヨシエ君紹介）（第一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府加佐郡八雲村地内の由良川に架設されている大川橋は、過般の水害のため、その大半を流失した。ついては、該橋りょうを地方民多年の宿望である鉄筋コンクリート構造をもつて架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

三国街道改修促進の請願（請願者　新潟県南魚沼郡六日町長羽生理貞十八名）（豆四郎君紹介）（第一八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三国街道は、高崎市から新潟市にいたる表日本と裏日本とをつなぐ重要路線であるが、その中央部に三国峠があつて、自動車の運行を困難ならしめているため、交通及び両地方の産業を阻害しているが、政府もまたこの重要性を認め、さきに改修工事に着手し、戦争により一時中止となつたが昭和二十三年から未改修地域の実測に着手し現在に至つている。該路線沿線には三国国立公園を始め温泉等があつて、また林産資源も豊富であるので、産業の開発並びに観光上重要であるから、該道路の改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決の理由

産業開発のため早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

神之川の災害復旧並びに開発事業促進に関する請願（請願者　鹿兒島県日置郡伊集院町長有馬秀一外七名）（上林山榮吉君紹介）（第二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神之川上流の森林地帯は、戦時中の乱伐と戦後の開拓事業増加により、降雨期ごとにはん濫し、流域の伊集院平野の農作物等に多大の被害を與えている。ついては、神之川の根本的改修工事を施行するとともに積極的に流域一帯の開発事業を起し、治山治水、殖産興業の趣旨に合致せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

住宅組合法の一部改正に関する請願（請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉）（石原圓吉君紹介）（第二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の全国住宅不足は実に四百万戸に達し、深刻な住宅難を招いているが、これを解決するには住宅金融公社を設立し、住宅組合に対し長期低利資金の融通を図る必要がある。ついては、住宅組合法による出資金額を一口十八万円程度に引上げ、存立期間を三十年に延長するとともに店舗住宅の建設を認めるよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきもの認とめる。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

治山治水事業促進に関する請願（請願者　日本河川協会長松本學）（大橋武夫君紹介）（第二六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水害は、逐年激増の一途をたどり、食糧その他各種産業の生産を阻害し、国家経済の再建を阻んでいる。ついては、この際根本的治山治水対策として、左記の事項を要望するというのである。

（一）治山、治水事業予算百五十億円の計上

（二）昭和二十五年度河川砂防事業費の大幅増額

（三）水害防止施設費に対し国庫補助等。

二、請願の議決理由

災害防除のため、国家財政の可能なる限り、特に国庫補助増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

田坂川砂工事促進の請願（請願者　埼玉県秩父郡芦ヶ久保村町田與志平外十一名）（阿左美廣治君紹介）（第二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡芦ヶ久保村は、昭和二十二年秋、水害を受けて大損害を被つたが、該村を流れる田坂川の上流は、目下砂防工事が実施されているが、現在のような小規模なものでは、ふたたびはん濫の虞れがあるから、砂防工事費を増額し、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願

は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

生駒山地すべり防止工事促進の請願（請願者　奈良県生駒郡生駒町助役辻中俊三）（前田正男君紹介）（第二七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年度から施行中の生駒山の地すべり防止工事は、本年度をもつて終る予定であつたが、先日のデラ及びヘスター台風によつて、昭和二十二年度施行の場所の全区域にわたつて相当広範囲のき裂を生じ、次第に滑動を開始している。ついては、五千有余の町民の保全のため、すみやかに地すべりの防止工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

姫路以西岡山県境までの国道改修の請願（請願者　姫路市長石見元秀）（堀川恭平君紹介）（第二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道二号線中姫路以西岡山県境までの国道は、姫路、岡山を結ぶ唯一の路線であつて、兵庫県の交通量調査の結果から見ても、夢前橋附近においては、毎日自動車の交通量は、五百四十三台に達している。ついては、すみやかに姫路以西岡山県境までの国道を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

市川を国直轄河川に編入の上改修工事施行の請願（請願者　姫路市長石見元秀）（堀川恭平君紹介）（第二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市川は延長六十九キロ、流域面積五百五十平方キロに及ぶ農業並びに運輸上重要なる河川であるが、堤防が弱く、屈曲はなはだしく、ヘスター台風でさえ、市川橋附近の増水は、二メートル三十に達し、堤防上まで、わずかに六尺を余すにすぎなかつた状態で、沿岸住民は、不安の生活を送つている。ついては、災害を未然に防止するため市川を国直轄河川に編入の上、すみやかに改修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止の見地より施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

夢前橋架設の請願（請願者　姫路市長石見元秀）（堀川恭平君紹介）（第二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県下における国道二号線改良工事は、姫路市以西揖保川までの区間を着手されているが、夢前橋は国道二号線と二十号線との分岐点に当り、交通量多く、その上架設地点の屈曲はなはだしく、不便をきわめ、且つ腐朽しているから、夢前橋を架け換えられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

福岡県の上水道及び給水施設復旧の請願（請願者　福岡県嘉穂郡穂村小田恭之）（中島茂喜君紹介）（第二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石炭の採掘により、井水が枯渇し、あるいは上水道水源及び給水施設が多大なる鉱害をこうむり、日常のすい飯にもこと欠き、その被害者は四十万人に及んでいる。この復旧工事の遅延はただちに国民の衛生保健に関連し、また飲料水使用の欠乏は、日常生活の安定を欠くことときわめて重大である。ついては、速かに復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

宇美町の災害復旧費国庫補助増額の請願（請願者　福岡県糟屋郡宇美町議会議長木村次八郎外一名）（中島茂喜君紹介）（第二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県下におけるジュデイス台風による被害は十数億円を突破しているが、そのうち宇美町の被害は二億五百六十三万余円に達している。しかるに該町は、新制中学校の建設、自治体警察維持費等で財政的に困窮しているから、同町の災害復旧費に対し国庫補助金の増額を考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害復旧のため、特に国庫補助増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

高瀬川改修の請願（請願者　山形県東村山郡楯山村佐藤捨三郎外五名）（松浦東介君紹介）（第三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最上川支流である高瀬川は源を宮城県境奥羽山脈に発し、東村山郡下六箇市町村を貫流し、その延長約三十五キロに及んでいるが、本年のキテイ台風により数個所の堤防が決壊し、沿岸地域に多大なる損害を與えたから、すみやかに該河川の改修を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

立谷川改修の請願（請願者　山形県東村山郡山辺村森谷久右衛門外三名）（松浦東介君紹介）（第三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最上川支流である立谷川は、源を奥羽山脈に発し、東村山郡下六箇村を貫流し、須川に入りその延長四十キロに及んでいる。この川は毎年出水し、沿岸に多大の被害を與えているが、これが復旧工事は、関係町村の財政上負担することが困難であるから、すみやかに改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

廣島県の県道改修の請願（請願者　呉市長鈴木術）（宮原幸三郎君紹介）（第三一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島県は、人口、資源、立地條件ともに中国地方における重要なる地歩を占めているが、その開発発展の先駆をなす道路の整備拡充が完全でないから、すみやかに同県下の道路を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

野川坂附近に架橋促進の請願（請願者　宮城県廣瀬村長庄子長吉外一名）（庄司一郎君紹介）（第三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台市と山形市を結ぶ重要路線楯岡線中の野川坂陸橋及び峠は曲折多く、その上急坂のため、年間を通じて車両の転落またはその他の事故を誘発し、危険この上もない。ついては、野川坂陸橋東側に並行して鉄骨又はコンクリート式の陸橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

寒河江川上流改修の請願（請願者　山形県西村山郡大井沢村佐藤東外二百三十四名）（松浦東介君紹介）（第三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

朝日岳を発する寒河江川は、かんがい及び発電用として重要河川であるが、毎年上流部はん濫し流域一帯に多大の被害を與えている。ついては、寒河江川上流部改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

西興部村の道路開設の請願（請願者　北海道紋別郡西興部村長酒井政四郎）（松田鐵藏君紹介）（第三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡西興部村は、農、林産物の主要産地であるが、連絡道路が完備していないので、産物の搬出並びに開拓上、多大の支障となつているから、中藻興部原野道路終点から藻興部原野終点までの連絡道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

岡山県における府県道二号線中の一部改修並びに国道に編入の請願（請願者　岡山県上房郡高梁町長山村久兵衛）（外三十七名）（橋本龍伍君紹介）（第三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道二号線から分岐して米子市に通ずる岡山県道二号線は、中国地方の陽、陰連絡上の最短路線であつて、その交通量も大であり、しかも沿線は林産資源に富み、その生産額は県下有数の地位にあり、ことに地下資源の開発に伴つて多数の工場が設置されて本路線は、ますます重要性を加えているが、その現状は狭少な幅員とはなはだしい屈曲のため、これら物資輸送に多大の支障をきたしているのは、はなはだ遺憾である。ついては、県道二号線中の一部を改修するとともにその重要性を認識して国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

福岡県の災害復旧費補助金交付の請願（請願者　福岡県知事杉本勝次）（衞藤速君紹介）（第三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県下一円において、災害は道路、橋りよう、河川、砂防施設等の破損箇所はまことに多く、これが復旧費は、四億余円の巨額に達するが、これに要する国庫補助金は二億円余となり、本年六月の第一・四半期までの既配付額を差引き、二億二千七百二十七万四千円を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、特に早急に国庫補助増額の必要があるものと認め。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

阿武隈川下流改修工事施行の請願（請願者　宮城県名取郡岩沼町岡崎太郎外五名）（千葉三郎君紹介）

（第三二二号）及び同（請願者　宮城県名取郡岩沼町長岡崎太郎外二十一名）（庄司一郎君外二名紹介）（第八四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

阿武隈川下流は河床が高いため、出水すれば田畑の冠水は長時間にわたり、平時においても排水不良による低湿のため、農民の努力にもかかわらず、土地生産力を高めることができない実情であり、しかも河口においては、吐水緩漫で閉そくの危険濃く、このまま放置すれば、災害を招くこと必至である。ついては、阿武隈川下流の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大淀ダム調査に関する請願（請願者　宮崎市長荒川岩吉外十五名）（佐藤重遠君外一名紹介）（第三二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大淀川中流部の狭谷間にある宮崎県東諸県郡高岡町大字浦之名地先にダムを築設するときは、年間四億六千万キロワットの発電ができ、宮崎平野のかんがいは強化され、しかもたん水量が増え舟運の利便が大となる等その及ぼす利益は多大なものがある。ついては、立地上の好條件を有している前記浦之名地内にダムを築設するため、本格的な調査に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

治水その他綜合調査のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大淀川上流諸支川改修促進の請願（請願者　宮崎県北諸県郡高城町長黒木健外十七名）（瀬戸山三男君外四名紹介）（第三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大淀上流部の都城地区改修工事は、昭和二十四年度から直轄工事に編入されたが、これと同時に該地区における大淀川支流諸支川とくに右支萩原川、年見川、高木川、東岳川、有水川、左支横市川、庄内川、丸谷川、高崎川等も同様に降雨期における出水被害は大であるから、この際本支川あわせて根本的な改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

清武川の復旧工事施行の請願（請願者　宮崎県庁内宮崎県議会議長甲斐善平）（川野芳満君外四名紹介）（第三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県の清武川は、昭和十四年の災害以来、復旧工事を続行しているが、毎年風水害を繰り返えしているところ、現行の工事は、一応本年度をもつて打切られるやに聞くが、これでは今後さらに被害の増大が必至の状態にあるから、工事を続行され、若し工事中止の場合は、中小河川工事を実施する河川に編入の上改修を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

宮古橋架替工事施行の請願（請願者　福島県河沼郡坂下町長江川佐藏外九名）（菅家喜六君紹介）（第三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県河沼郡金上村大字宮古から勝常村大字佐ノ目字宮古に架けられている宮古橋は、福島県を横断し新潟県と小名濱の二大港湾を結ぶ重要路線上の橋りようであるが、毎年災害を受けて落下し、ことに本年度はかい滅的打撃をこうむつた。ついては、すみやかに該橋の架替工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大内川改修の請願（請願者　福島県南會津郡田島町長細井新吾外一名）（菅家喜六君紹介）（第三二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大内川は田島町の町有山林に源を発し、阿賀川に合流する延長三キロの河川であるが、最近水源山林の濫伐により、降雨毎に出水し、沿岸の用水せき、耕地、家屋に多大の被害を與えているから、すみやかに該川の改修を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

會津地方の河川改修促進の請願（請願者　若松市長横山武）（菅家喜六君紹介）（第三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び理由

福島県の米倉ともいわれる會津平野を貫流する阿賀川本川、宮川等各支川は、急流であつて流路は一定せず、また無堤の個所多くそのためこう水の被害が大きいにもかかわらず、予算の配分が僅少なため、改修工事は遅々として進まず、中止あるいは未着手のまま今日に至つているものが多い。さらに年々相ついで起る災害復旧工事も同様に予算額の僅少なため沿岸の増産を阻げている。ついては、會津平野の水害を除去するために改修費として一年に少なくとも一億円以上を国費をもつて支出され、昭和二十三年九月の災害と同年の融雪災害及び二十四年九月の災害復旧工事を二十五年度内に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に

施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

會津川改修工事費同庫補助の請願

（請願者　山形県東村山郡天童町長田中時雨郎外三名）（松浦東介君紹介）（第三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び理由

會津川は東村山郡干布村から発し、最上川に至るまで延長二十余キロの穀倉地帯を貫流し、食糧増産に及ぼす影響はきわめて大きいが、毎年融雪期並びに降雨のつど流域地帯の田畑の冠水、堤防の決壊、橋りょうの流失等があり、関係町村においては、治水の対策に最善を盡しているが、徹底的改修は町村の財政窮乏の折柄困難であるから、該河川を、中小河川に編入の上、改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国道二十三号線の一部改修の請願

（請願者　愛媛県上浮穴郡中津村長政木茂十郎外七名）（大西弘君紹介）（第三三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び理由

国道二十三号線中高知県吾川郡大村川口から愛媛県上浮穴郡弘形村御三戸までの道路は、幅員狭小でそのうえ急こう配の道路であるため、同沿線の資源輸送の唯一のルートである同路線の拡張工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

災害復旧事業費国庫補助金及び配付税増額の請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（川野芳満君外四名紹介）（第三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び理由

宮崎県の、デラ台風及びその後の豪雨出水による被害は、まことに膨大で、これが復旧費並びに応急防除費だけでも九億円余を要し、その経費財源については、国庫補助と起債にまたねばならないが、県債も一定限度額があるので、地方税の最高制限率を増徴するの止むないことに立ち至つたが、これ以上の負担は至難である。しかしながら、このまま放置するときは、收穫はほとんど皆無となるから、災害復旧事業費の国庫補助額及び配付税を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、国家財政の許す限り、国庫補助増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

亀崎、高濱間の衣ヶ浦に架橋の請願（請願者　愛知県知事青柳秀夫外七十五名）（久野忠治君紹介）（第三三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び理由

愛知県の中央部にあつて知多半島と三河地方を東西に隔てている衣ヶ浦は、産業の交流地であるから物資、人員の交流が多いが、現在すべて不便な回路によつているので、この衣ヶ浦の最狭部である半田市亀崎と高濱町間に橋りょうを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

東葛飾郡の利根遊水地区堤防並びに水門築設工事促進の請願（請願者　千葉県東葛飾郡富勢村根戸高野台田中孫平外三名）（内藤友明君紹介）（第三三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

利根遊水地区は千葉県東葛飾郡田中村外二箇町村にわたる自然的條件に惠まれ、好適の農業地帯を形成しているため、関係民は開拓にまい地しつつある。そして、同地区を囲む堤防がいまだに完成されていなかつたが、建設当局の確約に基いて、入植者は二百町歩余の開墾作付を実施したところ、工事は遅々として進まないので、アイオン台風及びキテイ台風の出水によつて、作物は全滅の状態に立ち至つた。ついては、すみやかに該地区の堤防並びに水門を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

北見市、若佐村間道路開設の請願

（請願者　北海道北見市長伊谷半次郎外二名）（松田鐵藏君紹介）（第三三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北見市と若佐村、佐呂間村は、地理的ないし産業経済的に密接不可分の関係にあるが、この間大森林によつて妨げられこれが連絡には遠くう回している現状で、若し北見市下仁頃から若佐村に通ずる道路が開設されるなれば、距離はいちじるしく短縮され、生産増強に寄與するばかりでなく、沿道にある広大なる未開地の開発を促進することに役立つから、すみやかに該区間に道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産増強のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大淀川国直轄改修工事促進の請願（請願者　宮崎市長荒川岩吉外十六名）（川野芳満君外四名紹介）（第三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大淀川直轄改修工事は、その第一期工事が約七割五分のしゅん功を見、第二期工事の上流延長区域については、昭和二十四年度から着手された。しかるに本年数度の出水は、既改修区域において破堤はん濫がなかつたが、未改修区域とくに都城市地区は堤防決壊十数箇所もあつて、はん濫侵水の被害がはなはだ大きい。ついては、すみやかに大淀川の第一期工事の完成と第二期工事を促進するため、改修費三億円を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

郡上郡の砂防工事施行の請願（請願者　岐阜県郡上郡町村会長美谷脇禎三）（平野三郎君紹介）（第三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県郡上郡を流れる河川は、戦時中森林の濫伐と応急的施工のまま放置されていたため、河川の荒廃はなはだしく、そのため災害を繰り返えしている。ついては、すみやかに該郡下の砂防工業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国道五号線中一部改修促進の請願（請願者　山形県最上郡金山町長岸伊一郎外一名）（岡司安正君紹介）（第三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道五号線は東京、青森間を結ぶ、裏日本の大動脈であるが、雄勝及び主寝坂の両峠の改修が不完全のため全線一貫した機能を発揮することができず、また山形県と秋田県の境には、林、鉱資源が豊富で、これが開発のためにも、すみやかに山形県と秋田県の境の国道五号線の一部を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

宝満川改修の請願（請願者　福岡県筑紫郡筑紫村長山崎敏夫外三名）（高橋權六君紹介）（第三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宝満川は河幅狭く、曲折多く、さらに堤防が低いため、一朝暴風雨に会えば、美田も荒廃地と化し、その被害はまことに大きい、ついては、すみやかに該河川の改修を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

府県道小郡吉部線改修の請願（請願者　山口県厚狭郡小野村長常田茂采）（佐藤榮作君外五名紹介）（第三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県道小郡吉部線は農・林産物輸送の重要路線として昭和二十二年から継続改修中であるが、工場の起工とともに交通絶え、地元関係民は多大の不便不利をこうむつている。そして本年度の改修は、わずかに百メートル余で現在の状態では後数箇年を要する。ついては、本年中に改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

俵山、古市間府県道改修継続の請願外一件（請願者　山口県大津郡日置村長林三士）（佐藤榮作君外五名紹介）（第三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

俵山、古市間道路は、沿線の豊富な林産物輸送上の重要路線であり、また俵山村湯町方面の観光、温泉客誘致上にも、県立高等農業学校通学上にも欠くことができない路線であるが、路線中一部の荒廃がいちじるしいため、物資輸送並びに通学上に多大の不便を忍んでいる。ついては、すみやかに前記区間道路の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

橋本橋を鉄橋に架替の請願（請願者　萩市長安村正人）（佐藤榮作君外五名紹介）（第三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

萩市橋本川に架設されている橋本橋は府県道山口、萩線、萩、大田線の重複路線上にあり、その交通量の多いことは山陰地方の最高位を占めているが、該橋架設当時の工事が粗悪であつたため、昨年末より老朽はなはだしく、ほとんど完全な修繕は不可能な状態にあつて、人馬の交通はきわめて危険にたえない。ついては、この際該橋を鉄橋をもつて架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

第六回国会 衆議院 委員会議録附録（其の三）

猪名川改修促進の請願（請願者 尼崎市長六島誠之助外十名×吉田吉太郎君紹介）（第三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

猪名川は建設省直轄河川に属し、きわめて原始的な河川で、河身屈曲多く、堤防弱く、その上奥地山林の濫伐のため、毎年雨期には出水し、耕地、人畜に大被害を與えている。幸にして昭和二十年猪名川支流最明寺川が改修完了して、その後水害から免かれるに及んで、関係民は猪名川本流の改修実現を切望しつつあるが、該河川下流には大阪、尼崎等の産業地帯があり、また東岸には伊丹飛行場の国際重要施設もあつて、水害の防除対策は緊急の要件である。ついては、すみやかに該河川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長 淺利 三朗

衆議院議長 幣原喜重郎殿

淀川改修促進の請願（請願者 大阪市大手前町大阪府庁内東二三郎外二名）（淺香忠雄君外二名紹介）（第三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

淀川の改修工事は、目下実施中であるが、これが完成には、なお十数年を要する遅々たる実状では、先年の利根川こう水の惨害にかんがみ、関係民は不安にたえない。ついては、大阪市及び衛星都市並びに隣接町村の水禍を未然に防止するため、すみやかに淀川の改修を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長 淺利 三朗

衆議院議長 幣原喜重郎殿

災害復旧費増額の請願（請願者 長野県諏訪郡下諏訪町長永田昌一外三百名×吉川久衛君紹介×第三六一号）及び同（請願者 長野県北佐久郡布施村長重田彌次郎外百三名×井出一太郎君紹介×第八三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、昭和二十四年度の災害復旧費予算を減額したが、地方民の生活安定と、産業復興促進上、災害復旧は、一日もゆるがせにできない。ついては、災害復旧費を増額せられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と産業復興のため、特に復旧費増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長 淺利 三朗

衆議院議長 幣原喜重郎殿

小野田市の三道路改修の請願（請願者 小野田市長久野東一×佐藤榮作君外五名紹介）（第三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小野田市地区は石炭、セメント、化学肥料等の基礎産業が盛んであるが、該市の既存道路は日を追うて荒廃し、生産を阻害しているから、国庫の助成によつて、小野田市道新中本道線、同厚狭千崎線、府県道厚狭小野田線の三道路の舗装補修事業を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長 淺利 三朗

衆議院議長 幣原喜重郎殿

道路予算増額に関する請願（請願者 山口県知事田中龍夫外一名）（佐藤榮作君外五名紹介）（第三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県は石炭、硫化鉱、鉄鉱、林業資源等の全国屈指の生産県であるが、全国道路予算の少いために、山口県の割当補助予算もきわめて僅少で産業興上のあい路になつているから、道路費の国家予算を大幅に増額して、道路整備事業を地方庁においても強力に推進しうるようはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

国家財政の許す限り、特に道路費増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長 淺利 三朗

衆議院議長 幣原喜重郎殿

国道二号線外二路線の改修並びにほ装の請願（請願者 岩国市長津田彌吉外二十一名×佐藤榮作君外五名紹介）（第三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新港、岩国間の国道二号線、府県道岩国、津和野線及び府県道本郷、

岩国線の三路線は、沿線地方の物資の輸送並びに交通上重要なる道路であるが、幅員狭小及び路面悪劣のため、不利不便であるばかりでなく、事故の発生が少なくないから、前記三路線を改修するとともにほ装されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

小丸川河川統制事業に対する国庫補助増額の請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平ノ川野芳満君紹介）（第三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小丸川河水統制事業は、宮崎県民多年の要望を貫徹するため、発電、治水、かんがいを目途として発足したが、県営発電事業は、すでに、石河内第二発電所のしゆん工を見、工事中の石河内第一発電所は、その機構において、該事業の根幹をなすもので、これが成否は電力の増強、こう水の調節等に至大の影響を持つものである。しかるに、昭和二十三年度から国庫の補助により工事を続行しつつあるが、現下のインフレ下では、とうぜん工事費の増額を予想されるから、国庫補助額を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

治水及びその他綜合効果のため、特に国庫補助増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

林野行政と砂防行政を建設省に統合の請願（請願者　岐阜市長東前豊外二十九名）（大野伴睦君紹介）（第三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在砂防、治水工事は建設省と農林省の出先機関により行われているが、両者の間に連絡を欠き工事の進行を阻害している。ついては、能率の向上と人件費の節減のため監督機関を建設省河川局砂防課に統合強化し事業の万全を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

行政組織簡素化のため、特に早急に実施の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

府県道高森、下松線改修促進の請願（請願者　下松市長石井成就外一名ノ佐藤栄作君外五名紹介ノ第三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県道高森、下松線の現況は、該線改修場所までは、幅七メートルに拡張されたが、ここから袋路となり、そのため、各方面の物資は、既改修終点へ集中し、旧高森、下松線海岸地帯府県道に連絡するのであるが、この間には停車場構内に踏切があつて、貨車の操車のため、しや断されるため、車馬の滞留多く、しばしば事故が発生している。ことに最近日本石油株式会社下松製油所は事業再建のため輸送が活発となり、ますます該道路の利用が多くなりつつあるから、該路線の改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

下関地内の道路橋りよう整備工事に国庫補助の請願（請願者　下関市長松尾守治外二名ノ佐藤栄作君外五名紹介）（第四〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県道小串、下関線をはじめ、外三箇所の府県道、二箇所の国道、さらに二箇所の市道、計八箇所の下関市を中心とする道路並びに一箇所の橋りようは、すでに著しく耗甚しく悪路でいわいは世人のえんさの的となり、下関市交通経済のがんとなり地区重工業会社の運営にも重大な支障を来しているから、二十五年度補助事業としてこれが新設、補修を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

接収土地家屋の借上料増額に関する請願（請願者　福岡市福岡地区接収家屋組合理事長三瀬幸三郎）（守島伍郎君外一名紹介）（第四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡地区において接収された土地家屋は地代家賃統制令に準拠し、世上の賃貸料とは比較にならぬ低率である。しかも、被接収者は、地租、家屋税については、なんら特別の取扱いを受けず、これに火災保険料を加算し、その上高額なる間借料または借家料を拂わなければならない現状で、多大の苦悩になやんでいる。ついては、該借上料を時価相当に増額せられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、該借上料増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

万波貯水池築設の請願（請願者　岐阜県吉城郡坂下村長荒川昌訓外一名ノ岡村利右衛門君紹介ノ第四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県吉城地方は最近の渇水期に電力の不足に苦しみ、さきに坂下村万波に貯水池築設計画が行われているが、該村においては、失業者多く過剰人員に悩んでいる状態であるから、すみやかに万波貯水池の築設工事に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

綜合的効果のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

岐阜、富山間県道を国道に編入の請願（請願者　岐阜県吉城郡船津町長新木正夫外十一名×岡村利右衛門君紹介）（第四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県吉城郡船津町は附近一帯に、鉛、亜鉛等の鉱産物に富み、わが国産額の七割以上を産出し、また中部山岳国立公園の足だまりとして、観光客の往来もひん繁であるが、鉄道の恵沢に薄く、交通運輸上多大の不便を感じている。ついては、岐阜、富山両市間の県道を国道に編入し、指定県道第六十七号及び第六十八号を富山県第二号線に連結するよう取り計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

豊橋、富山間の県道を国道に編入の請願（請願者　岐阜県惠那郡川上村長伊藤薫外一名×岡村利右衛門君紹介）（第四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊橋市から長野県飯田市、岐阜道下呂、高山を経て富山市に至る県道は、東海地方と北陸地方とを結ぶ最も利用価値多き最短距離であるが、へんぴな山間路線であつたために忘却されていたが、この沿線は、天然資源に惠まれ且つ観光地として行楽の地も多くバス、トラックによる利用価値は国道中仙道をもしのぐほどである。ついては、中部日本経済の確立のため、この県道を国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源開発のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

吉井川下流改修工事促進の請願（請願者　岡山県上道郡西大寺町長家野猛之外二名×若林義孝君外七名紹介×第四四七号）及び同（請願者　岡山県上道郡西大寺町長家野猛之外四名×苅田アサノ君外一名紹介）（第五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吉井川は流域面積二千平方キロ、かんがい面積二万二千町歩の沃野を持ち、岡山県の穀倉とも称せられている。しかるに年々こう水の害をうけ、とくに昭和二十年九月には二回にも及ぶ大こう水を起し、県及び国において応急修理を施行したが、予算少額で貧弱な築堤では深憂に堪えない。ついては、五箇年完成計画で一箇年五億円の予算で吉井川の下流の改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

淀川改修工事促進の請願（請願者　大阪市東区大手前大阪府会東二三郎）（井上良二君外二名紹介）（第四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

淀川上流の桂川並びに木津川の流域地方は、本年七月の一夜わずかに二百ミリメートルの降雨にも危機をはらみ、枚方市のごときは水位五メートル六三に上り堤防決壊にひんする危険状態を呈した。目下実施中の改修工事が完成になお十数年を要するという実状では、大阪市及び衛星都市、隣接町村の水禍を未然に防止することができぬ。ついては、歴代不動の国策となつているこの淀川治水工事を、この際急速完成のために予算措置をとられたというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

最上川碁点橋下流の川幅拡張並びに築堤工事の請願（請願者　山形県楯岡町長金森成満外九名×上林與市郎君紹介）（第四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最上川の上流は改修されておるが、碁点橋下流は、川幅狭く、そのため上流に一度豪雨があれば、増水し、流域百余町歩は全滅の状況にあるばかりでなく、支流白水川、野川、乱川の決壊をきたし、流域数百町歩に多大な災害を與える。ついては、これらの災禍を未然に防止するため、碁点橋下流の河幅を拡張し、さらに大石田町及び横山村地帯に築堤護岸工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

籔山トンネル開設の請願（請願者　大分県南海部郡切畑村長横丁清助外十二名×村上勇君紹介×第四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県から宮崎県に通ずる国道は、物資の運輸が激増しつつあるが、該道路中切畑、直見両村にまたがる籔山峠は急こう配で、開通以来五十年なんらの改修も施さないので、関係村の産業発展に及ぼす影響はきわめて大きい。ついては、籔山トンネルの開設をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

内川を準用河川に編入の請願（請願者　秋田県山本郡響村長石山長五郎外一名×石田博英君紹介×第四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

内川に架けられた橋りょう二十数箇は、こう水のつど、その大部分を流失し、道路護岸工事とともに巨額の経費が必要である。ことに戦時中の濫伐により、毎年の水害は大きく、これら災害の復旧のため、該河川を準用河川に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、準用河川として施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

山内川砂防工事並びに米代川護岸工事促進の請願（請願者　秋田県山本郡鹿渡村長石山長五郎外一名）（第四六〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
アイオン及びキティ台風によつて、山内川は大出水をして、人家、田畑を流失し、惨害を與えた。これが防除対策として、山内川上流の砂防工事が必要である。また米代川流域の屈曲はなはだしく、着工期の遅延によつて災害を被むる虞れがあるから、すみやかに山内川砂防工事並びに米代川護岸工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

千代村地内の米川及び林野に砂防工事施行の請願（請願者　長野県下伊那郡千代村長川手世羽ノ今村忠助君紹介）（第四六二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
天龍川水系米川は、戰時中水源地の濫伐により荒廃し、降雨期の被害が大きいから、すみやかに砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

安部川堤防増築の請願（請願者　静岡市與一右ェ門新田池ヶ谷桂作）（神田博君紹介）（第四八一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
安部川の水源は地質の崩壊、山林の濫伐等により、逐次河床が隆起し毎年こう水には多大の被害を受け、とくに福田ヶ谷地区堤防の侵しよくはなはだしく、附近住民の不安は、出水ごとにつのりつつある。ついては、すみやかに該河川の堤防を増築されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

松本、高山間道路を国道に編入の請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第四九八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
松本、高山間道路の沿線一帯は林、鉱産物が豊富であり、これが開発は岐阜、長野両県の産業発展を促進するばかりでなく、北陸地方の幹線と連けいし国道としての利用価値はきわめて大きい。ついては、前記区間道路を国道に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業開発のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

上水道整備事業に対する補助増率の請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五〇八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
都市計画事業に伴う上水道整備事業は、今回国が二分の一、県及び市が二分の一を負担するようになつたことは、経理の関係上重大支障を及ぼしているから、国又は県において全額負担か、従前通りに国が十分の八、県が十分の一、市が十分の一に増率されたいというのである。
二、請願の議決理由
国家財政の可能なる限り、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

庶民住宅建設費に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五〇九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国民の住宅復興は庶民階級の経済状態では、とうてい困難である。しかるに本年度の市営住宅建設の補助金は、建設費の半額で起債も四分の一より認められず、残額を市費で建設することは、地方財政上困難であるため入居者の負担となり、復興上支障となる。ついては、庶民住宅建設費の八割程度を補助され、残額は起債をもつて充当するよう措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

賃貸庶民住宅の処分に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五一〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
賃貸住宅は各都市とも半額の国庫補助と起債により建設しているが、毎年起債額は増大し、さらに年を経るに従い高額の修繕を必要とするため、その処分を図り、収支の均衡を計り、また借家人中には、その買受けを希望している実情であるから、賃貸庶民住宅の処分のできるよう措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

愛知県の震災復興に関する請願

（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び理由

昭和十九年十二月から同二十年一月に至る愛知県碧南地方の地震は、軽微に報道されたが、実際は過般の北陸震災にも匹敵する多大な被害があつたから、政府におかれても、遅遅として進展を見ないこの災害復興のために財政的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害復興のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

災害復旧対策に関する請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太×江崎眞澄君紹介×第五一五号）及び同（請願者　東京都水産業会長松原茂一外二十二名）（砂間一良君紹介×第六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県はキテイ台風による災害、その他非常災害の場合は、政府の対策が緩慢なため、復旧には多大の支障をきたしている。ついては、災害復旧対策をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、災害復旧を早急に講ずるの必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

災害復旧事業に対する国庫補助増額の請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太×江崎眞澄君紹介×第五一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年度アグネス、アイオン両台風による災害復旧事業は、建設省の査定は終つているが、国庫補助の緊縮によつて、施行至難の状態であるから、本年度復旧費の支出額を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、復旧費増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

芦屋から六甲山を経て有馬に至る県道拡張の請願外二件（請願者　芦屋市長猿丸吉左衛門外百四十二名）（原健三郎君紹介）（第五二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

芦屋市から有馬に通ずる六甲山横断道路の建設は、関西地区の経済発展上の急務であり、また遊覧コースとしても重要であるから、産業、観光上の観点から、国庫の助成によつてこの横断道路を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

木屋川利水事業促進の請願（請願者　山口県知事田中龍夫外一名）（佐藤榮作君外五名紹介）（第五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び理由

木屋川ダム工事は、水源確保の対策として昭和十四年度に着工したが、太平洋戦争の影響をうけ昭和二十一年度末で八十五パーセントを完了して工事中止の止むなきに至つている。ついては、戦後下関市の復興と神戸製鋼の平和産業への切り替えによつて、国際貿易港として飛躍を見ようとしているとき、水源の確保は、刻下の急務であるので、このダム工事の再開を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

綜合開発の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

裾花川治水工事施行の請願外五件（請願者　長野市議会議長笠原十兵衛外十五名）（田中重彌君紹介）（第五三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

裾花川はその上流部が荒廃し、天井川と化し危険に迫つているから、すみやかに治水工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

北上川上流に調整池築設の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（鈴木善幸君紹介）（第五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川総合開発事業は、治水上からもまた産業開発上からもきわめて重要であるばかりでなく、現に相当に工事の進ちよくを見ている部門もあるので、すみやかに全体の効果を発揮できるように、事業資金について特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

綜合開発の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

阿武郡地内の県道改修に関する請願（請願者　山口県阿武郡嘉年村高橋久壽）（佐藤榮作君外五名紹介）（第五五〇号）に関するに告書

一、請願の要旨及び目的

石炭の増産確保には、坑木その他の林産資源とその輸送とが必要であるが、山口県は炭田その他の地下資源は無盡蔵ともいうべき宝庫を持ちながら、阿武郡嘉年村の金谷崎の急こう配により不利不便な遠距離を廻送して輸送が制約されている。ついては、この山口線と山陰本線とを直結する県道を改修し根本的施策のため国庫から助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

府県道田万崎、萩線の一部改修に関する請願（請願者　山口県萩市長安村正人外七名）（佐藤榮作君外五名紹介）（第五五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県道田万崎、萩線は山陰海岸沿いの唯一の府県道であつて、山口県の山陰方面の全都市はこれを幹線として山陽道に貫通している。また史蹟名勝地として観光客の往来もひん繁を極めているが、路狭あいで交通上はなはだ支障を来している。ついては、国庫の補助によつてこの府県道の改修を取り計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

徳山市道西浦線改修の請願（請願者　徳山鉄板株式会社専務取締役　兒玉俊二郎）（佐藤榮作君外五名紹介）（第五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳山市西浦線は、荒廃はなはだしく、産業道路として交通上多大の支障をきたしている。陸上輸送は今後いよいよふくそうを極めると思われ、西浦線の悪路は影響するところが大きいから、日本産業発展という見地から、この市道の改修を行われたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

山口県の災害復旧費に関する請願（請願者　山口県知事　田中龍夫外一名）（佐藤榮作君外五名紹介）（第五五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十六年以来連年山口県下各地に続発した水害は、まことに影響大きく、戦後の再建復興を阻害することまことに大きい。山口県においても復旧工事に万難を排する決意を固めているから、政府においても、国庫補助の残額を昭和二十五年度において全額交付されるとともに、県負担額の起債をも許されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に財政的措置を講ずるの必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

日野川にえん堤築設の請願（請願者　米子市議会議長　土谷榮一）（足鹿覺君紹介）（第五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日野川は大正の末期に上流の砂鉄採取が中止せられてから河床が低下し、日野川橋並びに国鉄々橋は橋脚下部を露出して、一朝こう水に会えば流失の危機をはらんでいる。ついては、河床低下を防止するために至急日野橋下流適当の地に保全えん堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

内川改修費国庫補助の請願（請願者　宮城県伊具郡角田町針生壽平）（庄司一郎君紹介）（第五七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県伊具郡角田町の水利組合管理の排水路内川は、近年河床が土砂に埋まり、豪雨のときは悪水が附近一帯の低地に流れ、一大湖沼と化す状態である。同組合は、内川排水路の河床改修工事を予定し、県営工事として施行されることになつたから、災害復旧費として国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

東北地方の中部特定地域綜合開発に関する請願（請願者　宮城県知事佐々木家壽治外六名）（庄司一郎君外六名紹介）（第五八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回宮城県においては玉澄地域、山形県においては最上地域、岩手県においては栗駒地域、秋田県においては栗駒地域等特定地域の綜合開発計画を立て、調査研究を完了し、すでに建設省並びに関係各省に申達した。本地域の開発はわが国現下の資源不足を克服し、産業の振興に寄与することは明らかであるから、該計画の実施を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

綜合的効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

東三河地方に砂防工事施行の請願（請願者　豊橋市長　大竹藤知外二名）（江崎眞澄君紹介）（第五九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東三河地方は戦時中陸海軍で飛行場等軍事施設設置途上で終戦となり、広範囲にわたる山林の濫伐、水源地帯が開発のまま放任されているため、降雨毎に土砂を流出して、耕地並びに河川の被害は大きい。とくに、高師、天伯の元陸軍演習地は被害最もはげしく、年々災害を繰返す現状であるから、砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本

請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

市之瀬川砂防工事施行の請願（請願者　愛知県北設楽郡名倉村長金田倭三郎外十七名〆江崎眞澄君紹介〆第六〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市之瀬川は、その水源地基磐山の山林を濫伐したため、降雨毎に土砂を流出し、河床はそのために上昇して無堤となつている状態である。ついては、市之瀬川の砂防工事費を増額して、沿岸田畑百町歩の災害を除き、土地改良、河川の整備等を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

奈根川上流に砂防工事施行の請願（請願者　愛知県北設楽郡本郷町長佐々木嘉一外三名〆江崎眞澄君紹介〆第六〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県北設楽郡地方一帯は、天龍川の支流大入川、振草川、奈根川の水源地域に当つているが、崩壊地が処々にあり、戦時及び戦後の木材濫伐によつてこう水の危険多く、一朝出水すれば、下流一帯の農作物その他に対する惨害は憂慮に堪えない。ついては、貧弱な町村財政ではいかんともすることができないから、実情調査の上、砂防施設の計画を立てられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

知多半島の観光道路及び産業道路改修促進の請願（請願者　愛知県会議員田中いと〆早稲田柳右エ門君外一名紹介〆第六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

知多半島は数多の景勝の地を有し、且つ気候温暖の保健地であり、また産業上においても東岸半田港を控え、沿岸は本県最大の漁獲高を有する等該半島の有する価値は大である。ついては、観光資源並びに、産業資源開発のかぎである道路の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

庄内川改修工事施行の請願（請願者　愛知県西春日井郡楠村長小川秋久外二十一名〆早稲田柳右エ門君紹介〆第六二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県西春日井郡楠村を貫流する庄内川は、降雨のつど出水し、沿岸耕地に多大の被害を與えるから、すみやかに該川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

庄内川水系各河川に砂防工事施行の請願（請願者　愛知県東春日井郡品野町長柴田賀助外十名〆江崎眞澄君紹介〆第六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

尾張平野の中枢部を貫流して伊勢湾に注ぐ庄内川並びにその支流大谷川、水野川、矢田川、香流川、山口川、瀬戸川等は、戦時中水源地の濫伐のため、降雨量に比して流域一帯に與える被害はじん大であることは、流出土砂の多いことを物語るものである。ついては、前記の各河川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

常呂川治水工事施行等の請願（請願者　北海道常呂郡端野村直江伊三男〆松田鐵藏君紹介〆第六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

常呂川は年々はん濫し、流域耕地に多大の被害を與えているから、すみやかに本川の治水工事を施行するとともに地方費道旭川、根室線中一部路線を変更し、且つ旧網走道路を再開発されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

北上川改修工事施行の請願（請願者　宮城県登米郡米谷町長佐藤鶴治外一名〆内海安吉君紹介〆第六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川が流れる米谷町は、しばしば水禍に悩まされているが、その根本的理由は、北上川本流が浅水村と米谷町との間で大わん曲をしており、その上米谷大橋の狭さく部のため、流水はなはだしく停滞し、支流に逆流して、堤防を決壊して流域町村の田畑約五百町歩を荒廃させ、北上本流堤防に大なる圧迫を加えるからである。よつて、浅水村水越から同村巻部落に通ずる新排水路を開設し、一定水位に達した場合排水できるよう、すみやかに工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

浅水村地内の北上川右岸に新水路開設の請願（請願者　宮城県登米郡錦織村長乃川健男ノ内海安吉君紹介ノ第六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川の根本治水対策の最善のものとして、宮城県登米郡浅水村地内の北上川右岸に新水路を設けることは、犠牲が少なく、経費がわずかで、工事が簡易であり他の箇所と比して効果が大きい。ついては、錦織村地内の北上川右岸に新水路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

根本治水対策の一つとして新水路開設の促進上、必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

福島県下の災害復旧並びに治山治水事業施行の請願外八件（請願者　白河市長田中仲三外十七名）（池田峯雄君外一名紹介ノ第六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

阿武隈川は、その水源地が濫伐されたため、土砂が流出した結果、白河市附近で約八十センチ、西郷附近で一メートル三十センチ以上も川床が上昇し、年々こう水の被害を與えている。昨年のアイオン台風の被害二億八千万円、本年のキティ台風による被害は二億円となつている。なお南会津郡における阿賀野川、只見川、大沼郡西部の各河川の被害も大きいから、各河川の砂防工事と併行して、根本的改修と水源地の治山治水を国費をもつて急速に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

建設業法の一部改正に関する請願（請願者　神戸市兵庫区塚本通六丁目二番地飯田眞司ノ井之口政雄君外二名紹介）（第六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

建設業法施行令第三條により軽微な工事費を三十万円としているが、これは中小建設業者を除外し、大資本企業者の独占のみを擁護するものであつて、建設業界の健全なる発達に資するためにも、多数の業者を同法のわく内に容れるべきが当然で、庶民住宅の建築が大多数三十万円以下であるのにかんがみても、限界点を五万円以下とすることに改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

事業促進のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

尾花澤、富澤間県道改修の請願（請願者　山形県北村山郡尾花澤町長竹中清三郎外五名ノ志田義信君紹介ノ第六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奥羽本線大石田駅から尾花澤を経て陸羽東線富澤駅を結ぶ県道は、附近の鉱・林産物の搬出に重要な道路であるが、戦時中土砂の崩壊、路面の破損により車馬の通行と絶の状態である。ついては、すみやかに同県道を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

渥美郡下の各河川の砂防工事施行の請願（請願者　愛知県渥美郡野田村長小谷俊雄外十名ノ江崎眞澄君紹介ノ第六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県渥美郡下の各河川は、地勢上流路短く急流で、豪雨によるはん濫は、耕作物に多大の被害を與えている。その上水源地帯の森林濫伐のため、年々水害は、増大の一途をたどつている。ついては、同郡下の各河川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

東山澤川砂防工事施行の請願（請願者　静岡県小笠郡曾我村長松浦久治ノ西村直巳君紹介ノ第六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県小笠郡曾我村東部を貫流する東山澤川は、地質が砂れき土で急であるため、降雨による被害は大きい。東海道線は、出水のつど線路崩壊の危機に襲われている現状でありながら、放置されて根本的解決の方途を講じない。ついては、水源地である東山澤川にすみやかに完全なる砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

三河平野内各河川に砂防工事施行の請願（請願者　愛知県西加茂郡三好村長鈴木安治郎外八名ノ江崎眞澄君紹介ノ第六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県三河平野内各河川の水源地は、戦時中の立木濫伐により荒廃し、降雨による土砂流失により関係住民の生命、財産を危険にさらしている。ついては、すみやかに三河平野内各河川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

女鳥羽川改修促進の請願（請願者　松本市長筒井直久外二千名）（降旗徳弥君外三名紹介）（第六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
去る九月一日のキティ台風及び同月二十三日の豪雨により、松本市附近は女鳥羽川始め各河川の氾濫により大惨害をこうむり、今後も同様の被害を繰返すことは必然である。ついては、治山治水の恒久的計画を立て、至急女鳥羽川改修工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

利根川上流の堤防修築並びに護岸工事施行の請願（請願者　茨城県猿島郡五霞村長木村吉治外二十二名）（鈴木明良君紹介）（第七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県猿島郡五霞村の内五ヶ所は利根川の屈曲甚しき個所にて、河心は年々変更し堤は低下し大き裂を生じ決壊直前であり、一朝増水すれば決壊は必至で遠く東京都に及ぼす影響も重大であるから、一日も早く復旧されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

濱田、廣島間県道を国道に編入の請願（請願者　濱田市長岡本俊人外五名×木村榮君外一名紹介×第七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
濱田、廣島間を結ぶ濱田加計線は屈曲、勾配多く幅員狭きため、沿線の豊富なる林、水産資源の交流を阻害している。ついては、該県道を国道に編入して改修工事を実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由
産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

松代、枯木平間県道改修の請願（請願者　青森県西津軽郡中村長工藤友太郎外二名×笹森順造君紹介×第七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
松代より岩木村枯木平に至る約一里半の個所は、今なお昔のままで人馬の往来すら容易でなく、木炭の生産数量十二万俵の三分の二はこの未改修の道路附近一帯より生産しその運搬は人の背、馬の背を利用して莫大な労苦と経費を費やしている状態であるから、産業開発のためにこの一里半の個所を改修し、県道岩木鰺ヶ澤線の延長工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

三峯川治水工事施行の請願（請願者　長野県上伊那郡赤穂町長宮澤要二郎外二十九名）（林百郎君紹介×第七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
天龍川のはん濫は、小滝、三峯両川の出水に因るもので、三峯川は、赤石山脈中に発し、伊那町及び東春近村地内で天龍川に合流しているが、流路一定していないで、降雨のつど、こう水となつて河床を隆起し、ために堤防を決壊するに至るので、一方合流点上流は、流路一定して、流水を阻げないが、下流は天龍川を圧迫して、はん濫するのである。よつて、すみやかに三峯川の治水を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

吉井川上流改修工事施行の請願（請願者　岡山県久米郡久米村長黒田義夫×苅田アサノ君紹介×第七六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県吉田郡郷村下原地内藤ヶ瀬せきは昭和二十二年水害により決壊し、多大の災害を與え、その後応急的護岸復旧工事が完成されたが、いまだ完全なものでなく、一朝出水すれば、決壊の危険をはらんでいる。ついては、すみやかに災害の源である吉井川上流の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

北見市、若佐村間に道路開設の請願（請願者　北見市長伊谷半次郎外二名×松田鐵藏君紹介×第八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北見市と若佐村間は地理的にも、産業経済的にも、また文化上に寄與するところは大きいが、大森林によつて交通が阻止されているため、双方の連絡上異常な支障をきたしている。ついては、産業開発上、すみやかに該区間の道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由
産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

愛知県下各河川に砂防工事施行の請願（請願者　愛知県西加茂郡保見村長加納珠太郎外八名×田島ひで君紹介×第八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰時中の山林の乱伐の結果、各河川の荒廃はその極に達し僅かの降雨にも出水いちじるしく、農耕地並びに作物の被害の及ぶところ、甚大である。ついては、愛知県の矢作川等の各河川に大幅の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

最上地域綜合開発事業促進の請願（請願者　山形県新庄市長松田久藏外三名ノ二第司安正君紹介ノ二第八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特定地域の綜合開発を提唱されているが、最上地域は交通施設の未発達、災害のひん発、農民の屈従性等により豊富な資源も未開発のまま死蔵されている状態である。ついては、最上地域綜合開発事業をすみやかに促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

未開発資源の利用化のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

猿羽根峠にトンネル開設の請願（請願者　山形県最上郡舟形村長星川仁平外二百名ノ二第司安正君紹介ノ二第八二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡と最上郡の境をなす、猿羽根峠は、国道五号線のうち、こう配、屈曲等によりもつとも難関な個所であり、降積雪には、その極に達し地方開発上多大の支障となつている。ついては、該地区にトンネルを開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

旭川改修工事及び旭川合同用水工事促進の請願（請願者　旭川改修並びに旭川合同用水工事促進同盟会長田中弘道）（星島二郎君外六名紹介ノ二第八二六号）及び同（請願者　岡山市大供岡山市役所内田中弘道ノ二逢澤寛君紹介ノ二第一二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県旭川改修並びに旭川合同用水工事は、大正十五年着工以来遅々として進まず、戰時中は中止状態となり、僅少なる予算は、何時じゆん工するか不明にて、一朝有事の際は岡山市の蒙むる惨害は計り知ることはできない。ついては、予算を大幅に計上されて、残工事を速かに完了されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

牧田川ダム築設の請願（請願者　岐阜県養老郡高田町長山田良造外十四名ノ二大野伴睦君紹介ノ二第八二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県養老郡一之瀬村の牧田川ダムは、すでに調査ずみであるが工事財源の関係よりいまだに着工されず、水源地の荒廃はなはだしく土砂の流出並びに水量の増大のため、下流牧田川一帯は洪水の脅威下におかれている。ついては、ダム工事に速かに着工しじゆん功されたいというのである。

二、請願の議決理由

治水及びその他綜合効果のため、速かに施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

潤川治水事業促進の請願（請願者　潤川治水期成同盟会長船山啓治郎外十七名）（宮幡靖君外一名紹介）（第八三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県富士郡下の田地は、全部潤川かんがいの恩恵に浴しているが、この重要な潤川も戰時中における富士山麓一帯の山林濫伐の結果、豪雨のさいの雨量増加には危殆にひんするので、急速に潤川治水の根本計画を樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

東京都西部地区各河川改修の請願（請願者　東京都西部河川改修促進期成同盟会長鈴木兼吉外十一名ノ二花村四郎君外一名紹介ノ二第八三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都の西部にある善福寺川は武蔵野市に、神田川は三鷹町に、上記両川と桃園、妙正寺の諸川は杉並、中野の両区にそれぞれ関連を持つているが、ともに幅員せまく、疎水に種々障害があつて、常にいつ水に見舞われ、また汚水が停滞し居民に不安を與えているので、一日も早く民生安定上各河川の改修をされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

和歌山県下災害復旧事業助成の請願（請願者　和歌山県知事小野眞次外三名ノ二今村長太郎君外五名紹介）（第八三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本県は昭和二十一年の南海大震災、同二十二年の東西牟婁郡の大水害、同二十三年のアグネス、アイオン両台風並びに和歌山震災等相ついで起り、その復旧の完成しないのにさらに本年六月のデラ台風による水害が起つている。ついては、県財政の現状では最早単独で予算措置を講

ぜられないから、国庫より全面的に援助されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に予算措置を講ずるの必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

里浦大手海岸に護岸工事施行の請願（請願者　徳島県鳴門市長近藤尚之外六百十九名）（生田和平君紹介）（第八三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県里浦大手海岸は、昭和二十一年の南海大地震のため地盤低下、潮流に変動を生じて陸地は侵しよくされ、堤防と海岸線との距離は二十米位に侵しよくされている。里浦海岸の防禦を怠れば、現地はいうに及ばず鳴門市、撫養町も共に海と化すおそれがあるから、国力を以てこの海岸防禦工事を速かに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

智頭川砂防工事施行の請願（請願者　鳥取県八頭郡山郷村中原二百九十番地岡田鹿之助外四百六十八名）（稲田直道君紹介）（第八三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡山郷村は千代川本流の水源地で、中国地方有数の林業地であるが、戦時中の強制伐採により累年出水の厄をこうむり護岸決潰して、年々の雪解期並びに台風期には鳥取市に至るまでの下流民一般に対する影響甚大なるものがある。ついては、この際山郷地域の河川に対する全面的な砂防工事を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

釜石峠にトンネル開設促進の請願（請願者　宮城県桃生郡雄勝町長成成澤豊之助外一名）（内海安吉君紹介）（第八三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釜石峠にトンネル開設の件は、前国会に請願して採択されたが、これの実施を促進されたい。もし予算その他の都合によつて、早急に実現困難の場合は、せめて車馬交通を便にするため、道路の改良工事を行われたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国道二十三号線一部改修の請願（請願者　高知県吾川郡伊野町長福島兼治外二十四名）（薬師神岩太郎君紹介）（第八四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知市より松山市に至る国道二十三号線は、産業文化の進展に至大の関係を有する枢要道路であるが、佐川町と越知町間に横わる赤土峠は略線中の大難関、大あい路で運輸交通に及ぼす影響は甚大である。ついては、同線中高知、越知間の改修工事を実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大淀川上流改修の請願（請願者　都城市北原町市協調会館内亀田正武外三名）（瀬戸山三男君外四名紹介）（第八四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県霧島盆地を貫流する大淀川上流部は、山野開拓と濫伐のため、土砂の決壊いちじるしく、一度豪雨に際会すればたちまちはん濫し、流域の耕地等に多大の被害を与えている。ついては、これが災害防止のため、大淀川上流部を直轄河川に編入して根本的改修工事を施行するとともに、北諸県郡高城町日発とどろきダムによる障害を除去されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

瀬戸、千種間県道改修の請願（請願者　愛知県愛知郡長久手村長青山光外三名）（川本末治君紹介）（第八五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

陶磁器産業として有名な瀬戸市より名古屋市の千種にいたる道路は、四十年前に開通したが、その後一部を除いて、荒廃に任せ、沿線住民の不便と危険を極度に感じているから、地方産業発展のためにこの道路の改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業発展のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

岡山、鳥取両県間県道を国道編入の請願（請願者　岡山県阿哲郡神代村長西川喜美外五名）（稲田直道君紹介）（第八八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県と鳥取県を結ぶ県道を国道に編入されるについては、岡山親見線、新郷線の両線を選ぶことが地勢上、交通量資源開発上、最も適当である。ついては、予定線の一部を変更して本県道を国道に編入せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

湧別川に橋りよう架設の請願（請願者　北海道紋別郡上湧村長今野和七外一名〆林好次君紹介〆第八八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道上湧村中央部を貫流する湧別川以西の地区は、純農村地帯であつて、常に湧別川以南の地区とは農産物の搬出または生活必需物資の購入をなした中学生の通学もあるが、附近に橋りようなきため渡船により交通し不便を感じているが、出水時には交通全く絶するから、ぜひ橋りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

鶴岡、白岩間道路改修の請願（請願者　山形県鶴岡市長加藤精二外十九名〆池田正之輔君紹介〆第八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県荘内地方は古来有名な米の産地であり、また山林資源を有しているが、ほとんど文化に惠まれず一日平均バス、トラック等百二十回の往復もあるが、何等手を施すことなく放置されている。ついては、速かに本線の改修を実施しわれわれ永年の熱望を容れられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

丹生川上流にため池築設の請願（請願者　山形県北村山郡常盤村長西塚富蔵外七名〆國司安正君紹介）（第八九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
丹生川は山県船形山および楠峰山に源を発して最上川に合流し、沿岸地帯の面積は二千四百町余で特に土地肥よくで農耕地としては最適であるが、立木濫伐の結果、融雪期になれば大こう水を招来して影響甚大であるから、この被害防止のため丹生川上流にため池を急設築設されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

渡良瀬川改修促進の請願（請願者　足利市長木村淺七外一名〆森下孝君外一名紹介〆第九〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
渡良瀬川改修工事は、昭和十五年に着工したが、いまだ遅々として実効を見ず、とくに最近の相次ぐこう水によつて農産物の被害はもちろん、足利、桐生両市の産業も沈滞にひんしているから、戦後の経済再建のため、予算を増額しこの工事の改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

千田村地内の信濃川に護岸工事施行の請願（請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町長位下松五郎外二名）（田中角榮君紹介）（第九〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千田村一帯は毎年信濃川のはん濫によつて堤防の決潰、耕地の減少、牧蔴の皆無等被害はその極に達し多大の惨状を呈している。ついては、該地内の信濃川に護岸工事を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

砂川、新十津川間の石狩川に架橋の請願（請願者　空知郡砂川町長森利雄外十三名）（篠田弘作君紹介〆第九〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
砂川、新十津川間はいまだに渡舟によつて、人車通行している状況でその両岸地帯の人口は二十二万余人を数え、不利不便は言語に絶し、一朝増水には渡舟不能となりその損害は図り知れない。ついては、該区間の石狩川に架橋をされたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

愛知川綜合開発事業促進の請願（請願者　滋賀県神崎郡御園村大字妙法寺服部岩吉外五十六名〆河原伊三郎君紹介〆第九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
滋賀県下愛知川沿岸地区は流域が甚だしく低く、耕作用水はもちろん飲料水にも不足しているが、一方広大な沃土と未開発地を有している。戦時中、奥山林の濫伐によつて、毎年日でりつづきの水不足と、大雨によるこう水をこうむり、多大の費用を投じて護岸、揚水工事を繰りかえしている。今回土地改良法の実施を見るに至り、被害地区民は蒲生、神崎、愛知三郡における愛知川筋の総合開発事業を計画したから、該事業実施を承認されたいというのである

二、請願の議決理由
綜合的効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長　幣原喜重郎殿

田尻川等改修の請願（請願者　宮城県遠田郡沼部村長只野直助外五名）（高橋清治郎君紹介〆第九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県遠田郡沼部村外四ヶ村は、田尻川上流よりの溢水はん濫により田畑宅地の被害は甚大で疲弊困ばい

している。ついては、すみやかに、該川の根本改修及び支川たる美方川改修工事を施行せられたいというのである。なお、沼部村北端に位する三高野地区は、五ヶ所の排水道により開墾された美田地帯であるが、近時荒廃して大惨害をこうむっている。ついては、早急に、該地区排水改良工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

大久保部落の地すべり防止工事継続の請願（請願者　新潟県西頸城郡根知村長齋藤正重外一名）（田中彰治君紹介）（第九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡根知村にある大久保部落は、地すべりによる地上の被害は甚大で、耕地はもとより、工作物、人命は埋没、流水の危険にさらされている。二十二年度より防止工事がなされているが、二十四年度国家財政の都合により当初計画が打切られようとしているから、ぜひとも当初計画どおり工事を継続せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

吉田川改修促進の請願（請願者　宮城県宮城郡松島町長磯田直七外四名）（庄司一郎君外二名紹介）（第九三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県の宮城、黒川、志田三郡にまたがり品川沼干拓地域を貫流する吉田川、鶴田川等の改修工事は、進捗中であるが、昭和二十五年度公共事業予算が縮小される恐れがあることは、工事の進ちょくに影響するところ甚大である。ついては、明年度予算は一層増額して工事の完成を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、工事継続の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議の付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

小平、幌加内両村間に道路開設の請願（請願者　北海道留萌郡小平村長太田照雄）（玉置信一君紹介）（第九三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道留萌郡小平村と雨龍郡幌加内村は、地形上密接な関係を有し、一帯は広大な国有林と埋蔵豊かな石炭資源とがある。ついては、これら産業の開発進展を計るため、両村間に国道を開設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

城端、白鳥間道路開設並びに細尾峠にトンネル開設の請願（請願者　富山県東礪波郡平村長中村辰作外二十三名）（土倉宗明君紹介）（第九三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県の、五箇山と総称されている一種の特別地区は、古来より文化の恩恵乏しかったが、昭和二年県道城端八幡線が開通してからいちじるしく地方産業文化が開発されたが、この道路は標高七百二十米の細尾峠を曲折上下するので路面の損傷はなはだしく、ことに雪崩のために毎年欠壊する。ついては、この細尾峠の基底部にトンネルをうがち、交通の円滑と地方無限の宝庫を開発されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国道五号線改修促進の請願（請願者　山形県最上郡金山町長岸伊一郎外二千九百七十六名）（池田正之輔君紹介）（第九三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道五号線中、山形県より秋田県に通ずる雄勝及び寝坂の両峠並びに最上郡金山町地内森合峠の、改修促進の請願は数回に及び採択されたのであるが、いまだ着手にいたらないから、すみやかに、積極的予算措置を講じて、一日も早く実現化せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

胆沢川上流砂防工事施行の請願（請願者　岩手県水害復興会長佐藤公一外一名）（山本猛夫君紹介）（第九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

胆沢地方を流れる胆沢川の上流に、石渕えん堤を築設施行されているが、えん堤工事の進行に従いえん堤上流の護岸砂防等の施策が必要で、護岸砂防工事を施さない時は該地方の全面的地質は弛緩し崩壊が予想されるから、すみやかに砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一年二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

葛飾区の台風被害復旧並びに防備施設費国庫補助の請願（請願者　葛飾区議会議長町田與一郎）（中島守利君紹介）（第一〇〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

葛飾区は江戸川、荒川等に包囲され、中央に中川と大河川が貫流し、降雨のつど浸水している実状で、特にキテイ台風による被害は惨状をきわめ、唯一の排水機さえも、機能停止となり、その影響は図り知れず一

日も放置することはできない。ついては、該区の台風被害復旧並びに排水施設費に国庫補助を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

宮崎県の災害復旧費全額国庫負担の請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（測通義君外四名紹介）（第一〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

デラ、フエイ、ジュデイスと相つぐ台風によつて、著しい被害をうけた宮崎県では、もはや県財政のみでは到底復旧しえない現状であり、次の方針によつて国庫負担を希望している。

（一）　現在国家で管理している河川、道路、港湾又は、耕地、砂防、学校等の災害復旧費を全額国庫負担とすること

（二）　災害復旧費の中、府県又は市町村の標準税収入額の三％に相当する金額は地方において負担し、右金額を超える部分は全額国庫負担とすること

（三）　万一個別主義を採らざるを得ない場合は、一ケ所の復旧費五万円以上は全額国庫負担とすること

二、請願の議決理由

災害防除のため、復旧費増額及び全額国庫負担の標準低下の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

由良川河水統制えん堤工事再開並びに改修工事促進の請願（請願者　京都府会議長岩本義徳）（前尾繁三郎君紹介）（第一〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府北桑田郡大野村地内由良川河水統制えん堤工事は昭和十八年に着工されたが戦時中、中止となつていたが、終戦後、相つぐ大災害に昭和二十二年度から国直轄で、下流部の築堤工事を施行中、又してもヘスター台風におそわれ、全川に被害を與え、農作物にも多大の損害を與えた、この災害の原因を除去し今後の防止のために、治山治水の恒久対策として由良川河水統制えん堤工事の再開並びに改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、治水根本対策の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

廣瀬、大澤開拓入植地区内廣瀬川に橋りよう架設の請願（請願者　宮城県宮城郡廣瀬村開拓地区組合長女川治外百二十名）（庄司一郎君紹介）（第一〇一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城郡廣瀬村地内廣瀬、大澤開拓地区は両岸けわしく辛じて人の渡りうるつり橋があるだけで、交通は不便をきわめ、帰農者の悩みの種となつている、開拓道路の開設については地元農家の協力で実現の可能性が出来たが、廣瀬川に橋りようを架設することについては、国費をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

一ツ瀬川改修工事施行の請願（請願者　宮崎県兒湯郡廣瀬村長宮田弘外八名）（測通義君外四名紹介）（第一〇二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県下三大河川の一つである一ツ瀬川は昭和七年度から五ケ年計画で河川改修工事に着工したが戦時中に続行至難となり、本流沿岸富田村地内約千六百米、上穂北村地内右岸千五百米が工事未了となつた。なお、本河川の改修は支流三財川との共同施行の計画であるため、昭和七年以来今日まで十八年間多大の負担金を納付しているにも拘らず工事未了のため、年々災害をくり返し、本年に入つてはデラ、ジュデイス台風と相ついでその被害は関係地域九ケ町村、耕地四千町歩、道路家屋の侵水、人畜の生命にさえ及んでいる。ついては、該川と支流三財川の工事未了の部分に対し、急速に改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

宮崎県下各河川の砂防工事費国庫補助の請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（測通義君外四名紹介）（第一〇二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は地理的に台風の通過点にあたるため、毎年侵水耕地二万町歩、これによる減収十万余石、公共施設の被害十億円にのぼり、県財政に打撃を與えていたが、近年戦時中の森林濫伐による土砂の流失が原因して、その被害を増大させ、本年に入つてはデラ、フエイ、ジュデイスと相つぐ台風に被害は実に百三十一億円をこえる実状である。これがため、徹底的な治山治水対策として、造林五ケ年計画三万四千五百町歩と荒廃支流五十四ケ所の砂防工事並びに河川改修三十九ケ所を企画した。ついては、該県の窮状救済のため、多額の国庫補助を仰ぎたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、特に国庫補助増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

赤岡町から岸本町を経て吉川村に至る間の海岸に防波堤築設の請願（請願者　東京都港区芝櫻田太左エ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一〇二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡岸本町を経て吉川村に至る海岸地帯は外海の荒波のため農作物の災害多く、赤岡、岸本、西町の市街地も暴風の際には高潮の危険があるから、防潮堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるもの、と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

一、宇治、伊野、八田三箇町村の排水工事等に関する請願（請願者　東京都港区芝櫻田太左エ門町三番地　坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一〇三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県吾川郡を流れる仁淀川は戦時中上流地帯の森林濫伐のため洪水時の流量一万立方メートルに達し、水災の危険があるから伊野町に堤防を築設すると共に伊野町、宇治村の排水路を開設されたい。又上流地点から新たに分水し、吾川郡南部地帯の用水、伊野町の飲料水、工業用水とすれば水害除去の解決策ともなるからこれを実現し、奥田川の排水事業を完成して、八田村の災害を除去し、弘岡上の村以南川口迄の堤防を強化すること等をもすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

千曲川、犀川の堤防強化に関する請願（請願者　長野市会議長笠原十兵衛外十名）（小坂善太郎君紹介）（第一〇三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千曲川、犀川は、信濃川の支流で数百年来しばしば大氾濫をみたのであるが、今年の台風によって堤防の数箇所が決壊したため、その都度流域地方は危険に瀕し、水害のため産業、文化、経済等に著しい不振をきたしている。ついては、民生の安定と郷土復興のため速やかに堤防強化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

瓶岩村にダム築設の請願（請願者　高知県長岡郡瓶岩村長岡林清信外一名）（長野長廣君紹介）（第一〇四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡國府川流域は戦時中の無謀な開拓事業に伴い山林濫伐の結果水害並びに干害に禍されて、食糧増産に深刻な打撃を與えている。ついては、これらの災害を防止し、民生の安定、食糧の増産及び発電による農村電化を計るため該川上流所在の瓶岩村にダムを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

治水及びその他綜合効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

高知、越知間国道改修工事施行の請願（請願者　東京都港区芝櫻田太左エ門町三番地坪倉宗春×長野長廣君紹介）（第一〇四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県においては国道の改修は一度も行われず、県下輸送情況は劣悪をきわめている。とくに、高知、越知間の国道は輸送業者を困惑させている。ついては、すみやかに、該区間の中唖内坂の改修及び赤土峠にトンネル開設工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

日立製作所住宅建設費融資あっ旋の請願（請願者　茨城県日立市助川一四〇五番地中村眞之輔×石野久男君紹介）（第一〇四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日立市は住宅の八十七パーセントを戦災により失ったが、市の住宅復興は一向進まず、しかも人口の大部分は日立工場日立鉱山の従業員であるから、工場住宅への依存度が急激に増加しているが資金難のため、会社の住宅建設も遅々として進まず、生産計画に多大の支障をきたしている。ついては、該住宅建設費に融資のあっ旋をされたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と生産増強のため、施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利、三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

接収私有地の救済に関する請願（請願者　三重県四日市市南納屋町立葉陸賢×山手満男君紹介×第一〇五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願人は名古屋中区所在の三百坪の私有地を昭和二十一年七月から進駐軍用として接収されているが、同地は繁華街であるのに、月地代百八十三円だけでは、衣食住にも不自由であるから、前記の接収地も政府において買上げるか、又は交換地を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

他との均衡上、該地代の増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

財田川防災ため池築設の請願（請願者　香川県三豊郡観音寺町長西原理一外十一名×稲田繁芳君紹介）（第一〇六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三豊平野を貫流する財田川の治水は関係十二箇町村の死活の問題であるから、災害防止並びに水田全域に亘るかんがい用水として、該河川のダム築設をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

治水及びその他綜合効果のため、施行の必要があるものと認め、本請

願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

伊野町、西條町間連絡道路開設の請願（請願者　東京都港区芝櫻田太左エ門町三番地坪倉宗春ノ長野長廣君紹介）（第一〇七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛、高知両県を結ぶ道路は、四国山脈に阻止され、資源開発、文化上多大の支障となつている。ついては、両県で築設ずみの個所もあるから、残余の路線とトンネルをすみやかに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

安濃町、馬路村間連絡道路開設の請願（請願者　東京都港区芝櫻田左エ門町三番地坪倉宗春ノ長野長廣君紹介）（第一〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県馬路村は、森林地帯であるが、森林軌道があるのみで、殊に郡の中枢安藝町と連絡がないため、文化、産業開発上不利不便は大きい。ついては、該区間連絡道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

延岡、富島間国道改修工事促進の請願（請願者　延岡市長仲田又次郎外十名ノ佐藤重遠君紹介ノ第一〇七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

繊維化学工業地帯である延岡市と港湾を擁する富島町を結ぶ重要なる幹線道路は、戰争により中止されたまま放置され、産業復興上、多大の支障をきたしている。ついては、該未改修区間の国道改修工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

青谷川河口改修に関する請願（請願者　鳥取県氣高郡青谷町長大谷一佐外千五百七十名）（稻田直道君紹介）（第一〇七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県青谷町内より日本海に注ぐ青谷川は、毎年雨期のはん濫によつて田畑家屋は、流失にあい、完全な防止達成のためには、該河口の整備によるほかなく、上流河線改修工事の引続きとして河口のしゆんせつ、導流堤の延長、防砂堤の修築等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

由良川改修に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡由良町梅津蒋外千二十八名）（稻田直道君紹介）（第一〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡由良町東方を日本海に北流する由良川流域地方の地味肥沃な田畑は、しばしば水害にあい改修工事等を施してきたが昭和九年の大暴風雨と日本海の波浪とによつて大被害をうけた。昭和十四年以後三ケ年改修を行つたけれども期待する効果はあがらなかつた。由来排水不良に基因する減收は農民の深憂に堪えないから、由良川改修を速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

名古屋、新潟間国道改修の請願（請願者　長野県知事林虎雄外二名）（今村忠助君紹介）第一一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名古屋、新潟間の路線は表裏日本の中心都心を連絡する、産業経済、文化等の発展のための大動脈であるが、いまだに四百粁が未改修となつている。ついては、該区間の国道改良工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業経済上の発展のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

碧南地方の災害復興費国庫負担に関する請願（請願者　愛知県碧南市議会議長奥谷市郎外二名ノ千賀康治君紹介）（第一一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県碧南地方を襲つた昭和十九年・同二十年の地震は、戰時中なるをもつて被害は過小に報道されたが、実際の被害は甚大で、その復興も遅々として進展しないから、とくに公共建築物の復興のためにも国庫より補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害復旧のため、国庫補助増額の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

鯉川改修工事促進に関する請願（請願者　愛知県碧南市議会議長奥谷市郎外二名ノ千賀康治君外一名紹介）（第一一四五号）に関する

報告書

一、請願の要旨及び目的
蜆川は愛知県碧南地方唯一の排水河川であつたが、昭和十九年以来三回の地震で、沿岸耕地が広範囲に沈下したため、排水はいちじるしく不良となり、下流にては貨物船の航行も不能の状態であるから、蜆川の改修工事を地元協力請負によつて促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
治水及び水運上、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

天龍川改修並びに三峰川、小澁川砂防工事施行の請願（請願者　長野県下伊那郡川路村二千五百十八番地安藤長造）（今村忠助君紹介）（第一一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
天龍川流域及びこれに合流する河川の荒廃はなはだしく、降雨毎の流水による人畜の被害は計り知れない。ついては、すみやかに天龍川の改修工事と共に三峰川、小澁川の砂防施設を施行せられ、増産と産業開発の基礎を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

思川に築堤並びに護岸工事施行の請願（請願者　栃木県下都賀郡豊田村板橋和吉外一名）（山口好一君紹介）（第一一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県西北方山中に源を発する思川は、両毛線鉄橋附近においては、河川の片側は全く堤防なく年々こう水による耕地の被害は大きく住民は危険にさらされている。ついては、思川流域に築堤及び護岸工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

利根川根本治水対策実施の請願（請願者　栃木県下都賀郡藤岡町長川島角之助）（山口好一君紹介）（第一一七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
年々関東地方一体に大水害をもたらす利根川に対し、根本的なる対策を立てる必要がある。そのためには、多数河川が合流して利根川に溢れる水量を、急速に海に注入するため、第一に江戸川を開さくして大放水路を造り東京湾に注がせ、又各河川上流の改修工事を実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

伊野から池川を経て久万に至る間に道路開設の請願（請願者　東京都港区芝櫻田太左エ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
伊野から池川を経て久万に至る区間の道路はいまだに放置され、特に大戸峠にトンネルがないため、中断されている状態で産業文化開発上に多大の支障となつている。ついては、該区間の道路をすみやかに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

国道二十三号線改修促進の請願（請願者　丸亀市長三原勝英外一名）（成田知巳君紹介）（第一二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道第二十三号線は、香川県、高知県をつなぐ重要幹線であるとともに、高松、坂出、丸亀の三市をつなぐ産業道路であるが、幅員せまく曲折多く交通保安上危ぐに堪えない。とくに丸亀市内の幅員のせまさは言語に絶するもので交通事故もひん発している。幸い昭和十八年に丸亀市の路線改修に着工されたが一時中止されているので、当初の計画通り該市中府、南條町間の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
民生安定と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長　幣原喜重郎殿

経済安定委員会報告書

【第四号参照】

価格調整公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本法律案は、価格調整公団法第三條第三項「価格調整公団の運転資金は、必要があるときは、復興金融金庫から借り入れるものとする。」とあるを、「価格調整公団の運転資金は、必要があるときは、国の機関又はこれに準ずるものからの借入金によることができる」と改正せんとするものである。

価格調整公団は、復興金融金庫が貸出をしない現状にあつては、

（一）価格改訂、認証手形の立替決済等のため本年三月以降において最高十二億円の増加運転資金を要する

（二）認証手形は減少方針を採つているが、九月末においてなお残高約六十億円あり、この方針を急激に強行すれば、業界の金詰りのため、認証手形の不渡となるおそれがある

（三）物価統制廃止に伴い公団取扱品目に対する認証手形切替決済不能になる懸念がある

等の情況により、現行法の規定は実状に即しないので、新たに資金を賄う道を開かんとするのが本法律案の

要旨である。

二、議案の可決理由

価格調整公団が、その運営を円滑に遂行するには、なお相当の運転資金を要するにもかかわらず、復興金融金庫が貸出をしない現状においては、復金一本で資金を賄うという現行法規のもとでは、経済界に不測の動揺を與えるおそれがあつて実状に即しないので、これを防止するため本法律案は、必要且つ適当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十五日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第六号参照】

外国為替及び外国貿易管理法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、最近の国内経済の安定及び国際経済の動向よりして、わが国の国際経済への参加体制を速やかに確立することが必要になつてきたので、従来各部門に分れていた対外取引に関する諸法規を整備統合して、一つの基本法を作り、これによつて、輸出貿易を原則として自由とし、輸出入を民間に切り替える等、貿易の伸張を図るとともに、国際経済に合致した外国為替管理制度を確立せんとするものである。

本法律案は、九章七十三箇條及び附則よりなり、その内容は、

（一）内閣に閣僚審議会を設置し、外国為替予算の作成に当るとともに、外貨資金の使用は、この外国為替予算に基いて許されるものとし、すべての対外取引は、大蔵大臣の指定する基準為替相場及び通貨によるものとすること

（二）外国為替銀行等は大蔵大臣の認可制とし、また為替銀行が外国にある銀行と業務上の契約をするには外国為替管理委員会の承認を受けなければならないこと

（三）政府は、必要に応じて外国為替、貴金属等の所有者に対し、それらを外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行等に売却せしむる等、その集中を命じ、または対外債権の回収を命ずることができること

（四）外国に対する支拂、外貨債権、外貨証券等の取得処分、通貨、貴金属、証券等の輸出入につき必要に応じ政府の許可を受ける義務を課することができること

（五）貨物の輸出については、統制を最少限度に止め、特別の必要ある場合に限り、範囲を定めて通商産業大臣の承認を受けることを要すること

（六）貨物の輸入については、承認を受けることを要する旨を定め、また輸入しようとする者に対し、担保の提供義務を課することができること

（七）関係業者の権利保護の見地から、政府の処分に対し、不服の申立、及び訴訟の道をひらいていること

がその大要である。

二、議案の可決理由

国際経済への参加体制を確立し、貿易を促進して、わが国経済の安定と発展を計るため、本法律案は必要且つ適当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十七日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長　幣原喜重郎殿

外国為替管理委員会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、本年三月十六日政令第五十三号「外国為替管理委員会令」によつてすでに外国為替管理委員会が設置されているが、今回新たに「外国為替及び外国貿易管理法」第四條の規定により外国為替管理委員会の根拠法規は法律による必要が生じたのみならず、この機会に所要の訂正を加える必要があるというのである。

本法律案は二十二箇條及び附則よりなり、その内容は

第一　体裁は各省共通の設置法にならつていること

第二　所掌事務と権限をそれぞれ分けて各号の規定を一層具体的且つ明瞭にしたこと

第三　委員会の組織、議事、委員長及び委員の任命、任期については委員の数を一名追加したほかは、ほぼ政令の規定に変更を加えないこと

第四　外国為替管理委員会規則を制定しうるようにしたこと

が主要な点である。

二、議案の可決理由

本法律案は「外国為替及び外国貿易管理法」第四條の要請に応ずる関連法律であつて、国家行政組織法第三條第二項の規定に基くものであり、必要且つ適当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十七日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長　幣原喜重郎殿

【第八号参照】

請願に関する報告書

飲食営業臨時規整法の一部改正に関する請願（請願者　盛岡市松井彌兵衛）（山本猛夫君紹介）（第九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在のめん類外食券食堂を廃し、外食券取扱食堂を一元化し、農村地区においては主食を持参する場合が多いから、主食持参者には外食券を不要とされたいというのである。

二、請願の議決理由

外食券食堂簡易化のため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長　幣原喜重郎殿

副食券の廃止に関する請願（請願者　東京都野本源治郎ノ鳥村一郎君紹介）（第八八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飲食営業臨時規整法中にある副食券に関する條項は、調味料の需給状況より見て、取締を必要としないものであり、実現困難なものである。またはん雑な取締は裏口営業、官邸、私宅等を利用させる弊害を生ずる。ついては、副食券制度を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

調味料需給並びに取締の現状にかんがみ必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長　幣原喜重郎殿

警備消火用揮発油増配の請願（請願者　一宮市議会議長中西竹太）（江崎眞澄君紹介）（第五二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在警備消火用として配給される揮発油類は、はなはだ僅少で、消火の万全を期することはできないから、警備消火用に要する揮発油を増配されたいというのである。

二、請願の議決理由

警備消火の完璧を期するため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長　幣原喜重郎殿

黒糖価格の統制撤廃に関する請願（請願者　高知県議会議長横山徳郎）（佐竹晴記君紹介）（第二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回黒砂糖の販売価格は百斤当り三千三百五十四円と決定したが、これは生産費を全く無視したものであるために、生産者は非常な経営難に陥つている。ついては、これが統制価格を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

黒砂糖の価格統制は既に撤廃されているので、本請願は、会議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長　幣原喜重郎殿

小売業者の登録票交付手数料免除に関する請願（請願者　長崎市小野原榮一）（坪内八郎君紹介）（第九八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

総理庁令第十五号地方公共団体手数料規則の一部改正に準拠し、長崎県では規則をもつて登録票交付手数料徴収規則を実施したが、これは零細な末端小売登録店にとつては、所得税の過重につぐ不当負担であるので、総理庁令第十五号は全面的に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

小企業振興のため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長　幣原喜重郎殿

非現業官庁の現業職員に労務用物資割当に関する請願（請願者　厚生省職員組合長大久保晴正）（伊藤憲一君外一名紹介）（第一一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

労務用物資の割当は、従来運輸省、郵政、電通省の職員の如き現業官庁の現業職員に実施されていたが、非現業官庁の現業職例えば、引揚事務、検疫所事務等には適用されていず、これは不合理であるから、官庁の現業、非現業の区別を問わず、現業職には労務用物資を割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

物資割当の公平を期するため必要と認める。よつて本請願は、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長　幣原喜重郎殿

用紙の統制撤廃に関する請願（請願者　東京都全逓信労働組合山口寛次）（江崎一治君外三名紹介）（第一一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

用紙生産量は増加し、滞貨は増大し、中小製紙工場は破産にひんしている現在、用紙の割当は商業新聞には九十九％であるに対して組合機関紙に対しては僅かに一％にすぎないのである。真に言論の自由を守る意味においても亦中小製紙工場の救済のためにも用紙割当の官僚統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

用紙需給の実状にかんがみ必要と認める。よつて本請願は、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十九日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長　幣原喜重郎殿

決算委員会報告書

【第七号参照】

国有財産法第四十五條の規定による国有財産総類別表に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、国有財産法第四十五條の規定に基き、さきに第五回会会に提出され、本院において承認ずみのところ、参議院において審議未了となり、今回更に提出されたものである。本表は、前回提出のものが、昭和二十三年七月一日現在を基準とし、これにその後増減した公共福祉用財産の増加額千百余万円、皇室用財産の減少額三千六百余万円を加減し、その旨を備考に記述してあつたのに対し、すべて、同日現在に改め、且つその後調査の結果につき、計数等に補正を加えたものであつて、一般、特別両会計を通じ、行政財産総額は四百六十一億一千六百余万円、同普通財産総額は三百二十四億九千七百余万円、総計七百八十六億一千四百余万円である。

二、議決の理由

委員会において審査の上、承認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十一月二十二日

決算委員会長　本間　俊一

衆議院議長　幣原喜重郎殿

懲罰委員会報告書

【第二号参照】

議員砂間一良君懲罰事犯の件に関する報告書

昭和二十四年十二月二日の議場における議員砂間一良君の発言は不穏当なものと認め、同君に対し国会法第百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと議決した。

右陳謝文案を添え報告する。

昭和二十四年十二月三日

懲罰委員長　松木　弘

衆議院議長　幣原喜重郎殿

陳謝文

昨日の本会議における在外同胞引揚促進に関する決議案の討論に際し私のなした賛成演説は引揚促進に対する誠意を欠きたるが如き印象を与えたことは誠に遺憾にして慚愧に堪えません。ここに謹んで陳謝いたします。

選挙法改正に関する特別委員会報告書

【第七号参照】

選挙法改正に関する報告書

一、委員会の経過概要

本委員会は選挙制度全般の整備確立に関する調査のため、第五回国会に引続いて本年十月二十六日第六回国会において設置せられた。十月二十七日第一回委員会を開き委員長、理事の選任を行い、その後七回に亘つて委員会を開き、さきに報告せられた公職選挙法案要綱を基礎として審議を進め、これに相当の整理変更を加え、ここに公職選挙法案及び公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案を起草するに至つたのである。

一、公職選挙法案の要旨

本法案の要旨については、前回に報告せられた公職選挙法案要綱の説明との重複の煩を避け、今回の法案起草に当つて特に変更を加えられた主要な事項についてのみ左に掲げる。

第一　前回結論を保留せられておつた衆議院議員及び参議院議員の選挙区については現行法の規定を踏襲することとした。但しあらたに衆議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めた別表第一の末尾に「本表はこの法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。」との規定を加えた。

第二　参議院の選挙法改正に関する特別委員会における調査を参酌し、両者の意見を調整した結果左の五箇條を改めた。

1　第六十七條開票の場合の投票の効力を決定するに当つては「第六十八條（無効投票）の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」との規定を第六十七條後段に加えた。

2　第百十三條第一項第三号参議院（地方選出）議員の補欠選挙を行う場合は、「同一選挙区において、通じて二人以上に達したとき。」とあつたのを現行法の通り「通常選挙における当該選挙区の議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。」に改め、これが関係條文の整理を行つた。

3　第百三十一條第二項参議院（全国選出）議員の選挙における選挙事務所の数に関する規定に但書を加え、一の都道府県においては、五箇所を超えることができないこととした。

4　第二百六十三條及び第二百六十四條中一部を改めて、選挙運動のため使用するポスターの用紙は無料で交付することとし、衆議院議員及び参議院議員の選挙については国庫、都道府県知事の選挙については当該都道府県が負担することとした。

第三　次に法案要綱の全体にわたつて更に今一応再検討を加えた結果、前回の報告を修正した主要なものは次の通りである。

1　第六條第一項中「特に必要と認め事項を」の次に「常に」を加える。

2　第十一條第一項第三号かつこ書中「選挙犯罪」を「法律の定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪」に改める。

同條第二項中「選挙犯罪」を「この法律の定める選挙に関する犯罪」に改める。

3　第十三條第二項但書を「但し、二以上の選挙区にわたつて、市町村の境界の変更があつたため又は町村が市となり若しくは市が町村となつたため郡の区域が変更があつたときは、この限りでない。この場合において、あらたに市となつたものの選挙区の所属については政令で定める。」に改める。

4　第二十一條第一項の末尾「所在地の市町村において、その基本選挙人名簿に登録することができる。」とあるのを「所在地の市町村の選挙管理委員会において、前條の例により、別にその基本選挙人名簿を調製しなければならない。」に改める。

5　第九十三條第一項第三号但書中「補欠選挙については、その」を削る。

6　第九十四條第二項に「但し、公職の候補者の届出又は推薦届出をしなかつた場合に限り返還するものとする。」との但書を加える。

7　第九十五條第一項第三号但書中「補欠選挙については、その」を削る。

8　第百三條第一項中「国又は地方公共団体の公務員の」を削る。

9　第百十六條の但書を削る。

10　第百三十一條第三項に「但し、都道府県の教育委員会の委員の選挙については、政令の定めるところにより、交通困難等の情況のある区域においては、五箇所まで設置することができる。」との但書を加える。

11　第百三十八條第二項を削り、第三項を第二項中とし、第三項中「第一項」を「前項」に改め、第一項に「但し、公職の候補者が親族、平素親交の間柄にある者を訪問することは、この限りでない。」との但書を加える。

12　第百六十八條第二項中「字数三百」を「字数五百」に改める。

13　第百七十六條第一項を左の通り改め、第二項中特殊乗車券の下に「及び回数券」を加える。

衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が選挙運動の期間中関係区域内（参議院全国選出議員の選挙においては、その候補者の希望する都道府県の区域内）において国有鉄道、国営自動車、地方鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関を利用するため、公職の候補者は、運輸大臣の定めるところにより、無料で、通じて十五枚（参議院全国選出議員の選挙においては、都道府県を単位として通用するものに限る。）の特殊乗車券の交付を受けることができる。なお、参議院（全国選出）議員の選挙においては、無料で全国通用の国有鉄道の回数券十五枚の交付を受けることができる。

14　第二百五十二條第一項中「確定した日から五年間」の下に「（刑の執行猶予の言渡を受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）」を加え、同條第三項中「第一項に規定する者に対し同項の」の下に「五年間又は刑の執行猶予中の期間」を加え、同條同項中「若しくは同項の五年間の期間」を「その期間」に改めた。なお、本條中「判決が確定」とあるのを「裁判が確定」に改めた。

15　第二百五十六條但書中「但し、」の下に「任期満了に因る」を加える。

16　第二百五十八條第一項但書中「但し、」の下に「任期満了に因る」を加え「地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前に」を削る。

17　第二百五十九條但書中「その選挙」を「任期満了に因る」選挙に改める。

18　第二百七十三條に左の項を加える。

都道府県又は市町村の選挙管理委員会が、都道府県知事又は市町村長の承認を得て、当該都道府県又は市町村の補助機関たる職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない。

19　その他所要の字句の修正を行つた。

第四　なお、第百九十四條第一項選挙運動に関する支出金額の制限の規定について一部委員より本條項に一定の最高金額を規定し、その限度内において政令に委任することが適当であると反対意見があつた。又本條に附帯して政令においては、国会議員の選挙においては二円、但し、参議院全国選出議員の場合は一円以内において定められるよう措置すべき旨の申合せが採択せられた。

第五　本法案の起草に当つては特に

目次を章條別に掲げ、又各條において他の條項を引用した場合には、その下にかつこ書でそれぞれの引用條項の意味を要約して見出として示すこととした、この点に関連して第二百七十二條第二項を加え「この法律中「章」「條」及び「項」の下に附したかつこ「（）」書は、各條項を引用する場合の便宜をはかるための見出しであつて、各規定の内容を限定する意味を有するものと解釈されてはならない。」旨を規定した。これにより本法案の理解の便を図り、いわゆる「国民のための選挙法」たるの一助となるものと思料せられる。

第六　最後に本法案施行に必要な経過規定は、本法案の附則中に規定することとなつておつたのを改めて「公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法律の整理等に関する法律案」中に規定することとした。

以上が公職選挙法案の要旨であるが、内容は別册の通りである。

一　公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案の要旨

本法案は、公職選挙法の施行に必要な経過規定及び同法施行に伴う関係法令の廃止整理等に関する事項を一括して規定した法律案である。

第一章は、関係法令の廃止及び整理等に関するものである。

第一條は、公職選挙法施行に伴い当然不要となつた法令を廃止する規定であり、第二條以下第十一條までは政治資金規正法、地方自治法、教育委員会法、刑事訴訟法施行法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法、漁業法、地方自治法の一部を改正する法律、検察審査会法及び全国選挙管理委員会法等、公職選挙法の施行に伴い整理等を要する関係法令の一部改正の規定である。

第二章は、公職選挙法の施行に伴う経過規定に関するものである。

第十二條から第二十六條までであり、従前の選挙、手続、処分等の効力、従前の選挙人名簿の効力、特例、更に新法施行の際係属中の争訟、新法施行前にした行為に対する罰則の適用等公職選挙法の施行に伴い必要な経過規定を定めている。

第三章は、関係法律の整理等に伴う経過規定である。

第二十七條から第三十二條までであり、公職選挙法の施行に伴う関係法律の整理等によつて生ずる必要な経過規定を定めている。

なお、公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律は、公職選挙法施行の日から施行する旨を附則において明らかにした。

以上が公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案の要旨であるが、その内容別册の通りである。

右報告する。

昭和二十四年十二月一日

選挙法改正に関する特別委員長　生田　和平

衆議院議長　幣原喜重郎殿

昭和二十五年六月二十一日印刷
昭和二十五年六月二十二日発行
衆議院事務局
印刷者　印刷庁